



14.4
612



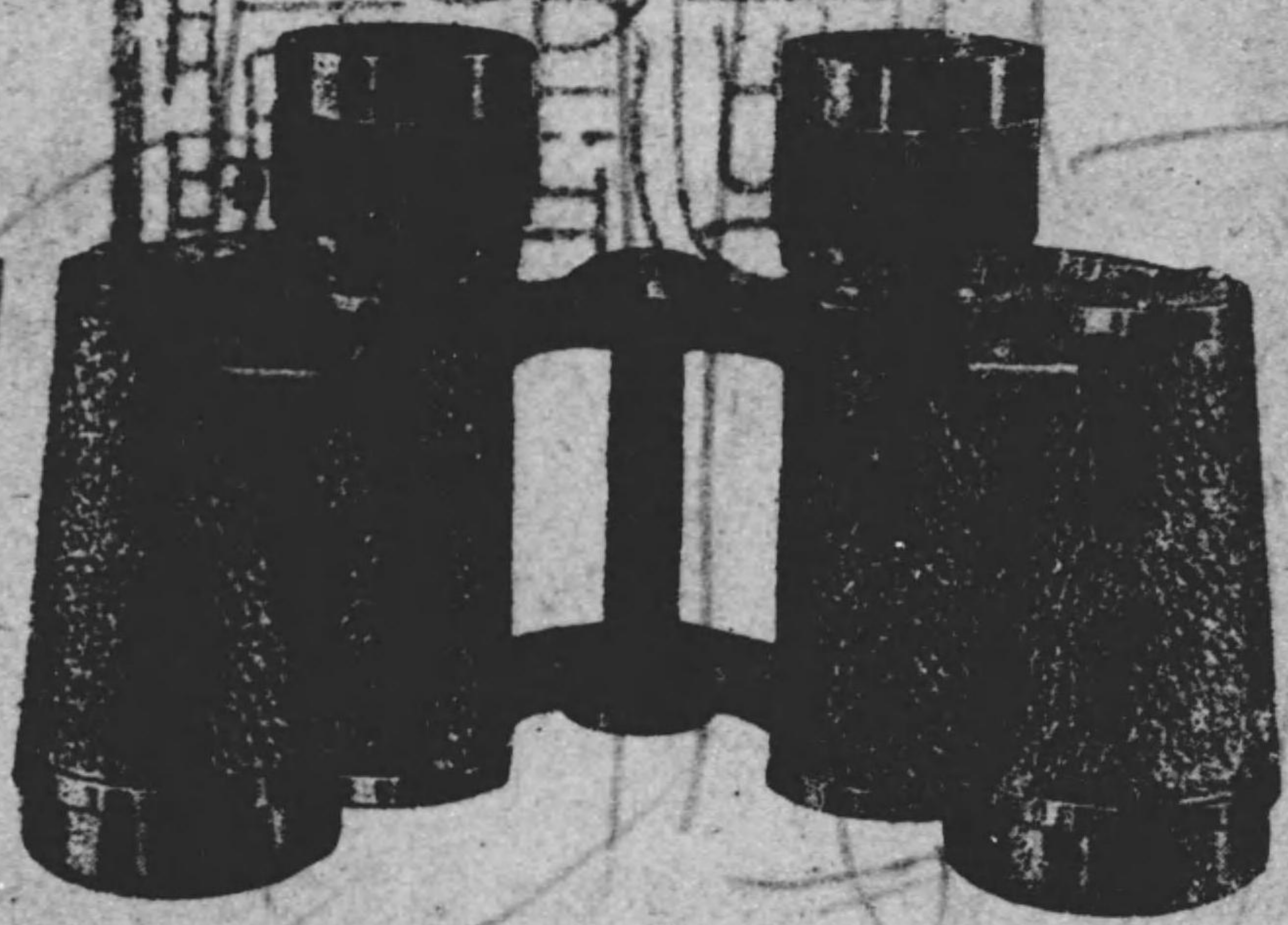


256 告 廣

イト2丁25

鏡眼双ムズリプ用軍 産國 屬全 輕

SAKURA 8×30mm 6×24mm



(呈送録型)

陸軍御用 玉屋眼鏡店光學部

東京市牛込區神樂坂上
電話牛込(34)1071 振替東京三三三



あらゆる徽章バツヂ

旗幟・腕章・帽章

メダル・合札・記念品

實用新案 サンライト象嵌徽章發賣元

東京市神田區神保町二丁目廿一番地

株式會社 内外徽章製作所

電話九段(33)0623・2534・2535番
振替口座東京5560番



14.4
612

有利貯蓄

附金當配・金増割
險保兵徴……

谷比日・京東 社本

富國徴兵

堀井膳寫版

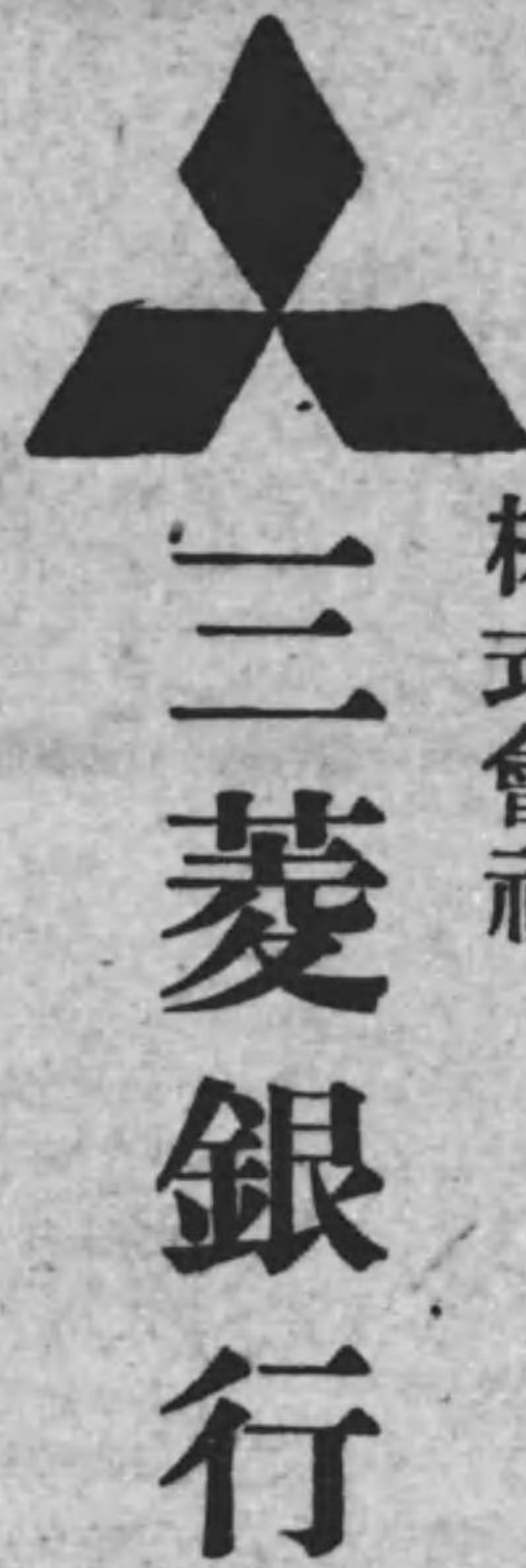
業入出輸般一及



元會館
店本井堀 總局
店本支店神橋
町池原 區田中 市東京
129-228-88 129-228-125 129-228-126
電 129-228-88
總局・池原・田中・池上・池下

支店出張所

東 永代橋、丸之内、丸之内第二、日本橋、四谷
京 駒込、日本橋通町、神田、品川、大森、虎之
市 門前、築地、芝、蒲田、板橋、本石町、
内 人形町、深川、洲崎、高橋、本所、新宿
各 大阪、中之島、船場、大阪南、梅田、神
地 戸、三宮、神港、ル、京都、名古屋、熱
田、小樽、小倉
海外 上海、大連、倫敦、紐育



株式會社

東京市麴町區丸ノ内貳丁目五番地

資本金 壹 億 圓
諸積立金 七千七百六拾萬圓

特約店 { 借水 行交 社水 }

神戶電氣店

東京市四谷區片町十八

電話四谷
{ 八四〇四
一〇〇〇
七〇二七
七九七 }
番番番

取締役會長 川島 三郎

三井鑛山株式會社

東京市日本橋區室町二丁目一番地

電話日本橋 (24) 自二三三三九番 至二三三三九番

目品業營

石綿 石綿 石綿 石綿 石綿
 其他各種 綿織 綿織 綿織 綿織
 保溫 工事 設計 請負 材料

海軍省、鐵道省指定工場

TRADE MARK



力ナ工石綿 工業株式會社

本社 大阪市西成區出城通四丁目二番地
 電話櫻川 (特長三八四番・三八五番
 振替口座大阪七六八八六七番
 東京出張所 東京市牛込區南橫町二六番地
 電話牛込六四八八番
 長崎出張所 長崎市酒屋町四三番地
 電話長崎一二一八番
 撫順出張所 撫順新揚町三番地
 電話二三八三番

目種品製

一般機械器具類
 一般兵器類
 各種教練銃



中央工業株式會社

東京市京橋區木挽町三丁目四番地
 電話京橋 (直通) 九八九一—九八九七 六七五九

工場及代理店

大森工場 東京市大森區堤方町二三番地 電話大森 七五五一—七五五四
 南部工場 東京府北多摩郡國分寺町本多新田 電話國分寺 七九二〇・九二二七
 王子工場 東京市王子區稻付島下町一七番地 電話赤羽 三〇〇四・三〇〇六
 新倉工場 埼玉縣北足立郡新倉村四、五〇番地 電話白子 六六一〇・六一〇五
 技術研究所 東京府北多摩郡小金井町五 電話國分寺 二二二九
 地方代理店 大倉商社株式會社
 教練銃代理店 株式會社大倉銃砲店

資本金 參 千萬 圓
 營業種目 染料、中間物、合成醫藥製造販賣



日本染料製造株式會社

本社 大阪市此花區春日出町二七八ノ三
 出張所 東京市、上海、天津
 春日出工場 大阪市此花區春日出町
 西島工場 大阪市此花區西島町
 鶴崎工場 大分縣鶴崎町

日本曹達株式會社

東京市麴町區大手町貳ノ八

取締役社長	二 春 郎	二 春 郎	二 春 郎
常務取締役	大 和 田	大 和 田	大 和 田
常務取締役	花 田 弟	花 田 弟	花 田 弟
常務取締役	出 野 義	出 野 義	出 野 義
常務取締役	中 野 邦	中 野 邦	中 野 邦
常務取締役	樋 口 雄	樋 口 雄	樋 口 雄

諸官廳納入

防水帆布
綿帆布
擬帆布
油質加工

日本加工織布株式會社

東京市神田區元岩井町三十九番地

電話浪花 (67)

〇五〇四
一〇〇二
六〇〇二
六三二七
四三二六
四三二六

兵隊さんと手紙

慰問袋に便箋を加へる事は、銃後人の常識となりましたが兵隊さんが一番喜ばれるのはなんと言つても、優しい手紙です、だから慰問袋には、キットお手紙を書いて、お入れになる様、お願ひ致します。



コクヨの便箋

●各道有名店、文具店、百貨店ニテ才家メ下サイ●

會社名 黒田國光堂

大阪市東成區大今里本町

コクヨ

總店 大阪市東成區大今里本町

支店 大阪市東成區大今里本町

製品種目

伸銅品、輕合金
製鋼品、鋼管
金屬製プロペラ



住友金屬工業株式會社

本店(營業所) 大阪市此花區島屋町三七
伸銅所 大阪市此花區島屋町五六
製鋼所 大阪市此花區島屋町二四九
鋼管製造所 兵庫縣尼崎市東向島西之町二八
プロペラ製造所 大阪市此花區島屋町五六

資本金六千四百貳拾萬圓

臺灣製糖株式會社

本社 臺灣高雄州屏東市
東京出張所 東京市麴町區丸ノ内(有樂館)
一手販賣所 三井物產株式會社

目科業營	
一、	各種リノリウム
二、	リノリウム、オールド
三、	リノリウム、ワックス
四、	リノリウム、特製糊

海軍省、鐵道省指定工場

東洋リノリウム株式會社

營業所 大阪市東區瓦町二丁目三和ビル
電話北濱二〇六〇・三九一〇番
支店 東京市京橋區銀座四丁目三和ビル
電話東橋二五六四・一七〇二番
工場 兵庫縣川邊郡伊丹町
電話伊丹一・番・六九番

資本金壹億四千七百五拾萬圓

日本石油株式會社

東京市麴町區丸ノ内
三丁目四番地

軍刀及附屬品
製造販賣

岡田軍刀店

東京市赤坂區表町一丁目八番地
電話赤坂(48)四二六三〇三番
振替東京九四九二八番

○一般住宅建築ハ三十坪以下ニ統制サレマシタ
但シ家族六人以上ノ場合ハ四十坪位マデ建ラ
レマス
◎弊店ハ釘、亜鉛鐵板等最モ買入困難ナル品物
デモ東京府ノ配給ヲ受ケテ居リマスカラ何時
デモ差支ヘナク間ニ合ヒマス

土木建築請負業

廣 土橋工務店

店主在郷軍人 土橋 廣之

營業所

東京市荏原區戸越町六六八

電話荏原五四五八番

和洋建築工事
測量製圖設計監督
瓦斯電氣工事事
庭家具裝飾工事事
庭園一般工事



東洋鑪伸銅株式會社

大阪市此花區大開町四丁目

電話此花(46) 三四三三・三四三二・三四三一・三四三〇

振替口座大阪一二一〇一〇番

尼崎 伸銅工場

電話尼崎 三三〇五番

尼崎 鑪伸銅工場

電話尼崎 二七四〇番

勅 語

(紀元二千六百年記念觀艦式)

朕紀元二千六百年ニ際シ茲ニ觀艦式ヲ行ヒ親シク其ノ軍容
ノ齊整ニシテ士氣ノ旺盛ナルヲ觀深ク之ヲ嘉ス

今ヤ世局ノ騷亂甚シク帝國ノ使命益々重大ナルノ秋國軍ノ
精強ヲ要スルコト愈々切ナルモノアリ汝等倍々奮勵シ協心
戮力朕カ股肱タルノ本分ヲ竭シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼
セヨ

昭和十五年十月十一日

勅

語

(紀元二千六百年記念觀兵式)

朕紀元二千六百年ニ際シ茲ニ觀兵式ヲ行ヒ親シク其ノ軍容ノ齊整ニシテ士氣ノ旺盛ナルヲ觀深ク之ヲ嘉ス

今ヤ世局ノ騷亂甚シク帝國ノ使命益々重大ナルノ秋國軍ノ精強ヲ要スルコト愈々切ナルモノアリ汝等倍々奮勵シ協心戮力朕カ股肱タルノ本分ヲ竭シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼

セヨ

昭和十五年十月二十一日

勅

語

(教育勅語漢發五十周年記念)

皇祖考曩ニ聖勅ヲ降シタマヒテ國體ノ精華ヲ闡明シ國民道徳ノ大本ヲ昭示シタマヒシヨリ茲ニ五十年ナリ而シテ爾臣民克ク聖勅ノ趣旨ヲ體シ夙夜振勵文ヲ經トシ武ヲ緯トシ教化爰ニ洽ク學風以テ振ヒ國運ノ隆昌克ク今日アルヲ致セルハ朕ノ深ク憚フ所ナリ

今ヤ國際ノ情勢ハ曠古ノ大變ニ際會セリ爾臣民其レ世局ニ鑒ミ億兆心ヲ一ニシ時艱ヲ克服シテ大訓ノ聖旨ニ副ヒタテマツリ以テ德輝ヲ四表ニ光被センコトヲ期セヨ

昭和十五年十月三十日

勅 語

(紀元二千六百年式典)

茲ニ紀元二千六百年ニ膺リ百億衆庶相會シ之レカ慶祝ノ典ヲ舉ケ以テ肇國ノ精神ヲ昂揚セントスルハ朕深ク焉レヲ嘉尙ス

今ヤ世局ノ激變ハ實ニ國運隆替ノ由リテ以テ判カルル所ナリ爾臣民克ク嚮ニ降タシシ宣諭ノ趣旨ヲ體シ我カ惟神ノ大道ヲ中外ニ顯揚シ以テ人類ノ福祉ト萬邦ノ協和トニ寄與スルアラシコトヲ期セヨ

奉 答 文 (觀艦式)

紀元二千六百年ニ際シ特ニ觀艦式ヲ行ハセラレ優渥ナル勅語ヲ賜フ誠ニ感激ノ至ニ堪ヘス臣等益々奮勵努力以テ 聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス

海軍大臣 及川古志郎

奉 答 文 (觀兵式)

紀元二千六百年ニ際シ特ニ觀兵式ヲ行ハセラレ優渥ナル勅語ヲ賜フ洵ニ感激ノ至リニ堪ヘス臣等益々奮勵努力以テ 聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス

陸軍大臣 東條英機

奉 答 文 (教育勅語頒發五十周年記念)

茲ニ教育ニ關スル勅語頒發五十年記念式典ヲ舉行スルニ當リ忝クモ優渥ナル勅語ヲ賜フ數慮深遠洵ニ恐
感激ノ至リニ堪ヘズ臣等益々匪躬ノ懼ヲ輸シ以テ聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

文部大臣 橋田邦彦

年七十和昭

鑑年事軍軍海陸

一 目 要 一

皇室宮廷	一
皇室典範	三
靖國神社、護國神社	五
位階勳功	九
軍事年表	九
支那事變史	七三
法規改廢	一〇九
帝國國軍現制	一五九
帝國陸軍	一九九
帝國海軍	二三三
特務機關	二九三
兵役篇	二九七
陸海軍志願者便覽	三〇五
在鄉軍人會、在鄉軍人心得	三〇九
恩給、救恤	三一九
軍事援護	三六九
軍事刑罰	四九一
國防國家篇	四九七
航 空	五〇五
防 空	六〇九
防 謀	六五二
馬 事	六八九
軍事豫算	七〇三
外交條約	七二二
隣邦要覽	七三一
軍事史料篇	八〇一
軍事關係社會文化	八〇九
軍事關係公私諸團體	八八九
兵器裝備篇	九〇七
列國軍備の概況	九八三
歐洲戰亂概要	一〇二二
大東亞戰公報集	一〇四二
雜	一一七五

(定期入月 備考) 覽一齡月及刻時沒日出日

考 備	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
天文ノ出入時刻算出法	滿月三日 下弦十日 新月十七日 上弦二十四日	滿月一日 下弦八日 新月十五日 上弦二十三日	滿月三日 下弦十日 新月十七日 上弦二十五日	滿月一日 下弦八日 新月十五日 上弦二十三日	滿月一日 下弦八日 新月十五日 上弦二十三日	下弦六日 新月十四日 上弦廿二日 滿月二十八日	下弦五日 新月十三日 上弦廿一日 滿月二十八日	下弦四日 新月十二日 上弦十九日 滿月二十六日	下弦三日 新月十一日 上弦十八日 滿月二十四日	下弦二日 新月十日 上弦十七日 滿月二十四日	下弦一日 新月九日 上弦十五日 滿月廿三日	下弦一日 新月八日 上弦十五日 滿月廿三日
月ノ出入時刻算出法	十六日 日出 五時五十二分 日没 五時四十九分	一日 日出 六時四十二分 日没 五時八分	一日 日出 六時三十三分 日没 五時三十五分	一日 日出 四時五十分 日没 六時二十七分	一日 日出 四時五十分 日没 六時二十七分	一日 日出 四時二十七分 日没 六時三十九分	一日 日出 四時二十八分 日没 六時三十分	一日 日出 四時四十八分 日没 六時四十六分	一日 日出 四時四十八分 日没 六時三十九分	一日 日出 五時十二分 日没 六時十分	一日 日出 四時三十四分 日没 五時三十分	一日 日出 六時三十一分 日没 四時二十八分
天ノ出入時刻算出法	十六日 日出 五時五十二分 日没 五時四十九分	一日 日出 六時四十二分 日没 五時八分	一日 日出 六時三十三分 日没 五時三十五分	一日 日出 四時五十分 日没 六時二十七分	一日 日出 四時五十分 日没 六時二十七分	一日 日出 四時二十七分 日没 六時三十九分	一日 日出 四時二十八分 日没 六時三十分	一日 日出 四時四十八分 日没 六時四十六分	一日 日出 四時四十八分 日没 六時三十九分	一日 日出 五時十二分 日没 六時十分	一日 日出 四時三十四分 日没 五時三十分	一日 日出 六時三十一分 日没 四時二十八分
以上ノ如ク右表ニ記シテノ期日トシテ算定シテ以上ノ概算ニヨリ日ノ出入時刻算出法	十六日 日出 五時五十二分 日没 五時四十九分	一日 日出 六時四十二分 日没 五時八分	一日 日出 六時三十三分 日没 五時三十五分	一日 日出 四時五十分 日没 六時二十七分	一日 日出 四時五十分 日没 六時二十七分	一日 日出 四時二十七分 日没 六時三十九分	一日 日出 四時二十八分 日没 六時三十分	一日 日出 四時四十八分 日没 六時四十六分	一日 日出 四時四十八分 日没 六時三十九分	一日 日出 五時十二分 日没 六時十分	一日 日出 四時三十四分 日没 五時三十分	一日 日出 六時三十一分 日没 四時二十八分

挿入地圖及圖版目次

- 支那戰線一覽及將軍戰區圖
- トンキン灣附近圖
- 豫南作戦圖
- 東支那海附近圖
- ビルマルト圖
- 機雷術章
- グライダー列車想像圖
- 油脂燒夷彈圖
- エレクトロン燒夷彈圖
- 黃燐燒夷彈圖
- 磁氣機雷圖
- 佛領印度支那圖
- 蘭領印度支那圖
- シンガポール島圖
- 香港附近圖
- ウラジオストツク及其附近圖
- 太平洋軍事重要地圖
- バルカン戰線圖
- 北大西洋海航航跡圖
- 獨ソ戰經過圖

口 繪 寫 眞 目 次

- 蒙古軍民協和圖(入選繪畫)
- 文展入選彫塑「手榴彈」同「博愛の使徒」
- 大東亞戰、眞珠灣頭の水煙、ハワイホイラー飛行場の炎上
- 戦線の秋(北支陸軍部隊)、江上進撃(中支海軍部隊)
- 洋上假泊中の我航空母艦
- 我海軍一萬噸級重巡洋艦の前部主砲と艦橋
- 日獨海軍之一、支那事變記念日に一文字山へ行軍中の北支分會
- 同 二、ヒットラー總統とラインハルト在郷軍人會長
- 米國新戦艦ノース・カロライナ(機装中)、米國機動水雷艇の公試運轉
- ボーイングB-17C型重爆撃機(空の要塞)
- ウエストランド・ライザンダの急降下
- レキシントン艦上のカーチス急降下爆撃機
- コンソリデーテッドPB-2Y二型哨戒爆撃飛行艇
- 英國新鋭戦艦キング・ジョージ五世
- 大西洋上に奮戦した獨逸新鋭戦艦ビスマルクの勇姿
- 英戦艦ホルソンの對空砲、英驅逐艦の新二聯裝高角機銃
- 獨逸快速艇(Uボート)二七號、米潜水艦S級號
- 落下傘部隊、ソアラの雄オリンピア・マイゼ號
- 火焰發射戰車、ソ聯の對戰車砲(四十五耗)
- スピットファイヤーとホーカーハリケーン(英國戰闘機の編隊飛行)
- 昭南島要塞(舊シンガポール)防禦配備圖

陸海軍軍事年鑑目次

皇室宮廷	勅 語	皇室典範	遊 就 館
皇 室	皇 室 典 範	皇 室 典 範 增 補	祭 神 數
皇 族	皇 室 典 範 增 補	公 式 令	〔陸軍神社〕
陸海軍諸學校に御在學中の皇族	歴代宮内大臣	軍 旗	全國護國神社一覽
王族及公族	軍 旗	軍 艦 旗	別格官幣社一覽
皇族臣籍降下	〔靖國神社〕	靖國神社、護國神社	位階勳功
皇族、王族御公職	起 源	名 稱	位階令要旨
御歴代表	祭神と御靈代	皇室の御尊崇	勳 章
皇室祭祀	祭 典	靖國神社の歌	金鷄勳章創設の詔
宮 城			勳章の種類
御 府			記章の種類
宮中席次			褒章の種類
内外人主催の集會に於ける席次			勳章記章及略綬佩用心得
習 志 野			有功者心得及届
臺灣神社、臺南神社、臺護神社			軍人傷痍記章
相 武 臺			軍人遺族記章
修 武 臺			軍事年表
			自昭和十五年九月
			至昭和十六年十月
			支那事變史

北白川宮永久王殿下奉悼歌……………三
支那事變經過日曆……………三
全戰線一覽及蔣軍戰區圖……………三
〔支那第四、五年の主要戰事經過〕……………三
〔陸軍之部〕……………三
昭和十五年中之作戰概要……………三
東條陸相の説明要旨……………三
佛印進駐……………三
昭和十六年八月迄の經過概要……………三
自一月至六月……………三
七月八月の状況……………三
佛印南部に増駐……………三
〔海軍之部〕……………三
昭和十五年中之作戰概要……………三
昭和十六年八月迄の經過概要……………三
〔海軍四年〕……………三

統帥權……………一五
編制權……………一五
統帥權と編制權との關係……………一五
軍制の制定……………一六
軍令の特色……………一六
統制命令と軍令との關係……………一六
軍令……………一六
軍政令達……………一六
軍政及軍令の系統に關する事項の令達、通牒及照覆等……………一六
憲法抄……………一六
大本營令……………一六
防務條例抄……………一六
防衛總司令部令要旨……………一六
防禦海面令……………一六
衛戍令……………一六
衛戍勤務令抄……………一六
防備隊令抄……………一六
戒嚴令抄……………一六
憲發令抄……………一六
海戰法規抄……………一六
陸戰の法規慣例に關する規則摘……………一六

要……………一七
赤十字條約抄……………一七
俘虜取扱規則……………一七
陸軍軍人軍屬著作規則……………一七
陸軍軍人軍屬著作規則改正に關する件……………一七
帝國陸軍……………一七
〔統帥機關〕……………一七
參謀本部……………一七
歴代參謀總長……………一七
〔軍政機關〕……………一七
陸軍省……………一七
大臣官房……………一七
人事局……………一七
軍務局……………一七
兵務局……………一七
整備局……………一七
兵器局……………一七
經理局……………一七
醫務局……………一七
法務局……………一七

陸軍省職員表……………一八五
歴代陸軍大臣……………一八七
〔陸軍省總務官衙〕……………一八七
陸軍航空本部……………一八七
陸軍航空技術研究所……………一八八
陸軍航空工廠……………一八八
陸軍技術本部……………一八八
陸軍兵器廠……………一八八
軍馬補充部……………一八八
陸軍築城部……………一八八
陸軍製械廠……………一八八
陸軍被服廠……………一八八
陸軍糧秣廠……………一八八
陸軍燃料廠……………一八八
陸軍衛生材料廠……………一八八
陸軍獸醫資材廠……………一八八
陸軍運輸部……………一八八
陸軍氣象部……………一八八
陸軍機甲本部……………一八八
陸軍需品廠……………一八八
〔其他官衙〕……………一八八

參謀總長の管轄する官衙……………一八八
陸地測量部……………一八八
軍司令官若は師團長に隸屬する官衙……………一八八
要塞司令部……………一八八
聯隊區司令部……………一八八
陸軍兵事部……………一八八
陸軍病院……………一八八
陸軍監獄……………一八八
陸軍倉庫……………一八八
〔教育機關及學校〕……………一八八
教育總監部……………一八八
歴代教育總監……………一八八
〔教育總監部の管轄する學校〕……………一八八
陸軍幼年學校……………一八八
陸軍豫科士官學校……………一八八
陸軍士官學校……………一八八
陸軍豫備士官學校……………一八八
陸軍教導學校……………一八八
陸軍步兵學校……………一八八
陸軍戸山學校……………一八八
陸軍通信學校……………一八八

陸軍科學學校……………一九二
陸軍野戰砲兵學校……………一九二
陸軍重砲兵學校……………一九二
陸軍防空學校……………一九二
陸軍工兵學校……………一九二
陸軍輜重兵學校……………一九二
陸軍習志野學校……………一九二
陸軍少年通信兵學校……………一九二
〔陸軍機甲本部長に隸屬する學校〕……………一九二
陸軍機甲整備學校……………一九二
陸軍騎兵學校……………一九二
千葉陸軍戰車學校……………一九二
陸軍少年戰車兵學校……………一九二
〔航空機關及其の管轄する學校〕……………一九二
陸軍航空總監部……………一九二
陸軍航空士官學校……………一九二
東京陸軍航空學校……………一九二
陸軍航空技術學校……………一九二
熊谷陸軍飛行學校……………一九二
下志津陸軍飛行學校……………一九二
明野陸軍飛行學校……………一九二

濱松陸軍飛行學校	二九七
峠田陸軍飛行學校	二九七
水戸陸軍飛行學校	二九七
岐阜陸軍飛行學校	二九七
宇都宮陸軍飛行學校	二九七
太刀洗陸軍飛行學校	二九七
陸軍航空整備學校	二九八
陸軍航空通信學校	二九八
陸軍大臣の管轄する學校	二九八
陸軍兵器學校	二九八
陸軍經理學校	二九八
陸軍軍醫學校	二九八
陸軍獸醫學校	二九八
陸軍憲兵學校	二九八
參謀總長の管轄する學校	二九九
陸軍大學校	二九九
陸地測量部修技所	二九九
防衛總司令部	三〇〇
軍司令部	三〇〇
關東軍司令部	三〇〇
旅團司令部	三〇〇
師團司令部	三〇一
飛行集團	三〇一
飛行團	三〇一
憲兵隊	三〇一
軍隊教育、檢閲、演習	三〇二
軍隊教育の要旨	三〇二
軍隊教育令綱領	三〇二
軍隊教育の區分	三〇二
軍隊教育の種類	三〇二
各官の職務	三〇三
陸軍將校團條例要旨	三〇三
區分	三〇三
將校團長及監督官	三〇三
各部將校團	三〇三
團員	三〇三
豫後備役將校團演習會	三〇三
檢閲	三〇三
隊長の行ふ檢閲	三〇三
隨時檢閲	三〇三
兵監の行ふ檢閲	三〇三
特命檢閲	三〇三
陸軍檢閲令	三〇八
連合演習	三〇八
師團演習	三〇八
特別師團演習	三〇八
特別大演習	三〇八
特別各兵演習	三〇八
司令部演習	三〇八
特種演習	三〇八
陸海軍聯合大演習	三〇九
將校演習旅行	三〇九
將官演習旅行	三〇九
參謀演習旅行	三〇九
幹部演習旅行	三〇九
軍動員	三〇九
陸軍の禮式及儀式要目	三〇九
陸軍服制	三〇九
陸軍令	三〇九
陸軍情報局設置	三〇九
陸軍管區表	三〇九
陸軍武官等表	三〇九
陸軍武官並兵等表	三〇九

陸軍武官等表	二八
陸軍下士官以下給料表	二八
陸軍學生徒手費表	二九
陸軍官衙所在地一覽	三〇
陸軍學校所在地一覽	三一
陸軍要職人員表	三二
陸軍諸學校	三二
帝國海軍	三三
〔統帥機關〕	三三
軍司令部	三三
歴代軍令部總長	三三
〔軍政機關〕	三三
海軍省	三三
軍務局	三三
兵備局	三三
人事局	三三
教育局	三三
軍需局	三三
醫務局	三三
經理局	三三
法務局	三三
海軍施設本部	三三
海軍省定員表	三三
歴代海軍大臣	三三
〔會議及委員會〕	三三
海軍將官會議	三三
海軍技術會議	三三
海軍技術會議	三三
海軍用語調査委員會	三三
觀禮式事務委員	三三
表彰審査委員會	三三
航空事故調査委員會	三三
〔海軍省管轄官衙〕	三三
海軍艦政本部	三三
海軍技術研究所	三三
海軍火藥廠	三三
海軍航空本部	三三
水路部	三三
〔海軍大臣管轄學校〕	三三
海軍大學校	三三
海軍兵學校	三三
海軍機關學校	三三
海軍軍醫學校	三三
海軍經理學校	三三
〔鎮守府司令官に轄する學校〕	三三
海軍砲術學校	三三
海軍水雷學校	三三
海軍機雷學校	三三
海軍潜水學校	三三
海軍工機學校	三三
海軍工作學校	三三
海軍通信學校	三三
海軍航海學校	三三
警備府	三三
鎮守府	三三
〔鎮守府管轄官衙〕	三三
海軍人事部	三三
海軍軍需部	三三
海軍港務部	三三
海軍艦船部	三三
海軍工廠	三三
海軍建築部	三三
海軍航空廠	三三
海軍航空技術廠	三三
海軍病院	三三

海軍經理部	二五〇
鎮守府軍法會議	二五〇
海軍監獄	二五〇
海軍燃料廠	二五〇
大阪警備府	二五〇
地方在勤海軍武官	二五〇
〔艦隊〕	
聯合艦隊	二五〇
艦隊	二五〇
獨立艦隊司令官	二五〇
戰隊	二五〇
警備戰隊、防備戰隊	二五〇
驅逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊	二五〇
海隊	二五〇
〔海軍〕	
海兵團	二五〇
防備隊	二五〇
海軍航空隊	二五〇
海軍練習航空隊	二五〇
海軍聯合航空隊	二五〇
海軍通信隊	二五〇
海軍陸戰隊	二五〇
〔艦〕	
戰艦	二五〇
巡洋艦	二五〇
航空母艦	二五〇
水上機母艦	二五〇
潜水母艦	二五〇
敷設艦	二五〇
海防艦	二五〇
砲艦	二五〇
練習戰艦	二五〇
水雷艇	二五〇
掃海艇	二五〇
特務艦	二五〇
特務艇	二五〇
〔教育、點檢、査閲、檢閲、演習〕	
海軍の軍隊教育	二五〇
海兵團の教育	二五〇
海兵團練習部教育	二五〇
海軍練習航空隊の教育	二五〇
練習生の教育	二五〇
艦船の教育	二五〇
〔海軍の編制〕	
艦内編制	二五〇
士官以下の教育	二五〇
准士官、下士官兵教育	二五〇
點檢	二五〇
分隊點檢	二五〇
艦内點檢	二五〇
査閲	二五〇
演習	二五〇
〔海軍の服制〕	
各科の識別	二五〇
各階級區別章	二五〇
服裝の特例	二五〇
〔海軍儀禮の概要〕	
天皇旗	二五〇
將旗	二五〇
長旗	二五〇
軍旗	二五〇
艦首旗	二五〇

滿艦飾	二六五
禮式	二六六
軍艦の敬禮	二六六
短艇の敬禮	二六六
觀兵式	二六六
遙拜式	二六六
禮砲	二六六
皇禮砲	二六六
帝國文武官に對する禮砲	二六六
其他の禮砲	二六六
答禮	二六六
觀艦式	二六六
觀艦式一覽	二六六
〔海軍區、軍港、要港〕	
帝國海軍區及其の區劃	二六六
海軍管區表	二六六
志願兵徵募區	二六六
海軍武官階表	二六六
海軍武官俸給表	二六六
海軍下士官以下俸給、生徒及學生手當	二六六
帝國艦艇一覽	二六六
〔最近一年間海軍關係事件〕	
海軍軍事普及部廢止及其歴史	二六六
大角大將等殉職	二六六
中華民國の軍艦旗	二六六
商船旗章令	二六六
船舶保護法	二六六
捕獲審檢所開設	二六六
水兵軍帽前章臨時規定	二六六
機雷術章の新定	二六六
海軍豫備學生規則制度の創設	二六六
船舶保護法及關東州及南洋群島船舶保護令施行規則	二六六
捕獲審檢所の開設	二六六
海軍官衙、團隊、學校所在地	二六六
海軍要職人名表	二六六
海軍の上級者兼務制採用	二六六
特務機關	
〔艦内編制〕	
元帥府	二六六
軍事參議院	二六六
〔其他の特務機關〕	
侍從武官府	二六六
皇族附及王公族附武官	二六六
陸軍將校生徒試驗委員	二六六
海軍生徒採用試驗委員	二六六
外國駐在員	二六六
兵役篇	
帝國兵役法の根本精神	二六六
兵役法	二六六
陸軍特別志願兵令抄(朝鮮志願兵)	二六六
兵役法改正の要點	二六六
臺灣志願兵制實施	二六六
徵集及徵兵檢査	二六六
附、在學徵集延期期間短縮	二六六
大學學部等の修業年限短縮	二六六
召集及簡閱點呼	二六六
〔服制〕	
陸軍將校准士官	二六六
陸軍下士官の服役	二六六
陸軍兵の服役	二六六

海軍將校准士官の服役	三三三
海軍下士官兵の服役	三三五
兵役法施行令大改正説明	三三六
〔分限、進級〕	
陸軍將校分限令	三四〇
海軍將校分限令	三四一
陸軍武官進級令	三四二
海軍武官進級令	三四三
陸軍將校分限令並陸軍武官進級令の改正説明	三四四
海軍任用進級改正説明	三四四
補充	
〔陸軍之部〕	
現役將校の補充	三四五
豫備役將校の補充	三四八
現役下士官の補充	三四一
豫備下士官の補充	三四四
戦時又は事變の際に於ける特別補充	三四五
平時に於ける特別補充	三四五
陸軍補充令改正説明	三四七
〔海軍之部〕	
海軍士官補充系統	三五八
海軍豫備員	三五二
海軍豫備員候補者	三五三
陸海軍志願者便覧	
諸學校、依託生	
中少尉、見習士官	
候補生、候補者	
志願兵、練習生	
〔陸軍諸學校生徒志願者便覧〕	
陸軍幼年學校生徒	三五五
陸軍豫科士官學校生徒	三五八
陸軍經理學校豫科生徒	三五九
東京陸軍航空學校生徒	三六〇
陸軍兵器學校生徒	三六〇
少年通信兵學校	三六一
少年戰車兵學校	三六一
陸軍通信學校生徒	三六一
千葉陸軍戰車學校生徒	三六一
陸軍戸山學校軍樂生徒	三六一
〔陸軍依託學生、生徒便覧〕	
衛生部依託學生、同生徒	三六三
獸醫部依託學生、同生徒	三六四
技術部依託學生、同生徒	三六五
〔海軍諸學校生徒志願者便覧〕	
海軍三校生徒志願者の資格	三六五
〔海軍豫備依託學生生徒志願者便覧〕	
軍醫學生、藥劑學生	三六八
技術學生	三六九
海軍志願兵の采	三六〇
甲種飛行豫科練習生志願者	三六四
〔陸海軍中少尉、候補生、見習士官〕	
練習生等召募一覽	三六五
〔陸海軍軍屬其他志願者便覧〕	
陸軍法務官	三六六
陸地測量部修技所生徒	三六七
陸軍監獄看守	三六七
陸軍醫查	三六八
陸軍通譯	三六八
陸軍調教手	三六九
陸軍軍犬手	三六九
海軍法務官	三六〇

海軍書記官並に同理事官	三九〇
海軍建築技師	三九〇
海軍技手及技師	三九〇
海軍警査及海軍監獄看守	三九一
技術將校の登庸	三九一
陸軍幼年學校生徒採用試験問題	三九二
海軍志願兵徵募検査問題	三九六
陸軍兵器學校生徒問題	三九八
在郷軍人會、在郷軍人心得	
帝國在郷軍人會	三九九
帝國在郷軍人會本部	四〇一
帝國在郷軍人會財團	四〇三
軍人會館	四〇三
在郷軍人心得	四〇七
附、願屆様式	
陸軍在郷軍人職業申告規則	四〇三
在郷軍人諸願屆一覽表(陸軍)	四〇五
在郷軍人諸願屆一覽表(海軍)	四〇八
在郷軍人諸願屆一覽表(海軍豫備兵)	四一〇
郷軍乘報(昭和十五—十六年)	四二二
恩給、救恤	
給	四九九
扶助料	四九三
轉發復賜金令	四九〇
軍事扶助法	四九三
入營者職業保障法	四九四
入營者職業保障法施行規則	四九五
恩給金庫法	四九六
軍事保護	
軍事保護院	四七〇
傷痍軍人保護對策委員會	四七〇
傷痍軍人醫務委員會	四七〇
醫療保護	四七一
職業保護	四七二
傷兵院	四七八
軍人授護讀本	四八〇
軍事刑罰	
刑法令	四九一
陸海軍軍事司法	四九二
軍法會議	四九二
訴訟手續	四九四
海軍軍法會議法	四九五
陸軍懲罰令罰目	四九六
海軍懲罰令罰目	四九六
陸軍軍人軍屬等犯罪即決法	四九六
關係機關	四九六
國防國家篇	
國家總動員	四九七
國家總動員法	五〇一
總動員法發動狀況	五〇八
軍關係總動員法令目次	五〇〇
陸軍關係	五〇〇
海軍關係	五〇〇
關係法令	五〇一
企畫院官制抄	五〇二
國家總動員審議會官制抄	五〇二
國民徵用令	五〇二
國民徵用令抄	五〇三
國民徵用令施行規則	五〇四

總動員試驗研究令	五五
陸海軍總動員試驗研究令施行規則	五七
總力戰研究所官制	五八
國民勤勞報國協力令	五九
〔國土、人口、食糧對策〕	六一
國土計畫設定要綱	六一
人口政策要綱	六三
緊急食糧對策	六六
〔學生、青年訓練〕	六六
陸軍現役將校學校配屬に關する訓令	六六
陸軍現役將校學校配屬令	六七
海軍現役武官商船學校等配屬令抄	六九
學校教練制度の改正に就て	七〇
青年學校令抄	七五
青年學校教授及訓練科目要旨抄	七九
昭和十五年國勢調査人口確定數	五三
航空	五五
軍事航空	五五
一般航空	五七
航空の重要性	五九
陸海軍航空部隊の活躍	五〇
歐洲戰と空軍	五三
帝國陸軍航空	五一
帝國海軍航空	五八
陸軍制式飛行機諸元表	五五
帝國海軍飛行機	五五
列國現用主要爆撃機要目表	五六
列國現用主要戰鬥機要目表	五六
列國現用主要偵察機要目表	五九
支那空軍飛行機諸元表	六〇
各國空軍擴張表	六二
民間航空の重要性	六三
列國民間航空の現狀	六四
東亞主要航空路	六一
航空記録	五七
航空法	六〇
防空	六二
防空の重要性	六二
防空兵器	六三
國民防空	六三
防空手段と各種機關	六四
防空法に就て	六六
防空法	六七
防空法施行令	六九
官廳防空令	六三
防空委員會令	六三
防空警報傳達信號	六四
訓練防空警報規則	六四
警防團令	六五
燈火管制規則	六三〇
燈火管制規則施行に關する件	六三一
燈火管制規則附表	六三六
防空通信規則摘要	六四〇
〔防 護〕	六四一
空襲に用ひられる瓦斯	六四一
個人の防護	六四二
家庭の防護	六四二
外出先の防護	六四四
瓦斯患者の救急	六四四

瓦斯防護の總考(抄)	六四
消 火	六四
〔附 表〕	六四
爆彈効力判定表	六〇九
油脂燒夷彈効力判定表	六二〇
警報一覽表	六二〇
燈火管制下の標識燈の種類及記號	六二〇
屋內燈警戒管程度表	六二一
隣組及家庭防空設備品	六二七
各種燒夷彈効力判定表	六二八
防 護	六二八
軍機保護法	六五一
軍機保護法施行規則(陸軍)	六五五
軍機保護法施行規則(海軍)	六六一
要塞地帶法	六六六
陸軍輸送港域取締法	六六八
軍用資源秘密保護法	六六八
軍用資源秘密保護法施行規則	六七二
軍用電氣通信法抄	六七三
國防保安法	六七三
國防保安法施行令	六九
國境取締法	六九
國境取締法施行令	六八〇
新聞紙等掲載制限令	六八〇
防諜に就て	六八一
寫眞と防諜	六八七
馬 事	六八七
附 軍犬、軍用鳩、功章	六八七
馬 政	六八九
馬改良方針	六九二
軍馬の資格及能力に關する標準	六九四
馬事團體	六九六
興亞馬事大會	六九六
軍 馬 祭	七〇〇
〔軍 犬〕	七〇一
軍犬の種類	七〇一
軍犬の用法	七〇二
軍犬の管理及參考書	七〇三
軍 用 鳩	七〇三
軍馬、軍犬及鳩の功章	七〇三
軍事豫算	七〇三
昭和十六年度總豫算概説	七〇三
昭和十六年度豫算書摘要	七〇六
列國軍事豫算	七〇八
外交、條約	七二二
日獨伊三國條約	七二二
日泰友好關係の存續及相互の領土尊重に關する條約	七二四
日本國及ソヴェト聯邦中立條約(要旨)	七二四
日、佛印間居住航海及經濟條約要旨	七二五
日本國「イラン」國間修好條約	七二五
保障及政治的了解到關する日本國「フランス」國間議定書	七二六
保障及政治的了解到關する日本國「タイ」國間議定書	七二七
泰佛國境劃定委員會の構成及運用に關する議定書	七二七
泰佛非武裝地帶に關する規定の履行に關する議定書	七二八
佛領印度支那の共同防衛に關す	七二八

る日本國「フランス」國間議定書……………	七二八
一年間の外交主要事項……………	七二九
主要條約及協定正文……………	七三〇
日本と主要國間の條約締結年月日……………	七三〇
帝國在外大公使館……………	七三六
本邦駐在列國領事館……………	七三七
本邦駐在各國大公使館所在一覽……………	七三九
隣邦要覽	
〔滿洲國〕……………	七四二
建國九年間の滿洲國の發展……………	七四二
滿洲國概觀……………	七四二
地方別面積……………	七四三
地方別人口……………	七四三
滿洲人口累年表……………	七四三
在滿日本人累年表……………	七四三
滿洲國政府組織表……………	七四四
滿洲帝國協和會……………	七四四
建國神廟、建國忠靈廟……………	七四六
神社及忠靈塔……………	七四六
〔泰〕……………	七四六
地勢……………	七四六
〔最近一年の滿洲國軍事〕……………	七五一
滿洲傷兵軍人會設置……………	七五一
建國忠靈廟に殉國者合祀……………	七五二
軍隊教育令公布……………	七五三
越境の第八路軍潰滅……………	七五三
國軍全將兵恩典に感激……………	七五三
國軍統帥機構改革……………	七五三
東亞新秩序と關東軍……………	七五三
三鐵道開通……………	七五三
國兵恩給法公布……………	七五三
滿洲國の人口……………	七五三
日滿直航空路開始……………	七五三
滿洲航空ダイヤ改正……………	七五三
日滿連絡船日發制實現……………	七五三
滿洲國軍官學校開校式……………	七五三
滿蒙國境確定現地作業終了……………	七五三
軍事援護法在滿日本人にも適用……………	七五三
〔泰〕……………	七五三
地勢……………	七五三
面積……………	七五三
人口……………	七五三
自然……………	七五三
民族……………	七五三
人文……………	七五三
軍備……………	七五三
日本との關係沿革大要……………	七五三
最近の情勢……………	七五三
〔蘭印概觀〕……………	七五三
境域……………	七五三
面積・人口……………	七五三
自然……………	七五三
住民及宗教……………	七五三
政治……………	七五三
軍備……………	七五三
産業……………	七五三
我國との關係……………	七五三
日本人の活動情況……………	七五三
對日貿易と各國の投資……………	七五三
氣候……………	七五三
面積・人口……………	七五三
言語……………	七五三
産業大觀……………	七五三
軍備……………	七五三
歷史概觀及現勢……………	七五三
現在の日泰關係……………	七五三
〔支〕……………	七五三
中華民國政府……………	七五三
日本國中華民國間基本關係に關する條約……………	七五三
同附屬議定書……………	七五三
附屬議定書に關する日華兩國全權委員間諒解事項……………	七五三
日滿華共同宣言……………	七五三
帝國政府聲明……………	七五三
共同聲明……………	七五三
中華民國政府の機構及現狀……………	七五三
國民政府政綱……………	七五三
國民政府組織法……………	七五三
中央政治委員會組織條例……………	七五三
新國民政府の機構……………	七五三
其後の日蘭關係……………	七五三
蘭印貿易の國別表……………	七五三
〔シンガポール及其防備〕……………	七五三
位置……………	七五三
沿革……………	七五三
防備……………	七五三
香港附近圖……………	七五三
ウラジオストク及其附近圖……………	七五三
太平洋軍事重要地圖……………	七五三
軍事史料篇……………	七五三
帝國軍制の沿革……………	七五三
皇軍偉績(明治以後國外戰)……………	七五三
近代重要國際戰爭梗概……………	七五三
西洋著名戰爭名(十九世紀前半迄)……………	七五三
第一次世界大戰の犠牲者……………	七五三
過去戰役諸統計……………	七五三
日本古城址一覽……………	七五三
軍事關係社會文化……………	七五三
軍事關係出版物總覽……………	七五三

治安及清郷工作……………	七九
國防……………	七九
財政及經濟に關する主要事項……………	七九
文化……………	七九
支那事情……………	七九
面積・人口及位置……………	七九
自然……………	七九
民族……………	七九
支那在留邦人數……………	七九
産業……………	七九
經濟復興及開發に關する事業……………	七九
交通……………	七九
〔ビルマ(緬甸)〕……………	七九
地勢……………	七九
氣候……………	七九
面積・人口……………	七九
住民……………	七九
言語……………	七九
宗教……………	七九
都市……………	七九
交通……………	七九
産業……………	七九
歷史概觀……………	七九
區分……………	七九
面積……………	七九
人口……………	七九
自然……………	七九
民族……………	七九
人文……………	七九
軍備……………	七九
日本との關係沿革大要……………	七九
最近の情勢……………	七九
〔蘭印概觀〕……………	七九
境域……………	七九
面積・人口……………	七九
自然……………	七九
住民及宗教……………	七九
政治……………	七九
軍備……………	七九
産業……………	七九
我國との關係……………	七九
日本人の活動情況……………	七九
對日貿易と各國の投資……………	七九
其後の日蘭關係……………	七九
蘭印貿易の國別表……………	七九
〔シンガポール及其防備〕……………	七九
位置……………	七九
沿革……………	七九
防備……………	七九
香港附近圖……………	七九
ウラジオストク及其附近圖……………	七九
太平洋軍事重要地圖……………	七九
軍事史料篇……………	七九
帝國軍制の沿革……………	七九
皇軍偉績(明治以後國外戰)……………	七九
近代重要國際戰爭梗概……………	七九
西洋著名戰爭名(十九世紀前半迄)……………	七九
第一次世界大戰の犠牲者……………	七九
過去戰役諸統計……………	七九
日本古城址一覽……………	七九
軍事關係社會文化……………	七九
軍事關係出版物總覽……………	七九

海軍及航空

〔其他〕 教育……八五二 學術……八五二 文藝……八五三 美術……八五七 映畫・演劇……八七九 航空・防空 一般……八八三

公私軍事關係諸團體 陸海軍集會所……八八九 陸軍團船會……八八九 偕行社……八八九 水交社……八九〇 海仁會……八九〇 啓成社……八九二 日本赤十字社……八九二 濟生會……八九三 義濟會……八九三 海軍有終會……八九四 海軍義濟會……八九四

海軍協會……八九五 軍人援護會……八九五 忠勇顯彰會……八九五 大日本傷痍軍人會……八九五 大日本忠靈顯彰會……八九六 恢弘會……八九六 大日本國防協會……八九七 國防科學協議會……八九七 機械化國防協會……八九七 大日本飛行協會……八九八 海軍館……八九八

三笠保存會……八九八 海防義會……八九九 海軍協會……八九九 海軍協濟會……八九九 帝國水難救濟會……九〇〇 大日本婦人會……九〇〇 陸海軍將校婦人會……九〇〇 大日本青年團……九〇一 大日本海洋少年團……九〇二 軍用保護馬鍛鍊中央會……九〇三

大日本國防衛生協會……九〇三 大日本與亞聯盟……九〇三 兵器裝備篇

緒言……九〇八 近代的裝備の内容と其趨勢……九〇八 兵器の進歩と將來戰の新兵器……九二一 〔列國陸軍兵器概観〕 携帶兵器、步兵裝備……九二五 近迫戰兵器、火焰發射機、防護器材……九二八 對空兵器、防空器材、投下爆彈其他……九三一

火炮及砲兵裝備……九三七 空輸部隊、降下部隊(落下傘)……九三六 〔軍の機械化及機械化部隊〕 軍機械化の理念と趨勢……九三八 帝國國軍機械化の回顧及將來……九三九 戰車及對戰車砲……九三九 理學兵器、電氣兵器……九四五 放送戰……九四五 軍艦の裝甲……九五〇

海軍現代兵器……九五五 海軍兵器の話……九五六

〔特輯〕 米英戰艦、航空母艦建造竣工明細表……九五六 列國軍備の概況 陸軍……九八五 米國……九八五 英國……九八五 法國……九八五

〔海軍〕 獨逸……九八五 伊太利……九八五 滿洲國……九八五 中華民國新軍……九八五 〔附〕 蔣軍……九八五 海軍……九八五 英國……九八五 米國……九八五 法國……九八五 獨逸……九八五 伊太利……九八五 滿洲國……九八五 中華民國新軍……九八五 〔附〕 蔣軍……九八五 海軍……九八五

日獨伊海軍比較表……一、一〇四 列國最新艦艇表……一、一〇五 歐洲戰爭英獨艦艇被害表……一、一一一 新報(各處數十項)

歐洲戰亂概要 オラン港海戰……一、一二三 マカール沖海戰……一、一二四 獨軍の羅勃進駐……一、一二五 ユーゴ一屈伏……一、一二七

ギリシヤ戰線……一、一二七 クレタ島攻略……一、一二八 〔獨逸〕 日曆及主要戰聞……一、一三〇 獨軍戰團休止聲明……一、一三五 英伊地中海戰……一、一三五 北大西洋ビスマルク號勇戰……一、一三六 大東亞戰大本營公報集……一、一四一 〔開戦よりシンガポール島陥落迄〕

支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對する租稅の減免、徵收給豫等に關する法律……一、一七五 陸軍恤兵金取扱手續摘要……一、一七五 國防獻金取扱規程摘要……一、一七六 郵便規則摘要……一、一八二 結婚新様式……一、一八二 葬儀便覽……一、一八四 服忌表……一、一八四 葬儀の新様式……一、一八五 度量衡比較及合數……一、一八五 内外國貨幣換算額……一、一八七

一 目次終

索引 (新加の要綱のみを掲ぐ)

詔勅及勅語	巻頭
御府	六
振天府	六
懷遠府	六
建安府	六
淳明府	六
顯忠府	六
習志野	三
相武臺	三
修武臺	三
軍旗	六
軍旗	六
靖國神社の歌	六
全國護國神社總覽	六
金鷄勳章制度改正	七
北白川宮永久王殿下奉悼歌	七
聖戰四年	二九
防衛總司令部	一六
防禦海面令	一六
徵發令	一六
俘虜取扱規則	一七
陸軍省燃料課	一八
同 器材課	一八
陸軍機甲本部	一八
陸軍需品廠	一八
前橋陸軍豫備士官學校	一九
久留米第一同右	一九
同 第二同右	一九
陸軍科學學校	一九
陸軍機甲整備學校	一九
千葉陸軍戰車學校	一九
陸軍少年戰車兵學校	一九
陸軍少年通信兵學校	一九
陸軍兵器學校	一九
俘虜情報局	二二
陸軍新管區表其ノ一、其ノ二	二二
海軍省軍務局第三、第四課	二二
海軍省兵備局	二二
海軍施設本部	二二
館山海軍砲術學校	二二
海軍機雷學校	二二
海軍工作學校	二二
警備府	二二
魚雷艇	二二
機雷術、掌機雷兵等	二二
飛行術、掌飛行兵	二二
海軍齒科醫將校	二二
海軍豫備學生規則	二二
船舶保護法	二二
捕獲審檢所	二二
水兵帽章改正	二二
舞鶴海軍人事部	二二
金澤地方海軍人事部	二二
秋田地方海軍人事部	二二
兵役法(昭和十六年大改正)	二二
服役令、同施行規則(同右)	二二
陸軍將校分限令(同右)	二二
陸軍武官進級令(同右)	二二

陸軍補充令(同右)	二四
在郷軍人職業申告規則	二四
帝國在郷軍人會三十周年記念式典	二四
日獨海軍會長交歓	二四
軍事援護	二四
軍人援護本	二四
國家總動員法(昭和十六年改正)	二四
國家總動員法發動狀況	二四
國民徵用令	二四
總力戰研究所	二四
國民勤勞報國協力令	二四
國土計畫	二四
人口政策要綱	二四
昭和十七年緊急食糧對策	二四
學校教練改正及強化	二四
グライダー、落下傘	二四
陸海軍用飛行機性能一覽	二四
防空法規及家庭防空	二四
警防團	二四
燒夷彈の種類及效果	二四
國防保安法同施行令(昭和十六年發布)	二四
防 謀	二四
馬事及馬政	二四
軍馬資格及能力	二四
軍馬常識	二四
軍犬、軍用鳩	二四
軍用動物の功章	二四
外交條約(最近一年間)	二四
滿洲國總觀	二四
中華民國新國民政府	二四
泰國要覽	二四
ソルマ要覽	二四
軍事關係社會文化(最近一年間)	二四
出版、武道、競技、教育、學術、文藝、美術、映畫、演劇一般	二四
陸海軍集會所	二四
陸軍遊樂會	二四
大日本飛行協會	二四
大日本青少年團	二四
大日本婦人會	二四
大日本國防衛生協會	二四
火器の進歩及將來戰の新兵器	二四
步騎砲工兵の兵器裝備	二四
自走砲	二四
無火藥砲	二四
機關短銃	二四
火焰發射機	二四
火焰發射機の機能	二四
米國の火焰發射機	二四
列國各種兵器性能一覽表	二四
戰車及對戰車砲	二四
ラインメタル三七耗對戰車砲	二四
自走式對戰車砲	二四
ソ聯の對戰車砲	二四
(ラインメタル四五耗)	二四
英軍の對戰車砲	二四
(ピツカース四〇耗)	二四
米國の對戰車砲	二四
(M3型三七耗)	二四
放 送 砲	二四
戰艦の裝甲	二四
艦 砲	二四
高 角 砲	二四

指揮裝置(艦艇).....	九七〇	コントラ、プロペラー.....	九七六	伊太利軍隊.....	一〇六八
高 爆 彈.....	九七〇	無プロペラー機.....	九七七	山岳師團.....	一〇七一
音響機器.....	九七〇	官 飛 行.....	九七八	國 兵 法.....	一〇七七
飛行機魚雷.....	九七八	獨軍新兵器.....	九八〇	新生中華民國軍.....	一〇九九
掃 海.....	九八〇	爆發力應用落下傘.....	九八〇	米國海軍の現勢.....	一〇八九
對潛兵器.....	九八〇	飛行士救助用染料.....	九八〇	英國新造艦艇表.....	一〇八九
水中聽音機.....	九八一	對防潛網裝置.....	九八一	列國最新艦艇竣工建造一覽(十 數表).....	一〇九五
絶對音感.....	九八一	擬裝望遠鏡.....	九八一	オラン港海戰.....	一一一三
煙 幕(海戰).....	九六一	萬能高射砲.....	九八一	ダカール沖海戰.....	一一一六
高 速 艇.....	九六二	地雷投擲戰車.....	九八一	獨軍バルカン進駐.....	一一一六
Eボート.....	九六二	特殊潛航艇.....	九八三	ユーゴー作戦.....	一一一七
米快速艇モスキー(蚊).....	九六二	爆 雷.....	九八四	ギリシヤ作戦.....	一一一七
豆潜水艦.....	九六四	音響機器.....	九八四	クレタ島攻略戰.....	一一一八
ボムボム高射砲.....	九六七	米英戰艦、航空母艦表.....	九八六	イラン、イラク、アフリカ戰線.....	一一一九
陸海軍技術有功章.....	九六八	米國陸軍の全貌及其主要兵器.....	九八八	獨ソ戰線.....	一一二〇
陸軍の新軍刀.....	九六八	米國正規軍配置表.....	九八九	イオニア沖海戰.....	一一二七
熔接戰車(米軍).....	九六九	同 護國軍配置表.....	一〇〇三	北大西洋海戰.....	一一二八
米軍新兵器.....	九七一	三角編成師團.....	一〇〇八	大東亞戰大本營公報集.....	一一四二
萬能機關銃(米軍).....	九七三	米國軍備擴張計畫.....	一〇一五	郵便新規則.....	一一八一
無反動砲.....	九七三	オソアグイアヒム.....	一〇二〇	翼賛會制定結婚新様式.....	一一八一
超彈丸(有鎗彈).....	九七四	ソ聯陸軍の概貌.....	一〇五一		
航空機照影器.....	九七五	極東赤軍.....	一〇五五		

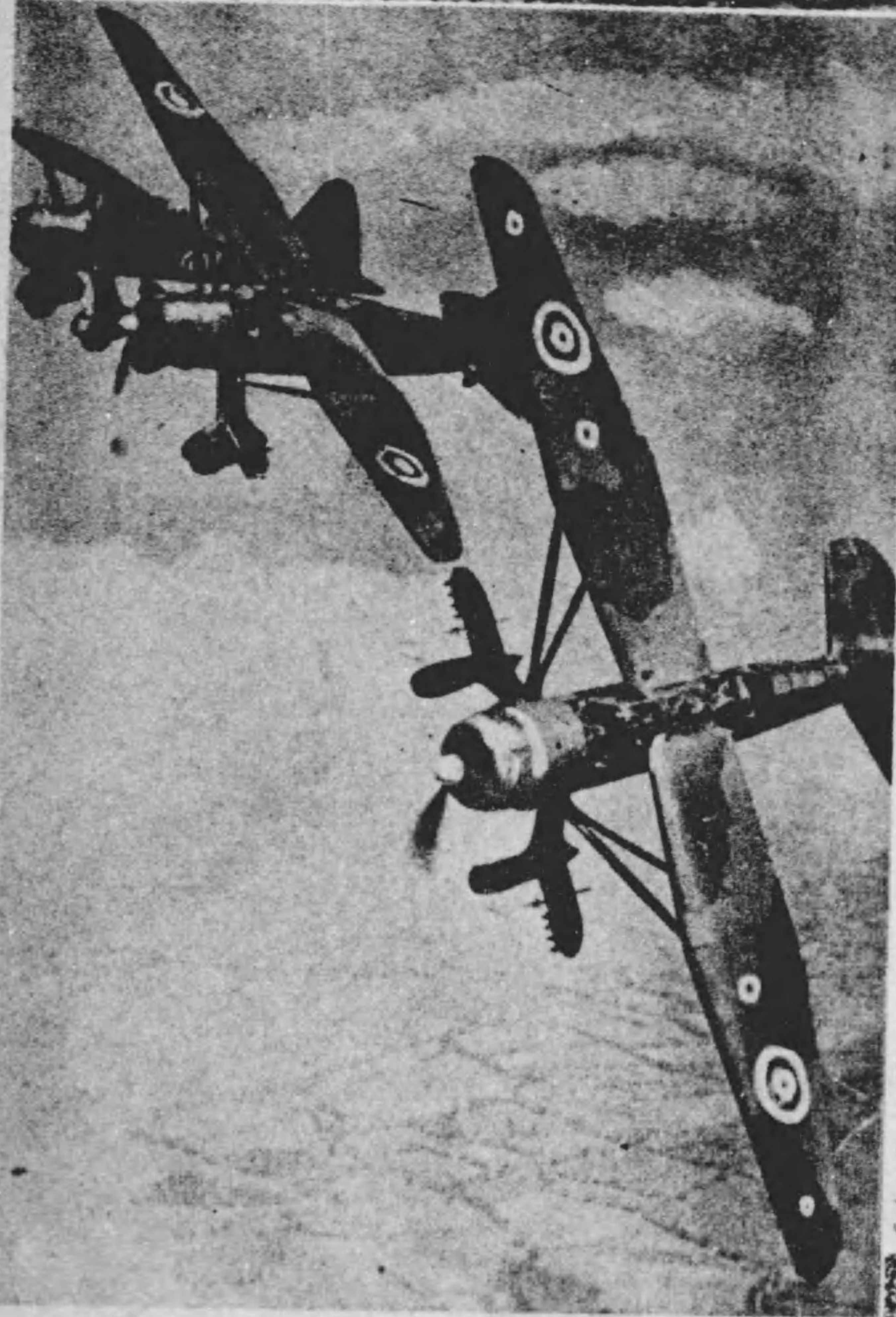
蒙古軍民協和之圖 (故北白川宮永久殿下)



聖戰美術展選「博愛の使徒」中野四郎氏作



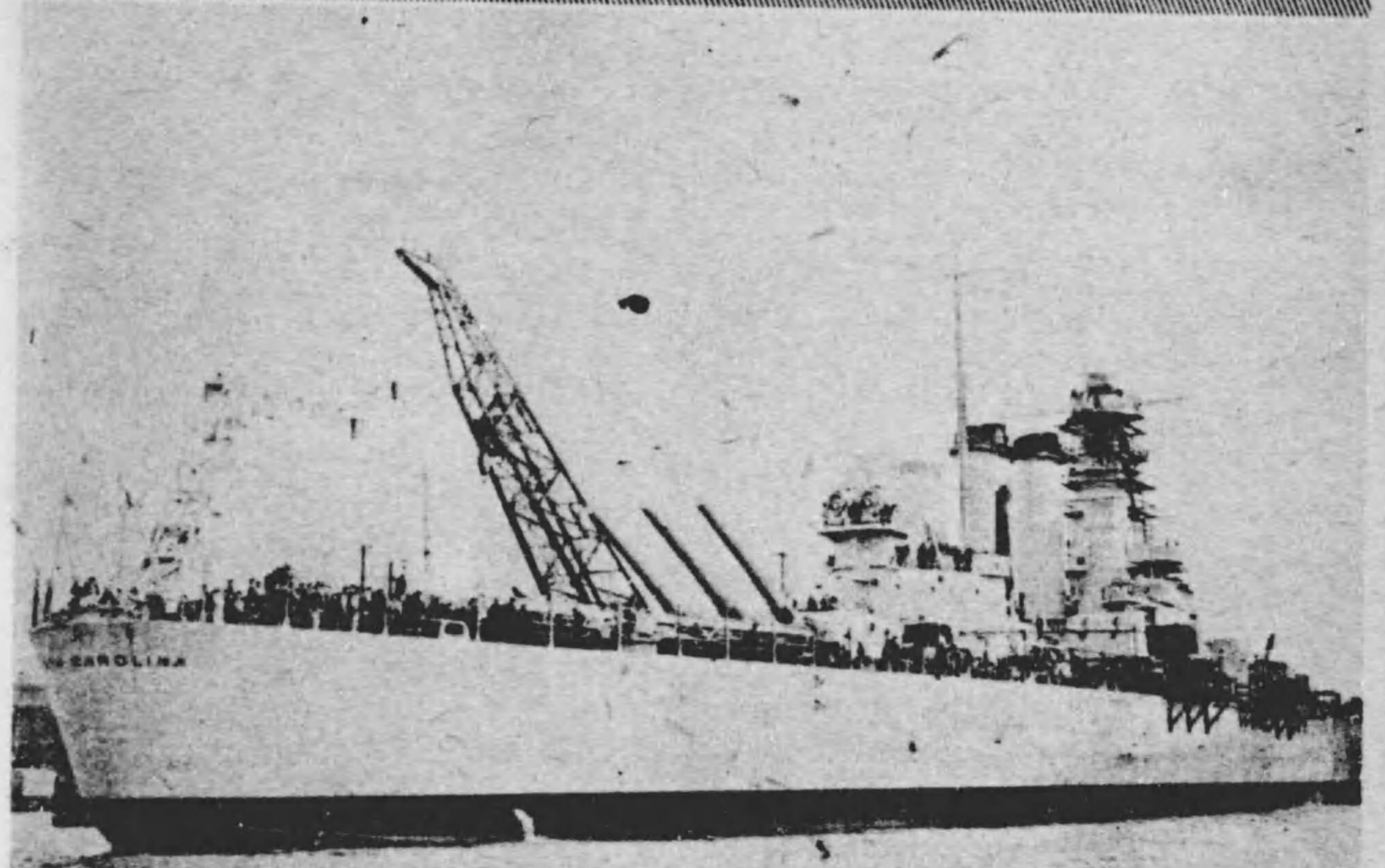
文展入選「手榴彈」羽田千年氏作



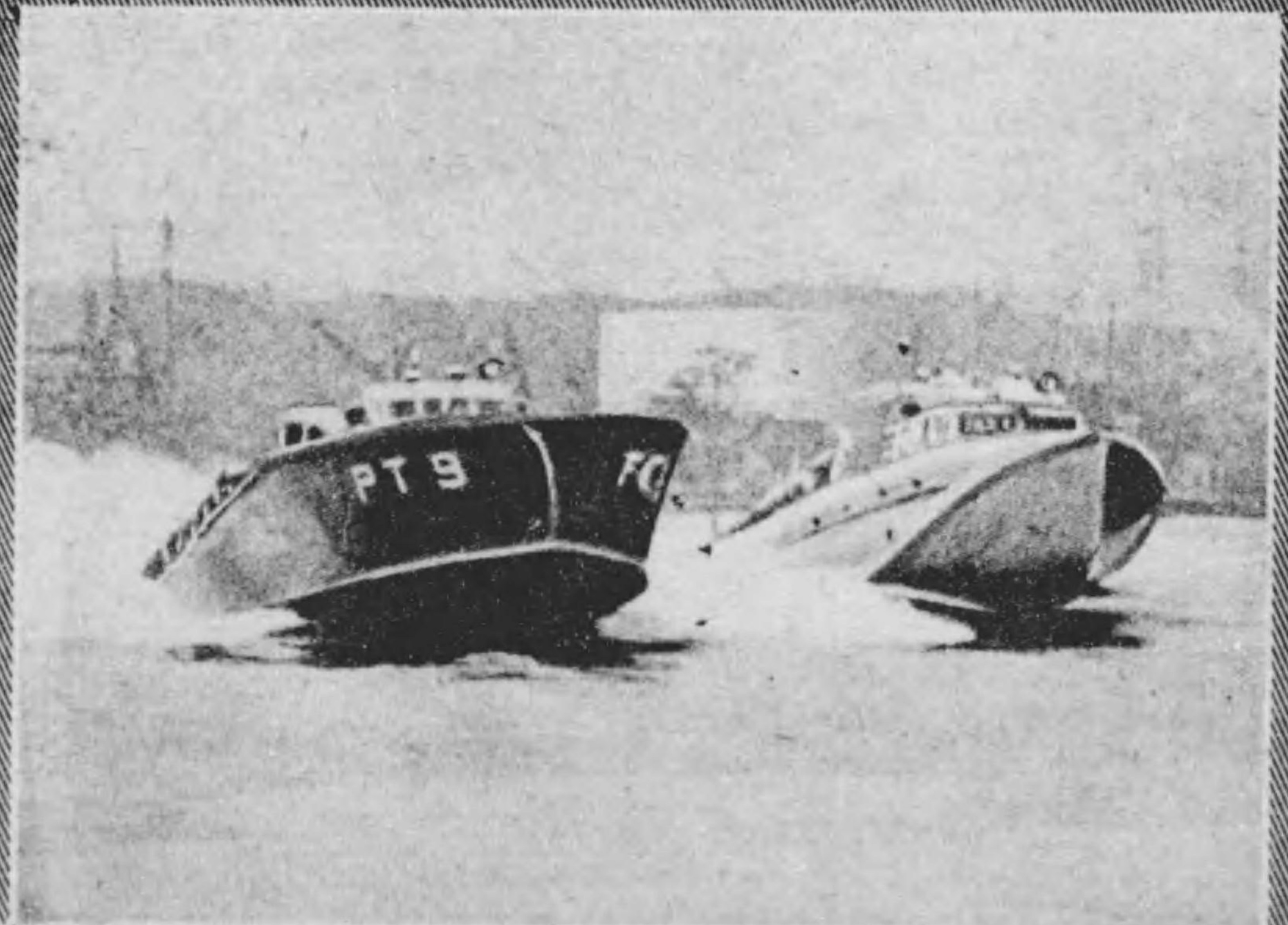
ボーイングB-17C型重爆撃機(空の要塞)

英國ウエストランド・ライサンダ機
(急降下に移らんとす)

(中装艦) ナイラロカ・スーノ艦戦新國米



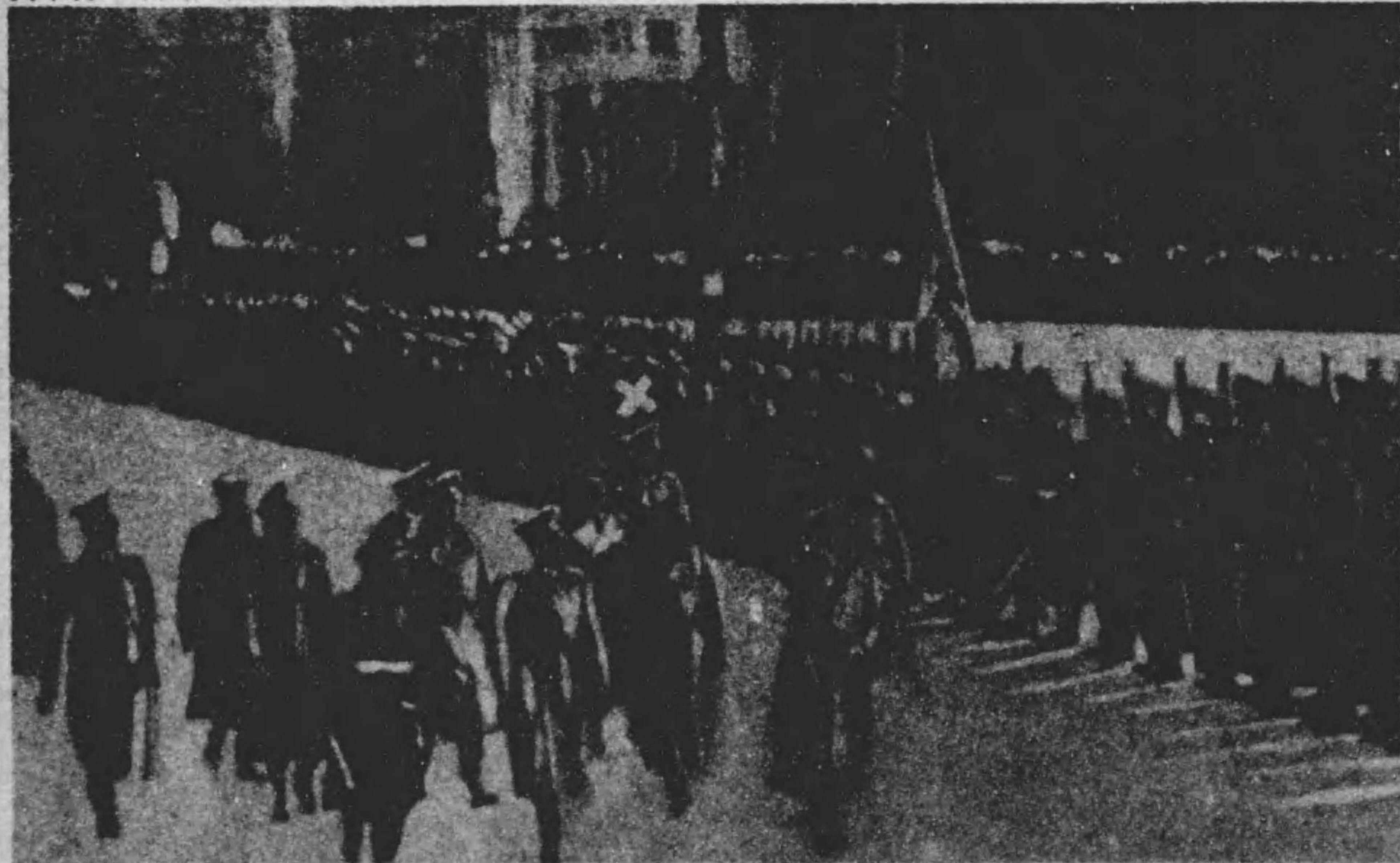
轉運試公の3-TPと3-TP艇雷水動機國米



日 獨 獨 軍



支那事變記念日に一文字山へ行く中隊の我郷北軍分會

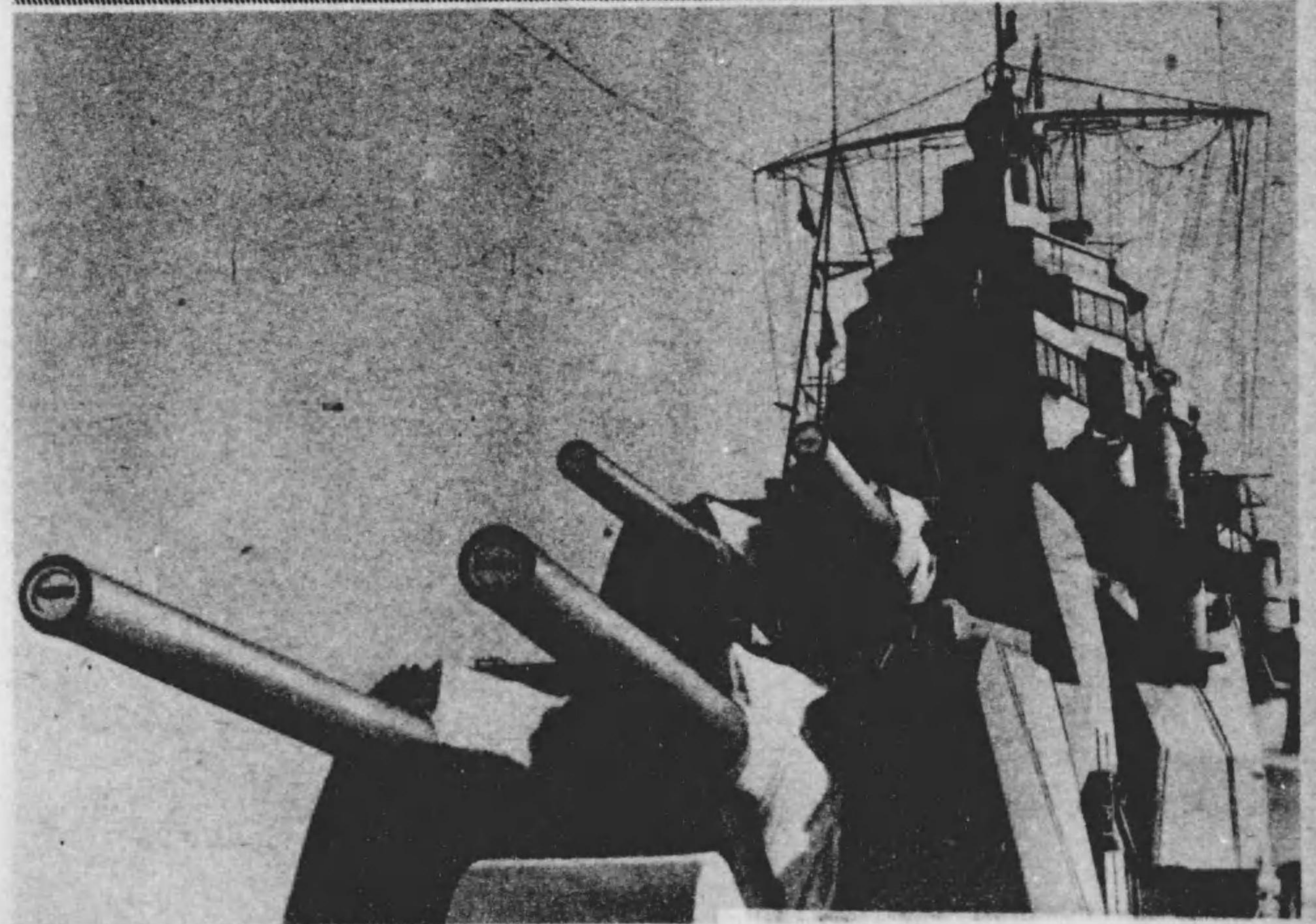


（印×）我郷軍人々長に追悼會に臨むヒツラト總統とイラハントルに在郷軍人々長

洋上に假泊する我が航空母艦

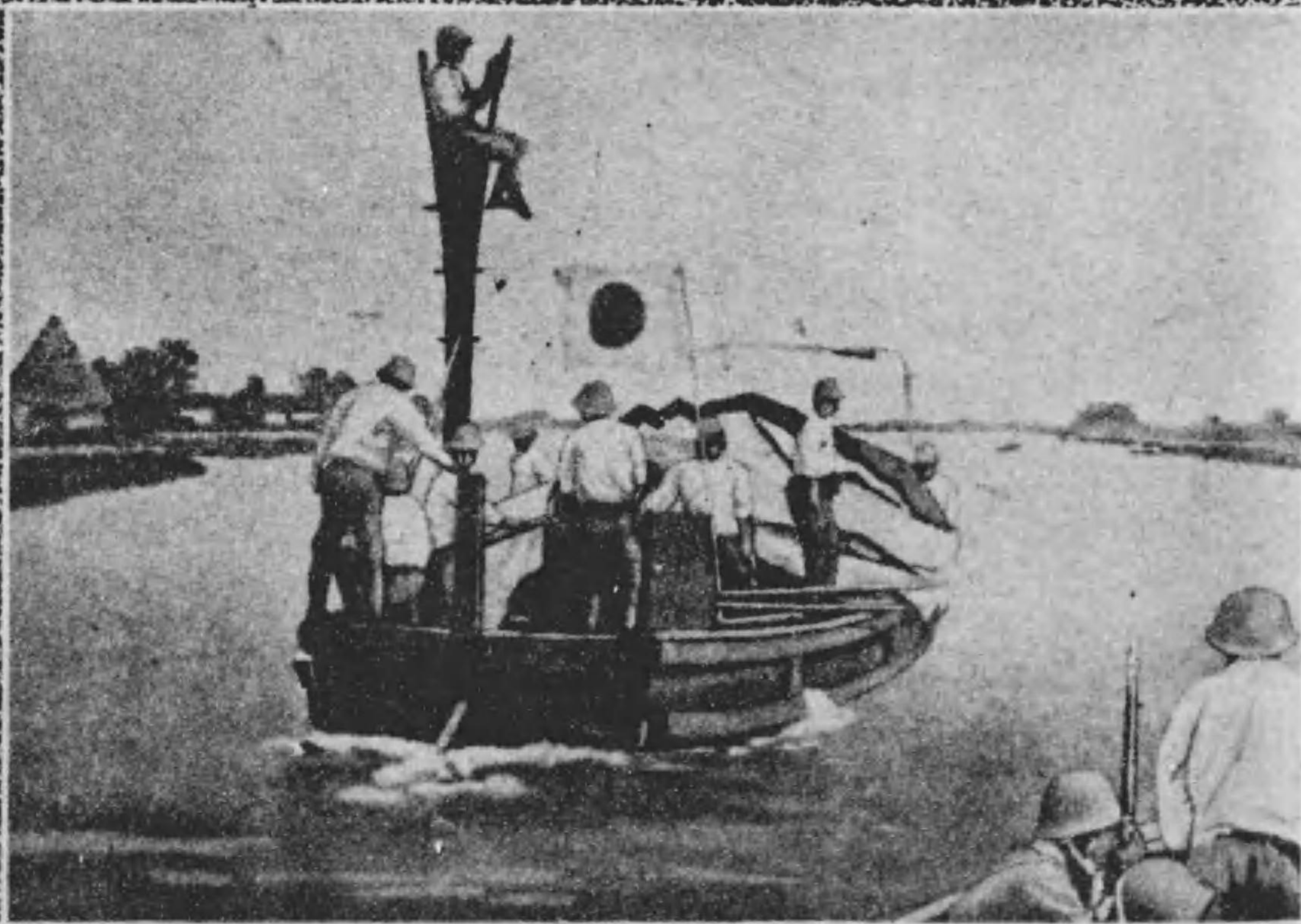


我が海軍一萬噸級重巡洋艦の部主砲と艦橋



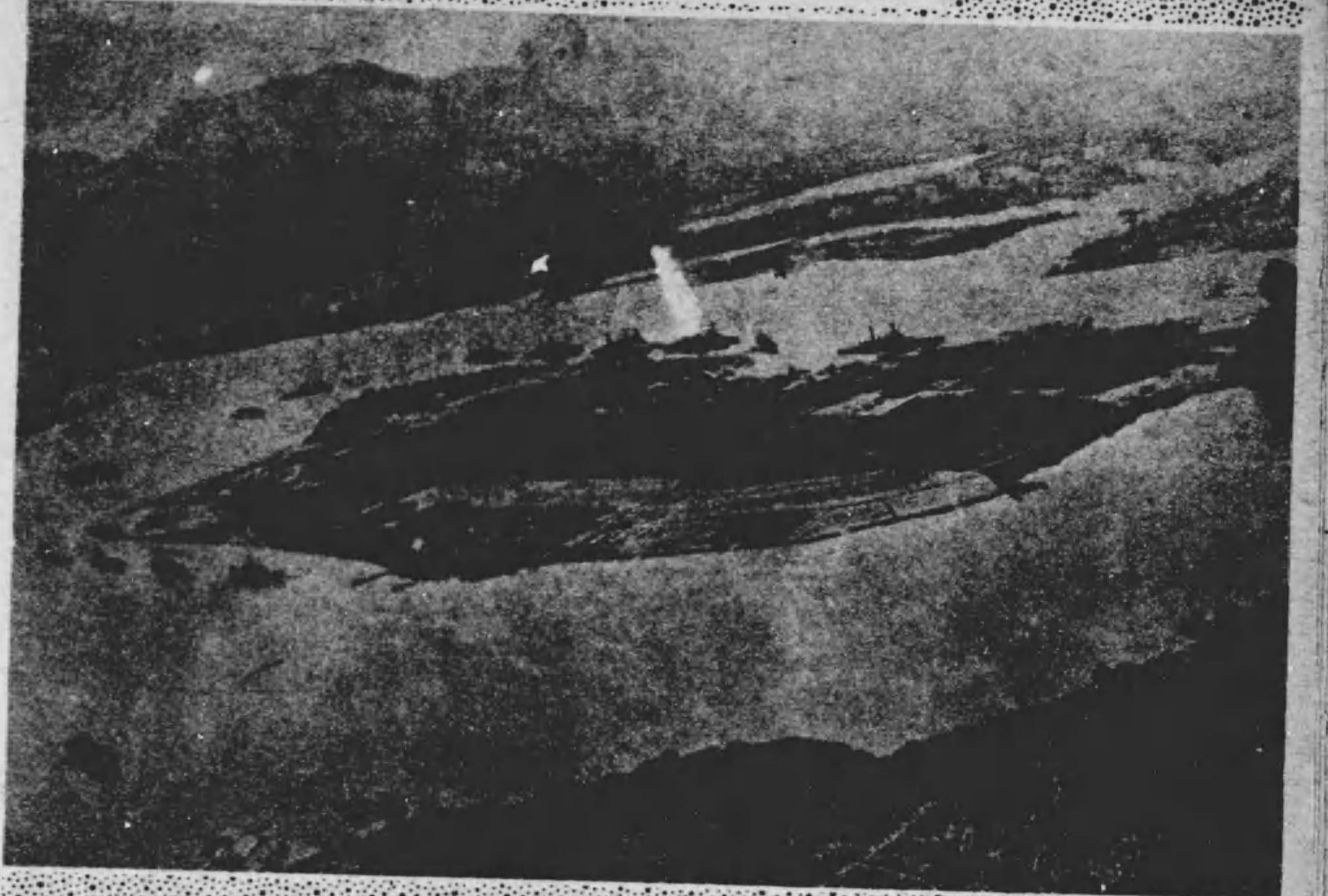


戦線の秋：陸軍部隊



江上進撃：海軍部隊

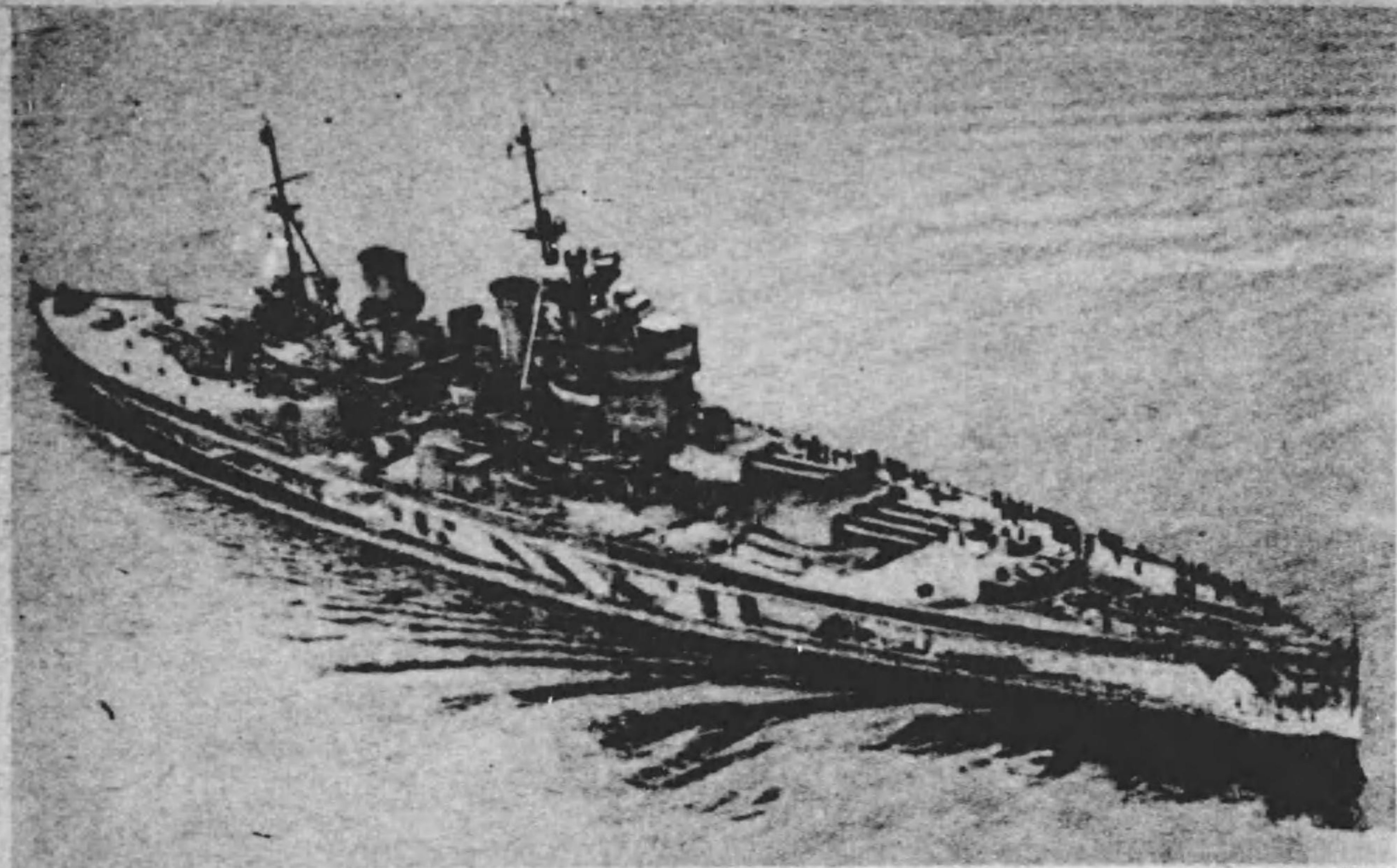
大東亞の戦い



真珠湾頭水煙高し



ハ・イホーライ飛行場



、世五ジージョージ・グンキ艦戦鋭新國英
をクルマスビの掲下に共とズルーエウ・ブオ・スンリブ艦型同
るみてれさ施がヂーラフモカは側艦。たし沈撃



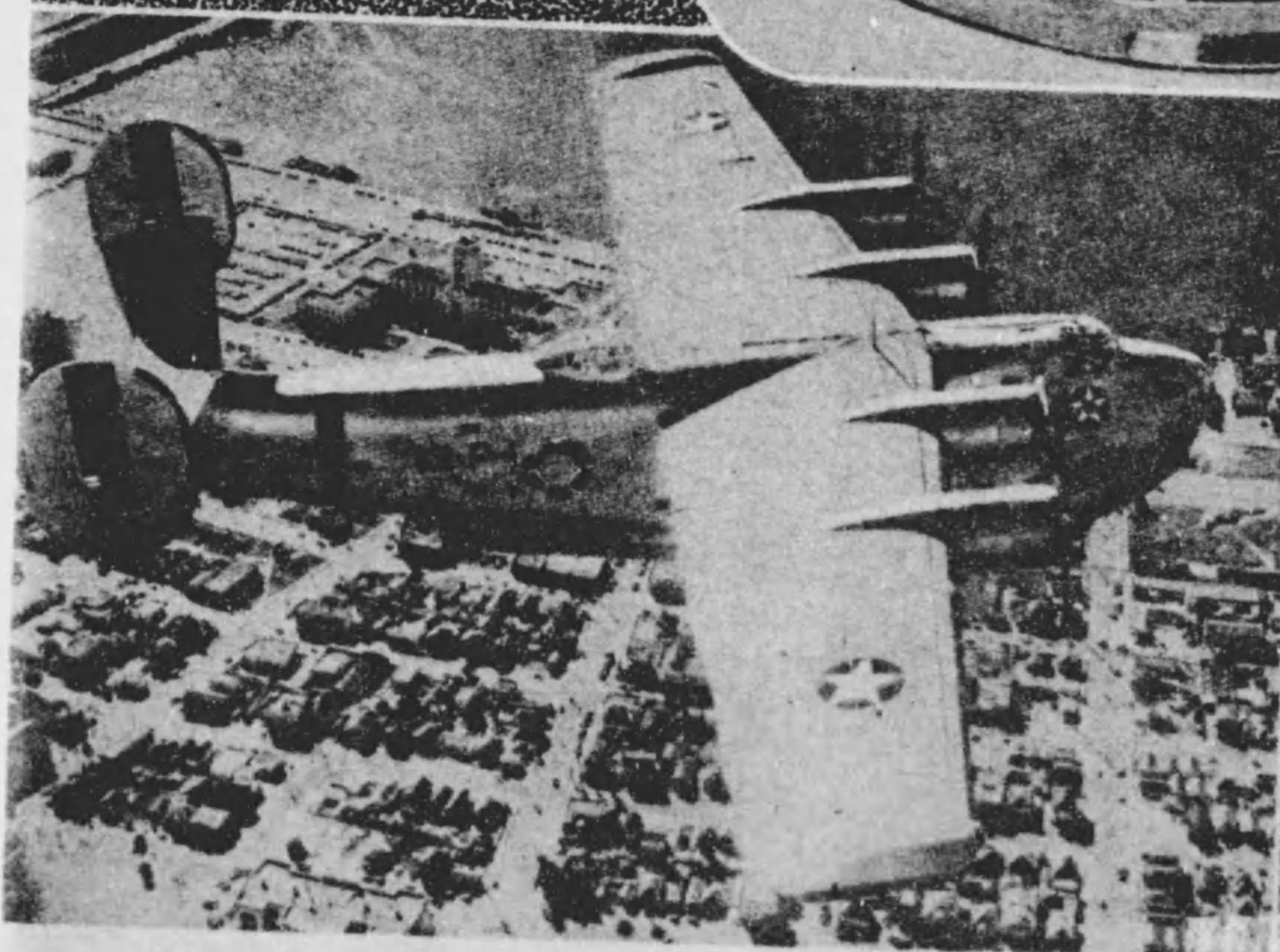
卒勇のクーマスビ艦戦鋭新逸獨たし戦奮に上洋西大



一月十二日夕ハワイ西方洋上にて
我潜水艦に撃沈せられた米レキシントン號
上甲鉞のカーチス急降下爆撃機
(二月十四日大本營報沈公表)

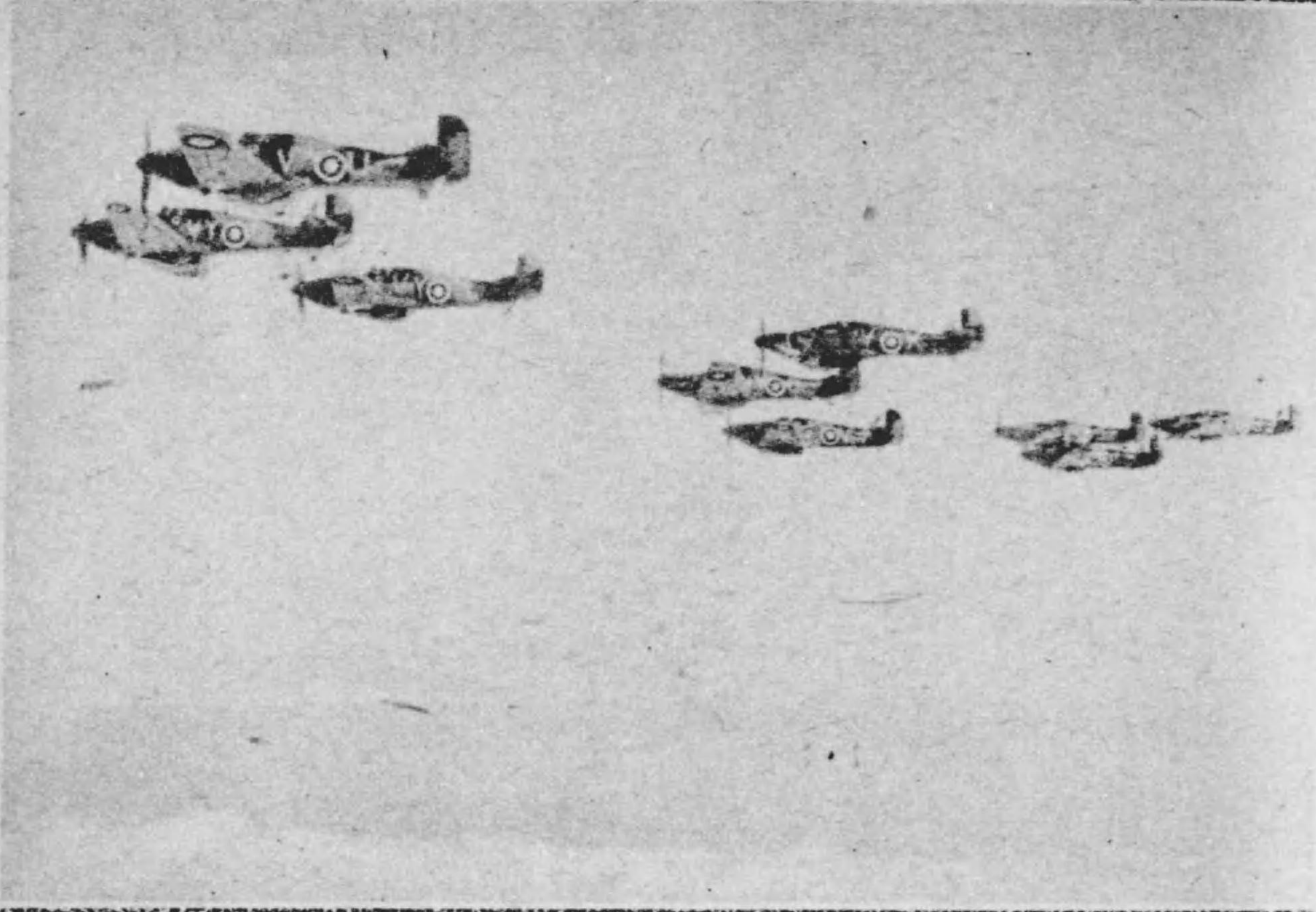


備設に下翼部中央艇同の圖下
もの形卵) 塔銃機るあれらせ
圖大擴部細の(の



コンソリデーテッドPB2Y2型
哨戒爆撃飛行艇

英 國 單 座 戰 機 の 編 隊 飛 行



ホ ー カー ・ リ ハ ケ ン 單 座 戰 機 機 隊



ス ー マ ー ・ ツ ビ ス フ ト ア イ 單 座 戰 機 機 隊

南 佛 印 派 遣

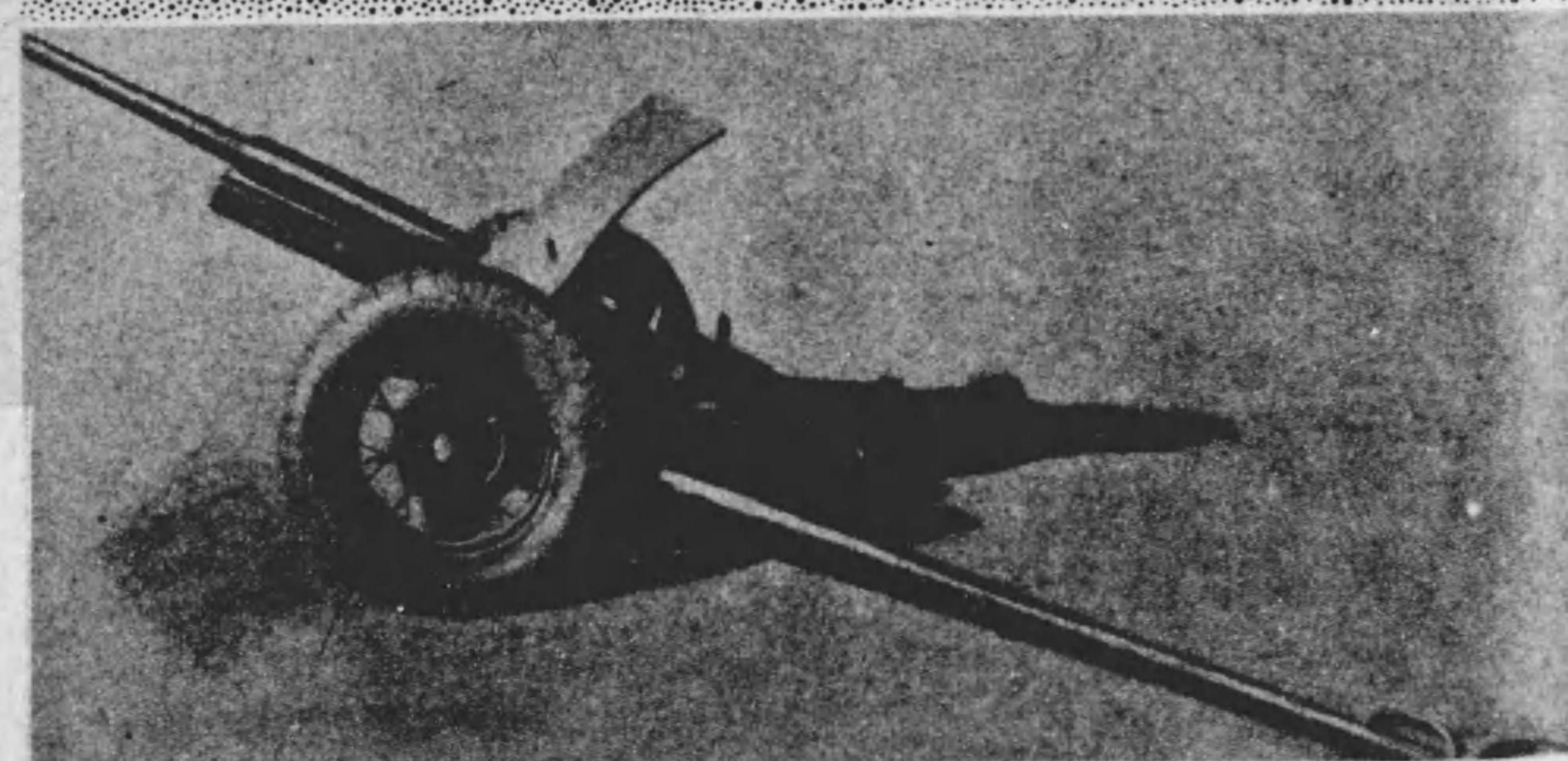


解 放 南 洋





車戦射放焰火

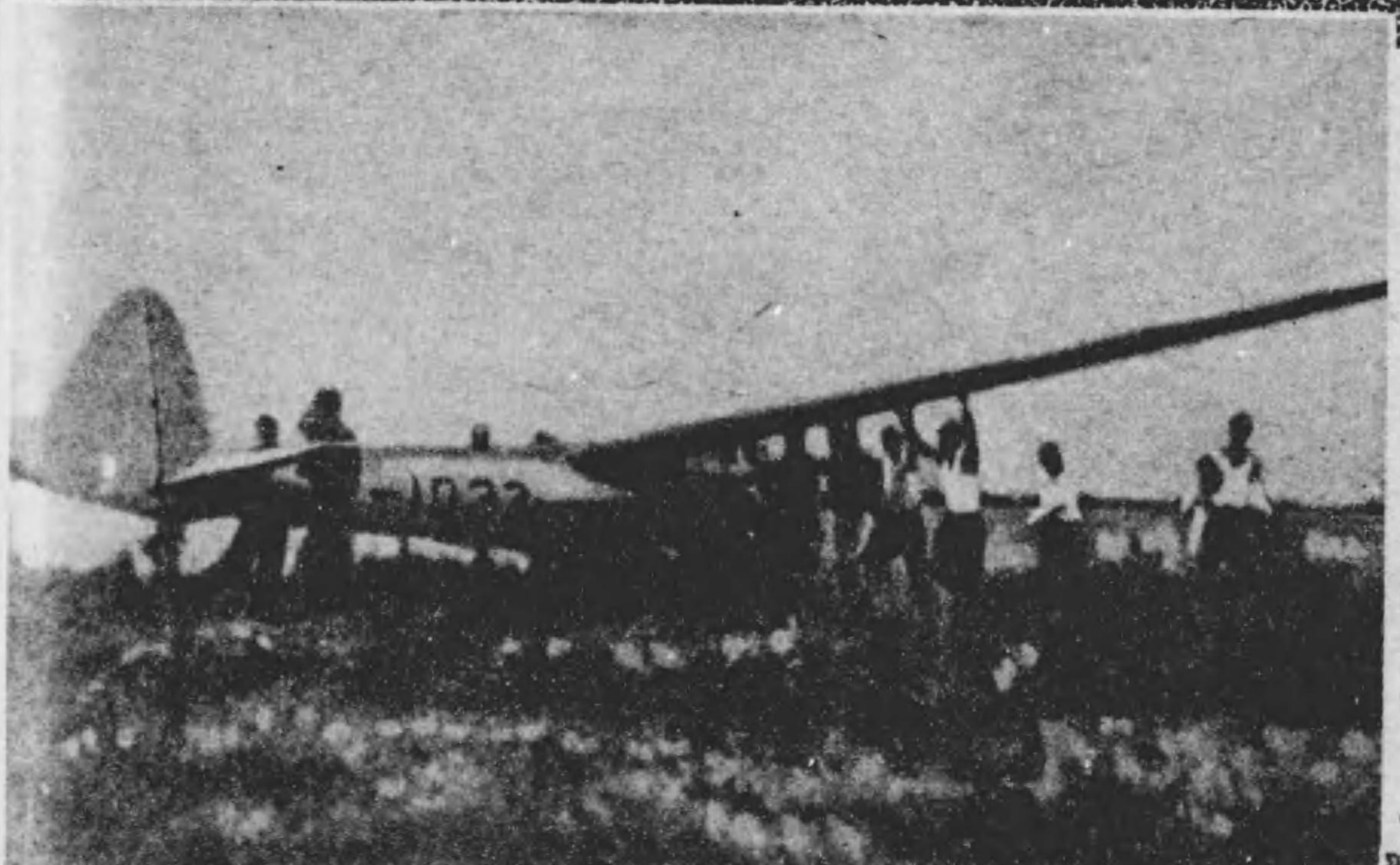


(耗五十四) 砲車戦對の聯ソ



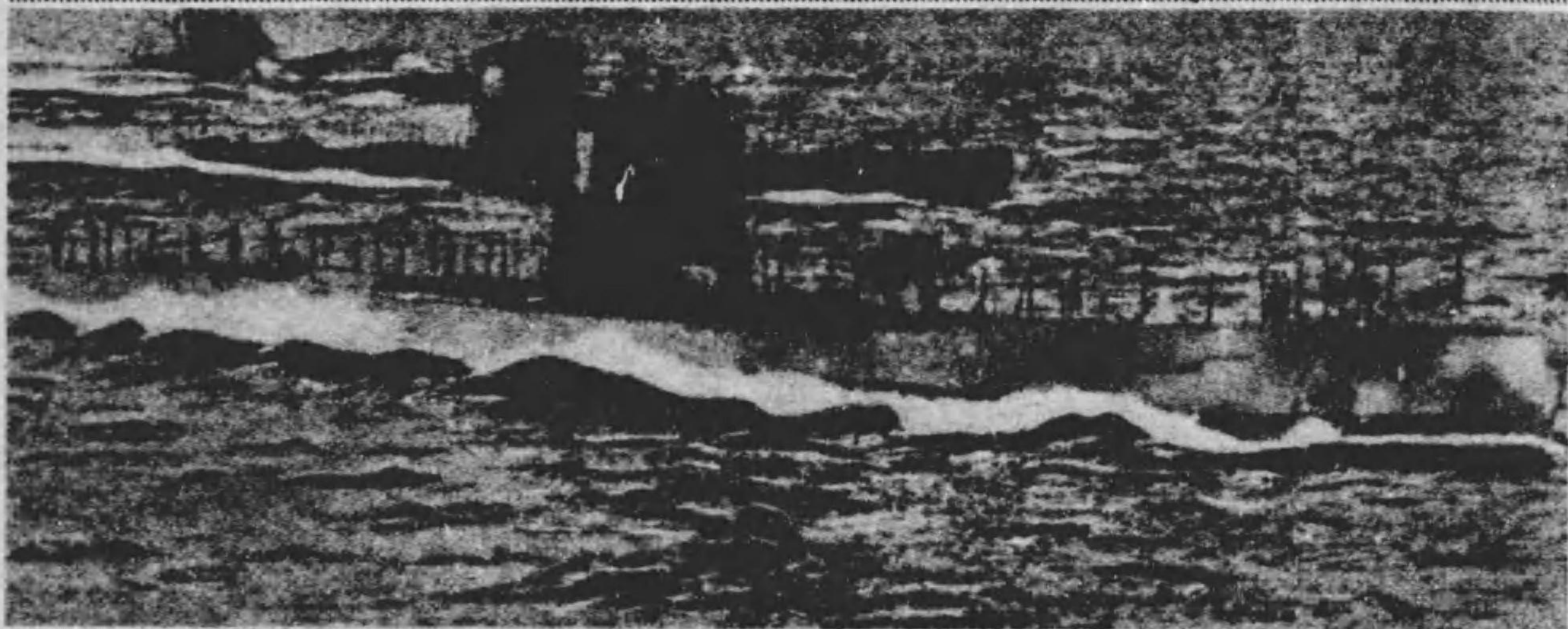
下降の隊部傘下落

(軍獨の略攻島タレク)

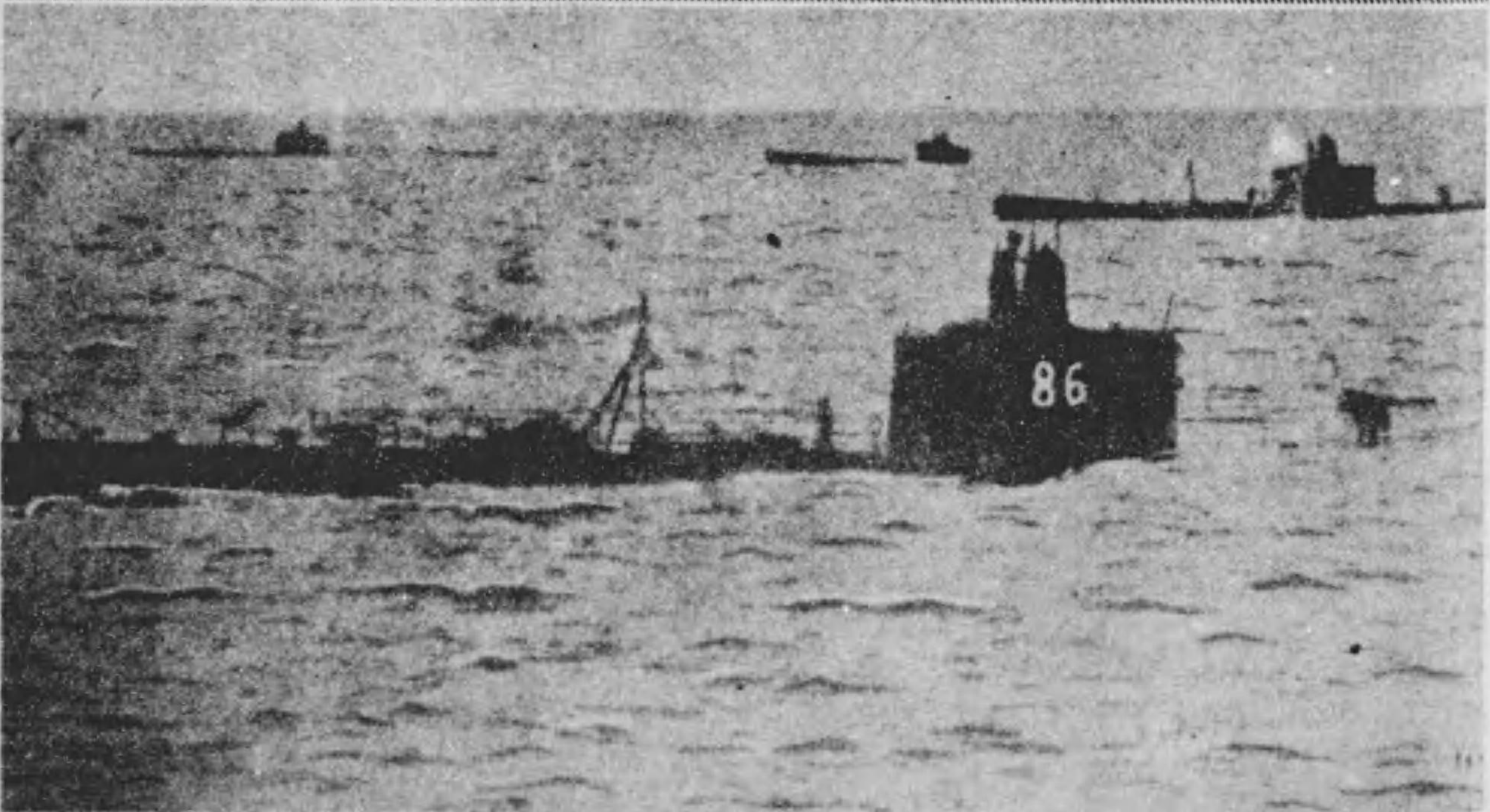


グライダーの代表的優秀機ソアラ
(落下傘部隊に多く用ゐらる)

艇速快逸獨
(號七十二ト-ボU)



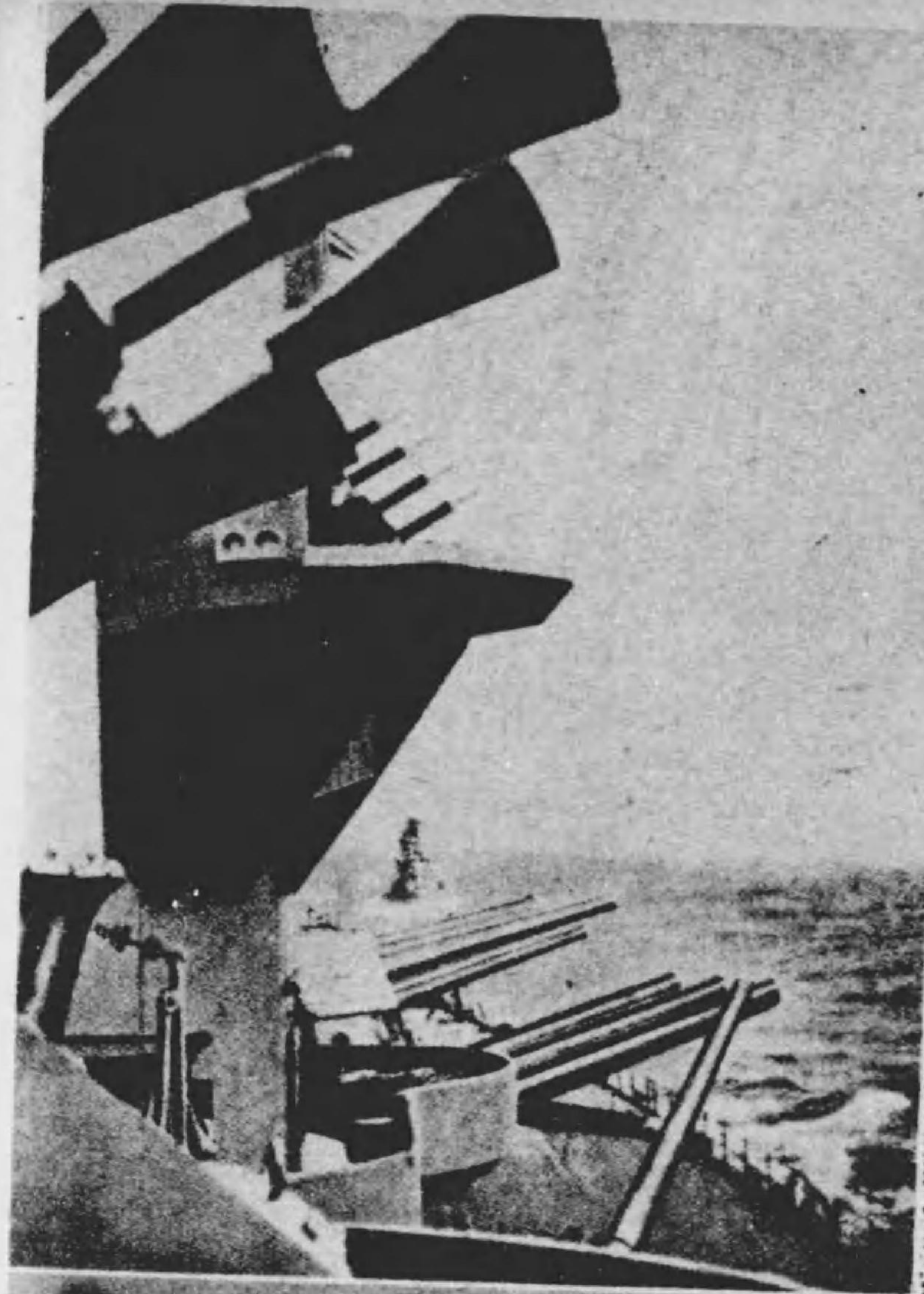
號級S艦水潛米
(一砲吋三・名十六員乗・呎百三長・噸百六千)



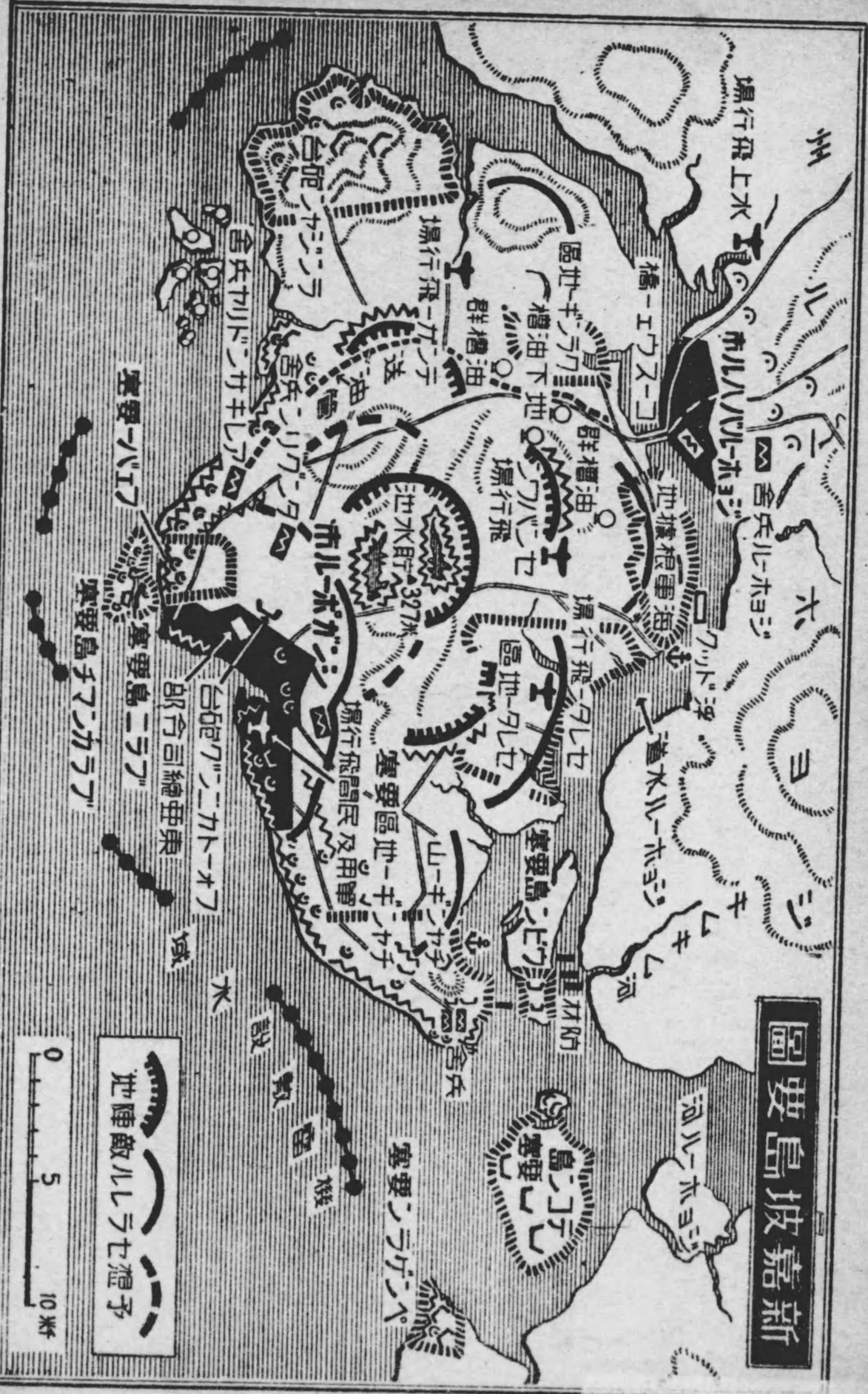
英艦の對空防禦

上、英戰艦ネルソン級の對空砲
下に見える一門は四・七吋高角砲。
上の二基は四聯高角機銃、前部甲板
にある九門の十六吋主砲も發射準備
が出来てゐる。

下、英驅逐艦の
新2聯裝高角機銃



新嘉坡島要圖



予想ラセ敵陣地



皇室宮廷

皇室



皇室宮廷

末皇陛下 第百二十四代天皇 大正天皇第一皇子。御名 裕仁。明治三十四年四月二十九日御降誕。迪宮と稱し奉
 る。同四十二年四月十一日學習院初等科に御入學。明治四十五年七月三十日儲位に登らせらる。大正元年九月九日任陸
 軍少尉任海軍少尉兼大尉位。同三年四月二日學習院初等科御卒業。同日御學問所御開始。同年十月三十一日任陸軍中尉
 任海軍中尉。同五年十月三十一日任陸軍大尉任海軍大尉。同年十一月三日立太子禮御舉行。同八年五月七日御成年式御
 舉行。同九年十月三十一日任陸軍少佐任海軍少佐。同十年二月二十八日御學問所御終業。同年三月三日御外遊。同年九
 月三日御臨朝。同年十一月二十五日攝政御就任。同十二年十月三十一日任陸軍中佐任海軍中佐。同十三年一月二十六日
 故久瀨宮邦彦王第一女皇子子女王を妃と爲し給ふ。同十四年十月三十一日任陸軍大佐任海軍大佐。同十五年十二月二十五
 日大正天皇崩御即日御即位。昭和元年十二月二十八日朝見式。同三年十一月十日御即位禮御舉行。同十四日十五日大嘗
 祭御親祭。
 皇后陛下 故久瀨宮邦彦王第一女。御名 良子。明治三十六年三月六日御誕生。同四十二年四月十一日學習院女學部
 に御入學。大正七年一月十七日東宮妃に御豫定の御沙汰あり。同四月御學問所御開始。同十一年六月二十日御婚嫁勅
 許。同年九月二十八日御納采。同日敍勳一等。同十三年一月二十六日御入宮。同日皇太子妃とならせ給ふ。
 昭和元年十二月二十五日皇后に登らせらる。
 皇太后陛下 故公爵九條道孝第四女。御名 節子。明治十七年六月二十五日御誕生。同二十三年九月華族女學校に御入
 學。同三十二年七月十八日華族女學校初等中學校御修了。同三十三年五月十日御入宮。同日皇太子妃とならせ給ふ。大
 正元年七月三十日皇后に登らせらる。
 昭和元年十二月二十五日皇太后とならせ給ふ。

皇太子
皇女子

明仁親王 今上天皇第一皇子。昭和八年十二月二十三日御誕生。繼宮と稱し奉る。
正仁親王 今上天皇第二皇子。昭和十年十一月二十八日御誕生。義宮と稱し奉る。
成子内親王 今上天皇第一皇女。大正十四年十二月六日御誕生。照宮と稱し奉る。
和子内親王 今上天皇第三皇女。昭和四年九月三十日御誕生。孝宮と稱し奉る。
厚子内親王 今上天皇第四皇女。昭和六年三月七日御誕生。順宮と稱し奉る。
貴子内親王 今上天皇第五皇女。昭和十四年三月二日御誕生。清宮と稱し奉る。

皇族

(御成年以上の方々のみを諸記す昭和十六年調)

○秩父宮

東京市赤坂區一番地ノ表町御殿

大正十一年六月廿五日秩父宮の稱號を賜はる。

陸軍大佐大勳位 雅仁親王 大正天皇第二皇子 明治三十四年六月三日御誕生
雅仁親王妃勳一等 勢津子 子爵松平保男姪 (松平恒雄第一女) 明治三十四年九月九日御誕生 昭和二年九月六日御結婚

初め淳宮と稱し奉る。大正六年四月陸軍中央幼年學校豫科御入學、同九年三月同校本科御卒業、士官候補生として歩兵第三聯隊へ御入隊、同年十月陸軍士官學校本科御入學、同十一年六月二十五日秩父宮の御稱號を賜はり一家御創立、同年七月同校御卒業、同年十月二十五日任陸軍歩兵少尉、補歩兵第三聯隊附、大勳位に敘し菊花大綬章を賜ふ、同十四年五月任陸軍歩兵中尉、同五月二十四日海外御見學のため御渡歐、昭和二年一月十七日御歸朝、同三年十二月陸軍大學校御入學、同五年三月六日任陸軍歩兵大尉、同六年十一月陸軍大學校御卒業、同月歩兵第三聯隊中隊長、同七年九月一日補歩兵第三聯隊附、參謀本部御勤務、同九年六月二日御名代として滿洲國帝政實施御慶祝のため御渡滿、同六月十八日御歸朝、同十年八月一日任陸軍歩兵少佐、補歩兵第三十一聯隊大隊長、同十一年十二月一日參謀本部附、同十二年三月十八日御名代として英國皇帝陛下戴冠式御參列のため御渡英、列國御歴遊の後同年十月十五日御歸朝。同十三年三月一日任陸軍歩兵中佐。同十四年八月一日任陸軍歩兵大佐。

御軍職 參謀本部附。

○高松宮

東京市芝區高輪西台町一番地

大正二年七月六日高松宮の稱號を賜はる。

海軍中佐大勳位 宣仁親王 大正天皇第三皇子 明治六年一月二日御誕生
宣仁親王妃勳一等 喜久子 故公爵德川慶久第二女 明治三十四年三月三日御誕生 昭和五年三月二日御結婚
初め光宮と稱し奉る。大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はり一家御創立、有栖川宮家の御祭祀を司らせらる。同九年五月海軍兵學校御入學、同十三年七月御卒業、同十四年十二月任海軍少尉、大勳位に敘し菊花大綬章を賜ふ、昭和二年十二月任海軍中尉、同五年四月ガーター勳章御答禮使として妃殿下と共に御渡英、歐米各國御巡遊、同年十二月一日任海軍大尉、同六年六月十一日御歸朝、海軍軍令部出仕、同年十二月一日海軍砲術學校高等科學生被仰付、同七年十二月一日同校學生被免、補高雄分隊長、同八年十一月十五日補扶桑分隊長、同九年十一月一日海軍大學校甲種學生被仰付、同十年十一月十五日任海軍少佐、同十一年十一月二十六日海軍大學御卒業、同年十二月一日補軍令部出仕兼部員、同十五年八月比叡砲術長、同十五年十一月任海軍中佐。
御軍職 横須賀海軍航空隊教官

○三笠宮

東京市赤坂區一番ノ一青山東御殿

昭和十年十二月二日三笠宮の稱號を賜はる。

陸軍大尉大勳位 崇仁親王 大正天皇第四皇子 大正二年二月二日御誕生
初め澄宮と稱し奉る。昭和七年三月學習院中等科第四學年御修了。同四月陸軍士官學校豫科御入學、同九年三月同校豫科御卒業、士官候補生として騎兵第十五聯隊へ御入隊、同年九月陸軍士官學校本科に御入學、同十年十二月二日三笠宮の御稱號を賜はり一家御創立、同十一年六月二十九日同校御卒業、見習士官として騎兵第十五聯隊へ御歸隊、同年十月一日任陸軍騎兵少尉、補騎兵第十五聯隊附、大勳位に敘し菊花大綬章を賜ふ、同十二年十二月一日任陸軍騎兵中尉、同十四年陸軍大學校御入學、同十五年八月任騎兵大尉。

御重職 某部隊附。

崇仁親王妃勳一等 百合子 子爵高木正得第二女 昭和十六年十月二十二日御結婚

○閑 院 宮

東山市麴町區永田町二丁目二〇番地

東山天皇第六皇子直仁親王に始る。享保三年初めて閑院宮と稱さる。1 直仁親王 2 典仁親王 3 美仁親王 4 孝仁親王 5 愛仁親王 6 載仁親王

元帥陸軍大將大勳位 載仁親王 故邦家親王第十六子 慶應元年二月二日御誕生

御重職 元帥府。軍事參議官。

載仁親王妃勳一等 智恵子 故公爵三條實美第二女 明治五年六月三日御誕生

陸軍大佐大勳位 春仁王 載仁親王第二子 明治五年八月三日御誕生

御重職 陸軍大學校附。

春仁王妃勳一等 直子 故公爵一條實輝第四女 明治二年二月七日御誕生

○東 伏 見 宮

東山市澁谷區常磐松町一〇一番地

伏見宮邦家親王第十七子依仁親王明治三六年小松宮彰仁親王御繼嗣を止められ東伏見宮と稱さる。

故依仁親王妃勳一等 周子 故公爵岩倉具定第一女 明治九年八月三日御誕生

○伏 見 宮

東山市麴町區紀尾井町四番地

崇光天皇第一皇子榮仁親王を祖とす。親王初め有栖川宮を稱せられ後伏見宮と改めたまふ。

1 榮仁親王 2 治仁王 3 貞成親王 4 貞常親王 5 邦高親王 6 貞敦親王

7 邦輔親王 8 貞康親王 9 邦房親王 10 貞清親王 11 邦尚親王 12 邦道親王

13 貞致親王 14 邦永親王 15 貞建親王 16 邦忠親王 17 貞行親王 18 邦頼親王

19 貞敬親王 20 邦家親王 21 貞教親王 22 貞愛親王 23 博恭王

元帥海軍大將大勳位 博恭王 故貞愛親王第一子 明治八年二月六日御誕生

御重職 元帥府。軍事參議官。

故博義王妃勳一等 朝子 故公爵一條實輝第三女 明治五年六月二日御誕生

○山 階 宮

東山市麴町區富士見町二丁目五番地ノ一

伏見宮邦家親王第一子晃親王を祖とす。親王初め濟範法親王と申上しも元治元年復飾して山階宮を創め

らる。1 晃親王 2 菊麿王 3 武彦王

海軍少佐(豫備役) 武彦王 故菊麿王第一子 明治三年二月三日御誕生

○賀 陽 宮

東山市麴町區三番町二番地ノ五

初め久邇宮朝彦親王賀陽宮と稱されしも、明治八年久邇宮と改稱さる、よつて第一子邦憲王襲ぎて同二

五年一二月賀陽宮を稱さる。1 邦憲王 2 恒憲王

陸軍少將大勳位 恒憲王 故邦憲王第一子 明治三年一月二日御誕生

御重職 東部第一部隊長

恒憲王妃勳一等 敏子 故公爵九條道實第五女 明治六年五月六日御誕生

陸軍少尉勳一等 邦壽王 恒憲王第一子 大正二年四月三日御誕生

御重職 東部第八部隊附。

○久 邇 宮

東山市澁谷區宮代町一番地

伏見宮邦家親王第四子朝彦王を祖と爲す。親王初め青蓮院宮中川宮賀陽宮と稱せられ明治八年久邇宮と

改めらる。1 朝彦親王(初尊稱) 2 邦彦王 3 朝融王

故邦彦王妃勳一等 昶子 故公爵島津忠義第七女 明治三年二月九日御誕生

海軍大佐大勳位 朝融王 故邦彦王第一子 明治四年二月二日御誕生

御軍艦 木更津海軍航空隊司令。

朝融王妃勳一等 知子女王 博恭王第三女 明治四〇年 五月八日御誕生

故多嘉王妃勳一等 静子 故子爵水無瀬忠輔第一女 明治二七年 九月三日御誕生

家彦王 故多嘉王第二子 大正九年 二月七日御誕生

○梨 本 宮

伏見宮貞敬親王第七子守脩親王（初昌仁法親王）慶應四年復飾、明治三年梨本宮を初めて稱さる。

1 守脩親王 2 守正王 元帥陸軍大將兼臨時 守正王 故朝彦親王第四子 明治七年 三月九日御誕生

神宮祭主大勳位功四級 守正王 故朝彦親王第四子 明治七年 三月九日御誕生

守正王妃勳一等 伊都子 故侯爵鍋島直大第二女 明治二年 二月二日御誕生

○朝 香 宮

明治三九年三月朝香宮の稱號を賜はる。1 鳩彦王 東京市芝區白金臺町二丁目二六番地

陸軍大將大勳位 鳩彦王 故朝彦親王第八子 明治三〇年 二月二日御誕生

御軍艦 軍事參議官。 陸軍少佐勳一等 孚彦王 鳩彦王第一子 大正元年 二月八日御誕生

御軍艦 某部隊附。 孚彦王妃勳二等 千賀子 伯爵藤堂高紹第五女 大正二年 五月二日御誕生

○東 久 通 宮

明治三九年一月東久通宮の稱號を賜はる。1 稔彦王 東京市麻布區市兵衛町一丁目一三番地

陸軍大將大勳位 稔彦王 故朝彦親王第九子 明治三〇年 三月二日御誕生

御軍艦 軍事參議官。 防衛總司令官。 稔彦王妃勳一等 聰子内親王 明治元年 五月二日御誕生

陸軍大尉勳一等 盛厚王 稔彦王第一子 大正五年 五月六日御誕生

○北 白 川 宮

伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖と爲す。親王初め聖護院宮、後照高院宮と稱せられ明治三年一月北白川宮と改めらる。1 智成親王 2 能久親王 3 成久王 4 永久王 東京市芝區高輪南町一七番地

故成久王妃勳一等 房子内親王 明治天皇第七皇女 明治三年 一月六日御誕生

故永久王妃勳二等 祥子 男爵徳川義經第二女 大正五年 八月六日御誕生

○竹 田 宮

明治三九年三月竹田宮の稱號を賜はる。1 恒久王 2 恒徳王 東京市芝區高輪南町一七番地

陸軍少佐大勳位 恒徳王 故恒久王第一子 明治三年 三月四日御誕生

御軍艦 參謀本部々員。 恒徳王妃勳二等 光子 公爵三條公輝第二女 大正四年 二月六日御誕生

海軍兵學校 久邇宮徳彦王 陸海軍諸學校に御在學中の皇族

王 族 及 公 族

昌 徳 宮

皇 室 官 廷

京城府臥龍洞一番地（御本邸）
東京市麹町區紀尾井町一（東京邸）

陸軍中將大勳位 李 王 垠 故李太王第七子 明治三十年二月三日御誕生

李王妃勳一等 方子女王 梨本宮守正王第一女 明治三十年二月四日御誕生

王世子 李 玖 李王垠第二子 明治三十年三月九日御誕生

故李王圻妃勳一等 尹 氏 侯爵尹澤榮第一女 明治三十年九月九日御誕生

陸軍少佐大勳位 李 鍵 公 李垠第一子 明治三十年二月六日御誕生

李鍵公妃勳二等 誠 子 伯爵廣橋真光家族 (松平胖第一女) 明治三十年二月六日御誕生

大勳位 李 垠 故李太王第五子 明治三十年三月三日御誕生

李垠妃勳一等 金 氏 故男爵金思濬第一女 明治三十年三月三日御誕生

陸軍少佐勳一等 李 鋼 公 李垠第二子 大正元年二月五日御誕生

李鋼公妃勳二等 贊 珠 侯爵朴泳孝孫 大正三年三月二日御誕生

故李贊公妃勳一等 李 氏 故李麟九第一女 明治六年七月二日御誕生

故李垠公妃勳一等 金 氏 故金在鼎第一女 明治二年七月八日御誕生

海軍中將從二位 勳一等 侯爵 小松 輝久 故北白川宮能久親王第四子 明治三年八月三日御誕生 明治四年七月三日降下

陸軍中尉正三位 勳一等 侯爵 山 階 芳 廣 故山階宮菊麿王第二子 明治三年七月五日御誕生 大正九年七月二日降下

海軍少佐從三位 勳一等 侯爵 華 頂 博 信 伏見宮博恭王第三子 明治八年五月三日御誕生 大正五年三月七日降下

從三位勳一等 侯爵 筑 波 藤 麿 故山階宮菊麿王第三子 明治六年二月三日御誕生 昭和三年七月二日降下

海軍大尉正四位 勳一等 侯爵 音 羽 正 彦 朝香宮鳩彦王第二子 大正三年一月五日御誕生 昭和二年四月一日降下

陸軍少佐正四位 勳一等 伯爵 葛 城 茂 麿 故山階宮菊麿王第五子 明治四年四月九日御誕生 昭和四年三月二日降下

正四位勳一等 伯爵 東 伏 見 邦 英 故久邇宮邦彥王第三子 明治三年五月六日御誕生 昭和六年四月四日降下

海軍大尉從四位 勳一等 伯爵 伏 見 博 英 伏見宮博恭王第四子 大正元年二月四日御誕生 昭和二年四月一日降下

陸軍少尉從四位 勳一等 侯爵 栗 田 彰 常 東久邇宮稔彥王第三子 大正九年二月九日御誕生 昭和五年二月五日降下

皇族、王族御公職
秩 父 宮 雍 仁 親 王 (日英協會總裁、日本タイ協會總裁、日本瑞典協會總裁、華族會館名譽總裁、日本
雍 仁 親 王 妃 勢 津 子 (財團法人結核豫防會總裁)
高 松 宮 宣 仁 親 王 (日土協會總裁、日本美術協會總裁、日丁協會總裁、日伯中央協會總裁、財團法人
宣 仁 親 王 妃 喜 久 子 (國際文化振興會總裁、社團法人帝國發明協會總裁、近江神宮奉養會總裁、日伊協
閑 院 宮 載 仁 親 王 (帝國在鄉軍人會總裁、大日本醫藥會總裁、日本赤十字社總裁、恩賜財團濟生會總
裁、財團法人借行社總裁、日佛協會總裁、東京地學協會總裁、東京俱樂部名譽總
裁、恩賜財團慶福會總裁、皇典講究所總裁、孝明天皇奉祀奉養會總裁)

陸軍中將大勳位 李 王 垠 故李太王第七子 明治三十年二月三日御誕生

李王妃勳一等 方子女王 梨本宮守正王第一女 明治三十年二月四日御誕生

王世子 李 玖 李王垠第二子 明治三十年三月九日御誕生

故李王圻妃勳一等 尹 氏 侯爵尹澤榮第一女 明治三十年九月九日御誕生

陸軍少佐大勳位 李 鍵 公 李垠第一子 明治三十年二月六日御誕生

李鍵公妃勳二等 誠 子 伯爵廣橋真光家族 (松平胖第一女) 明治三十年二月六日御誕生

大勳位 李 垠 故李太王第五子 明治三十年三月三日御誕生

李垠妃勳一等 金 氏 故男爵金思濬第一女 明治三十年三月三日御誕生

陸軍少佐勳一等 李 鋼 公 李垠第二子 大正元年二月五日御誕生

李鋼公妃勳二等 贊 珠 侯爵朴泳孝孫 大正三年三月二日御誕生

故李贊公妃勳一等 李 氏 故李麟九第一女 明治六年七月二日御誕生

故李垠公妃勳一等 金 氏 故金在鼎第一女 明治二年七月八日御誕生

海軍中將從二位 勳一等 侯爵 小松 輝久 故北白川宮能久親王第四子 明治三年八月三日御誕生 明治四年七月三日降下

陸軍中尉正三位 勳一等 侯爵 山 階 芳 廣 故山階宮菊麿王第二子 明治三年七月五日御誕生 大正九年七月二日降下

海軍少佐從三位 勳一等 侯爵 華 頂 博 信 伏見宮博恭王第三子 明治八年五月三日御誕生 大正五年三月七日降下

從三位勳一等 侯爵 筑 波 藤 麿 故山階宮菊麿王第三子 明治六年二月三日御誕生 昭和三年七月二日降下

海軍大尉正四位 勳一等 侯爵 音 羽 正 彦 朝香宮鳩彦王第二子 大正三年一月五日御誕生 昭和二年四月一日降下

陸軍少佐正四位 勳一等 伯爵 葛 城 茂 麿 故山階宮菊麿王第五子 明治四年四月九日御誕生 昭和四年三月二日降下

正四位勳一等 伯爵 東 伏 見 邦 英 故久邇宮邦彥王第三子 明治三年五月六日御誕生 昭和六年四月四日降下

海軍大尉從四位 勳一等 伯爵 伏 見 博 英 伏見宮博恭王第四子 大正元年二月四日御誕生 昭和二年四月一日降下

陸軍少尉從四位 勳一等 侯爵 栗 田 彰 常 東久邇宮稔彥王第三子 大正九年二月九日御誕生 昭和五年二月五日降下

皇族、王族御公職
秩 父 宮 雍 仁 親 王 (日英協會總裁、日本タイ協會總裁、日本瑞典協會總裁、華族會館名譽總裁、日本
雍 仁 親 王 妃 勢 津 子 (財團法人結核豫防會總裁)
高 松 宮 宣 仁 親 王 (日土協會總裁、日本美術協會總裁、日丁協會總裁、日伯中央協會總裁、財團法人
宣 仁 親 王 妃 喜 久 子 (國際文化振興會總裁、社團法人帝國發明協會總裁、近江神宮奉養會總裁、日伊協
閑 院 宮 載 仁 親 王 (帝國在鄉軍人會總裁、大日本醫藥會總裁、日本赤十字社總裁、恩賜財團濟生會總
裁、財團法人借行社總裁、日佛協會總裁、東京地學協會總裁、東京俱樂部名譽總
裁、恩賜財團慶福會總裁、皇典講究所總裁、孝明天皇奉祀奉養會總裁)

東伏見見宮 故依仁親王妃周子 私立大日本婦人衛生會總裁、愛國婦人會總裁

伏見見宮 博 恭 王 帝國水難救濟會總裁、日本海員救濟會總裁、水交社總裁、大日本水産會總裁、日本産業協會總裁、日本海防協會總裁、財團法人海防協會總裁、財團法人斯文會總裁、海軍協會總裁、財團法人理化學研究所總裁、日獨協會總裁、財團法人福田會總裁

伏見宮故博義王妃 朝 子 財團法人福田會總裁

久邇宮故邦彥王妃 侃 子 恩賜財團愛育會總裁

久邇宮朝 融 王 財團法人聖德太子奉讀會總裁、社団法人帝國軍用犬協會總裁

梨本宮守 正 王 大日本農會總裁、大日本山林會總裁、日佛協會名譽總裁、大日本飛行協會總裁、大日本武德會總裁、大日本警防協會總裁、財團法人大日本防盜協會總裁

守正王妃 伊都 子 日本赤十字社篤志看護婦人會總裁、財團法人東洋婦人教育會總裁

朝香宮鳩 彦 王 日波協會總裁、恩賜財團軍人援護會總裁

東久邇宮稔 彦 王 日本新聞協會總裁、泰東書道院總裁、熱田神宮奉養會總裁、財團法人大日本忠靈顯彰會總裁

稔彦王妃 聰子 內親王 陸海軍將校婦人會總裁

竹田宮恒德王妃 光 子 財團法人婦人共立愛育會總裁

李 王 妃方子女王 淑明女子高等普通學校總裁

御 歷 代 表

附 年 號、皇 紀
皇 居、御 陵
重 要 歷 史 年 表

御歷代帝	號	年號(年數)	皇 紀	皇 居	御 陵	歷 史 年 表
一	神 武	年號ナシ	一 一 庚	大和	大和畝傍	神武天皇大和橿原に御即位○第三十回オリンピヤ祭○アツシリヤ王國滅亡(西紀前六〇六)
二	綏 靖	同	一〇 一 三	同	大和畝傍	釋迦生る○孔子生る○ペルシヤ建國(西紀前五〇〇)

三	安 寧	同	二 一 一 五	大和	大和畝傍	ギリシヤ、ペルシヤとの戦争始まる(西紀前四四七)○ギリシヤ、ペルシヤ戦争終る(西紀前四三五)
四	懿 德	同	一 五 一 一 八	同	大和畝傍	アレキサンダー印度征伐(西紀前三三四)
五	孝 昭	同	一 八 一 一 三 八	同	大和正	秦、天下を統一す○ローマ、イタリー統一(西紀前二七二)○第一ポエニ戦役起る(西紀前二六四)○第二ポエニ戦役起る(西紀前二一八)
六	孝 安	同	二 九 一 一 三 〇	同	大和王寺	秦亡ぶ
七	孝 靈	同	三 七 一 一 四 六	同	大和正	第二マケドニヤ戦争起る(西紀前一九〇)
八	孝 元	同	四 七 一 一 五 三	同	大和畝傍	吳楚七國の亂
九	開 化	同	五 〇 一 一 五 三	同	奈良市油	第三ポエニ戦役起る(西紀前一四九)
一〇	崇 神	同	五 四 一 一 六 一	同	大和柳本	新羅建國○高麗建國
一一	垂 仁	同	六 三 一 一 七 〇	同	大和都跡	百濟建國○キリスト生る(西紀前四)○漢再興す
一二	景 行	同	七 二 一 一 七 〇	同	大和柳本	ヴェスヴィヤス噴火、ポンペイ市埋没す(西紀七九)○景行天皇熊襲親征○日本武尊蝦夷を征す
一三	成 務	同	八 一 一 一 八 〇	近江	大和平城	
一四	仲 哀	同	八 三 一 一 八 〇	周防	河内藤井寺	仲哀天皇熊襲親征
一五	應 神	同	八 六 〇 一 九 〇	大和	河内古市	赤壁の戦○晋天下を統一す
一六	仁 德	同	九 七 一 一 〇 五	攝津	堺市大仙	仁德天皇御即位○高津宮遷都○泥水の戦
一七	履 中	同	一 〇 〇 一 一 〇 五	大和	堺市神石	

三四	舒明	同	同	二八九—二〇一	同	大和城島	
三五	○皇極	同	同	一〇一—一〇五	同		
三六	孝德	大化	一〇五—一〇六	一〇五—一〇六	攝津	河内山田	(大化二)大化改新の詔を宣し給ふ
三七	○齊明	年號ナシ	一一五—一一六	一一五—一一六	大和	大和越智	阿倍比羅夫蝦夷肅慎を伐つ○齊明天皇西幸百濟を扶け新羅を討ち給ふ
三八	天智	同	一一六—一一七	一一六—一一七	近江	京都市山科	新羅百濟を滅す
三九	弘文	同	一一七—一一八	一一七—一一八	近江	大津市別所	
四〇	天武	白鳥	一一八—一二〇	一一八—一二〇	大和	大和高市	壬申の亂
四一	○持統	年號ナシ	一二〇—一二一	一二〇—一二一	同	大和高市	
四二	文武	年號ナシ	一二一—一二二	一二一—一二二	同	大和板合	
四三	○元明	慶雲	一二二—一二三	一二二—一二三	同	奈良市奈良坂	
四四	○元正	養老	一二三—一二四	一二三—一二四	同	奈良市奈良坂	
四五	聖武	神龜	一二四—一二五	一二四—一二五	同	奈良市法蓮町	(神龜四)渤海初めて入貢す
四六	○孝謙	天平勝寶	一二五—一二六	一二五—一二六	同		安祿山の亂 法王領始めて起る(西紀七五五)
四七	淳仁	天平勝寶	一二六—一二七	一二六—一二七	同	淡路賀集	

一八	反正	同	同	一〇九—一〇〇	河内	堺市三國ヶ丘	
一九	允恭	同	同	一〇九—一一〇	大和	河内道明寺村	晉滅び宋起る(これより南北朝)
二〇	安康	同	同	一一〇—一一一	同	大和伏見	
二一	雄略	同	同	一一一—一一二	同	河内高登	
二二	清寧	同	同	一一二—一一三	同	河内西浦	西ローマ帝國滅亡す(西紀四七六)○宋滅ぶ
二三	顯宗	同	同	一一三—一一四	同	大和下田	
二四	仁賢	同	同	一一四—一一五	同	河内藤井寺	
二五	武烈	同	同	一一五—一一六	同	大和志都美村	
二六	繼體	同	同	一一六—一一七	河内	攝津三島	
二七	安閑	同	同	一一七—一一八	大和	河内古市	
二八	宣化	同	同	一一八—一二〇	同	大和畝傍	
二九	欽明	同	同	一二〇—一二一	同	大和板合	新羅の兵、任那の日本府を滅す
三〇	敏達	同	同	一二一—一二二	同	河内磯長	
三一	用明	同	同	一二二—一二三	同	河内磯長	
三二	崇峻	同	同	一二三—一二四	同	大和多武峰	
三三	○推古	同	同	一二四—一二五	同	河内山田	隋の煬帝高麗を征す、○モハマツドの紀元元年(西紀五七二)

六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一
後	三	一	花	圓	冷	村	朱
一條	條	條	山	融	泉	上	雀
長高治寬長	長寬	寬長長正永永寬	寬永	永天貞天天安	安康	康應天天天	天承延
元壽安仁和	和弘	弘保德曆祚延和	和觀	觀元元延祿和	和保	保和德曆慶	慶平長
一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一
九五四五六	五九	八六五六二五三	二二	二六五四四三	二五	二四二一〇	一九八八
一六八八	一六七二	一六五九	一六四四	一六三三	一六二二	一六一一	一五九〇
一六八八	一六七二	一六五九	一六四四	一六三三	一六二二	一六一一	一五九〇
同	同	同	同	同	同	同	同
田京都市吉	笠京都市衣	安京都市龍	笠京都市衣	瀧京都市鳴	ヶ京都市鹿	瀧京都市鳴	關京都市醍
(寬仁三)刀伊筑紫に入冠す			宋、契丹と戦ふ			(天慶九)内裏焼く 宋興る オットー大帝、神聖ローマ皇帝となる(西紀九六二)	高麗、新羅に代り韓半島を統一す○契丹、國を遠と號す○遼、後晉を滅す○(天慶四)平將門、藤原純友叛す

六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八
醍	宇	光	陽	清	文	仁	淳	嵯	平	桓	光	〇
醐	多	孝	成	和	德	明	和	峨	城	武	仁	稱
延延昌寬	寬仁	仁元	元貞	貞天	天齊仁嘉	嘉承天	天弘	弘大	大延	延天	天寶	寶神天
長喜泰平	平和	和慶	慶觀	觀安	安衡壽祥	祥和長	長仁	仁同	同曆	曆應	應龜	龜景
一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一	一一一一一
八二四〇	九五	一八	一八	一八	二二	二二	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五八三	一五五七	一五四七	一五四七	一五四七	一五四七	一五四七	一五四七	一五四七	一五四七	一五四七	一五四七	一五四七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
關京都市醍	瀧京都市鳴	多野馬場	京都市宇	如京都市眞	峨京都市嵯	秦京都市太	草京都市深	野京都市北	山京都市桃	大京都市和	大京都市和	大京都市和
契丹、渤海を滅す					リニリック、ノヴゴロトに都しロシアの基を開く(西紀八六二)				(延暦一〇)坂上田村麻呂蝦夷を征す			

八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五
安	高	六	二	後	近	崇
德	倉	條	條	白	衛	德
壽養治 永和承 一一 二二五	治安承嘉仁 承元安應安 一一 三三三三三	仁永 安萬 一一 三三二	永長應永平保 萬寬保曆治元 一一 三三二二二	保久 元壽 一一 三三三	久仁久天康永 壽平安養治治 一一 二二二七二二二	永保長天大天保 治延承承治治安 一一 二二二二六三三
一一八 一八〇 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八	一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八	一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八	一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八	一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八	一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八	一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八 一一八
同	同	同	同	同	同	同
下 關 市	京 都 市 清 閑 寺	京 都 市 清 閑 寺	京 都 市	京 都 市	京 都 市 伏 見	讚 岐 松 山 村
(壽永四)頼朝征夷大將軍となり幕府を鎌倉に開			(平治元)平治の亂 平氏壇浦に亡ぶ〇七月京都大地震	(保元一)保元の亂		

七四	七三	七二	七一	七〇	六九
鳥	堀	白	後	後	後
羽	河	河	三	冷	朱
			條	泉	雀
保元永天嘉 安永久永仁承 一一 二二二二二	嘉長康承永嘉寬應 承治和德長保治德 一一 二二二二二	應永承承延 德保曆保久 一一 二二二二二	延治 久曆 一一 二二二二二	治康天永寬 曆平喜承德 一一 二二二二二	寬長長長 德久曆元 一一 二二二二二
一一七 一七八 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七	一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七	一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七	一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七	一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七	一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七 一一七
同	同	同	同	同	同
見 京 都 市 伏	京 都 市 龍 安 寺	見 京 都 市 伏	京 都 市 龍 安 寺	京 都 市 龍 安 寺	京 都 市 龍 安 寺
	第一次十字軍聖地に進軍す(西紀一〇九六)				(康平五)安倍貞任誅に伏し前九年役終る

九五 花 園	九四 後 二 條	九三 後 伏 見	九二 伏 見	九一 後 宇 多	九〇 龜 山	八九 後 深 草
文正應延德 保和長慶治 一一一一一 二六二四	德嘉乾正 治元元安 一一一一一 四四二四	正永 安仁 一一一 三三	永正弘 仁應安 一一一〇 六六一	弘建文 安治永 一一一一一 〇四三	文弘文正 永長應元 一一一一一 二四二二	正正康建寶寬 元嘉元長治元 一一一一一 三二八五五
一九六八 一九七一 一九七二 一九七三 一九七四 一九七五 一九七六 一九七七	一九六二 一九六三 一九六四 一九六五 一九六六 一九六七 一九六八 一九六九	一九五九 一九六〇 一九六一 一九六二 一九六三 一九六四 一九六五 一九六六	一九五八 一九五九 一九六〇 一九六一 一九六二 一九六三 一九六四 一九六五 一九六六 一九六七 一九六八 一九六九	一九五七 一九五八 一九五九 一九六〇 一九六一 一九六二 一九六三 一九六四 一九六五 一九六六 一九六七 一九六八 一九六九	一九五五 一九五六 一九五七 一九五八 一九五九 一九六〇 一九六一 一九六二 一九六三 一九六四 一九六五 一九六六 一九六七 一九六八 一九六九	一九〇六 一九〇七 一九〇八 一九〇九 一九一〇 一九一一 一九一二 一九一三 一九一四 一九一五 一九一六 一九一七 一九一八 一九一九 一九二〇
同	同	同	同	同	同	同
京都市 田口	京都市 白川	京都市 見	京都市 見	京都市 峨	京都市 峨	京都市 見
				南宋滅ぶ (弘安四)元兵壹岐、太宰府を侵犯す	(文永一一)元兵、對島、壹岐に寇す	

八八 後 嵯 峨	八七 四 條	八六 後 堀 河	八五 仲 恭	八四 順 德	八三 土 御 門	八二 後 鳥 羽
寬仁 元治 一一一 四四	仁延曆嘉文天貞 治應仁顯曆福永 一一一一一 二二二二二	貞寬安嘉元貞承 永喜貞祿仁應久 一一一一一 三三三三三	承久 一一一 三三	承建建承 久保曆元 一一一一一 五五五五五	承建元建正建 元永久仁治久 一一一一一 六六六六六	建文文元壽 久治治曆永 一一一一一 七七八七八
一九〇二 一九〇三 一九〇四 一九〇五 一九〇六 一九〇七 一九〇八 一九〇九 一九一〇 一九一一 一九一二 一九一三 一九一四 一九一五 一九一六 一九一七 一九一八 一九一九 一九二〇	一九〇〇 一九〇一 一九〇二 一九〇三 一九〇四 一九〇五 一九〇六 一九〇七 一九〇八 一九〇九 一九一〇 一九一一 一九一二 一九一三 一九一四 一九一五 一九一六 一九一七 一九一八 一九一九 一九二〇	一九〇二 一九〇三 一九〇四 一九〇五 一九〇六 一九〇七 一九〇八 一九〇九 一九一〇 一九一一 一九一二 一九一三 一九一四 一九一五 一九一六 一九一七 一九一八 一九一九 一九二〇	一八一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一	一八七一 一八七二 一八七三 一八七四 一八七五 一八七六 一八七七 一八七八 一八七九 一八八〇 一八八一 一八八二 一八八三 一八八四 一八八五 一八八六 一八八七 一八八八 一八八九 一八九〇	一八五八 一八五九 一八六〇 一八六一 一八六二 一八六三 一八六四 一八六五 一八六六 一八六七 一八六八 一八六九 一八七〇 一八七一 一八七二 一八七三 一八七四 一八七五 一八七六 一八七七 一八七八 一八七九 一八八〇 一八八一 一八八二 一八八三 一八八四 一八八五 一八八六 一八八七 一八八八 一八八九 一八九〇	一八四六 一八四七 一八四八 一八四九 一八五〇 一八五一 一八五二 一八五三 一八五四 一八五五 一八五六 一八五七 一八五八 一八五九 一八六〇 一八六一 一八六二 一八六三 一八六四 一八六五 一八六六 一八六七 一八六八 一八六九 一八七〇 一八七一 一八七二 一八七三 一八七四 一八七五 一八七六 一八七七 一八七八 一八七九 一八八〇 一八八一 一八八二 一八八三 一八八四 一八八五 一八八六 一八八七 一八八八 一八八九 一八九〇
同	同	同	同	同	同	同
京都市 峨	京都市 熊野	京都市 熊野	京都市 見	山城 村	山城 寺村	山城 村
蒙古軍歐洲内地に侵入す(西紀一二五四)	高麗蒙古に降る				(承久三)承久の亂起る 親鸞淨土眞宗を開く 蒙古軍ロシヤに侵入す(西紀一二二四)	

一一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三
後光明	〇明正	後水尾	後陽成	正親町	後奈良	後柏原	後土御門
承慶正寛	寛	寛元慶	慶文天	天元永弘	弘天享大	大永文明	明延長文應文寛
應安保永	永	永和長	長祿正	正龜祿治	治文祿永	永正龜應	應徳享明仁正正
一一一 一一二 一一三 一一四 一一五 一一六 一一七 一一八 一一九 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四〇 一四一 一四二 一四三 一四四 一四五 一四六 一四七 一四八 一四九 一五〇 一五一 一五二 一五三 一五四 一五五 一五六 一五七 一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇 二〇一 二〇二 二〇三 二〇四 二〇五 二〇六 二〇七 二〇八 二〇九 二一〇 二一一 二一二 二一三 二一四 二一五 二一六 二一七 二一八 二一九 二二〇 二二一 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 二三〇 二三一 二三二 二三三 二三四 二三五 二三六 二三七 二三八 二三九 二四〇 二四一 二四二 二四三 二四四 二四五 二四六 二四七 二四八 二四九 二五〇 二五一 二五二 二五三 二五四 二五五 二五六 二五七 二五八 二五九 二六〇 二六一 二六二 二六三 二六四 二六五 二六六 二六七 二六八 二六九 二七〇 二七一 二七二 二七三 二七四 二七五 二七六 二七七 二七八 二七九 二八〇 二八一 二八二 二八三 二八四 二八五 二八六 二八七 二八八 二八九 二九〇 二九一 二九二 二九三 二九四 二九五 二九六 二九七 二九八 二九九 三〇〇 三〇一 三〇二 三〇三 三〇四 三〇五 三〇六 三〇七 三〇八 三〇九 三一〇 三一〇	二二一 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 二三〇 二三一 二三二 二三三 二三四 二三五 二三六 二三七 二三八 二三九 二四〇 二四一 二四二 二四三 二四四 二四五 二四六 二四七 二四八 二四九 二五〇 二五一 二五二 二五三 二五四 二五五 二五六 二五七 二五八 二五九 二六〇 二六一 二六二 二六三 二六四 二六五 二六六 二六七 二六八 二六九 二七〇 二七一 二七二 二七三 二七四 二七五 二七六 二七七 二七八 二七九 二八〇 二八一 二八二 二八三 二八四 二八五 二八六 二八七 二八八 二八九 二九〇 二九一 二九二 二九三 二九四 二九五 二九六 二九七 二九八 二九九 三〇〇 三〇一 三〇二 三〇三 三〇四 三〇五 三〇六 三〇七 三〇八 三〇九 三一〇 三一〇	同	同	同	同	同	同
熊野市今	熊野市今	熊野市今	見京都市伏	見京都市伏	見京都市伏	見京都市伏	見京都市伏
(寛永一)鳥原の亂○清朝鮮を降す (慶安四)由比正雪誅に伏す		(慶長一)大阪冬の陣 (元和元)大坂夏の陣 (寛永元)和蘭人台湾に據る	英、西班牙の無敵艦隊を全滅せしむ○(文祿元)秀吉、支那、朝鮮を征す○(慶長二)秀吉朝鮮再征の師を發す○關ヶ原の戦○英國東印度會社設立す(西紀一六〇〇)	永祿元)川中島の戦○英女王エリザベス即位(西紀一六五八)○(永祿一〇)桶狭間の戦○(元龜元)姉川の合戦○(天正一)賤ヶ岳の戦○(大坂城)大村、有馬の使、ローマに達す			

一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六
後花園	稱光	後小松	後龜山	長慶	後村上	後醍醐
寛長康享寶文嘉永正	正應	應明元	元弘	弘天文建正	正興延	延建元元嘉正元元文
正祿正徳徳安吉享長	長永	永徳中	中和	和受中徳平	平國元	元武弘徳暦中亨應保
一一一 一一二 一一三 一一四 一一五 一一六 一一七 一一八 一一九 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四〇 一四一 一四二 一四三 一四四 一四五 一四六 一四七 一四八 一四九 一五〇 一五一 一五二 一五三 一五四 一五五 一五六 一五七 一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇 二〇一 二〇二 二〇三 二〇四 二〇五 二〇六 二〇七 二〇八 二〇九 二一〇 二一一 二一二 二一三 二一四 二一五 二一六 二一七 二一八 二一九 二二〇 二二一 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 二三〇 二三一 二三二 二三三 二三四 二三五 二三六 二三七 二三八 二三九 二四〇 二四一 二四二 二四三 二四四 二四五 二四六 二四七 二四八 二四九 二五〇 二五一 二五二 二五三 二五四 二五五 二五六 二五七 二五八 二五九 二六〇 二六一 二六二 二六三 二六四 二六五 二六六 二六七 二六八 二六九 二七〇 二七一 二七二 二七三 二七四 二七五 二七六 二七七 二七八 二七九 二八〇 二八一 二八二 二八三 二八四 二八五 二八六 二八七 二八八 二八九 二九〇 二九一 二九二 二九三 二九四 二九五 二九六 二九七 二九八 二九九 三〇〇 三〇一 三〇二 三〇三 三〇四 三〇五 三〇六 三〇七 三〇八 三〇九 三一〇 三一〇	二二一 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 二三〇 二三一 二三二 二三三 二三四 二三五 二三六 二三七 二三八 二三九 二四〇 二四一 二四二 二四三 二四四 二四五 二四六 二四七 二四八 二四九 二五〇 二五一 二五二 二五三 二五四 二五五 二五六 二五七 二五八 二五九 二六〇 二六一 二六二 二六三 二六四 二六五 二六六 二六七 二六八 二六九 二七〇 二七一 二七二 二七三 二七四 二七五 二七六 二七七 二七八 二七九 二八〇 二八一 二八二 二八三 二八四 二八五 二八六 二八七 二八八 二八九 二九〇 二九一 二九二 二九三 二九四 二九五 二九六 二九七 二九八 二九九 三〇〇 三〇一 三〇二 三〇三 三〇四 三〇五 三〇六 三〇七 三〇八 三〇九 三一〇 三一〇	同	京都	吉野	同	同
丹波山國	見京都市伏	見京都市伏	京都市嵯峨		河内川上	吉野
英國善後戦争始まる(西紀一四五五) (弘治元)岐島の戦	解く(西紀一四二八) ジヤンヌ、ダルク英軍を破リオルレヤンの圍を		(元中九)南北朝の和睦成る 李成桂朝鮮國を建つ	元滅び明興る	(延元一)楠木正成戦死 (正平三)楠木正行戦死 (英佛百年戦争始まる(西紀一三九九)	(延元一)後醍醐天皇吉野に遷幸 (延元一)正成千早に築城す

一一二	一一〇	一一九
孝明	仁孝	光格
弘嘉安萬文元慶 化永政延久治應	天文文 化政化保	天安天寬享文 永明政和化
一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一
一一一〇六 一一一〇八 一一一〇九 一一一〇一 一一一〇二 一一一〇三 一一一〇四 一一一〇五 一一一〇六 一一一〇七	一一一〇七 一一一〇八 一一一〇九 一一一〇一 一一一〇二 一一一〇三 一一一〇四 一一一〇五 一一一〇六 一一一〇七	一一一〇九 一一一〇一 一一一〇二 一一一〇三 一一一〇四 一一一〇五 一一一〇六 一一一〇七 一一一〇八 一一一〇九
同	同	同
熊野市今	熊野市今	熊野市今
ワシントン米大統領就任○フランス大革命の始 (西紀一七八九) ○ナポレオン、エジプト遠征(西紀一七九八) (文化元)露使長崎に来り互市を請ふ トラファルガル海戦(西紀一八〇五) (文化三)ロシア人樺太に達す (文化四)ロシア人蝦夷に達す (文化六)間宮林蔵黒龍江地方を探査○電信機の 發明(西紀一八〇九) 英國ニュージランドを取る(西紀一八一二) ワテレルオン、モスコに遠征(西紀一八一二) ロシア、ベルシヤと和シトルコと開戦(西紀一 八二八) ベルギーの獨立承認(西紀一八三二) 阿片戦争 (弘化三)米艦浦賀に来り交易を求む フランス二月革命(西紀一八四八) 長安賊の亂 (嘉永五)明治天皇御降誕 米國提督ペリー來朝○露使プチャーチン長崎に 来る○ロシア、トルコ開戦(西紀一八五三) (英佛同盟)露に宣戦す(クリミア戦争始まる) (西紀一八五四) (安政二)江戸大地震 セバストポール陥落(西紀一八五五) 英佛聯合軍廣東を砲撃占領す ロシア黒龍江以北を占領(愛理條約) フランス、サイゴンを占領 (萬延元)櫻田門の變○英佛聯合軍北京を占領○ ロシア沿海州占領 伊王國建設(西紀一八六一) (文久三)英艦鹿兒島に入寇 (元治元)長州征伐○長安賊の亂鎮定○プロシヤ オーストリア及びデンマークと戦ふ○萬國赤十		

一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一
後桃園	○後櫻町	桃園	櫻町	中御門	東山	靈元	後西
安明	明寶	寶寬延	延寬元享	享正寶	寶元貞	貞天延寬	寬萬明承
永和 一七 一八	和曆 一一 一七	曆延享 一一 一四 一五	享保文保 一一 一四 一五	保徳永 一一 一六 一八	永祿享 一一 一七 一八	享和寶文 一一 一七 一八	文治曆應 一一 一七 一八
一一一〇二 一一一〇三 一一一〇四 一一一〇五 一一一〇六 一一一〇七 一一一〇八 一一一〇九 一一一〇一〇	一一一〇三 一一一〇四 一一一〇五 一一一〇六 一一一〇七 一一一〇八 一一一〇九 一一一〇一〇 一一一〇一〇	一一一〇七 一一一〇八 一一一〇九 一一一〇一〇 一一一〇一〇 一一一〇一〇 一一一〇一〇 一一一〇一〇 一一一〇一〇	一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七	一一一〇六 一一一〇六 一一一〇六 一一一〇六 一一一〇六 一一一〇六 一一一〇六 一一一〇六 一一一〇六	一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七	一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七	一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七 一一一〇七
同	同	同	同	同	同	同	同
熊野市今	熊野市今	熊野市今	熊野市今	熊野市今	熊野市今	熊野市今	熊野市今
プロシヤ、オーストリアと和シ七年戦役終る (西紀一七六三)○ナポレオン生る ロシア、クリミアを占領す(西紀一七七二) アメリカ獨立戦争始まる(西紀一七七五)	七年戦役始まる(西紀一七五六)			ペーリング海峡發見(西紀一七二八) (享保一七)我國にて大砲を鑄造す○ワシントン 生る(西紀一七三二)	英國名譽革命(西紀一六九八)	ニュートン引力説を公にす(西紀一六九六)	(明曆三)光圀「大日本史」編纂に着手す

一	
二	
三	
明	
治	
明	
治	
一	
一	
三	
三	
三	
六	
三	
三	
六	
東京	
京都 桃山	

宇社生る(西紀一八六四)
南北戦争終結(西紀一八六五)
米國アラスカを買収(西紀一八六七)
(明治元)鳥羽伏見の役
スエズ運河開通(西紀一八六九)
普佛戦争(西紀一八七〇)
(明治五)陸海軍始を行ふ○陸海兩省設置
(明治七)軍旗親授式○佐賀の亂○台湾征伐
(明治八)江華島事件
(明治一〇)西南の役○ロシア、トルコ戦役(西紀一八七七)
(明治一七)大久保利通暗殺さる○郡區町村編制法制定○陸軍参謀本部設置
(明治二二)東京招魂社を培國神社と改む
(明治二五)軍人勳章を賜ふ○海軍兵學校及海軍大學校條例制定
(明治二九)帝國憲法發布○東海道本線開通
(明治三二)金島勳章創設
(明治三三)鐵道起工
(明治三六)大本營條例公布○ハワイ革命、王政を廢し共和政設立(西紀一八九三)
(明治三七)東學黨の亂○濟國に宣戰の詔勅下る
(明治三八)下關條約締結
(明治三九)日英同盟○(明治三七)露國に對し宣戰布告○シベリヤ鐵道開通
(明治四一)樺太日露境界劃定文書交換
(明治四二)元帥府設置○ハワイ米國に合併さる
(明治四三)米、スペイン戦争(西紀一八九八)
(明治四四)義和團匪起る○南阿戰爭始まる(西紀一八九九)
(明治四五)北清事變
(明治四六)日英同盟○(明治三七)露國に對し宣戰布告○シベリヤ鐵道開通
(明治四七)南滿州鐵道及韓國拓殖會社創設
(明治四八)樺太日露境界劃定文書交換

一	
二	
三	
大	
正	
大	
正	
一	
一	
三	
三	
三	
六	
東京	
東京府南 多摩	

(明治四四)支那革命起る
(大正元)明治天皇崩御○大正天皇踐祚、大正と改元○清朝滅び中華民國となる
(大正三)第一次世界大戰始まる○青島陥落○パナマ運河開通(西紀一八九八)
我艦隊地中海に出動○米國對獨宣戰○ロシア革命起る○ケレンスキ政府倒れ、レーニンの過激派政府代る(西紀一九〇一)
(大正七)我軍シベリヤに出兵○獨逸に革命起り獨帝和蘭に亡命、共和國成る○世界大戰休戰條約成る(西紀一九〇二)
(大正八)パリ講和會議グエルサイユ條約調印○宣城市事件勃發○愛蘭獨立宣言○伊國フアシスト團成立(西紀一九〇三)
(大正九)尼港事件○第一回國勢調査○日本の南洋群島委任統治正式決定
(大正一〇)皇太子殿下歐洲御外遊のため三月御出發、九月御歸朝○東宮殿下、十一月攝政に御就任○ワシントン會議開催(西紀一九〇五)
(大正一一)山東還附調印○エジプト獨立○愛蘭自由國創立○フアシスト黨首領ムツソリニ、羅馬に進入し内閣組織○ロシア労働社會主義聯邦組織(西紀一九〇六)
(大正一二)極東オリンピック大會○關東地方大震災
(大正一四)宣統帝の北京脱出と芳澤公使の日本態度聲明○ヒンデンブルグ元帥獨逸大統領に當選(西紀一九二五)
(大正一五)大正天皇崩御○今上天皇踐祚、昭和と改元
ジュネーヴ軍縮會議開會○リンドバーク飛行機にて大西洋横斷(西紀一九二七)
(昭和三)今上陛下御即位式○第一回普選行はる
(昭和四)我國、國民政府を承認

一	二	三	四	今	上	昭和	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

昭和五(五) ロンドン海軍條約成立(西紀一九三〇)
 昭和六(六) 萬事起る(西紀一九三二)
 昭和七(七) 上海事變(西紀一九三三)
 昭和八(八) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和九(九) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和十(十) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和十一(十一) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和十二(十二) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和十三(十三) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和十四(十四) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和十五(十五) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和十六(十六) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和十七(十七) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和十八(十八) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和十九(十九) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和二十(二十) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和二十一(二十一) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和二十二(二十二) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和二十三(二十三) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和二十四(二十四) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和二十五(二十五) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和二十六(二十六) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和二十七(二十七) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和二十八(二十八) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和二十九(二十九) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和三十(三十) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和三十一(三十一) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和三十二(三十二) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和三十三(三十三) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和三十四(三十四) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和三十五(三十五) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和三十六(三十六) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和三十七(三十七) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和三十八(三十八) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和三十九(三十九) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和四十(四十) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和四十一(四十一) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和四十二(四十二) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和四十三(四十三) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和四十四(四十四) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和四十五(四十五) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和四十六(四十六) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和四十七(四十七) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和四十八(四十八) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和四十九(四十九) 丹那那(西紀一九三三)
 昭和五十(五十) 丹那那(西紀一九三三)

皇室祭記

元始祭 一月三日
 紀元節祭 二月十一日
 春季皇靈祭 春分日

春季神農祭 春分日
 神武天皇祭 四月三日
 秋季皇靈祭 秋分日
 秋季神農祭 秋分日
 神嘗祭 十月十七日
 新嘗祭 十一月二十三日より二

先帝祭 十四日に互る
 先帝以前三代の式年祭 毎年崩御日に相當する日
 崩御日に相當する日

皇妣たる皇 崩御日に相當する日
 後の式年祭
 〔大祭に準じて祭典を行ふ場合〕
 一、皇室又は國家の大事を神宮賢所皇靈殿神武天皇山陵先帝山陵に親告するとき
 二、神宮の造營に因り新宮に奉遷するとき
 三、賢所皇靈殿神農の造營に因り本殿又は假殿に奉遷するとき
 四、天皇太皇太后皇太后の靈代を靈殿に奉遷するとき
 〔小祭〕
 歳旦祭 一月一日
 祈年祭 二月十七日
 明治節祭 十一月三日
 賢所御神樂 十二月中旬
 天長節祭 毎年天皇の誕生日に相當する日
 先帝以前三代の例祭 毎年崩御日に相當する日
 先帝の例祭 毎年崩御日に相當する日

皇妣たる皇 崩御日に相當する日
 皇后の例祭
 〔小祭に準じて式典を行ふ場合〕
 皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王の靈代を皇靈殿に遷すとき
 此の場合に於ては特旨に由るの外拜禮を行はず
 宮城
 御門 宮城正門—元西九大手門、坂下門—元西丸坂下門—(宮内省正門)。
 通用門(乾門)(代官町)。
 吹上東門—(乾門宮内省通路西側)千里門(元吹上釣橋西南參集所東北)。
 道灌門—(元吹上釣橋西北)吹上門(半藏門内)。
 吹上一の門(吹上門内左方廣芝に通ず)。
 表宮殿 正殿、鳳凰之間、桐之間、化

粧之間、葡萄之間、豐明殿、千種之間、牡丹之間、竹之間、南溜、東溜、西溜、化粧之間、化粧二之間、東一之間、二之間、西一之間、二之間、左廂、右廂、御車寄、東御車寄、北御車寄其の他の總稱。
 正殿 皇室國家の大典並に軍旗親授式等を本殿に行はせ給ふ。即ち紫宸殿の如く萬の御儀式を行はせられる。
 鳳凰之間 勳章親授式、文武官拜謁、外國使節謁見、御講書始、御歌會等を本殿に行はせ給ふ。
 桐之間 皇后宮内謁見所。寶冠章親授式、内外臣僚使節拜謁等を本殿に行はせ給ふ。
 葡萄之間 皇族御休所
 豐明殿 饗宴所。國賓並に内外臣僚使節に本殿に於て饗宴を賜ふ。
 千種之間 牡丹之間、竹之間と共に後席の間と稱し饗宴後の御室なり。
 奧宮殿 御座所、御寢殿の二棟あり。平家建檜白木造りなり。
 表御座所 十間四方四間、西南を出御

の御間、西北を近侍の控所とす。賢所 神鏡を奉安せられ内侍所とも申さる。檜白木破風造の神殿なり。皇靈殿 神武天皇を始め奉り御歴代の皇靈及皇后皇妃皇親の御霊を鎮祭し給ふ所、賢所と並んで其の西にあり。

神殿 神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮寶神、御食津神、事代主神及天神地祇を祀らせ給ふ。賢所と並んで其の東にあり。神嘉殿 新嘗祭を行はせ給ふ所にして賢所の西にあり。

御 府 (宮城内)

- 振 天 府
- 懷 遠 府
- 建 安 府
- 倅 明 府
- 顯 忠 府

宮城内に御建造になつてゐる軍事關係の記念館であつて、明治天皇の思召

による振天府、懷遠府及建安府、大正天皇の倅明府、今上天皇の顯忠府の五府である。

何れも皇室の軍事及皇軍將兵の上に垂れさせ給ふ御軫念のほどが拜察せらるゝ秘府であるが、臣民特に遺族等には時に拜觀を仰せ付けられてゐる。以下各府別に其の御模様を謹記す。

振天府 (明治二十七年、八年戦役)

明治二十八年日清及征臺の役終るや明治天皇此の戦役に於て戦、病歿せる我が忠勇なる將兵の英靈を長へに慰めんとの大御心より、特に宮城内吹上御苑の南三角矢來と稱する地に一府を御建造遊ばされ、振天府と御命名陣歿將校の寫眞を掲げ、殉國將兵の姓名を録し、併せて凱旋將士の勳績を偲ばせられ之を後昆千載に傳へさせ給ひしものである。

此の府を御建造遊ばさるるに方り、其の設計より意匠陳列の御模様に至る迄悉く 明治天皇の御指圖に依れるも

のと漏れ承るも畏いきはみである。

御府は總て檜の白木造にして、本館中央正面には楣上に故小松宮彰仁親王勅を奉じて書き給へる「振天府」の額あり、額の裏面に振天府記を録せられてゐる。

振天府の位置は櫻田門と參謀本部との中間、御濠沿ひの街路よりも仰がる建物で特に此役威海衛の防材を以つて建造せられた有光亭の如きは明らかに街路上より拜せられる。

懷遠府 (明治三十三年北清事變)

明治三十三年北清團匪の亂平定の後振天府と同様の思召を以て吹上御苑錦亭の北に一府を營まれ之を懷遠府と號づけ給ふ。御府内楣上に掲げらるる「懷遠府」の額は故伏見宮貞愛親王勅を奉じて書し給ふ所、額の背面に懷遠府記を録せられてゐる。

御府の御模様を拜するに、此の事變に陣歿せる陸海軍將校二十五名の寫眞を掲げ、戦病歿將校以下の姓名録を藏め給ふ様は振天府と同じである。

建安府 (明治三十七、八年戦役)

明治三十七、八年日露の戦役後振天懷遠の二府と同様此の役に従ひ戦病歿せる陸海軍將兵を備ませ給ふ大御心より、吹上御苑の南振天府の乾の方に一府を營ませられ之を建安府と號づけ給ふ。御建物の布置意匠より内部の排列順序等に至る迄、他の御府と同様皆聖旨に依れるものと漏れ承るのである。

本館は其の御模様略々振天府に同じく、楣の上に掲ぐる「建安府」は載仁親王勅を奉じて書し給ふ所額の背面に建安府記を録せられてゐる。

倅明府 (大正三年乃至九年戦役)

畏くも 大正天皇に於かせられては青島の役に於ける我が將士の忠勇を嘉し給ひ、同役關係の品々を御納せられ永く之を御記念遊ばさるる御思召を以て 明治天皇の御遺範に據り御府御造營の御沙汰を賜はり、大正六年六月起工、同七年五月に至り落成、同年六月倅明府と御命名遊ばさる。而して世界

大戦の永引くに連れ我が海軍は遠く南洋、南北亞米利加沿岸、印度洋、濠洲沿岸、南亞弗利加沿岸、地中海及「オホツク」海方面にも出動し、又陸軍は西比利亞方面にも出兵することとなりしを以て之に關係ある品をも此處に御納せられし由に承る。則ち同府には大正三年乃至九年戦役關係の陸海軍戦利品及參考品、准士官以上の戦病死者の寫眞、將校以下の戦病死者の名簿其の他の參考品を御收藏遊ばされてゐる。

同府は振天、建安の諸府と相接する所に設けさせられ、正面に掲げられたる扁額は故東伏見宮依仁親王勅を奉じて書かせ給へるもので額の背面に倅明府記を録せられてゐる。

顯忠府 (昭和三年濟南事變、滿洲事變、上海事變)

畏くも 今上天皇に於かせられては昭和三年の濟南事變及滿洲事變、上海事變に於て一身を君國に捧げたる將兵の忠勇を嘉せられ戦病死將兵全員の名簿寫眞並に戦死者及殊勲者等の使用せ

る軍服兵器、携帶品は其の主要なるものを御手許に永遠に御收藏遊ばさるる思召を以て、昭和七年十月御府御造營の御沙汰を賜はり爾來三年餘の日子を費して、昭和十一年十二月十六日完成したものであつて特に此御府御造營にあたらせられては戦死者の寫眞は下士官兵の分迄全部集めよとの有難き仰せを賜はりし由に漏れ承るのである。

昭和十年十月特に顯忠府と御命名遊ばされたが、顯忠の二字は尙書の「顯忠遂良」の文あり、孔安國の註に「忠則顯之」「良則進之明王之道」とある所より採らせ給へるものと漏れ承るのである。

建安府の南側中庭を隔てて本館を拜すると正面二階の外壁には閑院宮載仁親王勅を奉じて書かせ給へる「顯忠府」の額を掲げられ、額の背面に顯忠府記を録せられてゐる。

宮 中 席 次

高等官、有勲者、有爵者、有位者及

び優遇者が宮中に於て與へられる席次で、大正十五年皇室令第七號皇室儀制令に於て定められ、特旨によるものを除くのは左の順位による。

【第一階】 第一 大勳位(一菊花章頸飾、二菊花大授章)▽第二 内閣總理大臣▽第三 樞密院議長▽第四 元勳優遇の爲大臣の禮遇を賜はりたる者▽第五 元帥、國務大臣、宮内大臣、内大臣▽第六 朝鮮總督▽第七 内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者▽第八 國務大臣、宮内大臣又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者▽第九 樞密院副議長▽第十 陸軍大將、海軍大將、樞密顧問官△第十一 親任官▽第十二 貴族院議長、衆議院議長▽第十三 勳一等旭日桐花大授章▽第十四 勳一級▽第十五 親任官の待遇を賜りたる者▽第十六 公爵▽第十七 從一位▽第十八 勳一等(一旭日大授章、二寶冠章、三瑞寶章)

【第二階】 第十九 高等官一等▽第二十 貴族院副議長、衆議院副議長▽第二十一 爵香間祇候▽第二十二 侯爵▽第二十三 正二位

【第三階】 第二十四 高等官二等▽第二十五 勳二級▽第二十六 錦鷄間祇候▽第二十七 勅任待遇▽第二十八 伯爵▽第二十九 從二位▽第三十 勳二等(一旭日重光章、二寶冠章、三瑞寶章)▽第三十一 子爵▽第三十二 正三位▽第三十三 從三位▽第三十四 勳三級▽第三十五 勳三等(一旭日中授章、二寶冠章、三瑞寶章)▽第三十六 男爵▽第三十七 正四位▽第三十八 從四位

【第四階】 第三十九 貴族院議員、衆議院議員▽第四十 高等官三等▽第四十一 高等官三等の待遇を享くる者▽第四十二 勳四級▽第四十三 勳四等(一旭日小授章、二寶冠章)▽第四十四 正五位▽第四十五 從五位

【第五階】 第四十六 高等官四等▽第四十七 高等官四等の待遇を享くる者▽第四十八 勳五級▽第四十九 勳五等(一雙光旭日章、二寶冠章、三瑞寶章)▽第五十 正六位

【第六階】 第五十一 高等官五等▽第五十二 高等官五等の待遇を享くる者▽第五十三 從六位▽第五十四 勳六等(一單光旭日章、二寶冠章、三瑞寶章)

【第七階】 第五十五 高等官六等▽第五十六 高等官六等の待遇を享くる者▽第五十七 正七位

【第八階】 第五十八 高等官七等▽第五十九 高等官七等の待遇を享くる者▽第六十 從七位▽第六十一 勳六級

【第九階】 第六十二 高等官八等▽第六十三 高等官八等の待遇を享くる者

【第十階】 第六十四 高等官九等▽第六十五 奏任待遇▽第六十六 正八位▽第六十七 勳七級▽第六十八 勳七等(一青色桐葉章、二寶冠章、

三瑞寶章)▽第六十九 從八位▽第七十 勳八等(一白色桐葉章、二寶冠章、三瑞寶章)

一、同順位の者の間に在りては本章に別段の定ある場合を除くのはか、その身位を得たる日の前後に従ひ、その前後なきときはその日に有したる席次の順序に従ひ、その日に席次を有せざりしときは年齢の順序に従ふ同爵者間の席次は位階による。

一、大臣の禮遇または前官の禮遇を賜はりたる者にして、その順位を超えたる官に任ぜられ退官の後さらに前に賜はりたる禮遇と同順位の禮遇を賜はりたるときは、前に禮遇を賜はりたる時有したる席次により、後の禮遇前の禮遇の下なる時は第三十四條の例による。

一、親任官にして國務大臣に任ぜられ退官の後二年以内にさらに前と同順位の親任官に任ぜられたるときは前に有したる席次により、前の順位より降りたる官に任ぜられたるときは

第三十四條の例による。

一、退官退職の日より二年以内に前官職と同順位の官職に就きたるときは前に有したる席次による。

一、轉官轉職の場合においてその官職同順位なるときは前に有したる席次により、前の順位より降りたるときはその順位の首席とす(第三十四條)

一、休職または退職の文官および豫備役後備役または退役の者は各相當順位の下席とす。

一、同一人にして二個以上の身位を有するときはその高きに従ふ、ただし特定の身位により席次を定むる必要あるときはこの限りにあらず。

一、妻の席次は夫に次ぐ。

一、官職を有する者に就き職務上必要あるときは前數條の規定に拘らず特に席次を定むることを得。

内閣參議 内閣參議の宮中席次は特旨により朝鮮總督の上席、即ち第一階の第五と第六の間と定められる。

内外人主催ノ集會ニ於ケル席次

本邦駐節各外國大使、各大勳位、内閣總理大臣、外務大臣、次ニ本邦駐節各外國全權公使ト樞密院議長
大臣禮遇(元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜リタル者但禮位ハ宮中席次令ニ依ル)
元帥、國務大臣、宮内大臣、内大臣(以上順位ハ宮中席次令ニ依ル)
國務大臣禮遇(順位ハ宮中席次令ニ依ル)
朝鮮總督
前官禮遇(内閣總理大臣又は樞密院議長タル前官ノ禮遇ヲ賜リタル者但順位ハ宮中席次令ニ依ル)
前官禮遇(國務大臣、宮内大臣又は内大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜リタル者但順位ハ宮中席次令ニ依ル)
トヲ交互シ本邦駐節外國全權公使ヲ首席トス

習 志 野

明治六年四月二十九日 明治天皇には御親ら近衛兵を指揮引率し給ひ午前六時宮城御出門千葉街道成田街道を経て千葉縣千葉郡大和田村に御着の上操練を天覽あらせられたのみか長くも露營の御經驗を親しくし給ふた。

同時に此地の舊稱小金ケ原を將來講武の地として習志野と名付け給ふた。

臺灣神社、臺南神社、附蒙疆神社

近衛師團長として臺灣征討に従はせられ遂に明治二十八年十月二十七日臺南に於て薨去あらせられた故北白川宮能久親王殿下の御英靈は大國魂命、大己貴命、少名彥命と共に臺北市西圓山に鎮座あらせられた。官幣大社臺灣神社即ちち之である。尙薨去の地臺南市の御遺跡にも殿下を奉祀する一社が創建せられ、官幣中社臺南神社と稱せられる。更に故殿下の御令孫に當らせられる、永久王殿

下が昭和十五年九月五日戦地に於て飛行機事故により御戦死遊ばされたことは國民の哀痛まだ生々しいことであるが、地元官民はとりあへず御戦死の地に蒙疆神社を創建してゐることは南方鎮護の臺灣神社と對し誠に恐惶感激の極みである。

相 武 臺

陸軍士官學校所在地の神奈川縣高座郡座間村一帯の賜名で、昭和十二年十二月二十日同校第五十期生徒卒業式行幸の砌、陸軍大臣、教育總監を御前に召され御沙汰を賜はり大臣等は恐懼感激して拜受した佳名である。

此の賜名は古事記「日本武尊御東征之條」に相武國(さがむのくに)即ち後世の相模國の字句があり、尊の御武勇に因みある意義深き賜名である。

修 武 臺

昭和十六年三月埼玉縣豐岡町の陸軍航空士官學校に行幸の砌の賜名で、前記の相武臺と相並び航空將校搖籃の地にふさはしき好個の地名と仰ぎ奉るものである。

皇 室 典 範

勅 語

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歴代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

御名 御璽
明治二十二年二月十一日

皇室典範

第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルニ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於シ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡

- 第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得
- 第二章 踐祚即位
- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神靈ヲ承ク
- 第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
- 第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ
- 第三章 成年立后立太子
- 第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
- 第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
- 第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
- 第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツル

トキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬 稱

第十七條 天皇皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太后皇太孫妃親王妃内親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝 政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セザルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ互ルノ故障ニ由ル大政ヲ親ラスルト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セザルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セザルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太 傳

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セザルトキハ太傳ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傳ヲ任セザリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傳ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公布ス

第九章 皇室經費(本文略)

第十章 皇族訴訟及懲戒(本文略)

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム(下略)

皇室典範增補(要旨)

王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシメ又ハ華族ノ家督相續人トナリ又ハ養子トナルコトヲ得

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得

第八章 世傳御料

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

公 式 令

(明治四十年十月三十一日勅令第六號)

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傳ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇 族

第三十條 皇族ト稱スルハ皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王ノ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇支孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ女王ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王ヲタル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宜賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公布ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ノ

第一條 皇室ノ大事ヲ宣誥シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ヲ宣誥スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣總理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大權ノ施行ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第三條 帝國憲法ノ改正ハ上諭ヲ附シ

テ之ヲ公布ス
前項ノ上諭ニハ樞密顧問ノ諮詢及帝國憲法第七十三條ニ依ル帝國議會ノ議決ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第四條 皇室典範ノ改正ハ上諭ヲ附シ

テ之ヲ公布ス
前項ノ上諭ニハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第五條 皇室典範ニ基ツク諸規則宮内

官制其ノ他皇室ノ事務ニ關シ勅定ヲ經タル規程ニシテ發表ヲ要スルモノハ皇室令トシ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス
前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス國務大臣ノ職務ニ關連スル皇室令ノ上諭ニハ内閣總理大臣又ハ内閣總理大臣及主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第六條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス
前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載シ帝國憲法第八條第一項又ハ第七十條第一項ニ依リ發スル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第七條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第八條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第九條 豫算及豫算外國庫ノ負擔トナ

ルヘキ契約ヲ爲スノ件ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス
前項ノ上諭ニハ帝國議會ノ協贊ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第十條 閣令ニハ内閣總理大臣年月日

ヲ記入シ之ニ署名ス
省令ニハ各省大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

第十一條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載シ帝國憲法第八條第一項又ハ第七十條第一項ニ依リ發スル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第十二條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第十三條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第十四條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

宮内省令ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

第十一條 皇室令、勅令、閣令及省令

ハ別段ノ施行時期アル場合ノ外公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス

第十二條 前數條ノ公文ヲ公布スルハ

官報ヲ以テス

第十三條 國書其ノ他外交上ノ親書、

條約批准書、全權委任狀、外國派遣官吏委任狀、名譽領事委任狀及外國領事認可狀ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ主任ノ國務大臣之ニ副署ス外務大臣ニ授クル全權委任狀ニハ内閣總理大臣之ニ副署ス

第十四條 親任式ヲ以テ任スル官ノ官

記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

内閣總理大臣ヲ任スルノ官記ニハ他ノ國務大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ任スルノ官記ニハ内大臣年月日ヲ記

入シ之ニ署名ス
前二項ニ依ルモノノ外勅任官ヲ免スルノ勅令書ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

第十五條 親任式ヲ以テ任シタル官ヲ

免スルノ勅令書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

第十六條 親任式ヲ以テ任シタル官ヲ

免スルノ勅令書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

第十七條 一位ノ位記ニハ親署ノ後御

璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス
二位以下四位以上ノ位記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス五位以下ノ位記ニハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十八條 爵位ノ返上ヲ命シ又ハ允許

スルノ勅令書ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

第十九條 勳一等級二級以上ノ勳記ニ

ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ勳二等級三級以下ノ勳記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

入シ之ヲ奉ス

勳記ニハ勳章ノ種別ニ從ヒ號數ヲ附シ簿册ヲ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ賞勳局書記官之ニ署名ス

第二十條 記章ノ證狀並外國勳章及記章ノ佩用免許ノ證狀ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ之ニ署名セシム

證狀ニハ其ノ種別ニ從ヒ號數ヲ附シ簿册ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ賞勳局書記官之ニ署名ス

第二十一條 勳章及記章並外國勳章及記章ノ佩用免許ノ證狀ヲ頒奪スルノ辭令書ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

歴代宮内大臣

伊藤博文	土方久元
田中光顯	岩倉具定
渡邊千秋	波多野敬直
中村雄次郎	牧野伸顯
一木喜徳郎	湯淺倉平
松平恒雄	

靖國神社、護國神社

附、靖國神社附屬遊就館 別格官幣社一覽

靖國神社

一、起源

維新の大業大成に方り、忠憤義烈の偉丈夫を失つたことは頗る多い。是に於て 孝明天皇いたく此等殉難死節の士の功を嘉し且之を感ませ給ひ、民間に於ても亦志士等は國難に殉じた士を深く追念して靈祭の舉行を議し、文久二年十二月、福羽美壽、古川躬行其他六十有餘名は京の平安靈山に會合して私祭を擧ぐるに至つた。

此頃諸藩の中にも、私祭を行ふものがあつた。長門國櫻山、周防國下宇野令の招魂社は實に元治元年に設置されたものである。而して此等各藩の分を通じ現在では社數百〇五に達してゐる之が官祭招魂社と云はれてゐるもので

軍旗

明治七年一月二十三日近衛歩兵第一及第二兩聯隊に、明治天皇より「汝等に軍旗一旒を授く」との勅語と共に日比谷練兵場に於て御親授あらせられたのを最初とし、其後も軍旗は親授せらるる例となつて居り、其當日は聯隊長は旗手及護衛下士官二名と共に参内、宮中正殿に於て親臨の下に侍從武官長より軍旗及勅語を拜受、奉答文を上つて其部隊に奉戴することゝなるのである。

軍旗は歩兵聯隊のものは縦二尺六寸四分、横三尺三寸の横長形で、地は鹽瀬羽二重、旗竿部以外の三周には金モールを附し又其外側の縁に紫色の總が附してあり旗竿下部に方形白色部を残し、此處に〇〇第〇聯隊と記されてある。旗竿は木製千段巻漆塗で竿頭には、三面金色菊花御紋章が附けられ下部には鐵がある。騎兵聯隊のものは縦横共に二尺の正方形で其他は歩兵聯隊の軍旗と同一であつた。其他軍旗に關する禮式、取扱等は陸軍禮式步兵操典等に夫々規定せられてゐる。

軍艦旗

軍艦旗は日本帝國海軍の艦船たることを表はす旗章で、我が國權の存在を確定するものである。軍艦旗は艦船碇泊中は午前八時に後部の旗竿に掲揚し日没時之を降下し、航海中は晝夜の別なく常に之を掲揚する。戦闘に方りて後部の旗竿は大砲の射撃を妨害するを以て、後檣の中央附近に在る斜桁と檣頭に掲揚する。此の軍艦旗を特に戰鬥旗と稱す。軍艦旗の掲揚、降下の際には全員嚴肅なる敬禮を行ふ。

軍艦旗は海上に翻されて旗章としての役目をも果さねばならぬから、此旗は陸軍の軍旗とちがひ、時々更新の要があるので形狀其他全てに於て取扱法等に差異があるのは言ふを俟たないが之に對しては陸軍々人はもとより一般人も敬禮敬意を表するのである。

始めである。

かくの如く招魂祭は江戸及京都の兩地で行はれたが、翌明治二年三月東京に奠都遊ばざるや、更に招魂社建設の議起り、時の軍務官知官事仁和寺宮嘉彰親王勅を奏し副知官事大村益次郎以下數名をして社地を相せしめ給うた。而して社地の選擇に就ては始め上野又は江戸見坂(現今の芝區内)を以て其地に擬せられたが、九段坂上は宮城の乾に位し且高燥の良地であると云ふので、大村氏自ら出張して選定したものである、易書に曰く「乾は西北にして天に屬す、其德無量福祐の氣あり」と。

かくて明治二年六月十九日起工、日ならずして假殿を竣成することが出来た。茲に於て朝廷に於かせられては、六月二十九日より七月三日まで祭典の儀を仰せ出され、鎮祭の式を擧げさせられたのである。

六月二十九日には彈正大弼五辻安仲勅使として参向し勅幣を奉り、副知官事大村益次郎之を請けて内陣に納め、

次で知官事嘉彰親王祭主として祝詞を讀み給ひ、畢りて参列の官員、華族、各藩人をして拜禮せしめられた。

又翌三十日より七月三日までは、祝部をして祭典に當らしめ、角力烟火等の餘興あり、又各隊をして順次に祝砲を發せしめられた。而して人民より供物餘興等を奉納せんとするものは之を許し、且祭典中参拜者には神酒を賜ひ、特に戦死者を出した各藩には神饌を分ち與へた。之が遺族待遇の始めである。

以上が靖國神社鎮祭の起源であつて忠魂を慰むる爲に神社を建てて永く祭祀せむとの敷慮に依つて起つたものであることに就ては特に銘記する必要がある。

明治十二年社號を賜ひ社格を附せられ、長へに祭祀の典を擧げしめられ、長くも萬乘の尊を以てして特に崇敬の禮を加へさせ給うたのである。

二、名

靖國神社は始め招魂社と稱へられ又草創に際して招魂祠或は招魂場などと

呼ばれたこともある。

招魂場とは神靈を招く場所（神をいづき祭るところ）の名であり、招魂社又は招魂祠とは招きたる神靈を祭祀する祠社の意義であるから其間に自ら區別がある。故に本神社には別に招魂場が設けられてあつて、神靈を合祀せんとする時には先づ其神靈を招魂場に招き奉り、而して後神殿に遷して鎮祭するのが通例である。

元來招魂社なる稱號は國事多端の際に起つた名であつて、字句の解釋上よりすれば、如何にも在天の神靈を一時招集する所であるかのやうに聞え、萬世不易に神靈のまします所の社號としては稍と妥當を失するの感がないでもない。そこで明治十二年六月四日別格官幣社に列せらるると共に靖國神社と改稱せられたのである。靖國の字は春秋左氏傳にあるのであるが、祭神の偉勳に據り國家を平和に治むるの義であることは御祭文中に、
「汝命等の赤き直き眞心を以て家を

忘れ身を擲て各も各も身死りにし其大き高き勳功に依りて大皇國をば安國と知食すことぞと思ほし召すが故に靖國神社と改め稱へ別格官幣社と定め奉りて御幣奉り齎ひ參らせ給ひ今より後彌遠永に怠事なく祭り給はんとす。」

と宣らせ給へるに見るも明かである。

我が國は古來正義と平和を以て其國是とする。從て上、皇祖列聖常に安國たれと天下をしらしめさんことを御軫念あらせ給ひ、下萬民も亦 聖旨を奉戴して正義と平和の爲一身を犠牲にし死するも猶國の神となり正義と平和を擁護せんことを希つてゐる。靖國の名稱は實に我が國體國是に相應はしいものであると云はねばならぬ。

三、祭神と御靈代

靖國神社祭神生前の官職身分等に就て云へば、陸軍の所屬あり、海軍の所屬あり、維新前後の殉難死節の士あり、地方官警察官あり、從て公卿、藩主、

四、皇靈の御尊

皇室に於かせられては靖國神社を尊崇し給ふこと大方ならず、君國の爲に殉じたる士も誠に死して餘榮ありといふべきである。

明治天皇は明治七年一月二十七日特別御親祭あらせられ赤地青地の大和錦を備へさせ、同時に畏れ多くも左の御製を給ひ、御宸筆の額一面を納め給うた。此額面は今神社に寶藏されてある。

明治七年一月二十七日招魂社にいたりて、

我國の爲をつくせる人々の

名もむさし野にとむる玉かき

明治十年十一月四日行幸御拜の時は御幣物として大いなる御鏡を捧げられ、其後も屢々親しく御参拜あらせられ、其都度此御鏡の前まで進ませられ御拜あらせられた。

明治三十九年の御製には

靖國の社に齎く鏡こそ

大和心の光なりけれ
と仰せられた。

爾後毎年の大祭及臨時大祭には、勅使を立てさせらるるは勿論、天皇皇后兩陛下親しく御参拜あらせられ給ふたことも屢々で、幣帛並祭料の御下賜は既に數十回に上つてゐる、又皇族の御参拜並御奉納等は數百を以て算ふるに及んでゐるのである。以て皇室の殊遇を拜祭することが出来るであらう。

明治天皇御製

世と共にかたり傳へ上國のため

命をすてし人のいさをを

(明治三十七年)。

外國にかばねさらし、ますらをの

魂も都にけふ歸らむ

(明治三十八年)。

國の爲命を捨てしますらをの

魂祭るべき時近つきぬ

(明治三十九年)。

照憲皇太后御参拜の節の御歌

神垣に涙たむけて拜むらし

歸るを待ちし親も妻子も

今次事變關係殉國者の合祀祭がとり行はれるようになった昭和十三年以後

士、卒、神職、僧侶、婦人、農工商等苟くも帝國臣民にして國家の爲に忠節を抽んで、高潔なる大精神を發揮して國體の神となりませる人々は皆本神社の祭神として網羅せられてゐるのであつて、朝鮮、臺灣の人も含んで居て今や祭神の總数は十八萬餘柱の多きに上り神位燦として輝き、餘光遠く異域にまでも及んでゐる。

本神社の御靈代は神劍及神鏡である。而して神劍は明治二年六月栗原筑前の鍛造する所、神鏡は明治元年六月江戸城内大廣間に於ける招魂祭の時、神籬に奉懸せられた靈鏡である。

内殿左右の靈床には副靈臺として、官位姓名を列記せる巻物及腰冊が奉安せられてゐる。巻物は明治五年五月始めて之を内陣に納め、爾來合祀祭の度に納められたのであるが、明治三十八年第三十一回の合祀祭より之を腰冊に改められた。而して別に一本を社務所に藏してある、所謂祭神帳が之であつて現在数は二千餘冊に及んでゐる。

は、春秋二季の兩回、必ずず兩陛下の御親拜を見るのはいよ／＼長ききはみである。

五、祭典

靖國神社の祭典は之を例大祭、恒例諸祭、合祀祭、臨時諸祭の四種に大別することが出来る。以下此等諸祭の概要を摘記して見よう。

1、例大祭

例大祭は今日では年二回即ち四月三十日（明治三十九年陸軍凱旋大觀兵式の日）と十月二十三日（明治三十八年海軍凱旋大觀艦式の日）に行はれる大祭である。

例大祭が始めて行はれたのは明治二年九月二十一日で、當日は長き邊から特に勅使を御差遣あらせられた。其後數度改變ありて大正元年十二月現在の如く定められたのである。當日は勅使の參向あり、武官には休暇を賜り、皇族を始め文武百官の參拜、幣帛供物の奉納、陸海軍隊の正式參拜、遺族及各團體學校生徒其他一般國民の禮拜等引

きもきらず、眞に盛況を呈するのである。例大祭には時に合祀祭を併せ行はれることがあるが、此場合には一層賑盛を極める。

例大祭は社格が制定せらるるまでは、勅を奉じて武官が之を執行してゐた、即ち祭主軍務官仁和寺宮の奉仕せられたのを始めとし、陸海軍長官又は其代理者が之に當つてゐたのであるが明治十二年六月社格制定以來は官司が之を祭ることとなり、陸海軍長官は唯玉串を奉奠することになつた。

例大祭當日に於ける遺族の待遇は町重を極め、昇殿を許し、神酒神饌を載かせ、餘興觀覽の便を與ふる等掛官諸員の舉措は頗る懇到である。掛官は陸海軍兩省から出張し清祓大祭直會の祭儀に參列し兩省を代表して拜神し屬僚を率ゐて庶事に執掌するのを常例とする。

2、恒例諸祭

靖國神社恒例諸祭中には、大祭としては右の例大祭の外、祈年祭及新嘗祭

の兩祭あり、中祭には歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭、先帝遙拜式、神武天皇祭遙拜式、神嘗祭遙拜式、春秋二季皇靈祭遙拜式等の諸祭がある。

又本神社の小祭としては、陸海軍兩記念祭、本神社創立記念祭、煤拂祭、除夜祭其他月々三回の月毎祭等がある。

右に述べた中小祭の外、本神社に於ては明治十二年八月一日以降日々神饌三膳を供し一日と雖も神に仕へまつるの務を缺かすことはない、尙此際に於て命日に相當せる祭神名を宣別けて英靈を奉慰してゐる。

3、合祀祭

合祀祭と云ふのは聖旨に基き靖國神社に祀らんとする人々の靈を新に同神社に合せ祀る祭典のことである。

此祭典は明治七年佐賀の亂の戦死者を合祀したのが其第二回目である。爾來臺灣、熊本、山口、福岡、鹿児島、諸役、京城事變、維新前後に於ける諸藩の殉難者、日清戦役、北清事變、日

露戦役、韓國暴徒鎮壓事件、大正三年乃至九年戦役、濟南出兵事件、滿洲事變、日支事變等に於ける戦病死者を合祀し、合祀の回数昭和十五年四月まで五十六回に達してゐる。

就中最も多數の合祀は、明治三十八年五月二日の合祀祭であつて、神數は實に三萬八百八十三柱に及び、其最も少なかつたのは、明治八年七月三日及同九年一月二十六日の各一柱である。

維新前の殉死者は、明治元年京都招魂社に合祀せられたのであるが、當時に於ては祀るべき志士を未だ悉く網羅することは出来なかつた。そこで明治八年一月に至り、京都招魂社の神靈を東京招魂社に合祀する旨仰せ出さるると同時に、各府縣の招魂社に祀られてあつた神靈並未だ何處にも祀られてない靈を調査するやう御命じになり、前後十數回の合祀祭に互り悉く合祀せらるるに至つたのである。

合祀祭は、近年の例に依れば、合祀すべき神靈の數多きときは之を臨時大

祭と稱し、少數なるときは之を臨時祭と稱へられてゐる。

臨時大祭には祭典委員長及委員を設けられ、臨時祭には陸海軍省より掛官若干名を差し置かれ慎重を極むるのである。

以下少しく合祀祭の次第を述べて見よう。

合祀祭の前日には清祓式を、更に其夜は招魂式を行ひ、後日には直會祭が行はれる。

招魂式の次第は招魂場に祭壇を設け左右には帳舎をしつらへ、正面に鳥居を建て、其兩側に五色絹を附せる眞神を樹て、庭燎を焚き、陸海軍將校、各省總代及軍隊警固の裡に宮司が禰宜以下を率ゐて神靈を招祭し、幣帛神饌を供へ、之を終れば招祭せる神靈を本殿に遷して鎮祭するのである。

而して其翌日は臨時の祭典を行ふのであるが、之を合祀祭と申すのである。

合祀祭執行の日には、必ず勅使參向

せられて祭文を告せらる。殊に明治八年七月三日と同九年一月二十六日の兩度に於ては各一名の合祀者の爲に莊重なる祭典を行はせられたのであつて、祭神に對する歡慮の厚きこと拜祭するに餘りあり、合祀祭は例大祭に併せて同日に行はれ、又は臨時に行はれたのであるが、春季の例大祭に之を行ふのが近來の例となつてゐる。

4、臨時諸祭

臨時諸祭とは、臨時に舉行せられる奉告祭又は記念祭等を云ふのである。

靖國神社創建以來、臨時に執行せられた祭典の中でも、明治五年の正遷座式が最も盛大嚴肅な祭儀であつた。

臨時祭に於て、幣帛料を供進遊ばされたのは、改號昇格奉告祭、近衛記念祭、警視局臨時祭、憲法發布皇室典範御治定奉告祭、宣戰奉告祭等で、又神饌料のみ供進あらせられたのは御成婚滿二十五年奉告祭等である。

祭神數を合祀別にするに實に左表の如くである。（昭和十六年四月迄）

靖國神社の歌

- 一、日の本の光に映えて
盡忠の雄魂祀る
宮柱ふとく燦たり
あゝ大君のぬかづき給ふ
榮光の宮 靖國神社
- 二、日の御旗断乎と守り
その命國に捧げし
ますらをの御魂しづまる
あゝ國民のおろがみ稱ふ
いさをしの宮 靖國神社
- 三、報國の血潮にもえて
ちりませし大和をみな
清らけき御魂やすらふ
あゝはらからの感謝はかをる
櫻咲く宮 靖國神社
- 四、幸御魂さちはえまして
千木高く輝くところ
皇國とはに殿たり
あゝ一億の長み祈る
國護る宮 靖國神社

靖國神社 遊就館

所在地 東京市九段靖國神社境内

設立の趣旨

遊就館は戦役事變等に關する記念品
及武器の沿革を知るべき物件を蒐集保
存し、軍事上の參考に供し、且國防精
神の作興及軍事知識の増進に資する爲
之を公衆の觀覽に供する所である。

沿革の概要

明治十一年、招魂社(現靖國神社)祭
神の英靈を慰め且神徳を欽仰する爲繪
馬堂を兼ねて祭神の遺物並に古今の武
器を陳列する議が山縣陸軍卿によつて
提唱され、西南戦役恤兵金の一部を以
て起工十四年五月竣工した。其の後は
日清、日露の兩戦役により陳列品は激
増し、四十一年増築して七百餘坪とな
り、更に大震災後復舊工事にかゝり昭
和六年十月、宏壯な東洋風建物が完成
した。建坪千八百餘坪である。

陳列品

今上陛下の御物 大正天皇 明治天

皇 昭憲皇太后及有栖川宮煇仁親王、
小松宮彰仁親王の御遺物を始めとして
乃木大将夫妻、橋、廣瀬兩中佐の遺物
其の他青島戦役、西伯利亞事變、滿洲、
上海、支那事變の記念品等先史時代よ
り現代に至る迄の武器約六千點が陳列
せられてゐる。

國防館

附屬國防館は滿洲事變以來舉國統後に
盡くした國民の赤誠を旌表し、併せて
國防知識の普及に資せんとするもの
で、館内には各種の愛國獻品の模型、
資料並に恤兵品慰問品を始とし、我が
陸軍の最新科學に基く現代兵器の粹を
蒐めて其の機構を動力運轉又は断面、
模型、デオラマ等にて示す外都市の防
空要領等がある。

年中無休で、觀覽料大人十錢小兒五
錢、團體、學校生徒は割引、軍人、軍
人遺族、傷痍軍人、金鷄勳章佩用者は
無料である。

年	別	回数	祭神數	年	別	回数	祭神數	年	別	回数	祭神數
明治二年	六月	第一回	三、五八柱	明治二十八年	十二月	第三三回	一、四六柱	大正九年	四月	第四十二回	一、六五柱
同	七月	第二回	一九二柱	同	三月	第三二回	一、四三柱	同	五月	第四十三回	一、四九七柱
同	八月	第三回	一、六二柱	同	十二月	第三一回	九七柱	同	四月	第四十四回	七〇三柱
同	七月	第四回	一、三三柱	同	十一月	第三〇回	一一、八五柱	同	四月	第四十五回	六〇柱
同	八月	第五回	一、三三柱	同	五月	第二九回	三〇〇柱	同	四月	第四十六回	一、六七柱
同	七月	第六回	一、三三柱	同	十二月	第二八回	三三柱	同	四月	第四十七回	一、七二柱
同	八月	第七回	一、三三柱	同	十一月	第二七回	八三柱	同	四月	第四十八回	一、六八柱
同	七月	第八回	一、三三柱	同	五月	第二六回	一、二八二柱	同	四月	第四十九回	一、六八柱
同	八月	第九回	一〇〇柱	同	十二月	第二五回	一、二八二柱	同	四月	第五十回	一、六八柱
同	七月	第十回	一〇〇柱	同	十一月	第二四回	八九柱	同	四月	第五十一回	九七柱
同	八月	第十一回	三六柱	同	五月	第二三回	五〇、八三柱	同	四月	第五十二回	九七柱
同	七月	第十二回	三三柱	同	十二月	第二二回	三九、六〇柱	同	四月	第五十三回	一、一八八柱
同	八月	第十三回	八〇柱	同	十一月	第二一回	三三、六七柱	同	四月	第五十四回	四、五二柱
同	七月	第十四回	七七柱	同	五月	第二十回	一、九五〇柱	同	四月	第五十五回	一〇、三三柱
同	八月	第十五回	六〇七柱	同	十二月	第十九回	八七柱	同	四月	第五十六回	一〇、八九柱
同	七月	第十六回	一八柱	同	十一月	第十八回	一、四二柱	同	四月	第五十七回	一〇、三九柱
同	八月	第十七回	一、四六〇柱	同	五月	第十七回	六二柱	同	四月	第五十八回	一四、四〇柱
同	七月	第十八回	六二柱	同	十二月	第十六回	一、三九三柱	同	四月	第五十九回	一四、九六柱
同	八月	第十九回	一、三三柱	同	十一月	第十五回	一〇九柱	同	四月	第六十回	二〇、六六柱
同	七月	第二十回	八〇柱	同	五月	第十四回	一〇九柱	合			
同	八月	第二十一回	八〇柱	同	十二月	第十三回	一〇九柱	計			
同	七月	第二十二回	八〇柱	同	十一月	第十二回	一〇九柱				
同	八月	第二十三回	八〇柱	同	五月	第十一回	一〇九柱				
同	七月	第二十四回	八〇柱	同	十二月	第十回	一〇九柱				
同	八月	第二十五回	八〇柱	同	十一月	第九回	一〇九柱				
同	七月	第二十六回	八〇柱	同	五月	第八回	一〇九柱				
同	八月	第二十七回	八〇柱	同	十二月	第七回	一〇九柱				
同	七月	第二十八回	八〇柱	同	十一月	第六回	一〇九柱				
同	八月	第二十九回	八〇柱	同	五月	第五回	一〇九柱				
同	七月	第三十回	八〇柱	同	十二月	第四回	一〇九柱				
同	八月	第三十一回	八〇柱	同	十一月	第三回	一〇九柱				
同	七月	第三十二回	八〇柱	同	五月	第二回	一〇九柱				
同	八月	第三十三回	八〇柱	同	十二月	第一回	一〇九柱				

護國神社

昭和十四年三月内務省令により各地の招魂社を改稱したもので、同時に其祭式及祝詞等も公布せられ神社として確認せられることとなつた。而して、一道府縣を崇敬區域とするものを内務大臣の指定神社とし之を府縣社格を以て扱ひ、指定以外の護國神社も存置し之も國民崇敬の神社である

全國護國神社一覽

(昭和十六年三月十日現在)

- △指定護國神社
北海道護國神社 旭川市近文
札幌護國神社 札幌市南十條
函館護國神社 函館市汐見町
京都靈山護國神社 京都市東山區
兵庫縣護國神社 姫路市本町
埼玉縣護國神社 大宮市大宮町
栃木縣護國神社 宇都宮市相生町
三重縣護國神社 津市大字下部田
愛知縣護國神社 名古屋市西區
靜岡縣護國神社 靜岡市北番町

- 滋賀縣護國神社 彦根市尾末町
濃飛護國神社 大垣市郭町
長野縣護國神社 松本市大字桐
宮城縣護國神社 仙臺市字川内壹番
福島縣護國神社 福島市駒山
岩手縣護國神社 盛岡市志家
青森縣護國神社 弘前市大字下白銀
山形縣護國神社 山形市宮町
秋田縣護國神社 秋田市上中城町
石川縣護國神社 金澤市出羽町
富山縣護國神社 富山市安野屋町
鳥取縣護國神社 鳥取市上町
松江護國神社 松江市殿町
濱田護國神社 島根濱田市
岡山縣護國神社 岡山市門田
廣島護國神社 廣島市基町
福山護國神社 福山市三之丸町
和歌山縣護國神社 和歌山市一番丁
德島縣護國神社 德島市德島町
愛媛縣護國神社 松山市新立町
高知縣護國神社 高知縣長岡郡
大分縣護國神社 大分縣大分郡
佐賀縣護國神社 佐賀市松原町

- 鹿兒島縣護國神社 鹿兒島市山下町
大阪護國神社 大阪市住吉區
香川縣護國神社 香川縣仲多度郡
福井縣護國神社 福井縣吉田郡
岐阜縣護國神社 岐阜市御手洗町
沖繩縣護國神社 那覇市通堂町
計 三九社
△指定外護國神社
江差護國神社 北海道檜山郡
福山護國神社 同 松前郡福山町
藥師山護國神社 京都府北桑田郡
夕陽丘護國神社 大阪市天王寺區
山口護國神社 兵庫縣朝來郡
佐古護國神社 長崎市字佐古
梅ヶ崎護國神社 長崎市梅ヶ崎
大村護國神社 同 北松浦郡
平戸護國神社 同 島原市
島原護國神社 新潟市旭通一番町
新瀨護國神社 群馬縣邑樂郡
館林護國神社 同 那須郡大田原町
黒羽護國神社 同 那須郡箱森村
大田原護國神社 同 那須郡箱森村
箱森護國神社 同 那須郡箱森村

- 小林護國神社 奈良縣吉野郡小森村
膳所護國神社 滋賀縣膳所町
飛騨護國神社 高山市大字空町
岩村護國神社 長野縣北佐久郡
松代護國神社 同 埴科郡清野村
須坂護國神社 同上高井郡須坂町
上田護國神社 上田市大字上田
田口護國神社 長野縣南佐久郡
諏訪護國神社 同 諏訪市
上伊那護國神社 同上伊那郡伊那町
信濃護國神社 長野市大字長野
天童護國神社 山形縣東村山郡
新庄護國神社 同 最上郡新庄町
鶴岡護國神社 同 鶴岡市馬場町
本庄護國神社 秋田縣由利郡
矢嶋護國神社 同 由利郡矢嶋町
足羽山護國神社 福井縣木田町
大野護國神社 福井縣大野郡
久賀護國神社 山口縣大島郡
岩國護國神社 同 岩國市
麻郷護國神社 同 熊毛郡麻郷村
室積護國神社 同 熊毛郡室積町
花岡護國神社 同 下松市花岡

- 湯野護國神社 同 都濃郡湯野村
富田護國神社 同 都濃郡富田町
防府護國神社 防府市三田尻
宮野護國神社 山口市宮野
宇野令護國神社 山口市下宇野令
天神山護國神社 山口縣吉敷郡
小郡護國神社 同 吉敷郡小郡町
秋穂二島護國神社 同 吉敷郡
船木護國神社 同 厚狹郡船木町
宇部護國神社 宇部市中字部
万倉護國神社 山口縣厚狹郡
厚狹護國神社 同 厚狹郡厚狹町
須佐護國神社 同 阿武郡須佐町
土原護國神社 萩市土原
椿東護國神社 萩市椿東
櫻山護國神社 下關市
福岡護國神社 福岡縣筑紫郡
高畑護國神社 同 山門郡三橋村
伊田護國神社 同 田川郡伊田村
八景山護國神社 同 京都郡祓郷村
山川護國神社 同 三井郡山川村
白杵護國神社 大分縣北海部郡
熊本護國神社 熊本市横手町

- 廣瀨護國神社 宮崎縣廣瀨村
福島護國神社 同 南那珂郡
都城護國神社 同 都城市宮丸町
高岡護國神社 同 東諸縣郡
小山田護國神社 同 東諸縣郡
高鍋護國神社 同 兒湯郡高鍋町
綾護國神社 同 東諸縣郡
谷山護國神社 同 鹿兒島縣鹿兒島郡
加世田護國神社 同 川邊郡世田町
東南方護國神社 同 川邊郡机崎町
川邊護國神社 同 川邊郡川邊町
知覽護國神社 同 川邊郡知覽村
串木野護國神社 同 同 置郡串木野村
東市來護國神社 同 同 置郡東市來村
伊集院護國神社 同 同 置郡伊集院町
伊作護國神社 同 同 置郡伊作町
松下護國神社 同 同 置郡伊作町
出水護國神社 同 薩摩郡高城村
阿久根護國神社 同 出水郡出水町
西長島護國神社 同 出水郡阿久根村
加治木護國神社 同 出水郡西長島村
鹿屋護國神社 同 同 始良郡加治木町
計 八十三社 同 鹿屋市

別格官幣社一覽

社名	祭神	祭日	鎮座地	常務神社	源光園、同齊昭	水戸市常務町
談山神社	藤原鎌足	二、七	奈良縣磯城郡多武峰村	源齊彬	一〇・六	鹿兒島山下町
廣王神社	和氣清廣、同廣盛	三、四	京都御所西	○靖國神社 明治維新前後殉國者及戦没者	一〇・〇 一〇・三	東京市麹町區富士見町
小御門神社	藤原師賢	四、元	千葉縣香取郡小御門村	源親房、同顯家 同顯信、同守親	三、三	福島縣伊達郡靈山村
菊池神社	〔菊池武時、同武重、同武光〕	三、三	熊本縣菊池郡限府町	三條實美	一〇・〇	京都御所東
湊川神社	楠正成	三、三	神戸市多聞通	東照宮	四、七	静岡市久能町
名和神社	名和長年	三、七	鳥取縣西伯郡名和村	四條駿神社	二、三	大阪府北河内郡四條駿村
阿倍野神社	〔北畠親房、同顯家〕	一、三	大阪市住吉區住吉町	唐澤山神社	一〇・三	栃木縣安蘇郡田沼町
藤島神社	源義貞	八、三	福井市岩堀町	上杉謙信	四、元	米澤市
結城神社	結城宗廣	三、一	津市八幡町	尾山神社	四、三	金澤市西町
豐榮神社	大江元就	一〇・一	山口市	野田神社	三、五	山口市
建勳神社	平信長	七、一	京都市船岡山	北畠神社	一〇・二	三重縣一志郡多氣村
豐國神社	豐臣秀吉	九、八	京都市東山區大和大路一條上	佐嘉神社	一〇・三	佐賀市松原町
東照宮	源家康	六、一	栃木縣日光町	山内神社	二、一〇	高知市鷹匠町

位階勳功

位階令要旨

舊來用ひられた大寶令の位階は親王四階（一品、二品、三品、四品）諸王諸臣三十階（正從一位、正從二位、正從三位、正從四位各上下、正從五位各上下、正從六位各上下、正從七位各上下、正從八位各上下、大小初位各上下）であつたが、明治二十年新々に敍位條例制定せられ、正一位より從八位に至るを十六階となされた。大正十五年位階令制定、同時に敍位條例は廢止となつたけれども、大體には變りはない。

位は（一）國家に勳功あり又は表彰すべき功績ある者、（二）有爵者及爵を襲ぐことを得べき相續人、（三）在官者及在職者之に敍せられ、一位は親授、二位以下四位以上は勅授、五位以下は奏

授である。有位者は其の位に相當する禮遇を享ける。

- 有位者左の各號に該當するときは其の禮遇を失ふ。
- (一) 禁治産者及準禁治産者
 - (二) 破産者にして復権を得ざるもの
 - (三) 刑事の訴を受け拘留又は保釋若しくは責付中に在る者
 - (四) 禁錮以上の刑の宣告を受けたるときより其の裁判確定するに至る迄の者
- 有位者死刑、懲役又は無期若しくは三年以上の禁錮に處せられたるときは其の位を失ふ。
- 有位者左の各號の一に該當するときは情狀に依り其の位を失はしむ。
- (一) 刑の執行を猶豫せられたると

- (一) 三年未滿の禁錮に處せられたるとき
 - (二) 懲戒の裁判又は處分に依り免官又は免職せられたるとき
- 有位者人員
- 昭一三末 帶勳者人員 三〇四、〇六二
 - 昭一二末 金鷄勳章人員 一、五五七、八四三
 - 昭一三末 褒章受領人員 五六、四〇九
 - 昭一三末 一、六八二

勳章

勳章は勳績及功勞ある者を賞するたため、明治八年初めて設定されたもので、一等より八等に至り、當初は今日云ふ所の旭日章（及桐葉章）一種丈けであつたが、翌年大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章追定せられ、超えて同二十一年勳一等旭日大綬章の上に勳一等旭日桐花大綬章が追加せらるると共に勳一

等より勳八等に至る瑞寶章、同じく寶冠章（婦人の勳勞あるものに賞賜せらる）制定せられ、且大勳位に敘せられたるものに特賜せらるる大勳位菊花章頸飾が制定された。同二十三年には、更に神武天皇登極紀元二千五百五十年に到達せるの故を以て、將來武功拔群なるものに授與し、永く同帝の威烈を光にし、且忠勇を獎勵せんとの趣旨を以て金鷄勳章が創設された。

金鷄勳章創設ノ詔

(明二三、二、一一日)

朕惟ミルニ 神武天皇皇業ヲ恢弘シ繼承シテ朕ニ及ヘリ今ヤ寶ニ登極紀元ヲ算スレハ二千五百五十年ニ達セリ朕此期ニ際シ 天皇裁定ノ故事ニ徴シ 金鷄勳章ヲ創設シ將來武功拔群ノ者ニ授與シ永ク天皇ノ威烈ヲ光ニシテ以テ其忠勇ヲ獎勵セントス汝 衆庶此旨ヲ體セヨ

本勳章は功一級より功七級に至り將官の初級は三級、佐官は四級、尉官は五級、准士官及下士官は六級、兵は七級であつて、武功を果ぬるに従ひ佐官は逐次二級に至り、尉官は三級、准士官は四級、下士官は五級、兵は六級に至るを得。

昭和十六年六月二十八日金鷄勳章制度に改正が加へられた其要領は左の如くである。

- 一、武功拔群として金鷄勳章を敘賜せられたる者に對しては今後更に皇室の殊遇を賜はる由である。
 - 二、武功拔群者の果功を旌表あらせられるため金鷄勳章に限り二回以上敘賜せられたる者に對しては、勳章の併佩を差許される。
 - 三、金鷄勳章附隨の年金を廢止し一時賜金を賜る、尙一時賜金は二十年後償却の記名公債である。
- 尙陣歿者に金鷄勳章を敘賜される場合從來は五箇年間の年金を下賜されてゐたが今回支那事變より生存者と同額の

勳章の種類

- 大勳位 菊花大綬章、大勳位菊花章頸飾
- 旭日章 (勳功ある者に授けらる)
- 勳一等 (旭日桐花大綬章、同副章)
- 勳二等 (旭日大綬章) 勳二等 (旭日重光章)
- 勳三等 (旭日中綬章) 勳四等 (旭日小綬章)
- 勳五等 (雙光旭日章) 勳六等 (單光旭日章)
- 勳七等 (青色桐葉章) 勳八等 (白色桐葉章)
- 寶冠章 (婦人の勳勞ある者に授けらる)
- 瑞寶章 (勳勞者及婦人に授けらる)
- 勳一等瑞寶章 勳八等瑞寶章

金鷄勳章 (武功拔群なる者に賜ふ)

功一級—功七級

文化勳章 (文化の發達に關し勳績卓絶なる者に賜ふ一種勳章)

記章の種類

憲法發布、戰役其の他を記念する爲に設けられたもので、現在種類左の如し。

名	稱	制定年月
明治七年從軍記章	明治七	明治七
明治廿七、八年從軍記章	同	同
明治三十三年從軍記章	同	同
明治卅七、八年從軍記章	同	同
大正三年乃至九年從軍記章	同	大正三
昭和六年乃至九年事變從軍記章	同	昭和六
憲法發布記念章	明治三	明治三
大婚二十五年祝典之章	同	同
皇太子渡韓記念章	同	同
韓國合併記念章	同	同
大正大禮記念章	同	大正
戰捷記章	同	同

褒章の種類

- 第一回國勢調査記念章 同 一〇・六
 - 昭和大禮記念章 昭和三七
 - 帝都復興記念章 同 五・八
 - 朝鮮昭和五年國勢調査記念章 同 七・七
 - 昭和六、九年從軍記章 同 九・一
 - 支那事變從軍記章 同 一四・七
 - 紀元二千六百年記念章 同 一五・七
- 紅綬、綠綬及藍綬は明治十四年の制定、紺綬は大正七年九月の追加に係り、黃綬は明治二十年の臨時制定に係る。褒章は本人に限り終身之を佩用するを得。
- 紅綬褒章 自己の危険を顧みず人命を救助したるものに授與せらる
- 綠綬褒章 孝子、順孫、節婦、義僕の類にして德行卓絶なるもの、又は實業に精勵し衆民の模範たるべきものに授與せらる
- 藍綬褒章 學術技藝上の發明改良著述、教育、衛生、慈善、防疫の事業、

勳章記章及略綬佩用心得

勳章記章 一等勳章は總て大綬を以て右肩より左脇へ垂れ(功一金鶏は之と反對)副章を左脇へ帶ぶ。二等、三級は勳章を右肋に、同副章及三等、三級は喉下に、四等、四級以下は左肋に佩ぶ。(勳二瑞は副章なし)。別種勳章は併佩するを得但し勳一等の大綬章に限り併佩せず。

勳章記章褒章は男子は大禮服、通常禮服(燕尾服)婦人は大中小禮服用のとき佩ぶ。但し功三級勳三等以下の勳章記章褒章は宮中關係の事項につき特に示されたる場合を除く外、時宜により通常服(フロックコート又はモーニング)又は紋附羽織袴、女子は通常服(ローブモント)又は白襟紋服用の節衣服の左肋に佩用が出来る。文化勳章も同様で胸部中央に之を佩用する。軍服に於ては正裝、禮裝、通常禮裝、軍裝に佩用し、略裝に在りても佩用することをを得、菊花頸飾及大綬を以て佩ぶる勳章は正裝、禮裝の時のみ佩用し其の他の服裝には副章のみを佩用する。通常禮裝、軍裝に在りては、勳章を表する最上級勳章又は金鶏勳章又は其の一種のみを佩用することが出来る。

服服用の節左襟見返しに鈕孔に掛けて佩ぶ。(婦人は左肋)時宜により男子は紋附羽織袴婦人は白襟紋服用の節にも佩ぶることを得、(三)勳章記章褒章の綬を勳章記章佩用順に聯結せる略綬は大禮服又は正裝を除くの外制服服用の節左肋に佩用し得但し軍服にありては戦地演習等の場合に限られて居る。

勳章、記章及略綬佩用に關する件陸軍一般へ通牒

陸普第三六〇三號(五月十七日)

注意 海軍よりも同一通牒を發せらる

勳章、記章及略綬佩用に關し左記の通實施する儀と承相成度

- 一 正裝、禮裝服用の場合 勳章、記章全部佩用す
二 通常禮裝服用の場合 (一)勳一等以上の者 特に指定ある場合の外最高勳章の副章一個を佩用す

- (一)勳二等以下の者 勳章、記章全部を佩用す
三 軍裝服用の場合 陸軍服裝令第五條第一號乃至第四號の場合勳章、記章全部佩用とし其の他勳章佩用を要する場合は最高勳章(勳一等以上の者)に在りては副章一個佩用するを通常とす。
四 軍裝を以て正裝、禮裝、通常禮裝に代ふる場合に於ける勳章、記章の佩用は各正裝、禮裝、通常禮裝服用の場合に同じ但し勳一等以上の勳章に在りては副章のみを佩用するものとす
五 下士官兵に在りては前各號の場合に於て勳章、記章全部を佩用す
六 戦地、事變地又は演習地に在りては略綬を佩用す
七 通常禮裝又は軍裝にて最高勳章一個を佩用する場合に於ても金鶏勳章を有する者は之を併佩するものとす但し特に規定ある場合を除く
八 特別の場合に於ける勳章、記章の

佩用に關しては當該衛戍司令官又は部隊長之を指定することをを得

有功者心得及届

勳等功級に敘せられ又は記章褒章を授與せられたる族籍、氏名を變更したときは其の旨を第二號書式により速に賞勳局に届出づるのである。

變更後未だ届出ない者も亦同じ。

前項の者死亡したるときは家督相続人、戸主又は親族は第一號書式に依り今次事變該當者を除き市町村役場(外地に在りては戸籍事務を取扱ふ官公署)に對し死亡届又は死亡埋葬認許證下付申請と同時に、族籍、氏名を變更したる者は第二號書式に依り届出づべきである。

第一號書式 死亡届 本籍地 現住所 位勳功爵 氏名 右年月日病氣(何々)ノ爲死亡候ニ付大正三年内閣告示第六號第

二項ノ規定ニ依リ此段及御届候也

住所 右遺族(何々)氏名

賞勳局 御中

第二號書式

族籍(氏名)變更届 舊本籍地 新本籍地 舊氏名 新氏名

右ノ通年月日族籍(氏名)變更ニ付大正三年内閣告示第六號第一項ノ規定ニ依リ此段及御届候也

住所 右氏名 賞勳局 御中

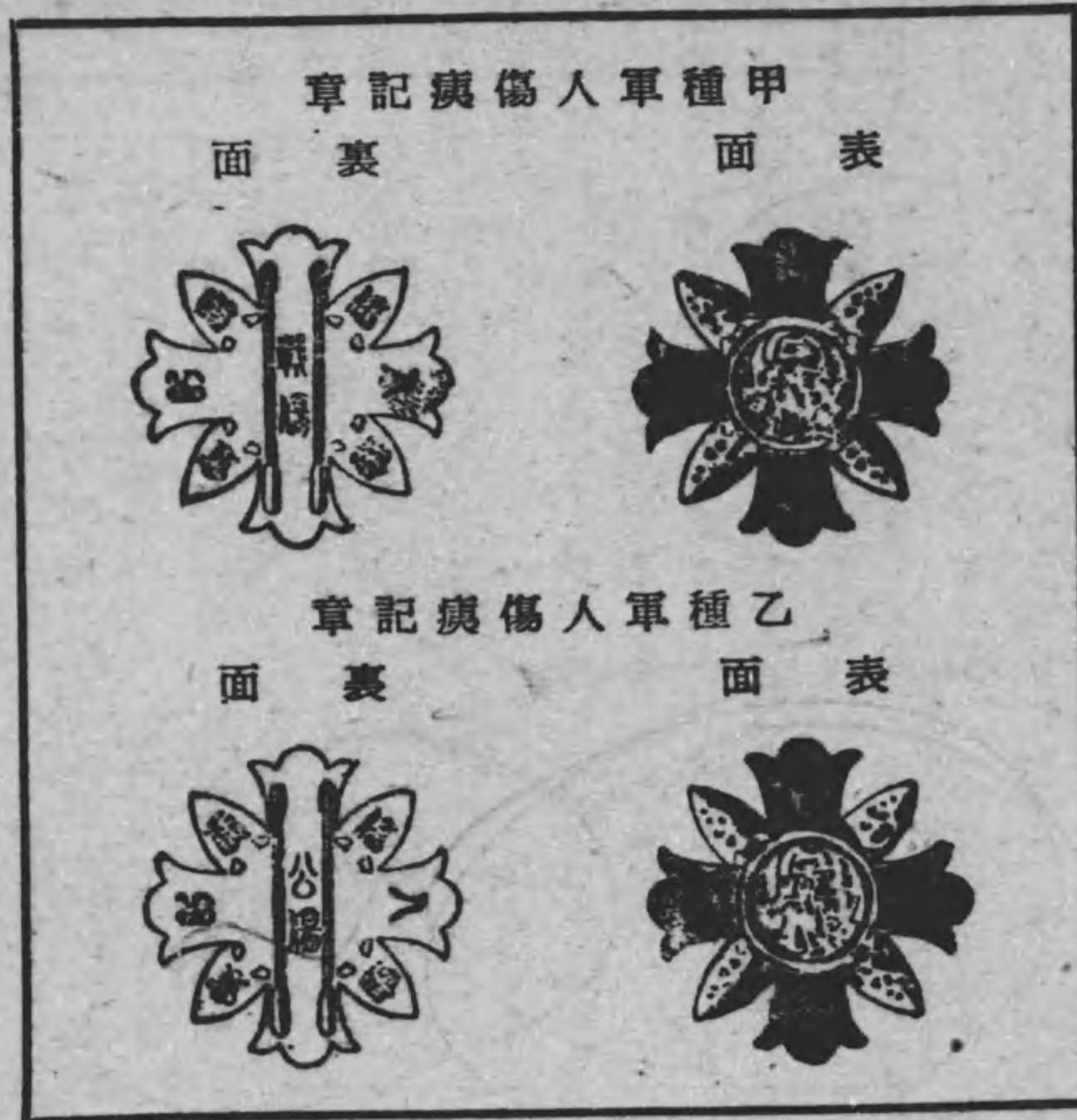
軍人傷痕記章

軍人として公務の爲傷痕を受け又は疾病に罹りたる者に陸、海軍大臣より授與される大正十三年制定の軍人傷痕記章は昭和十三年八月改定せらる。

範圍 恩給法に示される就職中の軍人及準軍人(恩給の部参照)

種類 甲種は戦闘又は戦闘に準ずべき公務の爲、乙種は普通公務の爲傷痕を受け又は疾病に罹りたる者で現役軍人以外の者は本人の願出により授與される。又記章には現役軍人には軍人傷痕記章授與證書を其の他には軍人傷痕記章授與證書と傷痕軍人證を併せて授與される。

證書 (一)恩給法に依る増加恩給傷病年金、若は傷病賜金の受給權の確定した者、又は大正十二年公布恩給法附則に謂ふ従前の規定に依る賑恤金若は之に相當する一時金を給せられた者。(二)右該當者の外恩給法に規定する退職した軍人で陸、海軍大臣に於て



其の固定した症狀恩給法施行令第二十四條の二又は第三十一條に規定する傷病程度に達するものと認むるもの。(三)公務の爲傷痕を受けた現役軍人で陸、海軍大臣に於て其の固定した症狀恩給法施行令第二十四條に規定する傷痕の程度に達するものと認むるもの。罰則 懲役若しくは禁錮の刑に處せられたる者には其の佩用を停止される。又不正に使用し又は受章者たる面目を著しく毀損したるときは佩用停止或は褫奪せられることがある。

人にて増加恩給、傷病年金の改定又は傷病賜金を受けたる者増加恩給若しくは傷病年金を給せられるに至り授與證書及軍人證の訂正を要する場合は授與證書及軍人證訂正願に授與證書及軍人證を添附し、又記章種類變更には記章引換願に記章並に授與證書、軍人證を添附し居住地の市町村長に提出すべし。授與證書、軍人證を毀損し引換を要するとき、身分の異動に依る訂正亦右に準ず但し氏名變更届には戸籍抄本を要す。記章、授與證書又は軍人證を亡失したときは願書に居住地市町村長又は警察官若しくは憲兵の證明を要する。記章の取扱 記章は之を右肋に佩び現役軍人以外の者は其の佩用中は必ず傷痕軍人證を携帯するものである。現役者にして死亡したときは遺族は其の記章を所屬部隊長(所屬長官)を経て、其の他の者にて國籍を失ひ又は死亡したときは記章及傷痕軍人證を本人居住地の市町村長を経て陸、海軍大臣に返納するものである。

様式 (用紙半紙白紙)

軍人傷痕記章授與願

官等級(元官等級)位勳功 氏 名

恩給證書(裁定通知書)受領當時ノ氏名ト軍人傷痕記章授與願出當時ノ氏名ト異ナルモノニ限リ記入スルモノトス

傷病ノ起因及症狀 何々戰役(何々事變)ニ於テ何年何月何日何地攻撃ノ際右膝部ニ骨折銃創ヲ受ケ遂ニ膝關節以下ヲ切斷シ(公務ノ爲何病ニ罹リ何々ノ機能障礙ヲ貽シ)何年何月何日兵役免除目下義足ヲ用ヒ歩行ニ支障ナシ云

右者別紙恩給證書(裁定通知書)寫ノ通恩給法ニ依リ増加恩給(傷病年金又ハ傷病賜金)ヲ受領致候間(右者軍人傷痕記章令第三條第一項第一號該當者ニ付)軍人傷痕記章授與相成度及願出候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地
居住地 府縣郡市區町村字番地

陸軍大臣 爵 氏名殿 氏 名

年月日

備考 傷病の起因及症狀は増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を受領するに至りたる傷病の起因及目下外觀に現はれたる病状を正確に記述すべし。特に人目に觸るべき著しき病状は具體的に記述すべし。氏名には振假名を附し且舊氏名を記載すべき者は戸籍抄本を添附すべし

様式(同)

軍人傷痍記章授與願

官階(元官職階)位勳功爵 氏名
 退職當時ノ在籍領守府・・・領守府 年月日生
 右者 年月 日兵役(現役)ヲ免除セラレ今般別
 紙恩給證書(裁定通知書)寫ノ通恩給法ニ依リ増加
 恩給(傷病年金又ハ傷病賜金)ヲ受領致候ニ付(右
 者軍人傷痍記章令第三條第一項第二號該當者ニ
 付)軍人傷痍記章授與相成度及願出候也

本籍地
 居住地
 年月日

海軍大臣 爵 氏名殿 氏名

備考

一 氏名には假名を附すべし
 二 退職後氏名を改めたる者は氏名の左側に舊氏名を「舊姓何」、「舊名某」の如く附記し且戸籍抄本を添附すべし

様式(同)

附則ニ依ル軍人傷痍記章引換願

官等級(元官等級)位勳功 氏名
 年月日生

軍人傷痍記章及同授與證書引換相成度舊軍人傷痍
 記章及同授與證書寫相添へ及願出候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地
 居住地 府縣郡市區町村字番地
 年月日

陸軍大臣 爵 氏名殿 氏名

軍人傷痍記章引換願

官階(元官職階)位勳功爵 氏名
 退職當時ノ在籍領守府・・・領守府 年月日生
 右者 年月 日甲(乙)種・第・號ヲ以テ軍人
 傷痍記章授與セラレ候處軍人傷痍記章令施行規則
 附則第二項ノ規定ニ依リ軍人傷痍記章引換相成度
 軍人傷痍記章及同授與證書寫相添へ願出候也

本籍地
 居住地
 年月日

海軍大臣 爵 氏名殿 氏名

軍人遺族記章

證書 軍人遺族記章は名譽ある職
 傷病死者軍人の遺族たることを表彰す
 るため設けられたるものにして其の授
 與資格は大別して、(一)戦地(之に準
 ずる事變地を含む以下之に同じ)に於
 て戦死したる軍人の遺族。(二)戦地に
 於て傷痍を受け又は疾病に罹りたる軍
 人にして之が爲三年以内死亡したる
 者の遺族。(三)陸軍大臣又は海軍大臣
 に於て前二號に相當する者と認むる軍
 人の遺族。

記章の下附 軍人遺族記章は遺族の
 願出に依り陸軍大臣又は海軍大臣之を
 授與し其の範圍及順位は死亡したる軍
 人の屬したる家と同一の家に在る家

婦、子、父、母、祖父、祖母、孫の範圍及順
 位に従ひ其の一人に之を授與せらる。
 尙前記遺族のないときは同一の家にあ
 る兄、弟、姉、妹の中一人に其の年長の順
 序に従ひ授與せらる。但し遺族が禁錮
 以上の刑に處せられたる者なるときは
 拜受、繼承、又は佩用の資格がない。又

其の家を去りたるときも同様である。
 記章の取扱 軍人遺族記章は之を右
 肋に佩用し其の佩用中は軍人遺族記章
 授與證書を携帯しなければならぬ。
 軍人遺族記章の形狀は左の如し。
 軍人遺族記章の授與願は左の様で、
 本籍の市區町村長(六大都市は區長)



正面



裏面

の奥書證印を受け戸籍抄本を添へ直接 陸海軍大臣に宛て之を差出せばよい。

様式 (用紙半紙)

軍人遺族記章授與願

一 故人ノ身分 何兵第何聯(大)隊第何中隊 官、等級(元官、等級)位、勳、功 氏 名

二 故人ノ生年月日 年 月 日生

三 故人死亡ノ原因 第何師團何隊ニ屬シ何年何月何日何地ニ於テ戰死ス又ハ何師團何隊ニ屬シ何年何月何日何地ニ於テ負傷シ何年何月何日何地ニ於テ之ガ爲死亡ス等ト其ノ要旨ヲ明記スヘシ

四 軍人遺族記章ヲ 本籍 府縣 郡市 町村 字 番地
受クヘキ最先順 居住地 府縣 郡市 町村 字 番地
位ノ遺族 故人トノ續柄 氏 名

右ノ通ニ付軍人遺族記章授與相成度候也 府縣 郡市 町村 字 番地 故人トノ續柄 氏 名

陸(海)軍 大臣 爵氏 名殿 市町村長ノ奥書 氏 名 印

年 月 日

死亡軍人が海軍に屬したる者なるときは、士官に在りては直接海軍省、特務士官以下に在りては、元在籍の鎮守府經由海軍省へ提出するものとす。

軍事年表

(自昭和十五年九月至昭和十六年十月)

軍事年表

- 【九月】
- 興亞奉公日
一 震災記念日
關東廳始政記念日
○アラビヤ國民運動漸く活潑化。
三 司法保護記念日
△本年度豫算の節約額六億四千餘萬圓閣議決定。
四 ○ルーマニア親英内閣總辭職。
五 △海軍大臣更迭、後任及川古志郎大將。△新橫濱長官鹽澤幸一大將
六 ○米ハル長官佛印に關し對日抗議提出の旨發表。○米、英の三自治領(加、澳、新西蘭)と親善條約締結。○ルーマニア國王退位。
七 ○獨機ロンドン大空襲。○勃羅協定成立(羅領南ドブルジャ割讓さる)
- 八 ○獨ゲーリング空相英の無差別空爆の報復としてロンドン大空襲を宣言。
九 △駐ソ大使建川美次中將以下外務人事内定發表さる。○ル大統領二百二十億國防豫算に署名。
十二 ○バタヴィアに安着した小林特使蘭印總督と懇談す。○滿獨貿易新協定新京で調印。○伊軍、埃及攻撃開始。
十六 (メキシコ國獨立日)△新體制の名稱、大政翼賛會、大政翼賛運動と決定。○獨機引續きロンドン猛爆。○タイ首相佛印へ失地返還を強要。
十七 △新體制準備會終了す、首相新體制發足に付き聲明。○英、獨空爆に由る犠牲一萬と發表、獨機十五時間に亘りロンドン空襲。
十八 (滿洲事變九周年記念日) (チリ國獨立日)
△北白川宮永久王殿下御葬儀行はせらる。○獨外相訪伊。
十九 (豐國祭) ○英首相、英米聯合交渉の用意ありと言明。
二十一 ○米商船二十五隻を英國に讓渡。
二十二 ○シンガポールの邦人六名英官憲に抑留さる。
二十三 (秋季皇靈祭) ○日伯文化條約締結さる、英機ベルリン連爆。○英艦隊佛阿ダガール砲撃。
二十四 △國土計畫設定要綱發表。○シンガポール抑留事件皇國對英嚴重抗議。
二十五 ○獨軍芬蘭通過協定成立、佛機ジブラルタル連爆、獨機ロンドン爆撃に空中魚雷を使用、米對支借款成立。
二十六 △大政翼賛會中樞人事決定 ○米、十月十六日以降屑鐵、鐵鋼の

對日禁輸を實施する旨發表。
 二十七日 △日獨伊三國同盟に關し大詔發せらる、首相告諭發表。○日獨伊三國同盟調印發表せらる。○皇軍の佛印進駐に付日佛共同聲明發表。
 二十八日(航空日) △鐵道、拓務、厚生三大臣親任式行はる。○米ウエルズ國務次官對日平和折衝の可能を言明す。
 三十日 △堀切善兵衛駐伊大使に親任せらる。○在英邦人に強制引上令發せらる。○濠洲空軍馬來に移駐。

【十月】

一日 朝鮮總督府始政記念日
 (興亞奉公日)
 △總力戰研究所開く。△全國一齊に特別防空訓練開始。○獨空軍倫敦無差別爆撃續行。
 二日 ○米、大西洋軍備艦隊一二五隻結成發表。
 三日 ○英内閣改造(チェンバレン辭任)。

四日 ○ヒ獨總統、ム伊首相ブレネルで會談。
 六日 ○獨軍ルーマニアへ進駐。
 八日 △天皇陛下東大に行幸學内を天覽あらせらる。○在極東米人に米政府引揚を勸告す。
 九日 △皇后陛下赤十字、愛婦總會へ行啓。○米、太平洋艦隊増強(海軍長官談)。
 十日 ○松岡外相ビルマ・ルート再開に關し英首相演説を反駁す。○在英日本商店の引揚方政府勸告。
 十二日 △大政翼賛會發會式。○米大統領三國同盟に對抗の決意ある旨を放送。
 十六日 △會社經理統制令要綱發表。○日、關會商の進捗狀況に付日・獨共同聲明。
 十七日(神嘗祭) ○香港政府十八日以後香港路再開聲明。
 十八日 △天皇、皇后兩陛下靖國神社御親拜。○英ビルマルトを再開。
 十九日 △百七十餘種の委員會の整理

を閣議で決定。
 二十一日 ○日、關會商に付外務省情報部長談發表。○在日英人に英引揚勸告。
 二十二日 ○獨ソ關係益々緊密化せんと獨聲明。○ヒ總統佛副首相ラヴァル會見。
 二十三日(靖國神社祭) △國民精神總動員本部解散。○ヒ總統スペインのフランコ統領と會談。
 二十四日(支那事變軍馬祭) ○伊空軍、獨の對英空襲に参加。○ヒ總統ベタン佛主席と會談。
 二十五日 ○印度に英屬領會議開かる
 二十六日 ○ヒ總統、ベタン佛主席との會談で獨佛協力意見一致を見た旨佛發表。
 二十七日 △紀元二千六百年奉祝明治神宮國民體育大會開く。
 二十八日 ○ヒ・ム獨伊兩巨頭會談。伊軍アルバニヤ國境よりギリシヤに進撃開始。
 二十九日(トルコ共和國宣言日) ○ソ

聯通商部長來朝。○英對希援助決意表明。
 三十日(教育勅語下賜記念日) △教育勅語漢發五十周年記念式典執行優渥なる勅語を賜はる。○ラザアル佛副首相民主主義死滅と言明。
 三十一日 ○伊艦隊ジブラルタル港攻撃。

【十一月】

二日 △國民服令公布。
 明治節
 三日 體育デー
 在郷軍人會創立記念日
 △明治神宮に鎮座二十周年記念式典執行せらる。
 四日 △海外同胞大會舉行(東京)。○スペイン、北阿タンジール(從來國際管理)を接收する旨聲明。
 五日 △日滿支經濟建設要綱發表。
 六日 ○ルーズヴェルト米大統領三度當選。
 七日(ソヴェート聯盟記念日) ○アイ

ランド首相對英海港貨與拒絕。
 八日 △勤勞新體制要綱閣議で決定。○上海佛租界法院接收につき日・佛共同聲明。
 九日 △神祇院官制公布せらる。
 十日(國民精神作興詔書記念日) △天皇、皇后兩陛下臨御の下、紀元二千六百年式典舉行優渥なる勅語を賜はる。○前英首相チェンバレン病歿。
 十一日 世界大戰平和克復記念日
 イタリヤ國皇帝誕辰
 △天皇、皇后兩陛下、紀元二千六百年奉祝會に臨御勅語を賜ふ。
 十二日 ○ソ聯外相モロトフ伯林着、獨外相、ヒ總統等と會見。
 十三日 △閑院總裁宮殿下臺臨の下、郷軍三十周年式典行はる。○英極東軍總司令部シンガポールに設置を發表。
 十五日 ブラジル國々祭日
 赤十字デー
 △天皇、皇后兩陛下明治神宮御親拜
 ○ヒ獨總統、リ外相ヘス黨首等在獨

日本大使館二千六百年式典に出席。
 十六日 ○獨佛通貨協定成立。
 十七日 ○泰、英米と軍事協定締結
 十八日 ○獨伊西ベルヒスガーデンに會談。
 二十日(舒明天皇千三百年祭) ○日獨伊三國同盟にハンガリー参加調印(ウイーン)。
 二十三日(新嘗祭) △大日本產業報國會創立總會舉行せらる。○日獨伊三國同盟にルーマニア加盟。
 二十四日 △西園寺公望公薨去。○日獨伊三國同盟にスロヴァキア加盟。
 二十五日 △宅地建物等價格統制令(勅令)實施せらる。
 二十七日 △長谷川清海軍大將は臺灣總督に野村吉三郎海軍大將は駐米大使に夫々親任せらる。○サルヂニア島(地中海)南方で伊英艦隊交戦。
 二十八日 △政府と參謀次長、軍令部次長連絡懇談をなす。○日、佛印通商交渉を來月下旬より東京で行ふ旨外務當局發表。

二十九日 △天皇陛下帝國議會開設五十周年式典に行幸遊ばさる。○浦潮に米總領事館設置をソ聯承認せる旨を米議表。
三十日 △蘭印使節芳澤謙吉新任。○アルゼンチンと大使を交換する旨外務省議表。○米對重慶五千萬ドル借款成立議表。

【十二月】

一日 防火デー
興亞奉公日
○羅國滿洲國を承認。○タイ・佛印空中戦。
三日 △皇后陛下東京女子高等師範學校へ行啓遊ばさる。
五日 △西園寺公望公の國葬執行さる。○獨、ルーマニアの經濟再建設計畫援助の議定書に調印。
六日 △平沼騏一郎男、星野直樹は國務大臣に伊藤述史は情報局總裁に夫々親任さる。
九日 ○太平洋の平和は米國の態度如何にある旨松岡外相説明(外人記者團に對して)。○獨機ロンドン大空襲

何にある旨松岡外相説明(外人記者團に對して)。○獨機ロンドン大空襲
十日 △昭和十六年度一般會計豫算案總額約六十八億圓閣議決定。
十一日 ○米、對アルゼンチン六千萬ドル借款成立。
十二日 ○ハンガリー、ユーゴスラビア友好條約調印。
十四日 △大政翼賛會實踐要綱發表。
十五日 ○佛ラザアル副首相罷免さる。
十六日 △大政翼賛會第一回臨時中央協力會議開催。
十七日 △駐佛獨大使ベタン主席と重要會談を遂ぐ。
十九日 △大政翼賛會第一回臨時中央協力會議終了。○米三十億ドルの援英軍需品註文交渉に同意。
二十日 △駐獨大使に大島浩中將再任。○日佛東京會談フランス側代表入京。○日獨伊三國條約に基く混合専門委員會を各首都に設置決定。
二十一日 △内務大臣平沼騏一郎男、司法大臣柳川平助中將親任さる。○

獨、米の對英船舶援助に對し注意を喚起。
二十二日 ○獨急降下爆撃機ギリシヤへ出動。○英ハリファアックス卿駐米大使決定。
二十三日(皇太子殿下御誕生日) ○日泰友好和親條約成立。
二十四日 △第七十六議會召集。○英議會三度爆撃さる。
二十六日 △天皇陛下の御親臨を仰ぎ第七十六議會開院式舉行、勅語を賜ふ。○對伊増援獨機械化部隊伊領へ進駐。
二十七日 △昭和十五年度第四四半期物動計畫決定。○獨艦南太平洋に現はれナウル島(英統治領)を猛砲撃。
二十八日(御用納) ○主戰論者ヤーネル米提督現役復歸。
二十九日 ○英濠艦隊協力し獨奇襲艦隊搜索開始。○ル大統領援英強化を放送。
三十日 ○日佛東京會談開かる。○ハワイ防備強化の爲航空機増加。

三十一日(大成) △岸商工次官辭職。
【昭和十六年一月】
四方拜
一日 興亞奉公日
○獨機愛爾斯都初空襲。
三日(元始祭) ○佛内閣再改造。
五日(新年宴會) ○伊バルヂア守備軍英軍に降伏。
六日(消防出初式) △官吏制度改革に關する九勅令公布。
七日 ○泰軍佛印に侵入ポイベット占領。○米國防生産管理局設置。
八日(陸軍始觀兵式) ○ル大統領豫算教書を發表。
十日(入營日) △國土防空強化の件閣議にて決定。
十一日 △新聞紙掲載制限令公布。○獨伊空軍協力し英地中海艦隊を猛攻。
十二日 ○英、土に軍事使節を派遣。
十四日 △大東亞新秩序建設の思想運動は大政翼賛會が行ふことに閣議決定。○英の對佛印經濟工作隱密裡に

着々具體化。
十五日(海軍始) △對謀略防衛演習(阪神地方)開始。○米・獨伊離間を畫策。
十七日 ○米海軍長官參戰不可避を仄めかす。
十九日 ○獨伊兩巨頭重要會談を遂ぐ。
二十日 ○ル大統領三選就任宣誓式行はる。
二十一日 △第七十六議會再開○日ソ漁業暫定協定成立。○羅國各地に騷擾勃發。
二十二日 △衆議院戰時體制強化決議案可決す、人口政策要綱閣議で決定。
二十四日 ○帝國の停戰調停申入を泰佛受諾す。
二十六日(舊除夜) △松岡外相衆議院豫算總會席上對米決意を表明す。
二十七日 △貴族院時艱克服決議案可決。△近衛首相衆議院豫算總會に於て事變に對する責任感を披瀝す。○アントネスコ首班羅新内閣成る。
二十八日 ○帝國の調停により泰、佛

印戰闘行爲停止。
二十九日 ○西貢洋上帝國軍艦内にて泰、佛印停戰交渉開始。
三十日 △國防保安法案緊急上程さる。○米對英武器貸與法案可決す。
三十一日 ○泰、佛印停戰協定成立。
【二月】
一日(興亞奉公日) △國家總動員法案衆議院へ上程さる。○和蘭政府、蘭印は東亞新秩序圏外なる旨の申入を行ふやう訓令。
四日 △松岡外相對米外交の基調を闡明す。○英、エチオピア前皇帝援助を表明す。
五日 ○佛フランドン外相辭職。
七日 ○東京にて泰、佛印媾和會議開催。
八日(日露開戰記念日) ○伊ベンガシ陥落を確認す。
九日 ○佛内閣改造、ダルラン首相に就任。
十日 ○泰、佛印停戰期間更に二週間

延期す。
 十二日 ○英、マレー半島に陸空軍を増派す。
 十三日 ○フランコ、ベタン地中海問題に關し重要會談を遂ぐ。
 十四日 ○ヒ總統、ニューゴ首腦と會談を遂ぐ。
 十五日(涅槃會) △昭和十六年度豫算案成立。
 十六日 ○英シンガポール海峡に機雷を敷設。
 十七日(新年祭) ○勃、土不侵略協定締結。○日ソ通商交渉開始。
 十八日 △蒙古徳王參内謁見仰付らる。
 十九日 △國民學校令權密院にて可決。
 ○米大統領太平洋基地へ立入禁止を宣言す。
 二十日 △大角大將等の海軍合同進行はる。○米參謀總長太平洋空軍増強を言明。
 二十一日 △總動員改正法案成立。
 二十二日 ○獨海軍印度洋に於て英商船を擧沈。

二十三日 ○泰、佛印停戰期間再延期。○日獨提携強化に關する意見一致。
 二十四日 ○帝國最後案を泰、佛印へ提示。○マルラン佛内閣改組成る。
 ○獨機械化部隊北阿に初登場。
 二十五日 ○英、土軍政會談開始。○ソ聯最高會議開かる。
 二十六日 ○五億弗の授英武器急送準備成る。
 二十七日 ○佛印軍國境に集結。○帝國佛印在留邦人に引揚勸告。
 二十八日 ○佛政府回答せず講和會議遷延。

【三月】

○米墨軍事提携強化さる。
 五日 ○英、勃國交斷絶。
 六日 (地久節) 母の日
 ○獨大軍北阿へ進駐。○獨總統親書に對し土政府回答を發す。
 七日 △政府統帥部緊急連絡會議開かる。△國防保安法公布さる。
 八日 ○佛印在留邦人引揚準備解除。
 九日 ○希軍トラキヤより撤退。○獨機大舉ロンドン猛爆。
 十日(陸軍記念日) △治安維持法改正法律等公布。○獨伊の空爆によりスエズ運河一部航行不能。○獨、ユ共同友好聲明調印。
 十一日 ○泰、佛印紛争圓滿妥結。○米武器貸與法案成立。
 十二日 ○パツキンガム英官殿爆撃さる。
 十三日 ○米本年中に軍艦九十隻を對英引渡。
 十四日(五ヶ條御誓文奉戴記念日) △國民學校施行規則公布。

十七日 ○米第四次國防追加豫算十五億弗成立。
 十八日 △翼贊會「推進の誓」を決定。○米授英工場八百の新設計畫を發表。
 十九日 ○獨空軍大舉倫敦猛爆。○ブルガリヤ三國同盟加入承認。
 二十日 ○西兵ジブラルタル沿岸に集結。
 二十四日 ○松岡外相モスクワにてスターリン書記長、モロトフ外相と會見。
 二十五日 軍人會館落成記念日
 ギリシヤ國祭日
 電氣記念日
 ○ニューゴ三國同盟に参加。
 二十六日 △第七十六通常議會閉院式舉行。○松岡外相一行ベルリンに到着。
 二十七日(國際聯盟脫退記念日) △翼贊會改組陸海軍共同案提出さる。○ニューゴに政變勃發ベタル國王親政布告。
 二十八日 ○松岡外相と總統と會見。

○米勞働爭議惡化。
 二十九日 △翼贊會役員の辭表提出さる。○ル大統領獨裁國家誹謗の放送を行ふ。
 三十日(新支那中央政府成立一周年) ○獨ニューゴに對し態度決定を迫る。○米、伊獨丁三國船舶扣留。
 三十一日 △翼贊會改組案閣議で決定す。○ニューゴ、獨ユ國境を閉鎖。

【四月】

一日(興亞奉公日) △總力戰研究所研究生入所式舉行。○松岡外相伊國首腦部と會談。○米勞働爭議惡化、フォド工場遂に閉鎖さる。
 二日 △小倉正恒氏國務大臣に任ぜらる。△政府翼贊會運動の理念不變を聲明改組決定案を發表。○ニューゴ軍續々國境に出動。○獨首腦重大會議。
 三日(神武天皇祭) △教育審議會に於て家庭教育要綱案決定す(二日)。△東亞民族研究所設置に決す。○英大

ユーゴを南北に兩断、アルバニアに達す。

十日 ○獨軍ベルグラードに突入。○クロアチア人民ユーゴより獨立。

十一日 (メートル法記念日) 昭憲皇太后祭

○松岡モロトフ會談續く。

十二日 ○土動かず不參戰を續く。

十三日 (全國水産デー) ○日蘇中立條約モスクワにて調印さる。○獨軍機械化部隊ユ首都に堂々入城。

十四日 ○獨軍最後の防禦線へ肉薄英軍退却。○獨伊兩軍埃及ソルム占領

十五日 (スペイン共和国創立日) △地方長官會議終了。○ユーゴ獨軍に降服申出を傳へらる。

十六日 ○近東諸國の反英運動熾烈となる。○波國內獨蘇新國境に獨要塞線完成。

十七日 (自治記念日) 少年保護デー

△國勢調査發表さる、總人口一〇五、二二六、一〇一。○ユーゴ、獨に無

條件降服。○クロアチア新政府成立

十八日 ○希首相急逝。

十九日 △重要産業統制團體協議會總會開催。○獨軍、希のオリンポス山占領。○米爆撃機シンガポール着。

二十日 (通信記念日) ○獨軍アテネを去る四十里に迫る。

二十一日 ○米法幣安定資金五千萬弗供與。

二十二日 △松岡外相歸朝。○英政府議會より敗戰の責任を追求さる。○英艦ジブラルタルに集結。

二十三日 △靖國神社新祭神一萬四千九百七十六柱の招魂式執行さる。○イラク、英軍進駐に反對強硬決意を披露す。○希臘北部地方軍遂に獨に降伏す。

二十四日 △日蘇中立條約樞密院にて可決さる。○敗退中の英軍に獨軍全力にて猛攻。○獨希停戰協定サロニカにて調印。

二十五日 △天皇陛下靖國神社に御親拜あらせらる。○埃及の反英運動激

化。○米、全海洋に哨戒制採用を言明。

二十六日 △鐵鋼統制會創立總會開かる。○獨經濟親善使節團入京。

二十七日 ○獨軍アテネに入城。

二十八日 ○印度暴動悪性化。

二十九日 (天長節) ○日滿獨通商初會談開催さる。○ローマに日獨伊混合委員會開催さる。

三十日 (靖國神社祭) ○獨軍封鎖區域内艦船の無差別撃沈を宣言す。○獨兵芬蘭上陸。

【五月】

四日 ○ヒ總統國會に於て對英決戰に關し統後國民に決意を促す。

五日 △天覽馬術舉行。○獨軍一部、イラクに空輸さる。○英軍アラビヤ人衝突。

六日 △文官制度委員會新設に閣議決定す。○日、佛印經濟交渉妥結假調印さる。○スターリン、人民委員會議長(首相)に就任す。

七日 ○獨佛停戰新協定成立す。○芳澤全權、フアン、モーク代表と重要會談を行ふ。

八日 △大政翼賛會東亞局與亞諸團體代表者と懇談會開催。

九日 △住宅營團首腦部人事決定、近く事業開始。○伊空軍、地中海の英護送船團猛爆。○佛、泰國境釐定條約調印さる。

十日 △國防保安法實施さる。○日獨伊三國混合東京委員會開かる。

十一日 ○蘇聯、イラク國交開始さる

○獨佛提携の新交渉進む。

十二日 △政府、統帥部臨時連絡會議

會開催。○英、マレー防衛強化の爲兵力増強。○ヘス獨副總理離國、蘇格蘭に著陸。

十三日 △東京港、二十日開港に決定

○獨政府、紅海を作戰區域に指定す

○米労働争議悪化、艦艇七十二隻建造中止さる。

十四日 ○イラク、英軍のバグダット進攻阻止の爲、洪水戦術を用ふ。

十五日 △皇后陛下關西行啓の爲東京驛御發。△政府、統帥部連絡懇談會開催。○英、シリアを獨軍占領地と認定す。○イラク急援の獨軍續々シリア到着。

十六日 △大政翼賛會東亞局國家主義團體代表者と懇談會開催。○獨軍續々シリアへ輸送さる。○蘇聯上海總領事館再開。

十七日 △首相、獨伊蘇三國大使招待

○トルコ政府、イラク赴援獨軍通過承認。○蘇伊通商協定成立。

十八日 ○ダルマチヤ地方伊領に編入さる。○英軍ソルム(北阿)退却。

十九日 ○佛政府離反植民地實力回收を聲明。○シリアに於て英佛空中戰行はる。

二十日 △東京港開港。○獨落下傘部隊クレータ島攻撃。○米國民動員の爲、民間防衛局新設。

二十三日 △輸出損失補償制度擴充要綱閣議で決定。○英外相、佛領域を敵地として取扱ふ旨聲明。

二十四日 △官界新體制に關する第二回官民懇談會開催。○綠島沖にて獨英大海戦展開、英戰艦フッド號爆沈さる。○レーダ獨提督、米海軍の敵性行爲の實力排除を聲明す。

二十五日 (補公祭) ○獨伊軍クレータ島に敵前上陸開始。

二十六日 ○英巡洋艦損失總計二九隻(獨發表)。○英米の泰に對する壓迫募る。

二十七日 (海軍記念日) △科學技術新體制要綱閣議で正式決定。○ル大統領爐邊談話發表。○英艦數十隻に包圍され獨戰艦ビスマルク號爆沈。

二十八日 △全國經濟部長會議開かる
○日本、イラン修好條約批准書交換。
○獨軍クレータ島首都カネア占領。
○米、援將武器一億弗貸與法成立す
二十九日 △衆議院中堅議員時局研究
團體結成打合せ會開催。○日蘭會商
進展せず。○獨軍スーダ灣(クレ
タ島)占領。
三十日(東郷元帥命日) △松岡外相福
軸外交不變を聲明す。○英最後の據
點レテモ陥落、クレータ作戦終る。
三十一日 △第一回中央協力會議々員
全員決定。○獨土物資交換協定成る
○イラク軍一部英に屈服す。○佛副
主席對英強硬態度を發表す。

【六月】

一日(興亞奉公日) △大政翼賛會興亞
運動強化に關し政府側と連絡協議會
開催。○獨クレータ全島占領。○イ
ラク軍モスール油田地區に於て抗戰
繼續。
二日 ○獨伊兩巨頭ブレンネルにて會
談。○東シリアに戒嚴令布かる。
三日 △國民優生法七月一日より實施
に決定す。△首相官邸にて興亞院會
議開かる。○米海軍募兵三萬五千に
對し應募僅かに四千。
四日 △政府統帥部定例連絡懇談會開
かる。○イラクに親英内閣成立す。
○獨機嫌々シリアに派遣さる。
五日(皇太后陛下御誕辰) ○英軍南部
シリア國境に集結す。○在シリア佛
空軍對英報復爆撃實施。
六日 △政府統帥部臨時連絡懇談會開
かる。○蘭印側強硬回答帝國代表に
手交さる。○マンツ佛將軍シリア自
力防衛を聲明。
七日 △關門トンネル貫通す。○帝國
政府クロアチア國を承認す。○米政
府罷業彈壓の爲工場接收に決す。
八日 ○蘭印讓歩せず日蘭會商決裂に
瀕す。○英、ドゴール將軍共同シリ
アに侵入。
九日(イギリス皇帝誕辰) △新京に於
て日滿經濟懇談會開かる。○米罷業

惡化、鎮壓の爲軍隊を派遣す。
十日(時の記念日) △大日本興亞同盟
七月六日結成、婦人團體統合要綱等
閣議で決定。○蘇聯新主力艦進水。
○シリア沖にて英佛海戦行はる。
十一日 ○日蘭會商帝國代表引揚に決
定。○米陸海兵海外遠征軍の編成進
む。○日蘇通商貿易二協定成る。
十二日 △政府統帥部連絡懇談會開催
○帝國政府澳門に領事館新設。○蘇
聯政府獨蘇關係の緊迫の浮説を一蹴
す。
十四日 ○帝國政府芳澤代表に回訓を
發す。○獨外相突如訪伊。
十六日(スエーデン國皇誕辰) △第
一回中央協力會議開催。○ム首相、在
伊米銀行資金凍結を命ず。○米、在
米獨領事館閉鎖及館員退去を要求す
十八日 △國民政府主席汪精衛參内。
十九日 △第一回中央協力會議終了。
○芬蘭突如全豫備兵動員。○獨伊、
獨伊並に占領地域内に在る米領事館
閉鎖及館員退去を要求す。

二十日 ○ロ號撃沈事件に關し米對獨
強硬態度を表明。
二十一日 △近衛、汪第二次會談。
二十二日 ○獨對蘇宣戰布告、獨軍進
撃を開始。○蘇聯對獨戰闘命令を發
す。○伊、羅對蘇宣戰布告。
二十三日 △政府統帥部臨時連絡懇談
會開催。△近衛、汪共同聲明發表。
○獨空軍、蘇機一二〇〇臺撃墜破。
○リトニア獨立を宣言す。
二十四日 △近衛、汪第三次會談。○
在モスクワ邦人婦女子引揚に決す。
二十五日(皇太后陛下御誕辰) △汪主
席離京。△獨蘇戰に關する臨時閣議
開かる。△政府統帥部連絡懇談會開
催。○獨、リトニア全土を席卷す
○芬蘭對蘇宣戰布告。
二十六日(警防記念日) ○大島大使、
獨外相と懇談。
二十七日 ○洪政府對蘇宣戰布告。○
丁國對蘇國交斷絶。○獨大使、松岡
外相と懇談。
二十八日(世界大戰講和記念日) ○獨

空軍大學モスクワ爆撃。
二十九日(軍人會館行幸記念日) ○開
戰以來の獨軍戰果、蘇機撃墜破四一
〇七、戰車及裝甲車の破壊二二三三
捕虜四萬。
三十日(大祓) ○佛對蘇國交斷絶。○
獨軍レンベルグ、ミンスク占領。
【七月】
一日(興亞奉公日) ○獨伊等樞軸五箇
國並に西、洪、勃、國民政府を承認
二日 △御前會議に於て帝國の最高國
策決定、外相談を發表。○獨軍リガ
占領。○獨軍ピアリストク附近の
蘇軍を包圍殲滅、十萬を捕虜とす。
三日 ○ス蘇聯首相、國民に危機來を
放送。
四日(北米合衆國獨立日) ○日、佛印
貿易決濟細目協定成立。○蘇軍全線
に亘り總退却開始。
五日 ○獨軍ドニエプール河に到達。
六日 △大日本興亞聯盟結成大會開催
○獨軍、蘇軍三十萬を捕虜とせる旨

發表。
七日(支那事變四周年記念日) ○米政
府、米海軍部隊の水島進駐を發表。
八日 ○米、重慶へ軍需品十億元供與
を保證。○ユゴ解消に伴ふ獨伊新國
境釐定成る。
九日 △在郷將官を中心とする「陸軍
匪躬會」結成。○獨軍キエフ、オデ
ッサ目指して猛進撃。
十日 △政府暴利行爲取締規則の第六
次改正を斷行す。○芳澤蘭印特派使
節歸京。○獨軍戰果發表、捕虜四〇
萬、蘇機撃墜破六千三百餘。
十一日(國旗制定記念日) △財政金融
基本方針閣議で決定。○蘇聯一千萬
動員完結を報ず。○蘇軍三方面軍司
令官を任命。
十二日 ○モンテネグロ獨立を宣言す
○獨軍スターリン線に突入す。○シ
リアの英佛兩軍休戦成る。
十三日 ○モスクワに於て英蘇軍事協
定成立す。○獨軍スターリン線突破
百軒前進す。

十四日(フランス國々祭日) ○芬軍方面戰線進展。○英首相對獨空襲激化を揚言す。
 十五日 ○獨軍要衝キエフ周邊に迫る。○ル大統領兵役年限延長決意を表明。
 十六日 △近衛第二次内閣總辭職。○獨軍スモレンスク占領。○米、獨艦に發砲命令説。○赤軍内政治班強化。○米マニラに機雷敷設。
 十七日 △近衛首相に大命降下。○獨羅聯合軍キシネフ占領。○米、南米の獨伊商社を黒表に記載。○米、太平洋も空から警戒。
 十八日 △第三次近衛内閣親任式舉行。△初閣議に陸海兩相共同發言。△石炭統制會設立準備委員會。○獨軍レニングラード地區突入。○米北愛爾士に基地建設中。○ル大統領水島水路保護に全力傾注言明。○シンガポールに米飛行機工場。
 十九日 △生糸最高販賣價格指定。○フィンランド滿洲國承認。

二十日(海の記念日) ○英新情報相を極東に派遣。○スターリン議長軍政の全權掌握。
 二十一日 ○ソ聯軍潰亂状態。○ポリア、獨公使に退去命令。
 二十二日 △中支方面海軍最高指揮官に小松中將。△國民更生金庫正式設立。○獨、ポリア公使に退去命令。○佛印、泰通商協定成立。
 二十三日 △近衛、汪メッセージ交換。○伊英地中海で海空戦。
 二十四日 ○米、印度へ將校派遣。
 二十五日 △官廳事務の刷新強化決定。△專任法相に岩村通世氏親任。○獨空軍モスクワ連爆(三十一日迄)。○米、日本資産凍結令布告。○米、支那資産も凍結。○加も日、支資産凍結。
 二十六日 △株式一齊に崩落。○新西蘭對日最惠國待遇廢棄。○ベッサラビア、プロヴァイナ完全占領。○英對日資産凍結。○英、日英、日印、日通商條約廢棄。○米、太平洋岸に

補助艦隊組織。○比島軍隊を米國軍に吸収。○米、在庫生糸も凍結。○一年間の米國防擴充費五百億弗。○比島も日支資産凍結。○印度、日本向け送金に許可制。
 二十七日 ○伊伯空路アルゼンチンに延長。
 二十八日 △外國人關係取引取締規則公布實施。○華北、蒙疆、英米の資産凍結。○滿洲國英米資産の凍結發表。○關東州も英米資産凍結。○蘭印、日本資産凍結。○蘭印日本への輸出入制限。○日蘭金融協定停止。○日蘭石油協定停止。
 二十九日 △日佛議定書調印。△陸海軍部隊を佛印に増派。○國民政府の英米等の資産凍結。○英、支那資産も凍結。○英加海軍作戦協定成立。○泰、ピン首相を陸海空軍大將に
 三十日(明治神宮祭) △第十六回總勳員審議會(三十一日も)。○香港政廳中國資産凍結。○英、イランに壓迫の手を加ふ。

三十一日 △絹人絹織物商聯創立。△産金量出規則改正。○埃及内閣總辭職。○米、統濟國防局新設。○米黒表に日本追加。
 【八月】
 一日(スイス國々祭日) 興亞奉公日
 △第十六回總勳員審議會。○芬英國交斷絶正式發表。○米、發動機用燃料等輸出停止。○米、生糸全部を凍結。○ビルマ對日取引禁止。
 二日 △退役海軍士官の服役制度成る。○汪精衛氏廣東訪問。○印度資産も凍結措置。○新西蘭及南阿資産も凍結。○滿洲國、クロアチアを正式承認。○ウエルズ次官對佛強硬聲明。
 四日 △皇軍の南部佛印進駐配置完了。○廣東で東西新聞記者大會(六日迄)。○米ソ通商協定更新さる。
 五日 ○エ國の反省と解決要望。○泰國、滿洲國を正式承認。○英増援部隊星港上陸。

六日 ○獨ソ、スモレンスク戦完了。
 七日 △思想對策協議會初會合。△有畜農業普及實施要綱決定。△中小機械工業振興對策決定。
 八日 △青果物配給統制新規則實施。○タイ國重ねて中立嚴守聲明。
 九日 △藏相財界首腦を招待。
 十日 △中央食糧協力會誕生。
 十一日(ドイツ國々祭日) △總勳員審議會四勅令案要綱可決。△羊毛協議會創立總會。
 十二日 ○エクタドル國我方に陳謝。○オデッサ包圍さる。○ペタン對獨協力々説。○佛内閣改組、陸海空全權ダルラン副首相に歸屬。
 十三日 ○赤軍スモレンスク撤退公表。○英ソ、對土共同宣言。
 十四日 ○米國防擴充豫算上院修正通過。○米兵役延長法案議會手續完了。
 十五日 △外務次官に天羽氏決定。△第三回生存者論功行賞。○英米ソ會談提議發表さる。○星港に大增援部隊到着。

十六日 ○泰國公使館を大使館に昇格。○國民政府機構改革斷行。
 十七日 ○ニコラエフ占領さる。○英ソ通商協定調印發表。○英ソ、再度イランに警告。
 十八日 △海軍航空本部長更迭。○丁抹、國民政府承認。○赤軍キングイセツプ放棄發表。
 十九日 △海運國家管理要綱決定。
 二十日 △小倉藏相所信披瀝。△第四回生存者論功行賞。○滿蒙國境確定現地作業終了。○ヘルソン陥落。○ソ波軍事協定成立。○英ソ、イランに期限付回答要求。
 二十一日 ○全國經濟部長會議開催。○泰、佛印國境劃定委員會開く。○パリで反政府分子大量檢舉。
 二十二日 △第二、四半期以降物動計畫決定。△翼賛議員同盟成る。○赤軍ゴメル撤退確認。○ケツクスホルム陥落。
 二十三日 △翼賛會礦物増産に關し要望。○オデッサ完全に包圍さる。

二十四日(樺太廳始政記念日) ○イラン、嚴正中立堅持を放送。
 二十五日 ○獨伊兩巨頭會談。○赤軍ノヴォロド放棄を確認。○英ソ兩軍イランに侵入。
 二十六日 △軍需手形引受制度設定。
 二十七日 △重要物資現在高調査規則改正。○ラヴァル、デア兩氏狙撃される。○イラン内閣總辭職。
 二十八日 △南方殖産資源調査會創立
 △野村大使米大統領へ近衛首相の親書手交。○ソ聯、ドニエプロベトロフス撤退及び大ダム爆破を公表。
 ○新内閣イラン軍に停戦命令を發す
 二十九日(日露講和成立記念日) △勞務緊急對策閣議決定。△十六年度生擴大改訂案決定。△海務院創設決定。△對米近衛メッセーデ閣議で報告。○獨軍、レバル市占領。
 三十日 △配電統制令、同施行規則公布。△重要産業團體令公布。△株價統制令公布。△金屬類回收令公布。
 ○日滿在住英人有志引揚げ決定。○

ドイツボルグ陥落。

【九月】

一日 ○イランの英ソ軍連絡公表。
 三日 △皇軍南支福州撤退。○赤軍タリン撤退發表。
 八日 ○英、加、諸混成軍スピッツベルゲン上陸。
 九日 ○イラン休戰條項受諾。
 十日 ○獨軍グヤーシマ占領を發表。
 十一日 △防衛總司令部創設。
 十四日 ○芬當局單獨講和否定聲明。
 ○ペルー、エクアドル再び衝突。
 十六日 ○ド、ゴール派、シリア獨立宣言。○イラン國王退位公表。
 十八日 △湖南に新作戰開始。○獨軍、クリミヤ半島遮斷(獨發表)
 二十日 ○泰國首相中立を強調。○獨軍、キエフ占領(獨發表)○獨軍、ポルタヴァ占領(獨發表)
 二十一日 △南支西江地區に新作戰
 二十七日 △湖南省長沙占領。
 二十八日 △湖南省株州占領。

【十月】

一日 ○獨軍對ソ第四次總攻撃開始。○モスクワ三國會談終了。○米陸軍部隊水島に増援。△黃河一帯に新作戰開始。△皇軍長沙より反轉。
 四日 △皇軍河南要衝鄭州を攻略。
 六日 ○ブリヤンスク、ヴィヤジマ兩地區の激戰報道さる。
 八日 △湖南の皇軍原態勢へ復歸。
 九日 ○パナマにクーデーター、親米政權成立。
 十一日 △海軍豫備員令改正さる。
 十五日 ○滿蒙國境確定。
 十六日 △近衛内閣總辭職す。
 十七日 △組閣の大命東條陸相に降下親任式執行はせらる。
 十九日 ○モスクワに戒嚴令。
 二十日 △晋察冀作戦を終了。
 二十二日 △三笠宮崇仁親王殿下、高木百合子姫と御結婚あらせらる。

北白川宮永久王殿下奉悼歌

昭和十五年九月四日蕪湖に於て御戰死遊ばさる

一、砂塵吹き捲く蒙古風 見る目傾く空かけて
 光も暗し草千里 み魂はつひに神去りぬ
 二、竹の園生のみ身にして あへて落らす彈丸の雨
 「日本尊」のさながらを 雄々しく宮はましましき
 三、天 皇の大み言 あやに長みいでませば
 宇としなごむ八紘 ここにぞ起る大東亞
 四、御大軍は聲のみて ただにあるべき征けよいざ
 かくこそおほせみ心に 擧りて副はむ秋は今
 五、仰げ輝く菊花章 み身は荒野にこもらせど
 北白川の代々繼ぎて 響かひ高し永久王

(北原白秋謹作 陸軍軍樂隊作曲)

支那事變史

(第四、五年)

目次

經過日曆(事變當初より昭和十六年十月迄)
 全戰線一覽及蔣軍戰區圖(昭和十六年八月調)
 聖戰第四、五年の主要戰鬪經過
 (自昭和十五年九月至昭和十六年八月)
 其一、陸軍之部
 一、昭和十五年中の作戰概要
 1、東條陸相の説明要旨
 2、佛印進駐
 二、昭和十六年八月迄の經過概要
 1、自一月至六月
 2、七月八月の状況
 3 佛印南部に増駐
 其二、海軍之部
 一、昭和十五年中の作戰概要
 二、昭和十六年八月迄の經過概要
 挿圖、四面
 附錄
 聖戰四年.....
 陸軍省報道部

支那事變經過日曆 (發端より昭和十五年八月迄)

月日	經過
昭和十二年七月七日	午後十一時四十分頃豐臺駐屯部隊の一部滬津線北方地區にて夜間演習中第二十九軍の不法射撃を受く。
八日	豐臺駐屯部隊支那軍の挑戦に應じ龍王廟を占領す。
九日	支那側我が要求を入れ瀋陽橋部隊の永定河右岸撤退を約す。
十日	天津軍と冀察側との折衝成らず。我が政府緊急閣議にて北支派兵に決す。我が政府内地より一部派兵に就き陸軍省發表。
十五日	天津軍は第二十九軍にして再び不信行為を繰返す場合には二十日正午以後獨自の行動を取るべき旨を通告す。
十九日	郎坊驛にて五ノ井部隊支那軍と衝突す。
二十五日	廣部部隊廣安門にて支那兵の欺騙的攻撃を受く。
二十六日	拂曉より北平周邊第二十九軍廣安門を占領す。
二十八日	通州守備隊特務機關等冀東保安隊の襲撃を受け通州殘虐事件勃發す。
二十九日	天津附近殘敵掃蕩完了北支鐵道開通。
三十一日	重慶、宜昌、沙市邦人引揚ぐ。
八月一日	我が部隊北平に入城す。
八日	我が部隊北平に入城す。
九日	上海陸戦隊大山中尉齋藤水兵虹橋飛行場附近に於て遭難す。長江筋居留民引揚げ。
十三日	帝國政府重大聲明を發表す。上海陸戦隊支那兵の攻撃を受け應戦す。
十四日	廟裏上海派兵に決す。上海陸戦隊空陸の攻撃を受け應戦す。海軍航空隊渡洋爆撃開始。
十五日	帝國政府聲明を發表す。海軍航空隊南京、南昌空襲。
二十一日	内蒙方面の我が部隊長城線を占領。
二十三日	居庸關陥る。陸軍部隊羅店鎮、吳淞鎮に上陸。
二十四日	津浦沿線靜海占領。
二十五日	入連鎮、張家口占領。第三艦隊は揚子江口より汕頭に至る支那沿海に於ける支那船舶航行を遮断す。
二十七日	張家口、懷來陥る。
二十八日	上海戰線羅店鎮占領。
三十一日	上海戰線吳淞鎮占領。
九月二日	臨時閣議にて北支事變を支那事變と改稱するに決す。
四日	津浦沿線望官屯陥る。陸戦隊沙島占領。

五日	海軍は支那船舶の全支航行遮断を宣言す。	二十三日	大場鎮、江灣鎮總攻撃開始。
十一日	馬廠一帶の陣地占領、蔚縣占領。	二十四日	上海戰線走馬燈「クリク」北岸の線に進出。
十二日	揚行鎮陥る。	二十六日	大場鎮、廟行鎮完全占領。
十三日	大同陥落。	二十七日	江灣鎮陥る。陸戦隊閩北及眞茹驛占領。
十八日	平漢沿線涿州占領。	三十一日	蘇州河渡河敢行。閩北殘敵掃蕩。
十九日	海軍機大擧南京を襲ふ。	十一月四日	彰德占領。
二十一日	海軍機大擧廣東を襲ふ。	五日	杭州灣敵前上陸。
二十二日	上海戰線秋涇「クリク」東岸に進出。	九日	松江、太原占領。上海包圍陣成る。
二十四日	保定城に入城し津浦沿線滄州を收む。	十三日	白茆口敵前上陸、嘉定占領。
二十九日	山西方面内長城線を突破して迷回村、平型關の線に進む津浦線方面獻縣占領。	十四日	太倉占領。
十月一日	劉家行占領。	十九日	常熟。蘇州、嘉興相次で陥り、黃浦江水路啓開成る。
八日	崞縣、正定城占領。	二十日	大本營を宮中に置かせらる。支那方面陸隊司令長官指揮下に支那沿岸交通遮断實施の聲明發表。
十日	石家莊陥落。	二十九日	宣興、常州占領、江陰附近水路啓開。
十一日	趙州を占領し引續き柏郷に向ひ追撃。	十二月七日	寧國占領。
十三日	故城、恩縣相次で陥り平原を攻撃。	四日	海軍機蘭州爆撃。
十四日	綏遠及歸化城占領、上海戰線大なる變化なし。	九日	南京敵軍に投降勸告。

十日	南京總攻撃開始。	十八日	崇明島掃蕩。
十三日	南京及浦口占領。	十九日	燭縣及台兒莊占領。
十七日	南京入城式。	二十七日	台兒莊の一角占領。
二十四日	青島航行遮断宣言、杭州遂に陥る。	四月三日	台兒莊占領。
二十六日	青島交通遮断宣言。	十九日	沂州占領。
二十七日	濟南落城。	二十九日	海軍機漢口に敵機五十一機を撃墜。
昭和十三年一月四日	海軍機漢口空襲。	五月十日	海軍廈門島攻略。
十日	海軍陸戦隊青島敵前上陸。	十一日	徐州總攻撃態勢成る。
十六日	我が政府は國民政府を對手とせずとの重大聲明を發表。	十四日	新安鎮西方地區にて隴海線遮断。
二月二日	蚌埠占領。	十九日	徐州攻略。
三日	芝罘占領。	二十日	徐州入城式。敵機九州に現れピラ撒布。
十一日	黄河鐵橋完成。	二十三日	徐州大殲滅戦完了。
十八日	出動部隊の一部交代整理に關し大本營發表。	二十四日	蘭封陥落。
二十三日	敵機臺灣空襲、臺北市外飛行場に爆彈を投下す。	三十日	九州一帯に警戒警報發せらる。
二十七日	同浦線靈縣、臨汾占領。	六月二日	開封占領。海軍は洋山磯、大通、安慶に至る掃海作業繼續。
三月七日	海軍威海衛占領。	十三日	安慶占領。

二十六日	馬頭鎮攻略。	九月三日	馬迥鎮占領。
二十七日	敵軍大運河堤防決潰。	七日	我が新鋭兵團塘沽上陸。
七月四日	湖口占領。	十四日	陸海軍協力して馬頭鎮攻略。
七日	事變一周年に際し勅語を賜はる。	十六日	大なる抵抗を受くることなく商城占領。
十二日	ソ聯兵不法越境張鼓峰占據。	十七日	陸軍光州を海軍陸戦隊武穴を攻略。
十八日	海軍機南昌敵飛行場に著陸攻撃。	十月五日	若溪を占領す。
二十六日	九江及太古占領。	十一日	信陽北方にて京漢線遮断。
八月一日	宿松占領。	十二日	バイアス灣敵前上陸、漢京線信陽占領。
二日	黄梅及其の附近一帯を占領。	二十日	大冶占領。
四日	廬山西麓の堅固なる陣地に據る敵を壓迫し九江西南方に進出。	二十一日	廣東攻略市内掃蕩を行ふ。
十日	張鼓峰事件日ソ停戦協定成立。	二十四日	陸海協力して虎門要塞攻略。
十七日	蒲州東北高地一帯の陣地を突破して蒲州を占領。	二十五日	午後四時頃漢口東北部に突入。
二十一日	星子占領。	二十六日	陸軍武昌、漢口占領遼江部隊漢口進入。
二十四日	江西省瑞昌占領。	二十七日	陸海協力して武漢三鎮完全に攻略す。
二十八日	六安占領。	二十九日	遼江部隊廣東進入。
三十日	霍山、獨山鎮占領。	十一月三日	武漢占領の大祝賀を漢口にて舉行。臨時維新兩政府第二次聯合委員會を南京に開催。

四日	通山占領。
十二日	岳州完全占領。
十五日	海軍軍部都大空襲。陸軍蘭州、寧夏、西安寺空襲。
十八日	南支方面最高指揮官に安藤利吉中將親補。
二十日	陸軍軍部延安初空襲。
二十五日	漢口に武漢治安維持會發會式を舉ぐ。
二十八日	南京に新中央政府樹立促進全體代表會開催。
三十日	武漢攻略後の日支關係調整方針御前會議で決定。
十二月一日	陸海協同して威海衛殘敵掃蕩。
三日	九江占領。
九日	北支方面最高指揮官杉山元大將と更迭。
十八日	汪精衛重慶脱出。
二十日	廣東治安維持會成立。
二十二日	近衛首相更生新支那との國交調整に關する根本方針聲明。
二十四日	海軍軍部重慶初空襲。
二十六日	事變以來十一月迄の敵遺棄死體八十二萬三千餘、占領面積百五十一萬五千六百餘平方軒我が全土の二倍強と大本營陸軍部發表。
三十日	昭和十三年度に於ける支那艦船に與へたる損害七隻、小砲十二隻、事變以來の損害を以て、汪精衛ハノイにて蔣介石一派に聲明を發表す。
一月三日	中支方面最高指揮官山田乙三中將と更迭。
八日	汪精衛蔣宛の公開狀發表。
二十六日	吳佩孚將軍全國に駭起通電を發す。
二十九日	海軍軍部寧夏空襲。
三十日	吳佩孚を推戴し和平救國會宣言發表。
二月十日	南支海軍最高指揮官に近藤信竹中將。海南島に奇襲上陸。瓊山、海口占領。
十二日	陸軍軍部蘭州空襲。
十四日	海軍陸軍海軍南島三亞郡に敵前上陸、三亞街、榆林港、崖縣等占領。
十九日	維新政府陳餘外交部長上海に於て暗殺さる。
二十日	海軍海門封鎖完了。
二十三日	漢水の要衝岳口鎮占領。
三月二日	淮陰、淮安、舊口鎮占領。
三日	上海治安問題につき現地警務機關と工部局間に細目協定成る。海軍陸軍城濤占領。
四日	海州占領。

十一日	威海衛陸戰隊文登入城。
二十一日	曾仲鳴暗殺さる。
二十二日	奉新、安義占領。
二十七日	南昌占領。
三十一日	汪精衛第三次聲明發表。
四月二日	高安縣城占領。津浦線全通。
八日	海軍軍部昆明大空襲。
九日	天津海關長程錫庚暗殺さる。
十一日	綏北の要衝安北占領。
十四日	雲南省蒙自初空襲。
十六日	潭州占領。
十八日	廬山占領。
二十日	敵の四月攻勢を挫く。武漢特別市政府誕生。
二十九日	蒙疆聯合委員會總務委員長に德王就任。
五月四日	海軍軍部重慶第一次空襲。
十二日	鼓浪嶼に我が海軍陸戰隊上陸警備。
十七日	英米佛陸戰隊鼓浪嶼に上陸。
二十九日	事變以來四月末迄の陸軍戰果、敵の遺棄死體九十三萬六千三百四十五。
三十一日	事變以來十三年末迄に我が海軍の敵飛行機に與へたる損害一千五百六十一と發表。
六月三日	魯南掃蕩作戰開始。
五日	山西省の柳林鎮を占領。
九日	魯南戰線、沂水、莒縣占領。
十一日	海軍重慶、成都を空襲。
十二日	汪精衛「抗戰の真相」と題し所信聲明。
十四日	天津英佛租界封鎖斷行。
十五日	大本營陸軍部五月中の戰果につき敵の遺棄死體四萬八千二百五十五と發表。
二十一日	汕頭に敵前上陸、垣曲占領。
二十二日	汕頭に治安維持會生る。
二十三日	陸戰隊舟山島に上陸。
二十七日	海軍温州、福州に新作戰行動開始。陸戰隊虎頭、玉環、川石諸島占領。
七月一日	天津租界隔絕強化。山東省定陶占領。廈門特別市政府成立。
七月三日	山東省曹州占領。

五日	山西戰線沁縣占領。	十六日	日ソ停戰協定共同コンミニユケ發表、海軍岳州上流ハ通航進撃。
十日	汪精衛對蔣絕緣聲明。	十九日	江西戰線高安縣城占領。
十五日	海南島に瓊崖臨時政府成立。	二十日	高安南方中央軍に攻撃開始。
十九日	山西省澤州城を占領。	二十二日	武漢政務委員會準備會成立、我が最後案を鼓浪嶼側承認。
二十六日	珠江封鎖を第三國に通告。	二十三日	湖南第九戰區殲滅戰開始。
三十日	珠江作戰部隊麻子に敵前上陸。	二十四日	陸戰隊洞庭湖岸に敵前上陸。
八月九日	汪精衛「如何にして和平を實現するか」の放送をなす。	二十七日	湖南戰線平江縣城占領。
十四日	英支國境掃蕩戰開始。	二十八日	海空軍重慶大空襲。
十九日	海南島瓊山縣政府正式成立。	二十九日	陸空軍重慶省榆林空襲。
二十四日	英海軍香港封鎖斷行。	三十日	西尾支那派遣軍總司令官南京着、湖南戰線長沙東方十八キロに肉薄。
九月一日	蒙古聯合自治政府成立、德王主席就任。	十月一日	西尾支那派遣軍總司令官聲明、陸空軍西安大空襲、蕪北戰線高郵占領。
八日	程錫庚暗殺の四犯人我が天津憲兵隊に引き渡さる。	二日	海空軍成都を夜間大空襲。
九日	陸戰隊岐山東麓に敵前上陸。	三日	温州方面に新軍事行動開始通告。
十二日	支那派遣軍總司令部編成、北支最高指揮官更迭。	四日	九龍國境の敗殘兵攻撃。
十四日	南昌より三方面へ進撃開始。	五日	修水縣城占領。
十五日	滿蒙國境事件停戰協定成立、陸空軍長驅寧夏空襲。	六日	修水河谷殲滅戰終る。

七日	中山縣攻略開始、即日占領。	三日	安徽省鳳臺占領、海空軍成都方面大空襲。
九日	汪精衛新生支那建設聲明。	五日	安徽省壽縣占領、海空軍北海、零陵、柳州等爆撃。
十一日	中支の最高峯九宮山占領、海空軍芷江、零陵、寶慶、内郷各飛行場爆撃、陸空軍西安宜川空襲。	六日	海空軍廣西省桂林、貴縣、隆安等大爆撃。
十二日	現地陸軍最高會議上海で開く。	八日	杭州附近殘敵殲滅戰開始。
十三日	海空軍梁山飛行場並に南川爆撃。	十日	上海方面陸軍部隊指揮官に藤田中將就任。
十四日	敵機漢口を盲爆。	十一日	海空軍廣西省各地大爆撃。
十五日	陸空軍、延安、秋村鎮、宜川大爆撃。	十二日	河北省西北部掃蕩部隊銀坊に突入。
十六日	海空軍湖北、湖南、廣東、廣西各省爆撃。	十五日	皇軍北海附近に敵前上陸。
十七日	海空軍南寧、芷江爆撃、鼓浪嶼租界問題解決。	十六日	北海入城、坊城占領。
十八日	蘇北戰線鹽城占領。	十七日	欽州城完全占領。
二十一日	板垣總參謀長汪兆銘と會見。	二十一日	阿部規秀陸軍中將戰死發表。
二十四日	佛軍艦長江引揚。	二十四日	南寧縣城完全占領。
二十五日	陸空軍陝西省南鄭大空襲。	二十七日	海空軍蘭州大空襲。
二十六日	陸空軍西安大爆撃。	二十九日	南寧入城式。
三十日	陸空軍大舉洛陽大空襲、山西省西部要衝大寧占領。	十二月一日	海空軍麗水、南寧等爆撃。
十月一日	海空軍麗水、玉山、南寧爆撃。	四日	吳佩孚將軍逝去。

九日	汪精衛中央軍官學校創設。	二十日	○部隊のオールドス、遼瀋戦を皮切りに五原方面新作戦開始。
十四日	臨時政府成立二週年式北京に開催。	二十一日	英巡洋艦野島沖合にて淺間丸を臨検、獨船客を拉致す。
二十一日	龍州、鎮南關占領。	二十二日	皇軍鎮江南岸に奇襲上陸。
二十四日	大本營海軍部聖戰第三年の戰果發表、處分戰機雷數四千七百五十九、敵機に與へたる損害千六百四十三機、北支方面最高指揮官野村直邦中將、楊子江方面最高指揮官谷本馬太郎中將、上海方面最高指揮官樋口修一郎少將、南支方面最高指揮官高須四郎中將と發表。	二月一日	皇軍西北軍の本據五原を占領。
二十八日	事變以來の綜合戰果、敵屍百三十一萬八千四百六十二と陸軍情報部發表。	四日	開院院長宮殿下南寧作戦に對し御祝電を發せらる。
三十日	南支軍珠江開放斷行聲明。	六日	南寧附近の綜合戰果、敵屍體四萬六千餘、捕虜二千五百と南支軍發表。
昭和十五年一月二日	南支作戰の戰果、交戦せし敵兵力約十萬。敵の遺棄屍體約一萬五千、捕虜約二千と發表。	十三日	五原方面肅清完了皇軍一先づ撤收。
三日	滿蒙ソ國境劃定委員設置にソ聯同意せる旨外務省發表。	十四日	上海陸戰隊備地區開放、浙東に新作戦開始。
四日	新政權の基本要項を携へ現地代表上京。	十五日	本日より山東半島沿岸航行禁止。
十日	桂林にて海空軍敵機二十三機を粉砕。	十八日	北支軍並に北支方面艦隊は協力して山東半島清掃を遂行す。
十一日	南支方面十二月下旬以來の敵機撃滅數五十五と陸軍報道部發表。	十九日	文登占領、海軍部隊石島港を占領。
十六日	汪精衛、蔣介石に對し日本と休戦せよと通告す。	二十日	山東半島沿岸航行一部解除。
十九日	支那軍の冬期攻勢全面的に潰滅せる旨南支軍發表。	二十一日	北海の榮城、倭島占領。
		二十二日	陸海空軍協力柳州空襲。

二十三日	蕪湖西南の繁昌占領。	三十日	國民政府還都、還都宣言並に國民政府政綱發表、帝國之に呼籲重大聲明發表。
二十六日	廣西省上思占領。	三十一日	佛印國境の恩樂縣城占領。
二十九日	淺間丸より拉致の獨人九名我方に引渡さる。	四月一日	阿部信行大將特命全權大使に任せられ中華民國へ出張仰付らる。
三月二日	竹田宮殿下南支戰線御視察より御歸還。	二日	國民政府政務開始。
四日	陸海協力海南島掃蕩開始。	六日	還都後に於ける重慶の對外條約無効を國民政府各國へ通告。
八日	皇軍中山縣城占領、侍從武官を支那方面艦隊へ御差遣。	七日	國民政府全國各軍に停戰命令。
十二日	汪精衛新政府樹立に先立ち重大聲明を發表す。	十一日	海空軍桂林大空襲。
十五日	河北省境東齊堂を攻略。	十二日	南支軍廣東港の開放聲明。
十七日	欽寧公路敵據點豐山占領。	十五日	阿部大使一行出發。
十八日	中央政治會議組織要綱條例及委員發表、西尾總司令官、軍管理の鎮山工場、事業場等を支那側に返還する旨聲明。	十六日	三月中に於ける全支皇軍戰果、敵屍二萬九千。
十九日	傅作儀軍五原に來襲。	十七日	中條山脈掃蕩戰にて平陸、茅津渡占領。
二十日	支那中央政治會議を南京に開催。	二十日	廣東港開放。
二十一日	國民政府組織決定、臨時、維新兩政府二十五日解消決定、海南島萬全河以北掃蕩成る。	二十三日	皇軍潯州城占領。
二十五日	陸軍機龍州大爆撃。	二十四日	蕪湖南方の殲滅戰開始。海軍艦艇洞庭湖に進撃す。
二十六日	皇軍五原に再入城。	二十五日	海軍機重慶周邊を大爆撃。
		二十六日	山西省南部の要害天井關を奪取。阿部大將參列の下に新國民政府還都慶祝典禮舉行。

二十八日	皇軍青島入城。
二十九日	支那派遣軍總司令部「派遣軍將兵に告ぐ」小冊子を全線に配布。
三十日	海軍重慶大空襲。海軍挺身隊洞庭湖岸の九馬嘴に敵前上陸。
五月一日	漢水東岸地區作戦開始さる。
二日	山西省澤州高平地區作戦完了。
三日	黄浦江上流開放聲明、南昌周邊の作戦終了。
五日	河南省泌陽縣城占領、陸海軍佛印ルートの各要衝爆撃。
八日	漢水以東の敵二十個師覆滅、襄陽占領、沱源城占領。
十日	海空軍昆明飛行場空襲。
十五日	黄浦江上流開放、晋西の敵本據郷寧を占領。
十六日	漢水東岸地區の敵を殲滅敵の遺棄屍體一千張自忠戦死す。
十八日	海空軍成都を大爆撃。
十九日	海空軍連續成都を大爆撃。
二十一日	國民政府特派答禮使着京、在支不良邦人追放發表。
二十二日	海空軍重慶大空襲、敵機十三機撃碎す。
二十八日	海空軍連續重慶大爆撃。
二十九日	我が航空隊重慶連爆。
三十一日	大本營海軍部本年度綜合戦果發表、(撃破敵機一三二)。
六月一日	皇軍襄陽占領。
五日	皇軍漢水渡河、漢水西方新作戦開始。
六日	陸空軍重慶大空襲敵機十二機撃墜。
八日	襄西作戦部隊、荊州、沙市占領。
十日	皇軍當陽縣城占領。
十一日	全支那派遣軍總司令部占據地域に軍律施行布告。皇軍宜昌占領。
十二日	佛印の援將看過し得ずと南支軍聲明。
十三日	國民政府在支交戰國軍事機關の撤退要求を聲明。
十四日	在重慶第三官民に帝國避難方勸告。
十五日	傳上海市長交戰國軍隊の速なる撤退を要望。
十六日	陸海空軍重慶大爆撃、敵機約十機撃墜。
十七日	海軍第十三回目の重慶大爆撃。
二十日	天津租界隔絶解除さる。
二十一日	晋西北地區掃蕩戰進捗、南昌周邊に殲滅戰開始。

二十四日	ビルマ、香港兩援將ルート禁絶を英に申入れ、陸海空軍連日重慶を大空襲。
二十五日	晋西北作戦部隊保德縣城占領、上海徐家匯の警備を佛國より我方に接收。
二十六日	佛印國境恩樂縣城占領。
二十九日	香港政廳香港の緊急状態宣言、香港英人婦女子に引揚げ命令。
三十日	晋西北作戦部隊興縣占領。
七月一日	佛印援將路最後の要衝龍州占領。
二日	佛印監視員の常駐所開設。
四日	天津問題日佛現地交渉開始。
五日	海空軍第二十次重慶大爆撃。日支經濟締結に關する交渉南京にて開始。
六日	佛印、蔣政府の佛印經由輸出禁止。
七日	支那事變三週年記念日。宜昌奪還企圖の敵に大殲滅戰開始。
八日	海空軍第二十一次重慶大爆撃。
九日	海空軍第二十二次重慶大爆撃。
十二日	廣州灣援將路禁絶の爲め海軍監視委員派遣。
十五日	島田支那方面司令官、浙江、福建沿岸交通遮断に關する宣言發表。
十六日	米國、ビルマルト禁絶反對聲明を出す。
十七日	英國領土經由支那向け軍需資材輸送禁絶方に關する日英交渉妥結を外務省發表。
二十一日	陸戰隊福建省三都澳に奇襲上陸。
二十二日	海空軍重慶周邊を猛爆。
二十三日	海空軍浙贛線を連爆。
二十四日	陸空軍成都初空襲。
二十五日	我新銳部隊佛印國境明江南方に進撃、水口關を占領。
二十七日	陸戰隊廣東東部汕尾媽宮に敵前上陸。
二十八日	海空軍貴陽大爆撃。
三十一日	海空軍第二十四次重慶大爆撃。
八月一日	重慶政府黨政軍首腦部會議開催。
二日	海軍第二十五次重慶大爆撃、浙贛線猛爆。
三日	香港の婦女子引揚げ。
九日	海軍第二十六次重慶爆撃。
十日	西原、ドクレー會見。
十一日	海軍第二十七次重慶爆撃。海軍浙贛線要衝連續爆撃。
十五日	興化敵密輸基地猛爆。

十七日	王揖唐氏新民會々長に就任。	二十五日	皇軍佛印諒山に進駐。
十八日	海軍第二十八次重慶爆撃、英兵天津引揚げ。	二十七日	皇軍佛印ドウソンに進駐。
十九日	海軍第二十九次重慶爆撃、陸軍も重慶爆撃、英兵上海引揚げ。	十月四日	陸戦隊雷州半島揚陸。
二十日	海軍三十、三十一次重慶爆撃。	六日	陸軍航空部隊ハノイ飛行場に平和裏に進駐 南支軍發表
二十一日	京漢線に來襲の敵撃退。	八日	英ビルマルート(滇緬公路)再開を通告し來 南支軍發表
二十二日	寧波ルート海軍爆撃。	十日	海軍第四十二次重慶爆撃。
二十三日	海軍第二十二次重慶連爆。	十八日	海軍ビルマルート初空襲。
二十四日	陸軍桂林連爆。	十九日	新南支方面陸軍最高指揮官後宮中將。
二十五日	襄安附近掃蕩戰。	二十三日	南支方面海軍最高指揮官更迭。
二十六日	海軍陸戦隊礪石急襲。	二十五日	古賀部隊第七中隊の武勳 上関に達す。海 軍ビルマ公路爆撃切斷。
三十日	山西の國、共兩軍各地にて同志討を演ず。	二十七日	阿部信行特命全權大使歸朝。
三十一日	日支國交調整條約南京交渉妥結。	二十八日	皇軍南寧撤收。
九月五日	支那軍佛印に侵入撃退さる。	十一月五日	佛印進駐部隊の殊勳 上関に達す。 淮南鐵路(盧州、九龍崗間)開通。
八日	中華東亞聯盟協會廣東で發會式。	六日	支那事變關係重要問題の協議行はる。
十日	支那軍佛印國境老開鐵橋爆破。	九日	珠江航路再開。
二十三日	日佛間交渉妥結發表、皇軍佛印ドンメンに進駐。	十四日	皇軍欽縣を撤收。

十八日	皇軍欽縣撤收完了を南支軍發表。	二十六日	南支軍蘇州封鎖宣言地域たる水東、電白、陽 江の援將船倉庫を爆撃。
十九日	皇軍阜平(河北)占領。	昭和十六年 一月一日	英支國境九龍半島警備中の陸軍部隊元且拂 曉敵を奇襲。
二十日	阿部信行全權大使南京歸任。	三日	通城(湖北)地區に新作戰開始。
二十八日	國民政府改組汪精衛主席となる。	十四日	隨縣周邊の殲滅戰終る。
三十日	日華基本條約成立、日滿華共同宣言發表。	十六日	重慶首腦部會議對共強硬態度決す。
十二月三日	陸軍香韶ルート完全遮斷に成功。	十八日	蔣新四軍全軍に解散命令發す。
七日	本多熊太郎駐支大使に親任さる。	二十三日	海軍功果新橋(雲南)を爆碎す。
九日	澤田中將上海方面陸軍最高指揮官に親補さ る。	二十五日	河南の敵大殲滅戰展開さる。
十二日	海軍祥雲で敵機二十二機破。	二十九日	陸海兩相衆議院豫算總會席上軍の決意を表 明。
十三日	我が方管理中の支那軍艦九隻、海軍四兵營 を支那側に返還。	二月一日	我が軍河南の敵本據項城入城。
十六日	特命全權大使阿部信行大將日華條約の大任 を果して歸朝。	四日	南支惠州東南に奇襲上陸。 信陽北方作戦皇軍南陽に突入。
十七日	中國大民大會、武漢共和黨、興亞建國運動 本部解散國民黨に合流。	十八日	蘇北敵大殲滅戰開始。
十八日	米の援將物資重慶へ向け發送。	十九日	李長江、麾下三萬と共に歸順す。
二十日	新支那中央銀行成立。	二十日	蘇北興化城を攻略す。
二十二日	東條陸相中南支を視察歸還。	二十一日	海軍瀘緬公路爆撃。
二十三日	島田支那方面艦隊司令長官中南支沿岸封鎖 強化を中外に宣言。	二十二日	蘇北東臺攻略す。

二十五日	江北啓東作戦開始。
二十六日	海鷲昆明を猛襲。
二十七日	蔣軍三萬ビルマへ進駐。
三月三日	皇軍南支援蔣策源地へ奇襲上陸。
五日	支那派遣軍總司令官畑大將赴任。
六日	宜昌西岸に新作戦開始。
九日	西南支封鎖作戦完了。
十日	山西南部山嶽地の包圍殲滅戦展開。
十三日	皇軍武寧を撤收。
十四日	海鷲長驅成都爆撃敵機二十六機を撃墜。
十六日	南昌周辺の敵に壯烈なる殲滅戦開始。
十七日	西尾前總軍司令官帝都に凱旋。
二十日	支那側官公有財産還附。 太湖西南地區に新作戦展開。
二十一日	江西作戦、上高占領。
二十三日	皇軍江西蘇南兩作戦々果擴大す。
二十四日	南支軍部隊江海灣達濠水道附近に敵前上陸。
二十六日	蘇南作戦了る。
二十八日	南支軍香港東北方碣石灣奇襲上陸。
三十日	南京國民政府還都一周年記念祝典舉行。
四月二日	江西作戦完了す。
四日	南支方面海軍最高指揮官に新見政一中將就任。 パンコック中華總商會、泰國在住華僑の對蔣絶縁を通命す。
六日	陸鷲昆明初猛爆。
八日	陸鷲雲南廣西の敵據點を猛爆。
十一日	大洪山東麓に第二期作戦開始。
十四日	國共武力抗爭激化。 錢塘江南岸に作戦開始。
十六日	陸海軍協力浙江省要衝に奇襲上陸。
十九日	浙東作戦寧波、温州占領。
二十日	皇軍福州、馬尾占領。
二十一日	皇軍蔣の生地溪口鎮占領。
二十二日	陸鷲雲南各地を猛爆。
二十六日	陸鷲昆明を猛爆。
二十九日	陸鷲昆明を猛爆。

三十日	河北省警備の一部を治安軍と交代。
五月一日	皇軍甲子港(廣東省東岸)に奇襲上陸。
三日	陸海協力浙東作戦終了。
四日	安徽省に新作戦開始さる。
六日	陸鷲河南、陝西を急襲爆撃す。 湖北に新作戦開始さる。
七日	江北作戦開始さる。
八日	山西、河南の敵大殲滅戦開始さる。
十日	江南新作戦突如開始さる。
十四日	中原の敵大軍總崩れ、投降者續出。 江北作戦完了。
十五日	本多駐支大使支那事變處理に關し松岡外相と重要會談をなす。
十六日	浙東作戦一段落す。 海鷲第四次重慶大爆撃。
二十二日	海鷲蘭州急襲敵十數機撃墜。
二十三日	海鷲又も蘭州、成都爆撃。
二十五日	上海保安隊新設。 歸順兵四十萬を警備隊に改編。
二十六日	晋南地區作戦部隊沁河上流に轉戦。 海鷲天水(甘肅)南(西陝)を痛爆。
二十七日	沁河上流の殲滅戦。
二十九日	海鷲第十三次重慶爆撃。 海鷲柳州(廣西省)爆撃。
二十九日	中共、山西主席に賀龍を任命す。
三十日	海鷲桂林を猛爆。
六月一日	海鷲重慶第五次痛爆。 冀東地區共產軍肅清作戦開始。
二日	海鷲引續き重慶、滇黔公路痛爆。
三日	派遣軍總參謀副長、國府全國宣傳會議席上國府全的支持を強調す。
七日	海鷲大學重慶を夜襲す。 冀東地區共產軍團長戰死匪賊殲滅。
八日	北盤江(貴州省)の吊橋完爆。 滇黔公路遮断さる。
十日	中支揚子江下流に「和平區」設定準備完了。
十一日	海鷲重慶第九次猛爆。
十四日	海鷲重慶第十次空襲。 汪精衛國府主席として來朝に決す。
十五日	派遣軍國府と協力清鄉工作徹底を期す。
十六日	國民政府主席汪精衛氏正式來朝す。 海鷲敵航空前衛基地梁山を猛爆。
十七日	海鷲余江(江西省)爆撃。
二十三日	海鷲四川、陝西、甘肅、青海各省猛爆。 宜賓(四川省)で敵七機撃破。
二十六日	陸軍部隊廣東省神泉港に上陸。

七月一日	海軍第十四次重慶爆撃。國民政府清鄉工作開始。
二日	海軍昆明猛襲。
三日	陸軍大舉芷村(雲南)猛爆。
四日	皇軍汕頭東方に敵前上陸。海軍第十五次重慶爆撃。
五日	海軍次垣(雲南)急襲。新設兵工廠猛爆。
八日	海軍第二十次重慶猛爆。
九日	蔣、貴陽に西南行營を設置、白崇禧を主任に任命す。
十日	南支陸軍の偉勳。上関に達す。海軍第二十一次重慶猛爆。
十一日	援蔣ルート遮断の爲石林灣上陸部隊、作戰完了。撤退す。
十四日	蔣、重慶空軍再建に狂奔。
十五日	國民政府清鄉行政機關確立す。
十八日	海軍第二十二次重慶爆撃。
二十二日	皇軍、豐城(江蘇省)を占領す。中支方面海軍最高指揮官に侯爵小松輝久中将就任。
二十四日	歸還の多田陸軍大將、細萱海軍中將宮中に参内、軍状を奏上。
二十六日	佛印の日佛共同防衛成立(七月二十一日)の旨情報局發表。
二十七日	海軍航空隊、成都を猛爆撃す。敵十二機と遭遇、三機を撃墜。
二十九日	日、佛共同防衛に基づき陸海軍部隊を佛印に増派の旨、大本營陸海軍部發表。
三十日	海軍航空隊、重慶を猛爆。
三十一日	佛印増派部隊の最高指揮官は飯田祥二郎陸軍中將と大本營陸軍部發表。
八月一日	海軍航空隊、佛印南部に進駐。佛印派遺部隊本部をサイゴンに設置。
三日	陸軍航空隊、延安を猛爆。
六日	陸軍航空隊、衡陽、芷江、長沙を猛爆す。海軍航空隊、天水、渭源(甘肅)、武功(陝西)を猛爆す。
七日	陸軍航空隊、湖南省南部を猛爆。
八日	陸軍航空隊、鳳翔(陝西)、武山(甘肅)を猛爆。
九日	支那事變生存者に第二回論功行賞の御沙汰あらせらる。
十日	陸軍航空隊、巫山(四川省)を、海軍航空隊、湘潭、衡陽、長河を猛爆す。
十一日	陸軍航空隊、陝西省各地を猛爆す。
十二日	陸軍航空隊、同州(陝西省)を、海軍航空隊、次霸(雲南省)を猛爆す。
十三日	陸軍航空隊、重慶を爆撃す。
十四日	海軍航空隊、成都を猛爆。敵二十一機を撃墜す。
十五日	陸軍航空隊、サイゴンに入港す。
十六日	海軍航空隊、上海法幣安定方針發表。
十七日	支那事變生存者に第四回論功行賞の御沙汰あらせらる。
十八日	海軍航空隊、四川省の要衝を猛爆。
十九日	海軍航空隊、重慶及び周邊を猛爆。
二十日	八月十四日より晋察冀邊區に新作戦を展開。
二十一日	江南蕪湖を中心に掃蕩戦を展開。
二十二日	江南第三戰區反撃戦。
二十三日	北支剿共戦第三期作戦に入る。
二十四日	陸海軍航空隊、重慶とその周邊を猛爆。
二十五日	陸海軍航空隊、重慶、蘭州、西昌その他奥地の要衝を猛爆。
二十六日	陸海軍航空隊、重慶、蘭州、西昌その他奥地の要衝を猛爆。
二十七日	陸海軍航空隊、重慶、蘭州、西昌その他奥地の要衝を猛爆。
二十八日	陸海軍航空隊、重慶、蘭州、西昌その他奥地の要衝を猛爆。
二十九日	陸海軍航空隊、重慶、蘭州、西昌その他奥地の要衝を猛爆。
三十日	陸海軍航空隊、重慶、蘭州、西昌その他奥地の要衝を猛爆。
三十一日	陸海軍航空隊、重慶、蘭州、西昌その他奥地の要衝を猛爆。

十三日	陸軍航空隊、西安、渭南、潼關を、海軍航空隊、昆明を猛爆す。
十四日	海軍航空隊、重慶、昆明を猛爆す。
十五日	陸軍航空隊、萬縣(四川省)を、海軍航空隊、下關(ビルマルト)を猛爆す。
十六日	國民政府、行政機構を大改革す。
十七日	陸軍航空隊、四川各地を猛爆す。海軍航空隊、昆明を猛爆す。
二十一日	支那事變生存者に第四回論功行賞の御沙汰あらせらる。
二十二日	海軍航空隊、四川省の要衝を猛爆。北支剿共第二期戦開始。
二十三日	海軍航空隊、重慶及び周邊を猛爆。
二十四日	八月十四日より晋察冀邊區に新作戦を展開。
二十五日	江南蕪湖を中心に掃蕩戦を展開。
二十六日	江南第三戰區反撃戦。
二十七日	北支剿共戦第三期作戦に入る。
二十八日	陸海軍航空隊、重慶とその周邊を猛爆。
二十九日	陸海軍航空隊、重慶、蘭州、西昌その他奥地の要衝を猛爆。
三十日	陸海軍航空隊、重慶、蘭州、西昌その他奥地の要衝を猛爆。
三十一日	陸海軍航空隊、重慶、蘭州、西昌その他奥地の要衝を猛爆。

九月二日 河北赤匪要衝阜平占領
 三日 皇軍南支福州撤退
 七日 中支大雲山周邊殲滅戦開始
 十八日 湖南に新作戦開始

二十日 南支西江方面の新作戦
 二十一日 南支西江地區に新作戦
 二十二日 湖南二十萬の敵に總攻撃開始
 二十七日 湖南省長沙占領
 二十八日 湖南省株州占領
 十月一日 廣東作戦軍原駐地歸還
 二日 黄河一帯に新作戦開始。皇軍長沙より反撃
 四日 皇軍河南要衝鄭州を攻略
 八日 湖南の皇軍原態勢へ復歸
 十二日 宜昌を親敵に大鐵槌
 十五日 廣東の中國海軍へ軍艦讓渡。滿蒙國境確定文書調印終了
 十六日 鄭州を親敵を撃碎
 十月二十六日 皇軍、山西省西部に新作戦展開
 三十日 皇軍、作戰目的を達成、鄭州を撤退
 十一月一日 皇軍、信陽北方に新作戦を展開
 三日 汝南(河南省)を占領
 五日 日本海上で機雷の爲氣比丸沈没
 九日 信陽北方作戦終了
 十五日 來栖大使ワシントンに到着
 二十八日 陸軍航空隊、昆明を猛爆
 十二月四日 陸軍航空隊、西安を猛爆

全線戰一覽及蔣軍戰區圖 (昭和十六年八月調)



- 一、支那軍第一線總兵力 約二百九十個師、約百九十萬、ほかに獨立師、騎兵師あり。
- 一、各戰區兵力内譯
- 第一戰區 約三十五個師、約二十萬
- 第二戰區 約二十五個師、約二十萬
- 第三戰區 約三十個師、約二十萬
- 第四戰區 約十個師、約七萬
- 第五戰區 約四十五個師、約三十萬
- 第六戰區 約三十五個師、約二十萬
- 第七戰區 約十個師、約八萬
- 第八戰區 約四十個師、約二十三萬
- 第九戰區 約三十個師、約二十萬
- 一、占據地區内の共産軍は、北支方面約二十二萬、中支方面約十萬
- 一、海岸線の矢印は封鎖および遮断地點とす

聖戰第四、五年の主要戰鬪經過

(自昭和十五年九月至昭和十六年八月)

其一、陸軍之部

一、昭和十五年中的作戰概要

昭和十五年中の經過に就ては、昨年所報後の九月以降は大なる作戦行動無く、十月上旬より江南作戦が行はれた外は多くは治安工作であつたので、其概要は左記陸相の議會に於ける報告演説筆記により唯々佛印進駐につき其經過概要を別記する。

1 東條陸相の説明要旨

事變勃發以來茲に三年有半、皇國陸軍は海軍と密接なる協力の下、支那の中原を制し敵を僻陬に壓し、かつ其露動を常に優先を制し粉碎して居る、昭

和十五年に於ける敵の抗戰の特色は極めて消極退嬰的な點で、一昨年には數回に亘り自主的反攻を企てたが、昭和十五年に於いては昭和十四年末より引續き行はれた冬期攻勢のほか、彼が全面的に反撃したことは一度もなく、僅かに八月北支において共産軍が稍々活潑に出撃せるのみで極めて局部的なものに過ぎず、蔣直系傍系軍は専ら防勢に終始した次第で、その戦力の低下を如實に證明してゐる、これに對し皇軍は敵の冬期攻勢の粉碎に引續き各方面に寧日なき積極的作戰を實施し、更にその戦力を粉碎した、特に宜昌攻勢並に陸海協同の連續奥地爆撃及び、佛印進駐或は敵補給路の遮断等其の敵に與へた打撃は甚大である。

北支 昨年四月以降六月下旬に亘り

山西省南部に於て晋南、郷寧作戦および晋南反撃作戦等に依り、敵第一線區の中央軍に對し徹底的打撃を與へた。然るに八月下旬以降九月に亘り共産軍の活動や、活氣を呈し、我が交通線等若干の被害を見たが我が軍は機を失せず反撃し更に十月以降十二月に亘り河南北、察哈爾、山西省境及び中部山西において數次に亘り共産軍を撃滅し、其根據地を覆滅したために目下全く地下に潜入しある状態である。

中支 五月一日より七月上旬に亘り宜昌作軍を行ひ約五十個師四十七萬の敵を撃破し、約九萬に達する遺棄死體約一萬三千の小銃、其の他莫大なる鹵獲品を得た、而して此の宜昌攻略が政戰兩略上に及ぼした利益は極めて大であつた、即ち之に依り航空部隊の根據

地を同地に推進するを得、爲に重慶に對する徹底的爆撃の成果を収め得たのみならず、又補給上の要點たる同地の占據に依り武漢平地と重慶との軍需品等の輸送を著しく困難ならしめかつ揚子江南北の交通が遮断せられ非常なる迂回をせねば南北の連絡が採れぬ事になつた、なほ十月上旬より約一ヶ月に亘り江南作戦を實施し杭州西方地區の敵約二十萬に決定的打撃を與へ、もつて揚子江下流三角地帯を窺愈する敵の企圖を封殺した。

南支 五、六月に互り良口作戦を行ひもつて中支の宜昌攻略を容易ならしめた、其の後九月下旬佛印進駐に伴ひ同方面よりする援蔣補給路を安全に遮断することを得、從來同様の目的を以て南支、龍州方面に派遣せられて居た我が南支軍の一部はその任務が完全に終了したので、去る十月末撤收を開始し、十一月中旬一兵を損すること無く完全に欽廉海岸を撤し、茲に機動豫備兵力を増強することを得た、今後欽廉

海岸方面より援蔣補給の行爲に對しては、我が海軍に依り監視遮断することになつてゐる。

佛印進駐 八月三十日東京における佛印進駐に關する日佛中央取極めの成立に引續き爾後幾多の曲折はあつたが九月二十二日に至り現地協定の成立を見、二十三日北部佛印に平和的進駐を開始した、然るに本進駐に方り一部佛印軍との間に一時紛争を生じたが、各方面の努力に依り間もなく平靜に歸し各部隊は逐次河内附近に進駐の上夫々任務に就きこゝに佛印よりする援蔣補給路の完全遮断並に重慶に對する異常なる壓力を加へ得ることとなり、引續き今日に及んで居る。

占據地域の治安 以上は作戦の梗概であるが、これに伴ふ占據地域の治安に就いては、現地軍の不斷の努力により格段の安定を見つゝある然し乍ら敗退の難軍はなほ所在僻地に蟠居し他方潛行する共產軍勢力の増大は尙輕視すべからざるものあり軍は之に對し今後

更に果敢なる討伐を行ふと共に、新政府とも密に協力し、特に支那民衆の宣傳獲得に留意し、占據地域の迅速なる安定明朗化を期し不斷の努力を傾注しつつある、これを要するに現地陸軍としては、彼の廣大なる地域において約二百萬の敵正規軍の撃滅とその地所在の兵匪に對する積極的なる討伐戦闘とを繼續して居る次第で、その苦心努力は到底内地に於て想像し得ざるものがある、而して如上の如く治安は漸次向上を見つつある情勢においても軍として更に討伐肅清を續行しつつ今後益々戦力を培養するの必要を感じる次第で此の點從來と何等變化なきものと思ふ。

敵軍の戦力低下 敵軍の戦力低下の状況については昨年度において敵の全面的反攻が殆んど皆無であつたが、更に敵の戦力を詳細に觀察すれば敵側軍隊の精神力の低下は最近著しいものがある、それは近時の各作戦に如實に示されて居る所で、例へば交戦力に比し

て遺棄屍體が減少し、逆に俘虜及び歸順兵が著しく増加して居ることも其の現象の一つである、又其の空軍は目下約二百機に過ぎず、専ら我が軍との戦闘を避け居る状況であつて其の他の裝備の不良、給養の悪化は甚だしきものがある。

航空部隊の協力

事變以來わが空軍により、敵軍航空兵力殆ど潰滅し盡したる現今、陸軍航空部隊の作戦目標は、敵空軍勢力で無く、その本來の主任務たる地上作戦に精魂を盡し戦つてゐるのであつて、およそ地上作戦の行はれる所、航空部隊の直接協力無き戦闘は皆無といつてよい。

即ち前記作戦において、或は指揮連絡に偵察、或は對地攻撃等に任じたのである、特に中原殲滅戦には、交通網皆無なる山岳地帯において、山腹すれすれに急降下爆撃を以て敵陣地を爆砕し、或は路無き峻険を進撃する地上部

隊の誘導を行ひ、或はまた彈藥糧食投下等、涙ぐまじき奮闘を以て、直接協力の任務を完成し、地上部隊をして作戦遂行に遺憾なからしめたのである、なほこの間にわが爆撃隊は、二月以降數次にわたる雲南省各要衝ならびにピルマルートの爆撃、四月末の昆明急襲等の奥地進攻作戦にも、赫々の武勳をたてたるは、既に報道された通りである。

佛印進駐

(佛印概観挿圖参照)

進駐の交渉經過 佛印援蔣ルート完封の爲の日佛協定に依り之が實施を監視のため佛印現地に派遣された監視委員長西原少將は六月廿九日河内着任以來佛印側と交渉の上、海防、老開、諒山、河陽、高平の國境及び海港の要地に監視所を設置し海防、河内、雲南經由の滇越鐵道及び海防、諒山、鎮南關經由の公路による二大援蔣ルートを完全に遮断したのであつたが我方は更

にこの事變に對する佛印側の協力を積極的ならしめ我が東亞新秩序建設に積極的協力せしめるため、西原少將とカトルー總督の間に交渉が進められた、この話合は極めて友好裡に進んだが、然るにこの時佛國ヴィシー政府は突如カトルー總督を越權行爲ありとし罷免し七月二十日アジア艦隊司令長官ドク一中將を佛印新總督に任命斯くて西原少將はドク一總督との間に交渉を繼續したのであるがドク一總督は極めて慎重の態度を示し、既に西原、カトルー兩者間に内諾済のものまで一應白紙に返へし凡て本國政府間で交渉され度いと要求、我が要求に對し事毎に自己の權限外なりとして回答を拒否したのであつた、このため現地交渉は一時全く停頓するに至り西原少將は七月廿七日飛行機で上京、中央に詳細状況を報告、之に基いて交渉は現地から中央に移され松岡外相とアンリー駐日フランス大使との間に交渉が始められた、この日佛會談は八月廿五日に至つて漸く

意見の一致を見、茲に協定原則が成立するに至つた、依つて西原少將はこの協定原則に基いて直ちに具體的な現地協定を開始せんとしたが、ドクレー總督は何故か故意に之が遷延策をとり、現地交渉再開の折衝は遂に八月三十日から九月二日まで四回に亘つて行はれた後は、始めて三日の午後に至つてドクレー總督は交渉再開を申入れ、現地細目協定に關する佛印側案を提示、交渉再開となつて折衝の結果四日夜に至り佛印軍司令官マルタン將軍との間に日佛軍事協定の調印を了つたのである、次いで西原少將は翌五日よりアレキサンダー參謀長以下と更に細目協議に入つたが、佛印側は細目中の最も重要な部分について明確なる回答を與へず、翌六日に持越されたが依然として進展せず、誠意の見せるべきものなかつた、七日に至るやドクレー總督は突如此上交渉進捗の意志なき事を示すに至つたので、西原少將は極めて強硬態度を以て斷乎たる決意を表明した、ドクレー總督は流石に狼狽して

百方引留めの辭句を以てした、然るに八日の河内各新聞は佛印政府の勝手なコミニニケを發表して、我方を憤慨せしめる等、これまでの経過は佛印側の誠意認め難く、殆ど決裂状態に陥つたのであつた、即ち九日鈴木河内總領事は在留邦人の引揚を命じ、西貢、河内、海防在住邦人は續々引揚げを開始したが、ドクレー總督は日本側の決意牢固たるを看取るや、自ら十三日西原少將に對して交渉再開を申入れ、西原少將も一應之を應諾して再び細目交渉に入つた、然るに佛印側は又々言を左右にし、依然として最後の應諾を爲さざるため、又もや決裂の危機に瀕したが、ヴィシー政府の訓電に接した佛印政府も幾變轉を重ねた後、二十二日午後、いよいよ日本軍の歴史的佛印進駐を見るべき細目交渉の圓滿妥結を見るに至つたのである、在留邦人總引揚げ決行による最終場面を眼前にはや全面的決裂と見えた瞬間に至つて遂に我方提案全部を容れて圓滿解決となつた。

ドンダン附近の戰鬪 此の結果、皇軍前線の一部隊は廿二日鎮南關南側國境に於て佛印軍ドンダン地區司令官に對し佛印軍領内進駐の通牒を手交した、然るに皇軍が廿三日午前零時を期して國境線を通牒せんとするや、佛印軍は俄然我方に對し發砲したので、我方は自衛上已に發砲した、得ず武力行使の舉に出るに至り、隨ち佛印軍との間に好まざる交戰状態を展開するに至つた、更に午前二時頃ドンダン附近に到達するや、同所に於て一層猛烈なる佛印軍挑戰に直面するに至つたのみならず、皇軍の前進を阻止せんとする明白なる敵對行動さへ示すに至つたので、我方は遺憾乍ら之を排除し前進を續けるの已むなきに至つた、仍て一部は廿三日午前中依然猛烈執拗なる佛印軍の挑戰的抵抗を排除しつつ、ドンダン南方高地に進出したが、ドンダン附近の佛印軍は午前十一時に至り遂に降伏した、依つて我方は戰鬪行動を停止し、武装を解除した。

此戰鬪に於て、我方は青村部隊長、森田少尉等以下の死傷者を生じたが、敵方では此方面の指揮官ルーベール中佐が戦死した。

諒山に進駐 諒山(ランソン)は鎮南關と境を隔てた軍事交通の要地であつて、明治十七八年清佛戰爭の時、佛軍大敗の古戰場である。

二十三日ドンダンに進駐した中村部隊は更に廿五夕刻堂々國境要衝諒山に進駐した、尙廿五日午前零時中村部隊が進駐を開始せんとするを又も佛印側の誤解により諒山に在る佛印軍との間に多少の紛争を見るに至つたが、我方では廿五日後三時二十分岡中佐横山中佐を軍使として諒山區司令官メヌ少將との間に交渉せしめた結果、佛印側の誤解が解け、圓滿に平和進駐するに至つたものである。

海防上陸及河内進駐 之と略々時日を同じふして、我が一部隊は直接海上より海防上陸を計つたのであつたが、二十五日未明〇〇船上に於ける日佛印



會談の結果和平上陸の望みなしと見てとつた我が西村部隊は感々斷乎敵前上陸敢行による外なしとて準備中の處午後六時(日本時間)佛印砲艦一隻がドンソン沖に現はれ、〇〇船乗込の西原委員長に會見を申入れ來つたので、〇〇船はドンソン沖合海上に前進、佛印代表を迎へて午後六時砲艦に乗つた佛印側代表フラダン中佐、モンテヤ中尉外二名は〇〇船上に移乗し、西原委員長、小池大佐、義田總領事等の日本側代表と上

甲板の天幕下に眞に最終的會談が開始された、佛印は諒山方面の誤解による紛争大體解決したので、あく迄平和的に日本軍の進駐を希望する故、廿六日早朝日本軍の海防上陸進駐を迎へたいと申入れた、我が方は念には念を入れて折衝を重ね會談二時間餘佛印側の協力態度を確認するに至つた我が方は早速〇〇船上にある西村部隊長に其旨を報告會談を終へた佛印側代表は午後八時半再び砲艦に乗つてドンソンに歸つて行つた、一夜明けて二十六日午前一時日章旗を高く翻した我が輸送船團は堂々行動を開始し、ドンソン南方海岸に向ふ、海上尙黑暗たる裡に午前四時我が進駐部隊の歴史的な上陸は開始され、前十時三十分より海防附近に上陸を完了した、二十六日午後一時頃より午後三時頃互に互に平和裡に海防市街に到着した。

前記の如く佛印に於ける我軍の進駐は、諒山及海防の兩方面より行はれたが、更に同地方の首府河内(ハノイ)へ

の進駐は十月三日午前十一時日向部隊を先頭に正午に亘る間に行はれ、六月には陸軍部も到着、茲に左記の日佛共同聲明は其實績を現はし此方面よりする蔣政權完封作戦に一段の進展を見ることになつたのである。

日佛共同聲明

(昭和十五年九月二十七日)

東亞新秩序建設及び支那事變解決に資する目的を以てする佛領印度支那に關する基礎的會話は去る八月中東京に於て松岡外務大臣とアンリー在京佛國大使との間に友好的精神を以て行はれたり。日本政府は東亞に於ける佛國の權利及び利益特に印度支那の領土保全並びに同聯邦の全部に對する佛國の主權を尊重する旨の保障を佛國政府に與へ、佛國政府は日本政府に對し、印度支那において帝國陸海軍のためその作戦行動遂行上必要なる特殊の諸便宜を供與すべきことを承諾せり。尙右軍事上の便宜供與につき具體的決定を行ふため河内において日佛軍當局間に話合

行はれたる處、九月二十二日圓滿妥結に到達せり。

二、昭和十六年の經過概要

(自一月至六月)

概説 此の期間におけるわが抗日政權潰滅への軍事行動は、北支から中支南支、蒙疆と、蜿蜒實に四〇〇〇キロにおよぶ大陸の大戦線で、全面的に、隨所に活潑に展開された、すなはち敵の第一戦區から第九戦區におよぶ全戦線にたいし、主作戦のみでも實に十二大作戦の多きを加へ、四箇年の事變軍事史においても赫々たる大戦果をあげた、事變第一年における北支裁定、上海、南京攻略戦、第二年における徐州漢口の大攻略戦と廣東攻略第四年における宜昌攻略とわが大規模の會戦史にも比較して今年半箇年に鋭い戦果をあげた。

この十二作戦において敵の交戦兵力は八十一萬六千で第一線總兵力百九十

萬の半數に上つてゐる、しかも抗日軍の士氣はわが相づく軍事行動のため頗るに沮喪しこの半箇年内に一回の支那軍からの反撃攻勢なく、全作戦がわが徹底的な大攻勢に終始してゐるのは、支那軍のいはゆる抗日長期作戦の實體を暴露するものである、この半箇年を通じてもつとも注目すべき二大特徴はわが軍事行動が衰退しつゝある抗日軍の軍事行動を急追また急追して根こそぎこれを潰滅せんとする鋭い攻撃の迫力を更に強めて、この五月の中原大會戦にも見られるやうに、徐州會戦の大戦果にも匹敵する程の大戦果をあげた一點と、つゞいてこの軍事行動が次第に重慶の經濟力にたいして大攻勢をはり、對重慶經濟戦の攻勢をさらに強化して大戦果をあげたことである。

即ち二月の香詔ルート遮断以來三月上旬の雷州ルート遮断、三月下旬の粵東作戦四月から五月にかけての浙東作戦、福建作戦と連續五度にわたる援蔣ルート封鎖によつてこゝに南支沿岸の

重慶の對外輸血路を全面的に封鎖し、對支經濟戦の大戦果を獲得したることは本年の作戦のもつとも鋭い一面である。

かくて重慶は日に日に没落の度をつよめ、南京國民政府は日本と提携してその實力を強化し、日本の三億圓の借款、樞軸國家群の承認による國際的地位の向上など東亞新秩序建設の積極面がこの間いちじるしく強化されつゝあるのはこの半箇年の軍事行動の結果であるといひ得る。

以下各作戦毎に列記すると次の如くである。

一、西方作戦 (北支山西省西北部)

(十二月中旬、一月下旬) 共產軍の根據地を覆滅し、その勢力を弱め、北支の治安を強化した、またこの地方の住民は「日本軍進攻せばたゞ殲滅あるのみ」との共產軍の豪語を信じて種々要求に應じてゐたが、實際はその正反對なりしたため、今さら共產軍の搾取と無力と不信とを知れり。

交戦兵力 約一萬六千

二、陸水作戦 (中支湖南省東北部)

(一月上旬)

第九戦區の敵軍を撃破した、この軍隊は最近日本軍の痛撃をうけず増長してゐたが、本作戦により大打撃を受けたのである。

交戦兵力 約二萬

三、豫南作戦 (中支河南省)

(一月下旬、二月上旬)

精銳を誇る湯恩伯軍が、共產軍新四軍との武力相剋のため、兵力分離せるに乗じて奇襲進攻し敵の三個軍を潰滅し多大の戦果を上げた(此項後述詳記)

交戦兵力 約十萬

四、蘇北作戦 (中支江蘇省北部)

(二月中旬、三月上旬)

國共相剋の修羅場であつた江蘇省北部に、安居樂業の和平境を與へ、かつ揚子江下流の中樞部に、國民政府の政治力を滲透せしむる結果となつた、また本作戦はさきに和平陣營に投じた李長江が、三萬の軍隊を以て協力してゐ

交戦兵力 約五萬

五、晉南作戦 (北支山西省南部)

(三月上旬、三月中旬)

中央軍を撃破し反攻準備を粉碎す。

交戦兵力 約五萬

六、淮南作戦 (中支安徽省東部)

(三月上旬、同下旬)

共產軍討伐のため進入しありし重慶側の軍隊を撃破した結果、爾後再び國共相剋を激化す。

交戦兵力 約三萬

七、錦江作戦 (中支江西省中部)

(三月中旬、四月上旬)

今日まで日本軍の攻撃を一度も受けなかつた第七十四軍を粉碎した、敵はこれを基幹として總反攻の準備をなしてゐたが失敗に歸したのである。

交戦兵力 約七萬

八、大湖西方作戦 (中支江蘇、安徽、浙江省中間)

(三月下旬)

敵の總反撃準備を粉碎す。

交戦兵力 約五萬

九、上陸封鎖

昨秋我が佛印進駐により、同方面よりする最大の援蔣ルート遮断せられた重慶にはビルマルト西北ルートおよび中南支沿岸よりする輸入路のみ残されたが、前二者は輸送量衰弱なるため、後者に期待してその抗戦態勢を維持してをつたのであつたが、我軍は二月以降數回にわたり奇襲上陸作戦を行ひ、最大の援蔣ルートを粉砕した、その主なるものを擧ぐれば左の通りである。

- (1) 香港ルート遮断作戦(南支廣東省東部) (二月上旬) 押收援蔣物資 ガソリン、石油等一萬七千七百、その他莫大
- (2) 雷州ルート遮断作戦(南支廣東省南部) (三月上旬) 押收援蔣物資 石油等一萬六千、その他
- (3) 粵東作戦(南支廣東省東部) (三月下旬) 押收援蔣物資 鐵材等一萬二千トン餘、油類六千餘等
- (4) 浙東作戦(中支浙江省) (四月

十、中原作戦

中甸、五月中旬) 交戦兵力 約十萬 (5) 福建作戦(南支福建省東部) (四月中旬、同下旬) 交戦兵力 約二萬 四月二十一日福建入城 寧波及福州を失ひ、多大の苦痛を感じた敵軍は、第三戰區司令顧祝同をして、十數個師團の兵力をもつて奪回を計つたが、五月上旬我軍はその機先を制して、これを諸暨附近に迎撃し、その企圖を放棄せしめた。

(別記) 十、中原作戦 (北支山西省南部) (五月七日、六月中旬) 山西省南部に數年來蟠踞し、北支治安攪亂の根據であつた敵第一線區衛立煌の、二十萬の正規軍を完全に二重包圍し、これを殲滅し、北支治安の痛を切り取つた作戦であるが、我が六百の損害に對し、敵の遺屍體約五萬、俘虜約三萬、また軍長師長參謀長等の捕虜八十餘名に達する大戦果を上げた大作

十一、江北作戦

戦である。(此項後述詳記) 交戦兵力 約二十萬 十一、江北作戦 (中支湖南省東部) (五月上旬、同下旬) 北支の中原作戦に策應し、敵第五戰區に痛撃を與ふ。(此項後述別記) 交戦兵力 約九萬 十二、東江作戦 (南支廣東省東部惠州附近) (五月中旬) 我が香港ルート遮断により、多大の苦痛を感じる敵は、これを奪回せんと兵力を惠州附近に集結せるを、我が南支軍は巧妙なる包圍作戦によりこれを粉砕す。(此項別記) 交戦兵力 約二萬

更に右の中主要なる豫南、中原、江北の三大作戦及其支作戦を摘記することとする。 豫南作戦 本作戦は京漢線西平附近を中心とする敵第五戰區湯恩伯軍約十萬に對する作戦で一月二十五日より二月上旬に亘り信陽より北進せる我主力部隊の外に、津浦臨海方面よりする

他の我が兵團も本作戦に呼應して敵の何柱國軍及孫桐萱軍に攻撃を加へ、尚西南方より救援し來れる孫連仲軍をも南陽附近で迎へ撃つて之を撃滅したものである。

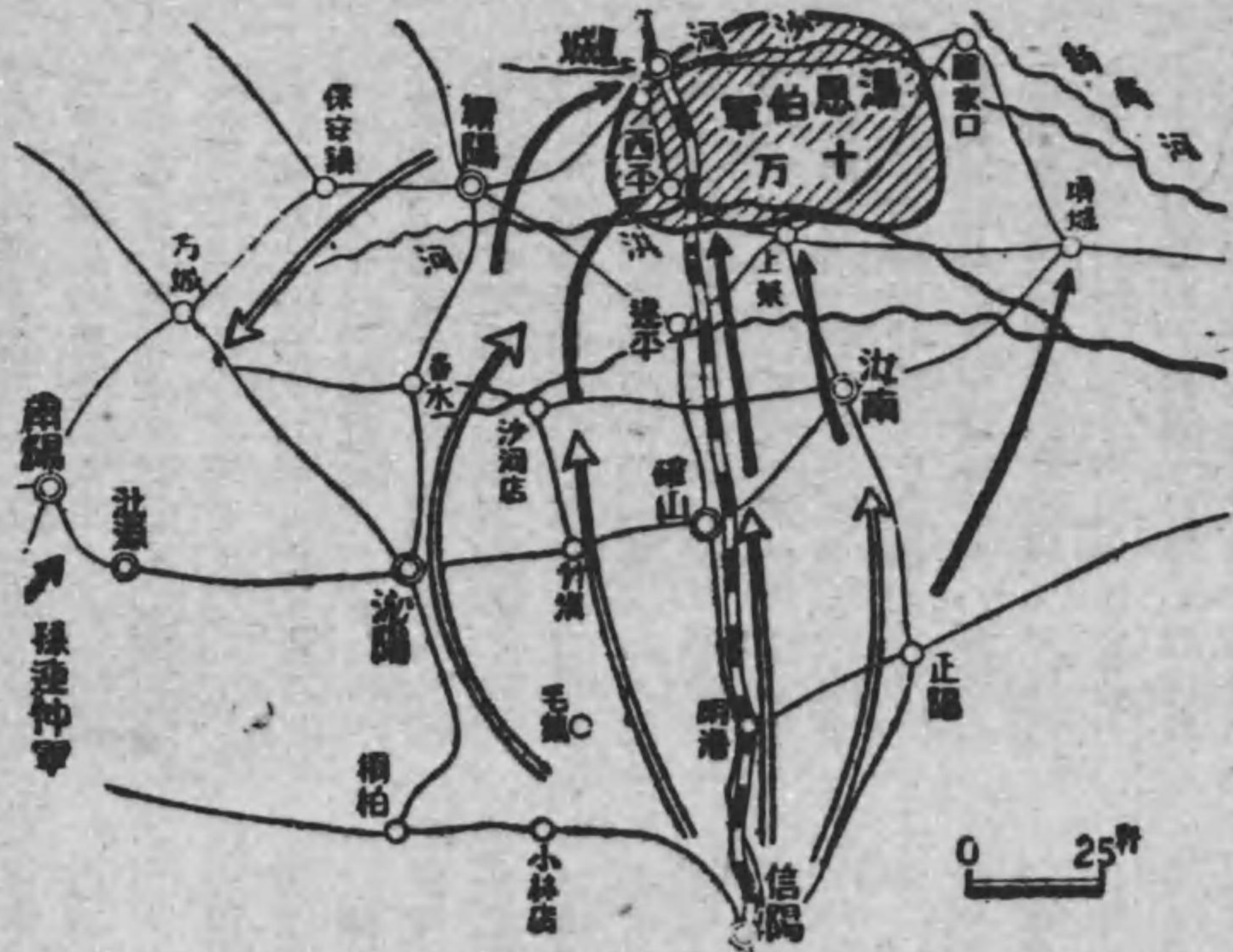
今其の經過概要を述べると、 わが有力なる各兵團は飛行隊の緊密なる協同の下に一月二十五日信陽附近より一齊に作戦行動を開始した。

即ち、中央兵團は機甲部隊を合せ加へ、京漢線に沿ふ地區を北進、所在の敵を撃破し敵の重要據點明港、碓山、遂平等を次々に攻略、二十九日には早くも上蔡、西平の線に進出した。

また京漢線西側地區を進撃中のわが左翼兵團は、中央兵團に連繫して大別山系の峻峻なる山嶽地帯に據る敵を攻撃し、薄竹、泌陽、沙河店、春水、酒店、武功鋪等を次々に攻略し、三十日には敵第十三軍張軫の本據舞陽を奪取して更にその北方に進出した。

更に京漢線東側地區を前進中のわが右翼兵團は正陽、汝南にある敵を攻撃

三十日には汝南北區に進出、わが佐伯快速部隊は一月第八十五軍李楚瀛の本據項城を奪取した。 更に津浦臨海沿線方面にあるわが兵



團は本作戦に呼應して敵何柱國軍及び孫桐萱軍に對し一齊に攻撃を開始し、敵を急追しつづ三十日には温縣、朱仙鎮南方並びに鄆城集、双樓集、倪邱、四大王廟等に進出、敵を新黄河の線に壓迫した。

かくて本作戦は敵湯恩伯麾下の第十三軍並びに第八十五軍を南方及び東北方の二方面より包圍して一大打撃を加へ二月九日終了した。

此時敵は湯恩伯軍救援のため孫連仲軍(第二集團軍主力)を南西方より派遣し來つたので、包圍中のわが一部はこれを西南方に迎へ撃ち、四日午後五時敵中堅軍の本據南陽に突入した。 尚、新黄河作戦地方面に於ても二月二日には江村集を占領して京漢線北上部隊と確實に呼應し更に其一部

は四大王廟より俄然北轉して高公嶺を占領、又高原部隊は龍得寺に進み二月三日小池先遣部隊が大和に突入するに至り此の方面の作戦も一段落を告げ、此の方面の何國柱軍にも大打撃を與へた。

北支中原作戦

一、支那軍の北支擾亂の最大據點である山西省南部の衛立煌麾下の第一戦區、十四、五個師團約二十萬の中央直系軍に對する一大殲滅戦は今度の四大新作戦のなかでも、もつとも規模の雄大、作戦また巧緻を極めた大戦闘で、北支においては三年前の徐州會戰以來の大戦闘で北支治安の最大の痛を切りとつたものである。

一、支那軍は大黃河北岸の垣曲を中心に行動をおこした部隊は三重の陣地を雖もみして南進、また南進して、八日の中に垣曲をおさへて大渡河點を手中に入れ、一部は第十五集團軍の最も近い渡河點たる北溝を翌九日陥れたまた、東方の孟縣から西方に行動をはじめた部隊も渡河點を押へて二十萬の支那軍を大黃河北岸に孤立せしめ第一の作戦目標に先づ輝かし

く成功した、こゝで注意すべきはこの邊りの大黃河は斷崖絶壁如上の渡河點の外に大部隊の黃河渡渉は斷じて不可能なことである。

一、かくて次の第二作戦は三戰場に對する包圍殲滅であるが、この作戦こそ實に皇軍の頭腦と戰鬥力をあますことなく發揮したものである。

一、第一の垣曲西方の第五集團軍は第十五軍はじめ數千の軍の配備があり同蒲鐵道を望んだ最大の陣地であつたが、平陸西方、北溝、垣曲の渡河點を押へたわが軍は、つづいてこの包圍に移つたが、運城と絳縣から進

とを配備しさらに(三)垣曲東方の陽城の西北地區すなはち陽城の西方にあたる董封鎮附近に同じく第十四集團の一部や第九十八軍を配備して、北支に對する一大攻勢の態勢をこの一ヶ年のうちに完成し、北支各地の直系軍、雜軍と巧みに連絡をとつて北支擾亂の策動中心地としてゐた。

一、したがつて、この中原の大戦闘は大別して三つの主戰場から成るとともに、この三つの作戦が更に渾然たる一大作戦として遂行されたところに中原作戦の重疊たる波瀾と徐州會戰以來の豪宕、巧緻を極めた皇軍統帥の至妙とこれを裏つけたわが勇敢なる將兵の電撃行動が再び發揮されたものである。

一、この山嶽の大據點と三主戰場にある支那軍に對し、わが原田、田中、若松の各部隊はじめ無慮十餘の精銳なる大部隊が電撃疾風のうちに大包圍の態勢で集結を完了、行動を開始したのが去る五月七日である、即ち

發したわが二つの部隊はまづこれを東方と南方から大包圍を完成した、つづいて安邑、夏縣、聞喜から進んだ數個の部隊は西方、西南方へと疾風の進撃をつづけ、渡河點確保の九日には早くもこの第五集團軍の中心部を包み、大包圍の外線内に更に二重の包圍を完成し、敵を四方八方から袋包みに大打撃を與へた、と見るやこれらの部隊はくびすをかへして一齊に退いて見せた、支那軍はかくて再び集結を始めんとしたので、十四、五日ごろに至つて、再び反轉、

今度は各々攻撃の路線を變へて大迂迴、大反轉しつゝ再び中心地に再度の反轉を斷行、こゝに右往左往する支那軍に殲滅的打撃を與へた、部隊によつては三度の反轉をくりかへしたのもあつて第五集團軍を完全に潰滅した。

一、第二の邵源鎮と濟源附近の敵にたいしては東方は孟縣を懷慶から、西方は絳縣から遠く南東方に迂迴した

この三戰場を包んで西方は同蒲鐵道の運城、安邑、夏縣、絳縣の各地區と北方の二、三の據點から垣曲西方の戰場を包んだ、また東方の邵源鎮、濟源附近の第二の戰場にたいしては孟縣重慶附近から包圍し、第三の陽城西方の董封鎮には陽城の西北方から集撃の火蓋を切つた。

一、かくてわが作戦はこの大包圍のうち、大別して十三の主脈の攻勢を展開したが、火蓋を切るとともに先づ作戦の第一目標を支那軍の大黃河南岸への退路である全渡河點遮斷に集中、北溝垣曲はじめ主として六個の大渡河點を攻撃確保せんとし、全部隊は山嶽内を雖もみ下がるやうに南下し神速二日後にはこの渡河全部を斷つた。

一、すなはち運城西方から發した第一の主脈のわが攻勢陣は、東南方へと陣地を蹴破つてまづ平陸東方の二渡河點を押へ、つづいて正北方から進發のわが部隊すなはち絳縣東方から

部隊が東西から圍んで五月九日、十一日のうちに潰滅した。

一、この董封鎮の第三戰場にたいしてはやくおくれ陽城と北方から南下の部隊と、邵源鎮攻略後に反轉、北上した部隊とで東方と南方から包みこられた十四、五日の兩日に完全潰滅した。

一、かくてこの作戦は一段落したが、その至妙なる作戦の妙はかつて昨夏の第二次襄東作戦で示された反轉攻略の作戦を更に精緻なる構想をもつて展開したものであつて、畑總司令官、多田北支軍最高指揮官も空から觀戰全軍を激勵するなど、上は總司令官から下は一兵に至るまで渾然一體この大戦果をあげたものである。

區總司令冀榮臻の根據地たる陳家院陳莊附近の天峻に必殺の包圍陣を壓縮之を殲滅四散せしめた。

中支方面においては江南第三戰區の我軍の動向を以て兵力轉用と盲斷し、浙江、江蘇、安徽の全線に亘り廿數ヶ所より反攻の氣勢を示したので我第一線各部隊は八月廿五日夜以來敵の機先を制して一齊に出撃し、忽ちこれを擊碎して敵の不逞企圖を完全に破砕し去つた。

此間陸軍航空部隊の奥地進攻作戦は八月初頭以來出動回数既に六十回に及び西部臨海鐵道沿線の要地に對する敵軍事施設並に集積物資の爆碎揚子江上流における敵輸送船の爆沈その他重慶、西安、流天水、自流井、保寧、寶雞等奥地要衝の猛爆等抗戰陣營の心膽を寒からしめた。

佛印南部に増駐

昨年九月我軍は北部佛印東京地方に進駐したが、サイゴンを中心とする南

部佛印は皇軍の威力及ばざる爲め、同地方の華僑の震動止まず、更に英米の手先に躍るドゴール政權の分子潜入して稍もすれば、河内佛印政權の指令に従はざる等、到底黙視出来なくなつたので、我外務當局と佛印及本國ヴィシイ政府との間に交渉が進められ、同時に先軍憲問の協定もあつて七月二十九日佛印の共同防衛協定書が調印され同時に帝國は左の如き聲明を發した。

佛印印度支那の共同防衛に關する日本國「フランス」國間協定書

大日本帝國政府及「フランス」國政府は現下の國際情勢を考慮し其の結果佛印印度支那の安全が脅威せらるゝ場合に於ては日本國が東亞に於ける一般的靜謐及自國の安全が危険に曝されたりと爲す理由あるを認め此の機會に一方日本國に依り爲されたる東亞に於ける「フランス」國の權利及利益特に佛印印度支那聯邦の全部に對する「フランス」國の主權を尊重する旨

△帝國政府聲明
近時帝國と佛印印度支那との關係は昨年八月松岡・アンリイ協定をはじめ累次の日佛協定により急速に緊密の度を加へ來れるところ今般更に佛印に關する共同防衛につき友好的話合ひにより日佛兩國政府間に完全に意見の一致を見たり。

帝國は日佛間に現存する諸取極め就中佛印印度支那の領土保全並に主權の尊重に關する嚴肅なる約束により生ずる帝國の責務は飽くまで之を尊重すると共に今後益々日佛友好關係の増進に努め以て兩國共榮の實を擧げんことを期す

此の結果として七月二十九日には南部佛印に皇軍増派の決定となり、飯田祥二郎陸軍中將指揮の部隊は七月三十一日サイゴンに上陸、又新見政一海軍中將指揮の我艦隊は日露戰役日本海々戰で有名なカムラン灣に入港又サイゴンにも入港した。上陸した皇軍は安南人の歡迎と、佛

印當局との間の好意的誠實なる諒解の下に、直に泰國々境に向つて進駐を開始し、九月五日迄に夫々豫定の地點に到達した。

追加、昭和十六年九月以後主要作戰經過概要

九月三日 作戰上の目的を完了せるを以て皇軍福州を撤退す。
九月七日 岳州東方に新作戦を展開し同九日終了す。
九月十二日 陸軍西安を猛爆す。

岳南及廣東東西兩方面の作戰開始

岳南作戰は岳陽南方に蟠踞しありし蕭岳の第九戰區に對するもので、九月十八日行動開始、新墻河を渡河し十九日には汨水を強行渡河して其左岸に進出した。之に策應する洞庭湖上の海軍江上艦隊は陸軍と呼應して湖畔の要衝鹿角を

の約束を、他方「フランス」國に依り爲されたる日本國に對し直接又は間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上又は軍事上の協力を豫見する何等の協定又は諒解をも印度支那に關し第三國と締結せざる旨の約束を新にし左の諸規定を協定せり。

- 一、兩國政府は佛印印度支那の共同防衛の爲軍事上協力を爲すことを約す
 - 二、前記協力の爲執るべき措置は特別取極の目的たるべし
 - 三、前記諸規定は其の採用の動機と爲りたる情勢の存續する限りに於てのみ効力を有すべし
- 右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本日より實施せらるる本議定書に署名調印せり
昭和十六年七月廿九日即ち千九百四十四年七月廿九日「ヴィシー」に於て日本及「フランス」文を以て本書二通を作成す

加藤外松
ダルラン

攻撃、二十日には進んで湘江を溯り湘陰近くに迄進出した。
廣東方面の南支軍も二十日前後より行動を起し、一部は東方の東江流域に沿ひ増城方面に一部は西方の西江流域に作戰行動を開始した。
(以上九月二十二日記)

其ノ二、海軍之部 昭和十五年海軍作戰の經過並に成果

帝國海軍在支作戰部隊は、昭和十四年に引續き常時陸軍部隊と緊密なる連繫を保持しつゝ、或ひはこれと協同し或は單獨に廣大範圍に互れる各種作戰を遂行して、隨處に多大の戰果を收めたり。

特に海上封鎖部隊は、事變以來連綿不斷に寒暑風濤と闘ひつゝ、常に沿岸の要所を監視すると共に、主要港灣を占據閉塞して支那船舶の航行を遮斷し、密輸を封じ、以て敵補給線の斷絶

潭鎮、襄陽および當陽と安陸の北方で支那軍を袋叩きにし第五戦區を河南北部に釘づけすることに成功するとともにこれを潰滅したが、隨縣を九日進發したわが部隊は環潭鎮の第二十二集團軍十日から十一日にかけて潰滅するや更に西北して十五日は襄陽の敵をやつつけ、更に反轉南下して二日後にも南方の據點を覆滅し、昨年来三度目の總攻撃によつてこの地方を潰滅しつくした。

蘇鄂南方作戦

一、第三戦區の顧祝同は福州、寧波の援將路線を我軍に奪取されるや、諸軍の奪還を策して、その東南の陳蔡市、巍山鎮、安華街、蘇溪鎮に第十集團軍を集結するにいたつた。
一、わが赤鹿、大岩、阿部、古賀、笠原、松井、中澤、村山、松浦、原田安藤の諸部隊は先づ二手に分れて五月七日から八日にかけて南方に進發した、三縱隊をなすつゝ南下、十二日には安華街、十三日に陳蔡市をや

り國共の關係は益々微妙な空氣を醸しつゝある。

南支方面に於ては七月四日未明海軍と協力し汕頭東方柘林灣に上陸した南支軍は忽ち實崗城に突入その一部は八日澄海灣に面する樟林を占領殘存輸送路の據點を奪取し多數の援將物資を押收した、中支荆門地區に於て最近運動を開始した敵第卅八第百八十の兩師に對し岩田、吉川、大澤等の諸部隊は六日夜より行動を起し七日崩土康市、石橋附近に進出これを擊碎した。

漢水沿岸の第一線方面において潛行的暗躍運動を開始せんとした共產新四軍並に重慶側遊撃匪團に對し古東、新井、石井、新谷、桐浦等の各部隊は引續き掃蕩戰を實施して所在に敵を潰滅し我が占據地帯内の肅清及び治安の向上に努めつつある、六月においては華中方面では作戦と名のつく戦闘は行はれず全線極めて平靜であつた。

江北では七月廿日以來新四軍々長陳毅の本據圍城一帯を目標とする剿共作

つつけた、安華街を潰した部隊の一部は三縱隊をなして蘇溪鎮を翌十四日に攻略、つゞいて全部隊は相合して、巍山鎮北方の殘る據點に向つて南北から包圍挾撃して、翌十五日にはこれを潰し約八萬の支那軍を行動開始後一週間に潰滅し去つた。

惠州附近作戦

一、南支軍の正面、第七戦區の支那軍は二月上旬の香韶ルート遮斷再び攻勢に轉じ來つた。

一、かくてわが軍は東江の溯江作戦を開始し、牟田口部隊は東から藤井部隊は海軍と協力し東方を遡つて西方から、北島、管野部隊は南方の英支國境から惠州に肉薄した、かくて五月十二日には惠州を早くも陥落し、つゞいて南下し南方から北上の部隊と協力して平山嶺西北方の殘る據點を覆滅し、こゝにこの方面の完全掃蕩を終つたものである。

七月、八月の狀況

戦が開始され南部、但島、柴田、赤堀皆美等の諸部隊は敵第一師及び第三師の主力を擊破しつゝ分進合撃し石井部隊は廿二日早くも鹽城を占領して敵の武力及び政治、經濟等の組織を破壊しこゝに昨多以來管々として築き來つた新四軍の地盤を一舉に覆滅し去つたのである。

又漢口地區では廿日遊撃縱隊曹九如少將以下一千六百名の歸順を見、同日荆門東北樂郷附近で第百八十師、廿三日沙洋鎮南方地區で新編第廿三師の一部に夫々痛撃を加へた。

北支においては治安強化運動を推進するため共匪及び遊撃匪に對する肅清戰が續行されてゐるが山東省内のみにも十七日より十九日の間に五回に亘つて戦闘が交へられた。

南支方面では潮陽、海門附近に策動しはじめた敵約三千に對し南支軍は七月廿日完全にこれが掃蕩を終つた。

江蘇省鹽城を中心とする新四軍及び第三師に對する第一期の掃蕩戰を終つ

揚子江下流地區の清鄉工作は皇軍の緊密なる協力支援と各般の周密なる事前準備、國民政府軍官民の異常なる熱意によつて七月一日より活潑に開始せられ、綏靖軍はすでに二日江陰縣下に於て忠義救國軍と戦端を開いてまづ凱歌を上げた、國民政府宣傳部の若き宣傳戰士百五十名も亦先月末勇躍壯途に上り、宣傳戰の武器たる新聞、傳單も豊富に基地に集積せられてゐるので今後に於けるその活動は刮目して見るべきものがある。

汪主席の訪日及び同氏最近の烈々たる信念を吐露した大獅子吼、日本の三億圓借款、獨伊以下數ヶ國の國府承認等の事實は正に重慶側の眞剣なる反省を促すべき好個の條件であるので、我が第一線各部隊もこれ等の眞相を敵軍官民に正しく認識せしむべく、近時特に宣傳に力を注いでゐる。

獨ソ開戦によつてその背後よりの援助期待薄となつた共產軍に對し黨軍は竊に強壓の態度に出でんとする氣配であつた。
我が軍は依然要點を占據確保して第二期作戦を準備中である、一方重慶當局は我が軍の移動狀況を偵知或はこれを牽制せんとししきりに威力偵察及び遊撃戰を督勵して居るが、戰意喪失せる敵軍は投降するもの續出の情況である。

又宜昌北方地區の敵第百八十五師、第十五師新編第四師に對する覆滅戰は七月下旬開始、八月上旬一段落を告げた。

八月に入り初秋爽快の氣みなぎるとともに大陸の山野は戰機熟し最近の戰況はとみに活氣を呈し來つた、七月中旬より北部太行山系に展開せられた晋察冀區共產軍に對する剿作戰はわが津田、水上、新美、山崎、怡土等の精銳部隊を以つて河北省滿城北方北樓山において楊成武の第一軍部隊を覆滅し盤井、上沼、三原、宮下の諸部隊をもつてまづ密雲周邊の敵蕭克の率ゐる冀察熱挺身軍を擊滅し、又櫻井、濱田、河村、佐藤、大原、大津等の各部隊は邊

區總司令冀榮蔭の根據地たる陳家院陳莊附近の天峻に必殺の包圍陣を壓縮之を殲滅四散せしめた。

中支方面においては江南第三戰區の我軍の動向を以て兵力轉用と盲斷し、浙江、江蘇、安徽の全線に亘り廿數ヶ所より反攻の氣勢を示したので我第一線各部隊は八月廿五日夜以來敵の機先を制して一齊に出撃し、忽ちこれを撃碎して敵の不逞企圖を完全に破砕し去つた。

此間陸軍航空部隊の奥地進攻作戦は八月初頭以來出動回数既に六十回に及び西部隴海鐵道沿線の要地に對する敵軍事施設並に集積物資の爆碎揚子江上流における敵輸送船舶の爆沈その他重慶、西安、流天水、自流井、保寧、寶雞等奥地要衝の猛爆等抗戰陣營の心膽を寒からしめた。

佛印南部に増駐

昨年九月我軍は北部佛印東京地方に進駐したが、サイゴンを中心とする南

部佛印は皇軍の威力及ばざる爲め、同地方の華僑の蠢動止まず、更に英米の手先に躍るドゴール政權の分子潜入して稍もすれば、河内佛印政權の指令に従はざる等、到底黙視出来なくなつたので、我外務當局と佛印及本國ヴィシイ政府との間に交渉が進められ、同時に先軍意圖の協定もあつて七月二十九日佛印の共同防衛協定書が調印され同時に帝國は左の如き聲明を發した。

佛印印度支那の共同防衛に關する日本國「フランス」國協定書

大日本帝國政府及「フランス」國政府は現下の國際情勢を考慮し其の結果佛印印度支那の安全が脅威せらるゝ場合に於ては日本國が東亞に於ける一般的靜謐及自國の安全が危險に曝されたりと爲す理由あるを認め此の機會に一方日本國に依り爲されたる東亞に於ける「フランス」國の權利及利益特に佛印印度支那聯邦の全部に對する「フランス」國の主權を尊重する旨

△帝國政府聲明

近時帝國と佛印印度支那との關係は昨年八月松岡・アンリイ協定をはじめ累次の日佛協定により急速に緊密の度を加へ來れるところ今般更に佛印に關する共同防衛につき友好的話合ひにより日佛兩國政府間に完全に意見の一致を見たり。

帝國は日佛間に現存する諸取極め就中佛印印度支那の領土保全並に主權の尊重に關する嚴肅なる約束により生ずる帝國の責務は飽くまで之を尊重すると共に今後益々日佛友好關係の増進に努め以て兩國共榮の實を擧げんことを期す

此の結果として七月二十九日には南部佛印に皇軍増派の決定となり、飯田祥二郎陸軍中將指揮の部隊は七月三十一日サイゴンに上陸、又新見政一海軍中將指揮の我艦隊は日露戰役日本海戰で有名なカムラン灣に入港又サイゴンにも入港した。

上陸した皇軍は安南人の歡迎と、佛

印當局との間の好意的誠實なる諒解の下に、直に泰國々境に向つて進駐を開始し、九月五日迄に夫々豫定の地點に到達した。

追加、昭和十六年九月以後主要作戦概

過概要

九月三日 作戦上の目的を完了せるを以て皇軍福州を撤退す。
九月七日 岳州東方に新作戦を展開し同日終了す。
九月十二日 陸軍西安を猛爆す。

岳南及廣東西南方面の作戦開始

岳南作戦は岳陽南方に蟠踞しありし蕭岳の第九戰區に對するもので、九月十八日行動行始、新墻河を渡河し十九日には汨水を強行渡河して其左岸に進出した。

之に策應する洞庭湖上の海軍江上艦隊は陸軍と呼應して湖畔の要衝鹿角を

の約束を、他方「フランス」國に依り爲されたる日本國に對し直接又は間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上又は軍事上の協力を豫見する何等の協定又は諒解をも印度支那に關し第三國と締結せざる旨の約束を新にし左の諸規定を協定せり。

- 一、兩國政府は佛印印度支那の共同防衛の爲軍事上協力を爲すことを約す
 - 二、前記協力の爲執るべき措置は特別取極の目的たるべし
 - 三、前記諸規定は其の採用の動機と爲りたる情勢の存続する限りに於てのみ効力を有すべし
- 右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本日より實施せらるる本議定書に署名調印せり
昭和十六年七月廿九日即ち千九百四十四年七月廿九日「ヴィシー」に於て日本及「フランス」文を以て本書二通を作成す

加藤外松
ダurlラン

攻撃、二十日には進んで湘江を溯り湘陰近くに迄進出した。
廣東方面の南支軍も二十日前後より行動を起し、一部は東方の東江流域に沿ひ増城方面に一部は西方の西江流域に作戦行動を開始した。
(以上九月二十二日記)

其ノ二、海軍之部

昭和十五年海軍作戦の經過並に成果

帝國海軍在支作戦部隊は、昭和十四年に引續き常時陸軍部隊と緊密なる連繫を保持しつつ、或ひはこれと協同し或は單獨に廣大範圍に互れる各種作戦を遂行して、隨處に多大の戦果を收めたり。

特に海上封鎖部隊は、事變以來連綿不斷に寒暑風濤と闘ひつつ、常に沿岸の要所を監視すると共に、主要港灣を占據閉塞して支那船舶の航行を遮斷し、密輸を封じ、以て敵補給線の斷絶

に努めしが、昨十五年七月十五日更にその強化を宣言して、鎮海、泉州、興化、汕尾、三都澳、温州、海門等の諸港並びに廣九鐵道沿線を襲撃し、敵陣地を撃破して残敵匪賊を掃蕩し、我克、荷揚施設その他の諸機關を潰滅し、以て海上封鎖の完璧を期しつつあり。

北支部隊は二月上旬以來その艦艇、陸戦隊及び航空隊の全力を擧げて陸軍部隊の魯東作戦（山東半島の全面的掃蕩戦）に協力奮戦し、大いに治安肅正の實を擧げたるも、六月以降更に同様の作戦を繰返し、山東、江蘇沿岸並びに射陽河、灌河河岸を月夜哨戒して第三國船舶及び我克の密輸を完封すると共に、屢々陸戦隊を揚陸し、或は陸軍部隊と協力して、榮城、萊州、石灰嘴、三山、石島その他沿岸各地に露動する敵遊撃隊及び共產匪を討伐し、治安肅正に寄與するところ甚大なるものありたり。

揚子江部隊は、江口より岳州に至る蜿蜒八百餘里に亘る本流を始めとし

大小幾多の支流湖上を制し、或ひは江岸に來襲する殘敵を掃蕩すると共に、隨所に陸戦隊を揚陸して敵匪の根據を衝き、或ひは航行船舶を狙ふ敵移動砲兵の據點を潰滅し、また敵浮流機關の搜索掃蕩に至つては、連日連夜江兵站線の確保に必死の努力を傾注せり。六月以降に於ては、洞庭湖、君山方面の敵地を制壓し、更に漢水、高郵湖その他に於ける陸軍部隊の掃蕩戦に協力しまた屢々陸戦隊を以て江岸奥地に進入し、敵匪の巢窟を覆滅せり。

珠江部隊はまた、水路錯綜せる同流域に於て、揚子江部隊と同様錯雜不規なる作戦に従事して、主要水路、特に陳村水道、西口下流沿岸の敵兵並びに我克を掃蕩すると共に、牛角山島並びに大淋島を攻略する等、珠江域並びに附近の治安肅正に任じ、着々その成果を擧げつつあり。

海南島部隊は三月上旬より陸戦隊を増強し、陸軍部隊の協力を得て徹底的掃蕩を開始し、勿ち全島を席巻、主要

部落を我が掌中に收めたるも、その後依然餘喘を保ちて暗躍を續くる共產匪並びに殘敵を撃滅し、なほ航空部隊は陸軍部隊と協力してその巢窟を覆滅せり。特に石山、嘉積、大成、樂安、感恩、和安、臨高、長波その他百餘ヶ所に於て徹底的掃蕩を實施して、漸次肅正の實を擧げ、今や明朗海南島を現出するに至れり。

海軍航空部隊は、周知の通り全支に互り制空權を確保して縦横無盡の活躍を續け、凡そ、作戦の行はるるところ陸上に、海上に、或ひは江上に、我が海軍航空部隊の活躍を見ざるることなく克く各種作戦に全幅の活躍を致せり。六月以降に於ては宜昌、安慶、湖口、漢水、武鳴、南寧方面の陸軍部隊の進撃又は掃蕩戦に協力して、頑敵の撃滅敵堡壘の粉碎敵の殲滅等作戦の進捗に寄與すること多大なるものありたり。また浙贛鐵道その他全支水陸各種の交通機關、軍需品貯藏庫、並びに軍事施設を爆碎し、或ひは四川雲南省の

邊陲に逃難屏息せる敵空軍を潰滅してその再建を封じ、更に敵首都重慶に對しては十二月二日までに實に四十七回に亘る連続的大空襲を敢行して、その軍事、政治上の重要機關を灰燼に歸せしめたり。

昭和十六年

昭和十二年一月 我が海軍陸戦隊は北中南支を通じて出撃すること計百五十回、敵の遺棄死體約二千、捕虜二百、鹵獲品多數の戦果を收め、我が方の損害は戦死一、重傷七、輕傷八である。

即ち、我が海軍部隊は士氣益々旺盛敵を掃蕩し治安確立に日夜不撓の努力を拂ひつゝあつたが、江上警戒の各艦

は白許鎮・黄石磯・魚磯・掃蕩等に屢々陸戦隊を揚陸、敵匪の群を掃蕩して土著良民の保護に當つた。

一月十一日夜漢口下流下葉家洲、陽羅下流四十キロに假泊中の民船二隻が土匪の來襲を受けたりとの報に接し、軍艦〇〇は直ちに同地へ急行、陸戦隊を揚陸して陸軍部隊と密接なる協同の下に、附近部落を徹底的に掃蕩した。

同十三、十四兩日に亘り、艦の行動に多大の不便を感じつゝも聯合陸戦隊を陽羅下流より團風に到る兩岸一帯に揚陸した外、楊林磯（岳陽下流）下葉家洲（漢口下流）新州（武穴下流）等に敵殘匪を掃蕩して同地區の肅清保安に實効を收めた。尙ほ不法航行及び匪賊と連絡の疑ひ濃厚なる我克を抑留又は沒收した。

一月中旬、軍艦〇〇は聯合陸戦隊を長旺洲・新堤附近に揚陸、附近一帯を掃蕩、農民哨（農民を裝へる歩哨）二名を射殺し匪賊數名を捕虜とした。

一月下旬、白許鎮附近（漢口下流揚

子江南岸）に、敵匪露動するの情勢を察し、軍艦〇〇・〇〇・〇〇及び根據地隊の一部は聯合陸戦隊を同地附近に揚陸、友軍陸軍部隊と協力附近一帯を徹底的に掃蕩清した。

二月に入り中支艦隊は前月末に聯合陸戦隊を三江口及び白許鎮に揚陸、兩地點を結ぶ線の北方江岸地區を徹底的に掃蕩し、更に漢口・岳陽の中間にある後金關附近一帯へ揚陸、江上艦艇よりの猛撃と力を合せ多數の敵匪群を剿滅驅逐したが、是等の地區は從來相當長期間に亘り掃蕩を實施しなかつた地方であり、今次の徹底的掃蕩の結果は今後同地區に於ける土匪の跳梁を根絶し得たものと信ずる。其の他城陵磯・小林夾にも陸戦隊を揚陸、また三十八個に上る機雷を處分した。

南支海面の封鎖強化さるゝや敵は香港領海内より沙魚涌經由、惠州・韶關奥地に大なる軍需品の密輸送をなしつつあつたが、二月四日未明、帝國海軍は陸軍部隊を護衛し惠州南東海岸に進

入し午前六時三十分陸軍進撃部隊の揚陸に成功した。

我が江上艦艇は二月初旬に於て終日終夜揚子江を上下して警戒の任に當つてゐたが、機を見て寶塔洲(岳陽下流)娘廟廟島石磯(安慶上流)等に陸戦隊を揚陸、掃蕩宜撫の實を擧げた。なほ二月一日より一週間に於て江上警戒部隊の處分した機雷は十九個を數へた。

又、我が江上艦艇は七日、聯合陸戦隊陸軍部隊の協力を得て敵を排除しつゝ洞庭湖内水路を清掃、八日大通(安慶下流)對岸に陸戦隊を揚陸、陸軍作戰に協力して其の一翼を掩護し、さらに中旬には〇〇方面に討伐作戰を決行有力なる敵匪を壓縮・掃蕩した。

本月中旬に於ける我が艦艇及び陸戦隊は沿岸の警戒水路の確保及び警備地區内の治安工作に活躍を續けた。即ち(一)北支方面に於ては龍口(山東半島北部)周邊の警戒に従事中的艦艇の一部は三山を掃討する一方、他の部隊は青島北方上王埠庄の敵據點及び夏莊區

の敵兵器工場を急襲して敵を潰走せしめ、ボール盤其の他を鹵獲した。(二)揚子江方面に於ては十三日沙市下流に於て渡河中の敵船を急襲、十五日臨瀾附近、十七日赤壁下流、二十日荻港上流にそれ〴〵陸戦隊を揚陸して附近一帯を掃蕩並に宣撫した。(三)揚子江下流三角地帯を警備中の江上艦艇は地上作戰に呼應して十五日、高郵湖西岸に於て新四軍約三百を急襲潰走せしめ、十六日寶應北方涇河鎮・平橋鎮・五洞一帶を掃蕩し平橋鎮に於て大刀會匪に大打撃を與へ、大刀會旗一旗其の他多數を鹵獲、二十日五村(湖州東方)に於て徵稅中の敵を捕捉、攻撃潰走せしめ、武器彈藥多數を鹵獲した。(四)舟山叢島肅清中の陸戦隊は本月中旬約五回出撃し、捕虜六・小銃・彈藥を鹵獲したほか十七日、泗礁山島に於て王寶龍以下二百二十一名を、二十日大橋山島の小氷以下二十五名の遊撃匪を、それ〴〵歸順せしめ何れも自治會を結成せしめた。舟山島内治安維持及び開發

のため、昨年来著手した縦貫道路構築工事には好成績を以て進行した。(五)沿岸警戒中の艦艇は十五日舟山島南方に陸戦隊を揚陸し、附近一帯を肅清し、十九日松門北東六哩白岩山附近に於て敵三百を攻撃百五十を射殺、其の他を潰走せしめた。(六)南支方面に於ける艦艇は十二日陸軍部隊に協力し廣東三水上流蘆苞に進入し、北江對岸の敵陣地を制壓、十三日南日島及び其の附近に於て敵陣地及び密集部隊を銃砲撃し、これを粉碎、さらに敵兵滿載の軍用舟艇三隻を撃沈した。(七)海南島掃蕩戰に活躍中の陸戦隊は連日出撃し萬寧・嘉積・和舍那・大長坡などの要地を中心として全島至るところに於て敵を捕捉攻撃すること三十回、合計一千の遊撃匪に大打撃を與へ、敵遺棄死體百五十二・捕虜十・鹵獲品小銃三十三その他多數の戰果を收めた。わが方の損害は戦死一、輕傷一。

し、武器彈藥などを輸送中のもの約二十隻を處分した。

本月中旬揚子江流域に於ける機雷處分數は十八個で、其の大部分は岳州下流附近で發見されたものである。

二十二日朝、我軍は蘇北新四軍の温床たる東臺城を攻略したが、我が海軍艦艇の一部は軍の作戰に協力した。

三月、我が艦艇及び陸戦隊は三月十二日より十五日に亘り青島周邊の敵を掃蕩した。

同月中旬、沿岸警備に従事せる艦艇は約一千四十隻のジャンクを臨檢し、軍需品・武器・彈藥等を輸送中の八隻を處分した。

同下旬、我が艦艇は青島北方後旺腫及び連雲港附近响水口(二十三日)石島附近王家灣(二十八日)に於て約五百の敵を撃破して敵遺棄死體三・捕虜一・小銃三・同彈藥二四二の戰果を收めた。而して、六百二十四隻の克を臨檢し軍需品・武器・彈藥等を輸送中の二十三隻を處分した。

三月上旬、中支方面の海軍部隊は土氣潑刺として長江の上中下流に亘り連日作戰活動を展開した。即ち江上艦艇は一日黃蘆鎮(安慶下流)に陸戦隊を揚陸、附近に屯集する敵匪を掃滅したのを始めとして張家灣・餘家方(岳州下流)鄂城・富池口(漢口下流)・中夾(湖口下流)・新開溝・太平洋州・土橋(安慶下流)等に土匪並に遊撃隊の據點を覆滅、治安建設に大なる戰果を擧げた。

引續き江上艦艇及び各地陸上部隊は日夜水陸警備地區の警戒に努め、治安の確立に多大の成果を擧げた。而して葉家灣・馬當(九江下流)に於ては陸戦隊を以て敵匪團を掃蕩殲滅し、また揚子江上流・下流に於て計三十三個に上る機雷を鹵獲處分した。

中旬、揚子江警戒艦艇は湘口・安慶土橋・九江・岳城などの周邊に陸戦隊を揚陸し、遊撃匪を討伐、揚子江下流三角地帯に於ては大運河の確保に任ずると共に、寶應平湘・邵伯附近所在の敗殘新四軍・大刀會匪等を撃破、多數

の軍需品を鹵獲した。

同中旬、我が艦艇は主として黃浦江上に於て約一萬八千隻の戎克を臨檢し利敵行爲の抑壓並に掃蕩に努めた。

同下旬、揚子江流域に於ては磨磬山湘口・黃石港・丁舖灣・螺山・揚磯等附近に我艦艇は陸戦隊を揚陸して掃蕩並に宣撫を行つた。丁舖灣の戰闘に於てはチエコ機銃三を有する約四百の敵と激戰を交へ、敵は二十九の屍を遺棄して潰走した。

又、揚子江下流三角地帯に於ては石灣・寶應・江陰・漣浦口(常熟東方)太湖附近に於て新四軍及び敵遊撃匪を捕捉撃破して敵遺棄死體一、七八〇、手榴彈一〇その他多數の軍需品を鹵獲した。

而して、揚子江に於て浮流機雷二十三個を處分した。三月中揚子江に於ける機雷處分數は合計八十個の多數に及んでゐる。

なほ、黃浦江に於て約一萬七千隻の戎克を臨檢して多數の軍需品を發見處

分し、利敵行爲の抑止に努めた。

南支方面 我が南支艦隊の一部は陸軍部隊と密接なる協力の下に、三月三日未明、廣海寨・陽江・電白・水東・雷州・北海等南支沿岸に於ける蔣軍用品輸入據點を一齊に奇襲、陸軍部隊の上陸作戦を援助した。右に呼應し海軍〇〇部隊は、同日陸軍部隊の協力の下に里水口埠附近の敵を掃蕩、援蔣輸送路遮断作戦に従事した。この日南東の風や強く、驟雨加はりて波高きも將兵の士氣旺盛にして、午前十一時二十分敵の大なる抵抗を受けず全部各據點への揚陸作戦を無事完了、引きつづき爾後の作戦に従事した。

我が南方軍事上の據點として緊要を加へつゝある海南島は最近さらに我が國資源獲得に關聯し帝國の生命線たる事を確認されるに至り、奥地に速かに蟠踞する敵の殲滅を要し、かねて陸軍隊は戦機を窺つてゐたが最近これが封鎖作戦により極端なる物資缺乏を招來し、或は國共紛争の餘波を受け、相剋

熾烈にして動搖甚だしきを認め二月上旬來北方方面に大削滅作戦を開始、大いに戦果を擴大し、嘉積及び青欄方面より進出せる部隊は連日の抵抗を排除し前進を續け、三月十日までに蓬萊・黃竹・龍門・嶺口を、十三日簡林・十五日龍塘を各占領した。

那大方面より進出せる他の部隊は嶺崙を占領後、森林やジャングルの間を縫ひ敵を擊破、南渡江を渡河し、前進を續行、十四日石浮市を占領した。二十四日、南支海軍護衛隊は、陸軍部隊の輸送船隊を護衛し、途中屢々風霧に際會したがよく之を突破し、午前一時四十五分無事紅海灣豫定泊地に誘導し、陸軍小林部隊の上陸を援助した。同部隊は同日朝未明五時半揚陸に成功した。

我が南支海軍護衛隊は二十七日夜來の風浪を冒して陸軍輸送部隊を護衛し多大なる困難を克服しつゝ碇石灣に侵入し、二十八日午前八時二十五分無事陸軍部隊の上陸に成功した。

海南島方面では下旬、我が陸軍隊は島内肅清を徹底的に實施し、約六〇〇の敵を大成新市・蓬萊・烟墩・與隆・大星等三十餘ヶ所に於て擊破し敵遺棄屍體三九〇・捕虜一五・肉體品小銃三四その他多數の戦果を得た。

沿岸封鎖に従事してゐる艦艇は嚴重なる封鎖監視を繼續するとともに海岸の敵陣地を砲撃擊破し、二十八日には温州の南方飛雲江上深く溯行し瑞安を制壓した。一方二十二日以来陸軍部隊の紅海灣及び碇石灣敵前上陸作戦に協力して陸軍船團の護衛・上陸地點の制壓・基地の確保に任じ、陸海軍協同作戦の妙を發揮した。

更に三月十五日には我支那方面艦隊司令長官は福州方面・海壇島附近・紅海灣・碇石灣の海上封鎖強化の宣言を發した。

四月中の戦闘經過を各方面に分けて記すと左の通りである。

江上艦艇は敵匪の掃蕩に努力し、四月三日聯合陸軍隊を以て雨中の泥濘を東方廿五キロ、金清港口の要地である。

同月中旬、江上艦艇は敵の呼號する春季反抗を完封すべく、長江七百哩全江岸に互つて嚴重なる警備任務を遂行特に石頭口・王家堡・鄧家口・觀音磯張家州等に於ては敵匪を掃蕩驅逐して治安の肅清に大なる戦果を收めた。

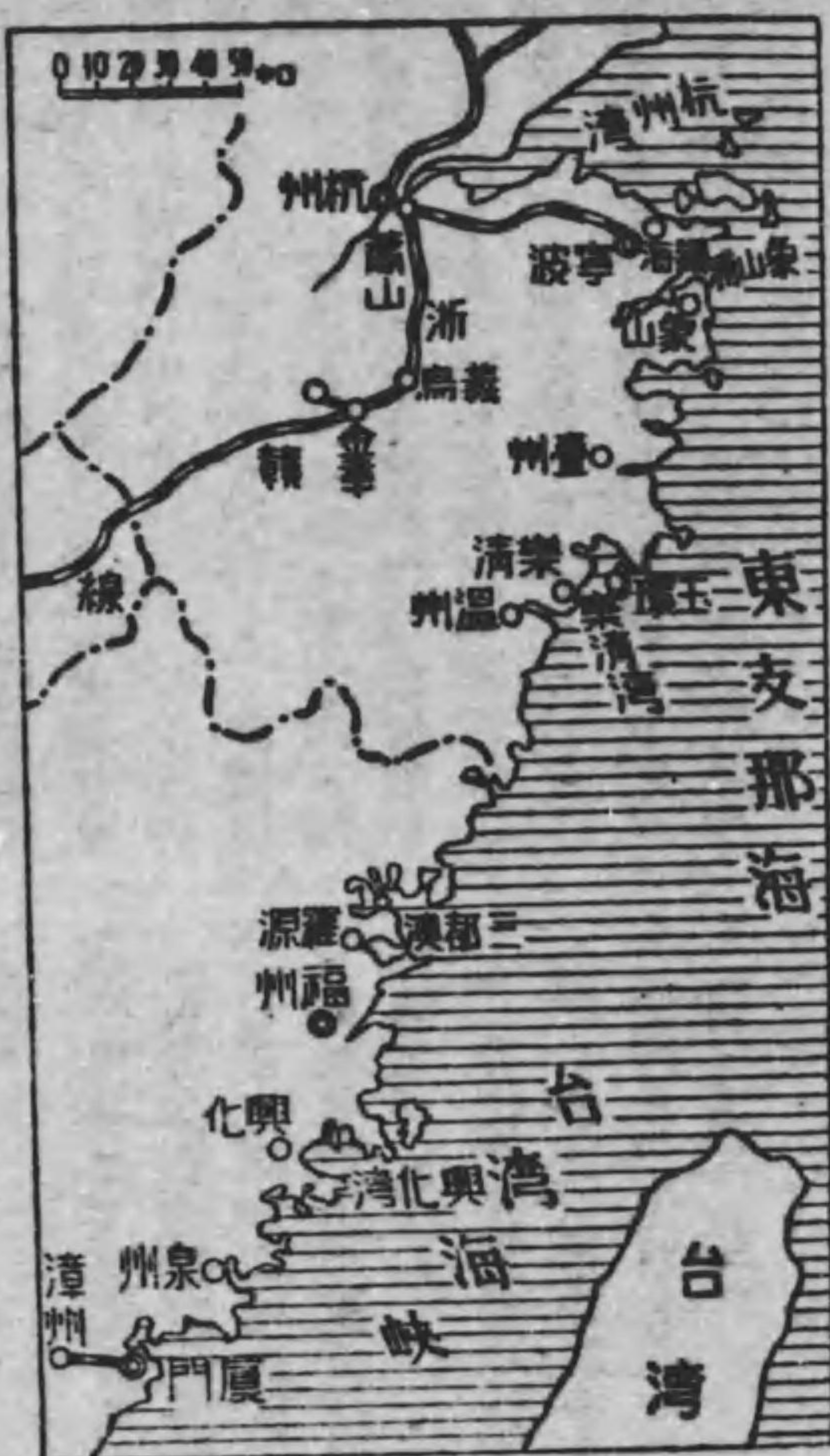
四月二十六日、海上より上陸部隊の掩護に従事する我が艦艇は、六横島西北方梅山島及び其の對岸に於て移動中の敵兵及び軍用戎克群を捕捉砲撃するとともに、陸軍隊は梅山島に揚陸し同島南岸一帶を掃蕩左の戦果を收めた。敵遺棄死體十一、肉體品軍用戎克十四隻。

温州灣方面に於ける艦艇は玉環島の要衝坎門を砲撃し、これを潰滅せしめた。他の陸軍隊は金鷄山及び長眺嘴の舊砲臺地帯を掃蕩し、同方面を完全に占據した。

同二十八日、海軍陸軍隊は鎮海西南七キロの梅墟に奇襲上陸し、同地付近

胃して陸軍と協力、葉蒙州・丁補灣(漢口下流)附近に新四軍の一部を殲滅したのを初めとして、揚林磯・後金關(岳洲下流)・銅陵・池口(安慶下流)等に於て多數の敵匪を剿滅、治安の確立に大なる戦果を挙げた。

我が陸海軍の精銳部隊は四月十九日早朝極めて緊密なる協同作戦の下に浙江省沿岸の要港鎮海・石浦・海門・温州附近に奇襲上陸を敢行し、引續き豫定の作戦を進めた。本作戦には有力



なる陸海軍航空部隊も参加活躍した。

四月十九日早朝鎮海方面に進出せる海軍部隊の江上隊は午前四時甬江の水路啓開を開始し、午前十一時十二分つひに沈船及び木柵を以て閉ざされたる閉塞線の一部を啓開し、附近水路の掃蕩を完了した。一方陸軍隊は午前四時二十分鎮海上陸、所在の敵を攻撃前進した。

我精銳なる海軍部隊は四月廿三日未明、浙江省沿岸の要衝坎門及び柴橋附近を急襲、陸軍隊は艦艇及び飛行機掩護の下に奇襲上陸を敢行し所在の敵を攻撃した。柴橋は杭州灣内の一要港で寧波東方約卅キロ、また坎門は温嶺の

一帯の敵を掃蕩した。また他の部隊は石浦南方尖洋山島に上陸し、所在の敵を撃破、同島内を掃蕩した。

同日、浙江温州方面に活躍中の海軍艦艇は楚門に坐洲中の敵砲艦海鴻(二〇〇噸)を鹵獲し、之が引下し作業に成功した。また鎮海方面に作戦中の海軍陸戦隊は同廿七日迄に砲身十三、砲彈千三百七十七、機銃一、小銃廿二、小銃彈四千、銃劍百廿三その他軍需品多数を鹵獲した。

福建方面に於ける作戦軍は四月十九日未明、同方面海軍部隊の緊密なる協力の下に、風速二十米の烈風を衝き激浪を冒して閩江を下江、南北の沿岸各所に一齊に奇襲上陸を敢行し、狭峻難過を突破して長門・金門・電光山・閩安鎮の諸砲臺及び馬尾の海軍根據地を攻略し、所在の敵を撃破して陸軍部隊は廿一日福州に入城した。

四月一日より同十日の期間に於て、艦艇及び陸戦隊は連日出撃して水路の確保及び治安と肅清に従事した。

一、北支方面に於ては石島背後の敵據點を威嚇砲撃し、之を沈黙せしめたほか、滄口奥地に蠢動する敵を奇襲し之を潰走せしめ、山東半島北部温泉場南方に於ては遊撃隊を攻撃、敗走せしめた。

二、揚子江流域に於ては揚林磯・銅陵池口(一日)丁鋪灣・陸谿口・感金關培文洲(二日)玉板湖(三日)赤壁(四日)臨庄・城陵磯(六日)太陽洲(八日)臨庄磯・揚林磯(十日)等の附近に陸戦隊を揚陸し、遊撃隊を掃蕩した。

三、揚子江下流に於てはクリーク地帯を確保し遊撃隊の蠢動を制壓し、七日鎮江對岸邵伯に於て約四十名の敵を攻撃、敵の遺棄死體四、捕虜一を得た。

四、秀山島に於ては秀山(四日)に陸戦隊を揚陸、遊撃隊を急襲し捕虜十二を得た。また七日には定海西方の螺頭を掃蕩した。

五、沿岸警備に従事してゐた艦艇は三

門灣(五日)南田灣・鎮海東方三山(七日)の敵陣地を砲撃、撃破した。

六、本期中沿岸航行遮断に従事したる艦艇は北支に於て約六百六十三隻のジャンクを臨檢し、軍需品・武器彈藥等を輸送中の三隻を處分し、中支に於ては浙東沿岸に於て九隻を處分し、黄浦江上に於て約一萬七千餘隻のジャンクを臨檢し、利敵行爲の摘發並に抑壓に努め多大の効果を収めた。

四月十一日より二十二日の期間に於て、我が陸戦隊は中南支方面に於て頻繁に出撃し、警備地區内掃蕩に多大の戦果を収めた。海南島に於ては三月中の大掃蕩戦に引續き島内各地に暗動する敗殘兵の徹底的捕捉殲滅に連日出撃し、約二十ヶ所に於て敵計六百を撃破し敵遺棄死體二百の大打撃を與へ、武器・彈藥・軍需品多数を鹵獲し、島内産業開發及び復興建設に多大の貢献をした。

本期間、揚子江に於て二十一個、閩

江江口に於て十五個、合計三十六個の敵機雷を處分した。

海上封鎖強化 支那方面艦隊司令長官は南支方面作戦に關し、四月(十七日)正午(日本時間)左の宣言を發するとともに、在上海總領事を通じ各國外交關係及び海關側に通告した。

宣言左の如し
本職は作戦上の必要に基き、昭和十五年七月十五日附杭州灣その他の海面出入禁止に關する本職の宣言に左記區域を追加すること、並に本追加區域に關する効力は昭和十六年四月二十日午前零時(日本時間)以後發生すべきことを宣言す。

一、大鵬角西端南朋島東端上川角、大横島南東端を順次に連ねる線並に東經百三十度三十分線より圍まれたる海域。

二、大鵬角連結線以北の大亞灣
三、田尾角・蓮花峰角連結線以北の甲子港、神泉港及び附近海面
海門及び温州附近に上陸した陸海軍

部隊は當面の敵戦力を破摧し、合せて其の補給路を潰滅し、作戦の目的を達成したるを以て、五月三日陸軍緊密なる協力の下にそれ／＼他方面への轉進を完了した。轉進にあたり乗船地周邊近く敵を見なかつた。而して海軍封鎖艦隊の一部は引續き同方面の封鎖任務に従事した。

江上部隊は長江六百哩に亘り警戒を續け、砲艦・砲艇を初め、測量・運輸の船舶に至る迄、我々黙々として各自の任務を遂行、水路の確保、治安の維持保持に遺憾なからしめた。

南支方面に於ては我が海軍部隊は陸軍の有力なる一部協力の下に、五月一日未明廣東省東部海岸甲子港方面の奇襲上陸に成功した。

廣東方面特別根據地帯、東江水路啓發隊は、東江方面作戦開始に當り、陸軍部隊を嚮導し、五月十一日午後三時五十分博羅に達し、續いて十三日午後三時五十分陸軍部隊とともに惠州に突入した。

南支沿岸の封鎖任務に従事中の我が海軍警備船は十七日〇〇島西方海面に於て援蔣物資を満載せる大形戎克五隻を發見、交戦の結果その四隻を捕獲、また十九日〇〇島附近に於て武装せる敵の大型戎克十隻を發見、之を追及し九隻を捕獲した。

以上の外我艦艇及び陸戦隊は水路の啓開確保及び航行遮断に従事する一方警備地區附近の治安肅清に連日出撃した。

沿岸航行遮断に従事してゐる艦艇は北支に於て千二百九十隻、舟山島方面に於て百八隻、計千三百九十八隻のジャンクを臨檢し、そのうち軍需品・武器彈藥等の輸送中の三十隻を處分、中支方面では主として黄浦江に於て一萬五千餘隻のジャンクを臨檢して多数の軍需品を發見處分、利敵行爲の抑止に努めた。

機雷處分數は揚子江に於て十五個、閩江に於て十四個であつた。

六月上旬 我が艦艇及び陸戦隊は石

島附近、運糧港附近の大浦埠頭所在の敵並に北雲臺山南方の高公島に露動する敵を撃破し、嵐山頭附近の敵を海上より砲撃して相當の損害を與へた。中旬、揚子江上に於ける艦艇は炎着を冒し、流域三十數箇所に陸戦隊を揚陸して敗残兵計約五百を掃蕩撃破し、又、同江上に於て敵の浮流せる機雷七個を處分した。なほ、鎮海方面に於て舟山列島の敵匪二百十五名を歸順せしめた。

上旬、我が艦艇は平海の敵陣地を砲撃して之を沈黙せしめ、海晏に蟄集する敵舟艇を攻撃撃破した。

南支艦隊原指揮官の指揮する部隊は二十六日未明、廣東省神泉港（汕頭西南五十五キロ）に突入し成功裡に聯合陸戦隊の揚陸に成功した。聯合陸戦隊の大部分は揚陸後若干の敵を排除して午前九時神泉所城に突入、殘敵を掃蕩し、又一部は東澳を占據し飛行機部隊は敵増援部隊の動靜を監視制壓した。海軍部隊は、水・陸・空相呼應して

神泉所城東方を占據する敵を殲滅し、軍需品輸送機關を完全に破壊し、同日午後悠々神泉港より撤退した。敵後方増援部隊は遂に其の片影を現はさず、われに損害はなかつた。

海南島警備中の陸戦隊は上旬、約二十九個師に於て殘敵を掃蕩し、同中旬に於て約四十六回出撃し、共產匪・遊撃隊等計約千四百五十名を捕捉攻撃、以て大部分を殲滅した。同下旬、陸戦隊は島内各地に連日出撃し、三、四箇所に敵兵約一、〇一五を撃破し敵遺棄死體四一二、捕虜十五、鹵獲品小銃十六、獲銃十二、同彈藥四〇〇、歩兵砲五門、同彈藥五〇〇の戦果を收めた。

其他我が艦艇及び陸戦隊は、上旬、北支に於て千二百二十九隻、揚子江に於て一千六百八十八隻、南支方面に於て百隻の我克を臨檢し、中支方面、主として黃浦江上に於ては一萬四千九百五十六隻の我克を臨檢して、多數の援將軍需品を發見處分し、利敵行爲を抑止した。中旬、沿岸航行遮断に従事してゐる

艦艇は北支に於て二千二百二十二隻、揚子江下流及び浙東沿岸に於て千五百四十九隻、廣東珠江沖に於て四十六隻、海南島近海に於て十七隻、計三千八百三十四隻のジャンクを臨檢し、そのうち軍需品・武器・彈藥等を輸送中の百七十五隻を處分し、中支方面、主として黃浦江上に於て、一萬三千四百五十七隻のジャンクを臨檢して多數の軍需品を發見處分し、利敵行爲の抑止に努めた。

下旬、沿岸航行遮断に従事してゐる艦艇は二十一日より二十三日の間に一、四一二隻、揚子江下流及び浙東沿岸に於て九二〇隻計二、三三二隻のジャンクを臨檢、中支方面、主として黃浦江上に於ては三百隻のジャンクを臨檢して多數の軍需品を發見し、利敵行爲の抑止に努めた。

下旬に於ける機雷處分數は、揚子江に於て二十五日より二十七日までに十三個、珠江に於ては十九日より二十五日の七日間に九十個、合計百三個であ

る。

なほ、六月中揚子江に於て處分せる機雷數は計三十二個である。また、我が艦艇及陸戦隊は隨時出撃して、遊撃隊・共產匪・敗殘兵を討伐して多大の戦果を收めた。

揚子江下流三角地帯及び江蘇省北部の敗殘新四軍を掃蕩中の我が海軍部隊は八月十一日太湖上で敵武裝ジャンク三隻を撃滅し更に十三日高郵、寶應兩湖間の要地金溝鎮に於て約三百の新四軍を撃破したが其の綜合戦果は敵遺棄死體一二六、鹵獲品小銃三五、同彈藥六二五、手榴彈四一、連射砲一である。二十二日には長旺州（岳州下流）更に二十三日には戴家州（漢口下流）二十四日には新開溝（九江下流）に於て陸戦隊を揚陸有力な殘敵を撃滅潰走せしめ甚大な損害を與へた。（八、一五記）

海軍航空部隊の奥地掃蕩

海軍航空部隊は連日敵地を掃撃して全支の制空權をその鵬翼に收め縱橫無盡の活躍を續け、常に我が陸上部隊及



び海上部隊の作戰に全幅の努力を續けまた長驅敵の首都重慶或ひは成都、蘭州、昆明の要衝を始めとし、その奥地據點航空基地に對し悪天候その他の障礙を排除して連爆を敢行し、常に我が攻撃より避けてその勢力の保全に汲々たる殘存敵機を捕捉撃滅して敵空軍の再建を不能ならしめると共に、敵の軍

事機關諸施設並びに軍用交通諸機關を爆撃してその心臓を寒からしめた。更に滇緬公路の再開を見るや、我が航空部隊は直ちにその路上にある惠通、功果兩橋に對し、しばしば巨彈の雨を注いでこれを破壊しその交通を遮断するに至つた。

中南支方面においては昨年度の重慶爆撃に引續き奥地四川、雲南の敵各空軍基地に對する奇襲攻撃により殘存空軍の第一線部隊は悉く撃破され、又昨年以來の我が爆撃による滇緬公路の遮断と共に海軍隊は相次いで湖北、湖南、江西の敵要衝並びに軍需倉庫等を爆破炎上せしめ、なほ層雲に鎖された四川省に長驅空襲を敢行して重慶磁器口の新設工場地帯をも爆撃し、重慶政權に多大の打撃を與へた。

かくして今や敵空軍は全く潰滅に瀕しつゝあるが、米ソ兩國は重慶側に對して練習機輸送機等のほか戦闘機は支那側の執拗なる懇請にも拘らず一機も供給されてない。これは全く米ソ側に

おいて最近飛行機供給の餘裕がないのと我が海軍の封鎖強化による輸送の困難等に基因するものと認めらる。一方帝國の南京政府承認に伴ひ米國はいよいよ狼狽、その對策として對支借款を發表すると共に二月上旬、米國は英國に讓渡すべき軍用機五百機の内から百機を重慶に振向ける旨を發表して援將新式機を以て支那空軍の再建を企圖しつつあるやうである。

最近全く潜伏せる敵の空軍が米ソ等より若干新機の供給を得たやうであるが、我が精銳機は敵の機先を制して三月十四日、四川の密雲を排して成都に飛び、その上空及び地上にあるソ聯製新戦闘機三十餘機を一撃に撃滅し、本年初頭以來敵が多量の苦心を拂つて建設した戦闘機群はこゝに全く潰滅するに至つたのである。

四月十九日未明、海陸軍部隊により行はれた浙東上陸作戰に先立ち、海軍隊は海陸の各基地より全力を擧げて各上陸點附近の敵砲臺、陣地等を猛爆し

徹底的にこれを潰滅した。なほ陸軍部隊及び海軍部隊の進撃に協力して友軍前面の敵を爆撃した。

しかして同月上旬には湖南省辰谿に在る敵の機雷製造所を連爆し、揚子江布雷に敵が利用した機雷倉庫を次々に誘爆炎上せしめ、敵海軍唯一の抗戰據點を潰滅せしめた。

また浙贛方面各要衝の敵飛行場に對して、大編隊群を以て攻撃を敢行すると共に、湖南、西衝、衡陽、長沙、常德、各市街軍事施設、倉庫群等を爆破炎上せしめた。

ビルマ・ルートの再開により、昨年十二月から本年に互り我が海軍隊の功果橋の爆撃により敵はその北方へ建設した新橋を使用してきたが、同橋は十二月我が見事なる命中弾によつて完全に爆破され、更に一月再び使用を開始した舊橋の一部をも切斷した。

昆明市街及び附近重要軍事施設、簡舊方面錫製造所等に對して連爆を續行し、更に陸軍の南支沿岸要衝の攻略作

戦にも援助し、敵の密輸據點その他の陸上施設を徹底的に爆撃した。次いで二月、滇緬路上の功果・惠通兩橋を爆撃切斷して敵の輸送を一時杜絶せしめるに至つた。

敵の首都重慶は昨年五月より九月に互り行はれた海陸軍航空部隊の爆撃により市内の大部分は全く破滅の状態となつた。

由來重慶は毎年五月乃至九月を除き全く曇天、霧、烟霧であるが、四川の空に霽間を見得る爆撃に好季節となるに及び重慶市民は太陽を仰ぐ日は必ず我が荒鷲群の姿を仰ぎ見る運命に置かれることになり、既に本年五月三日より六月十五日迄に十一回に互り市街並びに附近一帯の施設その他に巨弾の雨が浴びせられ、政府の重慶機關及び市街要衝は順次に爆破炎燒せしめられるに至つた。

元來重慶市は全城岩石より成る丘陵地に位し、多數の防空壕を有し、成都等が地下水多く防空壕の掘鑿不能なる

ある。

殊に二、三、四月に互り中南支の沿岸各地に對し封鎖遮斷作戰を實施した我が皇軍の敵側及び援將國家群に與へた經濟的影響は蓋し甚大なものがある例へば上海法幣及び香港の對英米相場の変動の如きは、我が封鎖遮斷戰の強化につれ軍票に對して大なる下落を示し、香韶路の遮斷作戰により香港弗の暴落といひ、その他が陸海軍の緊密なる協同作戰が香港及び重慶側に與へた經濟的打撃と脅威とは想像以上に深刻なものがあり、重慶の物價の如きは我が内地に比べて十三、四倍にも上つてゐる。

に比し、最良の防空地帯を形成してゐるにもかゝらず、我が荒鷲群の果敢なる攻撃精神と強大なる攻撃力の前には既に最近爆撃による防空壕の破壊により死傷者一萬二千名を出し、重慶政權及び市民の恐怖は想像以上に甚だしいものがある。

また我が海軍機の精銳隊は蘭州、漢中、宜賓、成都等の敵空軍基地に飛翔し、敵が再建を企圖してゐる飛行機群を次ぎ／＼と猛爆し、蘭州、天水等においてはは壯烈なる空中戦と地上爆撃により敵の數十機を撃墜爆撃して赫々たる戦果を収めたものである。

飛行機数は	
地上撃破	九二
撃墜	三七
合計	一二九

で、また、事變以來本年五月末日までの奥地爆撃回数は概ね次の如くである。

地名	回数	初回爆撃年月日
----	----	---------

聖戰四年

目次
はしがき

陸軍省情報部

昭和十六年七月七日

第一章	進四年の成果
第二章	事變とわが國力の増大

第三章 我國を繞る國際情勢
第四章 支那事變の本質
第五章 國防國家體制の建設
むすび

はしがき

支那事變が勃發してこゝに滿四年を迎へる。思へば四年以前の七月七日、蘆溝橋畔に響きわたつた一發の銃聲こそ、新秩序建設のスタートを切る號砲であると同時に舊秩序の崩壊を告げる号鐘であつた。

事變當初は不擴大、局地解決といふ方針の下に、能ふ限り戦火の波及を限定することに努力を續けて來たのであつたが、暴辰・蔣介石の挑戦によつて事態は悪化の一途をたどり遂に全面戦争の状態に立至つたのは遺憾の限りであつた。重慶政權が英米の魔手に操られて抗戦を續け、日本に双向ふ限り、事態は長期戦の體制となり双方が四つに組んで争ふといふ形になつて來たのである。一寸やそつとで解決することは困難といはねばならない。しかしなが

ら過去四ヶ年における事變の推移を見るに、大いなる成果をあげ來つたことも見逃すことの出来ない事實である。聖戰四年、この間、皇軍は御稜威の下、赫々たる武勳を示し文字どほりの連戦連勝によつて所謂「支那中原」の大部分を席捲し、敵を山間僻地に壓迫して、南北實に四千六百キロ、わが國土に三倍する廣大なる占據地域を手中に收めてゐる。一方この地域においては汪精衛氏を首班とする國民政府を中心として、政治的にも經濟的にも思想的にも文化的にも輝やかしき建設が行はれて來たのである。

國民はやゝもすれば、事變の戦果を占據地帯、遺棄屍體、鹵獲兵器などの武力的な、物質的な、有形的な「戦果」のみで考へようとする傾きがあるけれども、皇軍の戦果は決して物的に計上出来るものばかりに限られてはゐないのである。近代戦が總力戦である以上政治戦、經濟戦、思想戦、文化戦によつても戦勝の成果は極めて大なるもの

がある。かゝる眼に見えず、一般に知られざる戦果も亦、支那事變による大いなる收穫であると云はねばならぬ。

第一章 滿四年の成果

支那事變四年間によつて日本が得たる收穫とは何か？ それは既に多く語られ知られて來たところの表面的な戦果に加へて、第一に敵側に與へた大いなる打撃であり、他の一つは以上の政治・經濟・思想・文化の部門における大なる建設の金字塔である。

支那事變の特質は、一方に武力戦による舊秩序の破壊があると同時に、一方においては新秩序の建設といふ巨大なる努力が戦ひ築かれて來たものである。

皇軍は戦ひつゝ建設し來つた！
武力戦が赫々たる勝利を得たと共に一方では輝やかしき建設戦が遂行されてゐたのである。

支那事變によつて重慶政權に與へた最大の打撃とは？

滿四年！ 戦へば必ず勝ち、追へば必ず破つた皇軍の偉大なる武力によつて、敗走また敗走を續けた蔣介石軍が今や最後の段階に喘ぎつゝあることは明らかである。

重慶は果してどの程度に弱つたのであらうか？——之を最も判り易いやうに歴史的・軍事的見地から敵軍の活動を四期にわけて説明して見れば明確である。

第一年——積極的挑戦期

蘆溝橋事件から上海戦を経て南京陥落に至るまでの作戦初期においては敵軍は日本の軍事的・政治的の實力を過少評價して、所謂「侮日感」を以て我を輕侮し事毎に挑戦し、戰意も亦旺盛にして北京・天津・上海等で見られたやうに自主的・積極的に行動し來つたのである。

第二年——武力再編成期

南京陥落から徐州會戦を経て、廣東陥落・武漢攻略に至る前後は、敵は日本の決意と實力に驚きながらも何とか

して頽勢を挽回せんと腐心し、國共合作・武力再編によつて所謂「奥地吸引・磁鐵作戦」を豪語し、英米の援助によつて日本の經濟的疲弊を待たんと策謀したのであつた。

第三年——積極的抗戦期

武漢陥落から南昌陥落を経て冬期攻勢までの期間は、敵が連敗の事實を掩蔽せんとして昭和十四年四月春季攻勢を始めとし、夏季攻勢、九月攻勢、冬季攻勢と數回にわたつて全線にわたる反撃を行つて來たのであつたが、悉くわが武威の前に失敗を重ねてゐる。

第四年——消極的反抗期

昭和十五年に入つてからは初頭の冬季攻勢が挫折してより現在に至るまで最大の特徴としては一回も全面的な反撃を見せず、僅かに三月の蒙疆、八月の北支における共產軍の蠢動があつたに過ぎないと云ふ事實である。

殊に蔣介石が昨年十一月の遊撃攻勢命令に續いて、十二月に正月攻勢の號令を發したにも拘はらず、各戦區とも

に極めて低調であり、活潑なる反撃行動は全く見られなかつたのであつた。

敵軍第一線の戦意は如何に衰へたか？

最近の情報を綜合して見れば、蔣介石軍の戦力は極めて低下したものと云ふ外なく、過去四年を通じて最大の疲弊状態にありと見ざるを得ないのである。

詳細な數字をあげることは省略して置くが最近における各戦區において、敵の交戦兵力に比して遺棄屍體の數が減少したのと逆比例して、俘虜・歸順投降の數が激増してゐる事實は、敵の第一線將兵が戰意を失ひ徹底抗戦の氣力に缺けて來たことを如實に物語るのである。

上海戦鬪の頃、執拗な抵抗を示し、目撃したフランス將校をして、「支那軍の防禦力は世界一だ」と讚嘆せしめた當時と比較して、何といふ變化であらうか。南京・武漢作戦の前後と比して投降指數は四倍半以上に達してゐるの

である。
また交戦兵力に對する鹵獲兵器・彈藥の割合が非常に貧弱となつたことは敵軍の裝備が劣悪化したことを實證するものである。

再三の整訓(整備・訓練)によつて依然、兵力は二百萬と呼號してゐるがその實際戦力は従前の半ばにも達しないものと思はれる。敵側は二百七十ヶ師を編成せりと豪語するも一ヶ師の實力は従前の七割に充たず、小銃、重機の配備も過去の八割に達してゐないものと見られる。殊に火炮の不足は甚だしく、重砲・野砲・山砲の如きは云ふまでもなく、歩兵砲も蒋介石直系の若干を除いては配屬されず、迫撃砲を完備する部隊も稀にしか見られない状態である。

空軍の戦力低下は最も甚だしいものがあり、數十次のわが重慶空襲に對しても殆んど出撃するものがなく、残存約二百機以下は成都方面に退避して、努めて決戦を避け、専ら國內宣傳用に

供されてゐるに過ぎない有様である。

交戦國の國民でありながら、未だに一度も空襲らしき空襲を知らずに済む日本國民はヨーロッパの交戦國民に比して幸福すぎるほど幸福であると云へやう。

ドイツが絶対優勢の空軍と、壓倒的な電撃戦の勝利を續けながら、なほイギリス空軍の反撃を完封し得ず、ベルリンは屢々爆彈の下に苦しまねばならないのである。ロンドンに至つては戦火の慘劇はむしろ第一線以上のものがあらう。

この幸福に狂れて、砲彈下にある國民の決意を鈍らすやうなことがあつたら、寒心の極みである。

重慶の物資不足、世界第一の高物價を生む

重慶側の受けた打撃は武力的なものに止まらない、殊に經濟上の窮迫は甚だしく、また國共摩擦等に見る政治的影響も大なるものがある。
最近重慶を脱出して〇〇に逃れ來つ

た。重慶政權の主要職員の一人が告白するところによれば重慶の物資難は想像を絶するものがあり、昨年夏の佛印・ビルマ兩援路の中断以來、わが空軍の連爆と續いて佛印進駐、南支輸血路遮断などの新作戦により正に世界一とも云ふべき高物價を示してゐるといふ。

一例をあげるならば、生活必需の米一擔(二石五斗)が三百元から四百八十元に暴騰、鹽一斤一元十六、麻油一斤二元五十、石炭(百斤)九元八十三、木炭(百斤)十四元、日用品のマッチ一箱が半元、石鹼一個二元、靴下一足八元シャツ一枚三十五元もすると云ふ上に殆んど一般民衆の手には入らず、甚だしい例では、ウイスキー一本三百元、ビール一本五十元、外國タバコ一箱(十本)二十五元、ルビークキン(支那煙草二十本)十二元といふ殺人的なインフレである。

蒋介石はこの物資難に對處するため一千萬元を投じて「平價購領處」を設

立、日用必需品の入手に狂奔してゐたが、相次ぐ新作戦によつて密輸路を粉碎され、事實上物資は缺乏する一方となり、つひに重慶市民を強制退避せしめるに至つてゐる。
外國通信記者の報道によれば「現在では重慶市街に見るものは、軍隊、強制徵募の苦力、そして奥地へ逃げるにも旅費すらない貧民の飢えた群のみである。白人の文化水準では到底安住し得る土地ではない」と痛烈に暴露してゐるのである。

南京の國民政府は新しく生長しつつあり

この重慶政權が潰滅の一途を辿り苦悶に喘いでゐるのに反して、南京政府は輝かしい未來性を以つて希望と建設の地歩を固めつつあることは、事變の最も有意義な成果であると斷言して差支へない。

重慶政權が反抗する限り、飽くまでも壓倒撃滅の手をゆるめず追窮粉砕すべきであるが、一方、蒋介石と反對の

立場に立つ南京政府の側から支那事變を見るならば、事變解決はその第一歩を踏み出したと考へることが出来るのである。極端に云ふならば、南京政府に關する限り、事變の全ての原因は除去し得たとも云へるのである。

そも、支那事變は、日支兩國の對立激化が重要な原因の一つであつた。

日支の政策が喰ひちがひ、支那は悉く日本の進展を喜ばず、殊に滿洲國の獨立と日本が之を支持し承認したことは、痛く支那側の政府・國民を刺戟し敵性國家の煽動によつて更に抗日反日に驅り立てる結果となつたのであつた。

事變勃發以來皇軍武力の推進によつて、北支に臨時政府、中支に維持政府が生れ、皇軍と協力、その支援によつて民心の安定、戰禍の復興、資源の開發が行はれて來た。それが更に汪精衛氏を首班とする和平運動の展開によつて大同團結し、昭和十五年三月三十日國民政府として南京に改組、遷都した

のであつた。

舊來の抗日容共政策が一擲され、親日和平・善隣友好・共同防共・經濟合作を原則とする全面的な日支共榮を旗じるしとして、日本と共通の目標に向ひ、共に提携して新東亞の建設に邁進することになつたのである。而して昨年十一月三十日、日支基本條約の調印によつて日本は之を正式承認し、同時に日滿華三國共同宣言によつて滿洲國中華民國新政府は相互に承認したのであつた。

こゝに南京政府に關する限り、事變勃發の政治的原因は完全に清算されたわけである。日本と國民政府との關係は以前の對立と衝突ではなくて、共存と共榮のために手を握り力を協せることになつたのである。

即ち過去四年の政治的建設は極めて顯著であり、偉大なる躍進を遂げたものと云はねばならない。

經濟建設は驚くべき進展を遂げてゐる

次に事變の重大なる原因の一つとして考へられることは、日支兩國が經濟面においても對立してゐたといふ點である。換言するならば、日本と中國の大陸における利害は正面衝突し、中國は日本の正當なる進出を眞向から反對し續け、北支はもとより中支・揚子江沿岸に血と汗で築き上げた日本の經濟地盤は逐次後退を餘儀なくされ、英ポンド貨を頼みとした法幣によつて日貨排斥が公然と行はれ、豊富な資源は悉く日本産業の前に門戸を閉してゐたのである。かくて對立は愈々激化し、蔣政権の暴戻を討ち之を反省せしめるため皇軍は劍をとつて立つたのである。 萬進四年、經濟建設の跡を振り返つて見れば、既に北支開發會社、中支振興會社の設立があり、この二つの國策會社を中心とする開發事業は著々として進み、航空、港灣、船舶、鐵道、通信、電氣などの重要事業、鑛山、鹽業、紡績などの重要産業が殆んど全て日支合辦、合作によつて運営せられ、貨幣

は新しく圓米通貨とリンクされて東亞經濟圏の一角は確立されるに至つたのである。 之を事變以前の日支經濟が對立激化してゐた當時と比較すれば正に隔世の感がある。 文化思想に於いても百八十度の轉換がある 更に事變の有力なる原因の一つとしてあげねばならないことは、日支兩國の思想・輿論の對立、國民感情の激突といふ問題である。事變勃發の以前から支那側のあらゆる言論機關・教育機關・文化機關といふものは擧つて日本を誹謗し反日を目標としてゐたのであつた。事變が始つてから後のデマと反抗は一段と物凄なものがある。——過去四年といふもの、一方に武力戦が展開されると同時に、思想・文化の上においても激烈なる戦ひが行はれて來たのである。 けれども皇軍の武力が推進されるに伴つて思想・文化の部面にも著しき變

化が齎らされたことは否めない事實である。現在においては重慶側と上海・香港などの敵性租界内に残存する若干の抗日分子を除けば、軍占領地域内——即ち南京政府の治下における言論機關・教育機關・文化機關は悉く親日一色に塗り換へられてゐるのである。 排日を主義とし來つた大學・學校においては百八十度の轉換を示して日支提携が説かれるやうになり、新聞・雜誌も、映畫・演劇も抗戰反日から和平親日へと一變しつある。映畫の如きは日支合辦の製作會社が設立され、撮影も配給も日支合辦で行はれてをり、演劇においても過日來朝した劇團を始め汪精衛氏を諷り蔣介石を撃つために協力宣傳するやうになつて來た。 軍事・政治に最も關係の深い放送の如きは、蔣介石軍が悉く退却に當つて破壊し去つた後を日本軍の手によつて修復・建設され、最近においては北支中支に日支合辦の放送協會が設立されるに至つてゐる。

思想戦・文化戦においても、國民政府治下の機關が過去の對立から今日の提携に變化したことは、之を隔世の感が深いのである。

日本が得た最大の利得とは何であるか？

以上のやうに政治・經濟・思想・文化の方面だけを取り上げて見ても、事變前の險惡なる對立は著しく緩和され四年前には想像もつかなかつた建設が大陸に打樹てられてゐるのである。

しかしながら、事變によつて日本が得たところの利益はこれらの建設面における大戦果にもまして莫大なものがあつた。それは事變によつて、日本の中國に對する認識、支那の日本に對する見解が躍進的に水準を高めたことである。この無形の利益は何ものにもまして尊いものであらう。

元來、日本と支那は相争ふべきではなく、相援けて進まねばならない友邦なのである。それがお互に理解し合はなかつたところに「東洋の悲劇」があ

つた。

恐らく蔣介石側においては日本の實力を知らず國力を誤算してかゝつたことを後悔してゐるであらう。

聖戰四年、數百萬のわが青壯年中堅男子が大陸に渡つて、直接支那人と觸れ、その風物に接して得たところの收穫こそ、何物にも代へ難い貴重なものがある。眼に見えず筆舌に盡し難い故に忘れてはならない大成果の一つである。わが中堅たる男子數百萬が自ら體得した大陸の經驗と知識こそは、支那を援け、東亞の盟主として大東亞共榮圏を建設して行く上に、どれ程の力となるか！ 正に測り知るべからざる「戦果」といはねばならない。

事變なかりせば、どうなつてゐたか？ 支那事變が無かつたならば……と考へてみる時、事變によつて齎らされた効果は更に多くの方面にも發見されるはづである。 事變が無く、日本の威力を發揮する

機會が與へられなかつたならどうであらう。この世界變動期に際して今頃の日本は世界の隅にたゞ小さくなつて縮んでゐるより外はなかつたかも知れないのである。 支那事變によつて不退轉の決意と斷乎たる實力を世界に示すことによつて日本が獲得した地位は大いなるものがある。支那大陸に赫々たる武勳を示したればこそ、佛印への和平進駐も行へたのであるし、また南方問題に對しても發言の機會が與へられたのではないか！ かの泰國・佛印の調停も事變の勝利によつて國際的地位が確固たるものとなつてゐたからこそ、初めて行ひ得たのだと云ひ得る。

支那事變以前の状態で現在まで來てゐたとするならば、支那沿岸の空軍基地と海軍根據地はそのまま、敵性第三國に利用され、わが大陸封鎖とは全く反對に逆封鎖を受け、或ひは空爆の下に曝されてゐたかも知れないのである。少なくとも現在にあつては支那大陸に

開する限り、敵性國家の空軍は行動半徑以内に基地を獲得し得ず、またわが封鎖圏内に自ら守るに足る海軍根據地も利用し得ないのである。この儼然たる事實が無かつたならば、對日攻勢を夢想する敵性國家は日本與し易しとして或は戰爭手段に訴へてゐたかも知れないのである。

いや、敵性第三國を待つまでもなく銳意空軍を擴大し海軍を充實して戦備に努めてゐた蔣介石軍によつて、更に大なる打撃を蒙らないとは誰しも斷言し得ないところである。

日本はどうして國防國家體制の建設にめざめたか？

更に問題なのは、支那事變によつて始めて日本が本來の使命に立ち還りつゝある事實である。自由主義の風潮が氾濫し、個人主義の思想が深くはびこつてゐた四年以前のまゝであつたならば日本は絶對に今日に見られるやうな國力と舉國一致の體制を建設することは出来なかつたであらうと確信する。

戰爭といふ大きな事實に直面して日本國民は始めて眼覺めたのではなかつたか。

若し、支那事變の勃發も見ず、歪められた偽裝平和の下に日本が儉安の夢を貪り續けてゐたならば、到底今日に見るが如き國防國家體制の建設も著手されてゐなかつたに違ひないのである。

事變直前の國民はどうであつたか、一部の先覺者が聲を大にして叫んで來たにも拘はらず、世界情勢の動きも見極めず、徒らに英米の資力に迎合し、之に依存することによつてのみ、日本の安逸を求めてゐたのである。もとより強力軍備も眼中になく、高度國防さへ無視されて來つたかの觀があつた。今は違ふ。

少くとも、事變四年の大陸における勝利に加へて、日本自身の國力にも偉大な進化があることを知らねばならぬ。

日本の國力は飛躍的に伸長してゐる！

國民は支那事變によつて日本の國力が消耗し、資源が消費されて來たのではないかと考へる者が多いやうであるが、實際は斷じて違ふのである。日本は勝利によつて國力は増大しても決して減殺されてゐないことを知らねばならない。

日露戰爭の頃は、僅か一年半の戦ひで、豫備兵から後備兵まで順次に召集せられ、戰爭の終り頃には段々戦地に年寄が多くなり、若き兵の姿は見られなくなつて心細い限りであつたといふ今度の事變で珍らしい事は、當初は相當に老兵も多く、髯武者の親爺が陣中の人氣者となつてゐたこともあるが、作戰の進行と共に逐次壯年化され、現在の陣中にあつては若い兵が最も多いのである。——これは軍事眼のあるものならば誰しも一驚するに足るものであつて、戰爭が永びくに從つて古い豫備兵を順次に歸還させ、召集解除して交代に若い兵隊を補充したからに外ならない。

ドイツ軍は八百萬の大軍を動員して電撃戰の勝利を獲たと云はれるが、日本は最少限度の兵力を以て大陸の戦線確保し來つたのである。必要とあらばより以上の動員は決して不可能ではないだけの餘力ある軍備を有してゐるのである。平時ならば二十年、三十年を要する戦力を僅か四年間に蓄積し來つたことは、事變の隠れたる成果として見逃すことの出来ない一つである。

物資においても然り、事變以來四ヶ年間の國民生活が多少の不便を忍んで來たところの犠牲は今や大いなる國力の蓄積となつて國防を充實せしめつゝある。戰爭によつて消耗されたものは極く僅かな一部分に過ぎない。消費量以上に生産力は擴充し國防力は蓄積されてゐるのである。

國防國家體制は建設の第一歩を踏み出したのである。日本は支那事變に對處し、その解決に邁進すると共に、如何なる最悪の場合に立到つても之を突

破し世界變動期を乗切り大東亞共榮圏の建設をなすに必要な實力を蓄へつゝあるのである。

もとより戦時下、なほ作戰遂行中の今日である。國防力に関する發表は許されないが、國民はイザとなれば斷乎として制勝する陸海軍に信頼して可なり！である。

たゞ敢て云ふ！日本の理想は更に大であり、前途は遠遠なものがある。現在までの成果では充分ではない。目前の小成に安んじてはならないのである。

大東亞共榮圏を確立し、之を背負つて邁進するためには、襲ひ來ることあるべき凡ゆる妨害を日本の手で排除し斷乎として世界動亂の渦中を乗切るだけの不動の實力と必勝の國防を持たねばならぬ。

勝つために、勝ち抜くために、日本は強くあらねばならないのである。

第二章 事變とわが國力の増大

既に述べた通り吾々は今度の事變によつて幾多赫々たる成果を擧げることが出來た。しかし、或ひはこゝに疑問を抱くものがあるかも知れない。このやうに莫大な成果があるにも拘らず、何故吾々の生活は日毎に窮迫さを加へて行くのであらうか、曾つて經驗したことのないやうな生活上の不便が増えて行くのは何故なのであらうか、と。

これに對して大抵の人は今や吾々は何百億といふ戦費を費ひ、四千六百キロといふ未曾有の一大戦線に亘つて消耗戦を行つてゐるのだから、物の足りなくなるのは當然ではないか、と答へるに違ひない。成る程一應は尤もである。がそれは消耗戦を行はんがために吾々は物の不足を忍ばねばならないのであらうか。

戰爭は單なる消耗に終るものではない

一體、消耗戦といふ言葉は屢々耳に

するが、單なる消耗戦といふものが、特に近代戦に於て存するものだらうかどうだらうか。

消耗戦を云々する人々は、大抵次のやうな論理を擲てる。今假りに大砲の彈丸百發を製造するのに一萬圓要するとし、工作機械一臺に要する費用も一萬圓とする。兩方とも同じ費用を要した品物である點に於ては相違がない。ところが、その實用價值に於いては、大砲の彈丸はこれを發射すればそれで砲彈としての價值は無くなるのに反し工作機械は一廻轉さす度に數千圓、數萬圓の富を生み出す。同じ價格の品物でもこれだけ違ふ。即ち砲彈の方は一回きりで生産過程から抜け出してしまふのに反して、工作機械の方は、廻轉の度毎に富を増す。云ひ換へればそれだけ資本の蓄積が出来て来るわけである。だから再生産過程に入らず従つて富を蓄積しない軍需品の消費は單なる消耗に終る。このやうな軍需品を無制限に必要とする戦争が一大消耗戦である

ることは當然である。従つてこの消耗物資の補給には民需を犠牲にするのは已むを得ないことで、凡ゆる物の不足を來して來るのだ、と。

戦争は蓄積を行ふものである

成る程、戦争が消耗を伴ふことは事實であり、近代戦に於けるが如く機械力が戦争の中心となるに従つて物資の消耗が益々増えて行くことも亦事實である。しかし、それだからと云つて戦争が消耗に始つて消耗に終るとは速断に失する。消耗戦を云々する論者は戦争といふ現象のみに捉はれて、戦争によつて生じた結果を無視してゐるのである。而かも戦争といふことの中には當然この戦争によつて生ずる結果をも包含せしめて考へねばならない。戦争による結果とは云ふまでもなく、戦争を指す。かう考へて來れば、戦争は一方に於いて莫大なる消耗を伴ふが、他方においてこの消耗物資を補つて餘りある戦果があることを忘れてはならぬ

い。勿論、これは戦争に勝つと云ふことを豫想しての話であつて皇軍が戦へば必ず勝つと云ふことは今更断るまでもない。

支那事變によつてどれだけ蓄積が行はれたか

昭和十四年一月の閣議に於いて決定した生産力擴充計畫は、昭和十三年度を第一年とする四ヶ年計畫であつて、最終年度たる昭和十六年度に於いては昭和十三年度生産額を一とするとき、その増加率中、或ものは十倍、二十倍三十倍に達する。

とへ吾々個人個人の日常に要する物資は窮迫の度を増してゐるとは云へ、國家全體として見た場合には、これだけの主要物資が増加してゐるのである。吾々が一握の米、一片の炭を節約したことが積り積つてこれだけの莫大なる富の蓄積を見たのである。

米が足らなくなつたのは事實によるものではない

出来るだけ民需を切り下げて、軍需に振り向けることは、戦争を遂行しつゝある今日、是非とも行はねばならぬことであつて、これなくして戦争の指導は萬全を期し難い。が人によつては物の足らないのを總て戦争のためであると片付けてしまふ傾きがあり、やゝもするとこの傾向を事實以上に考へる向きがある。たとへば米が足らなくなつたことは、直接出動軍隊が増えたから、それに要する米が急激に増加したため一般に出廻らなくなつたと見る論者である。しかしこれは随分皮相な見方であつて、出動部隊に要する米

穀は全體の産米から見れば九牛の一毛に過ぎないのである。而かも、出動部隊と云つてもそれだけの増加人員が他處から這入つて來たわけではなく、只單に壯丁中から召集されたのに過ぎないので、米を喰ふといふ點から云へば、軍隊に這入つても、這入らなくとも大差ない筈である。

だから米の需給が窮屈になつたのは直接戦争に原因があるのではなく、朝鮮の旱害のため朝鮮米の減産を來したこと、これによつて例年朝鮮米に依存してゐた地方がこれに代る飯米を要するやうになつたとか、或ひは一部外地に於いて米穀常用者が激増したとか、外米の輸入が減少したとか、等の寧ろ戦争以外に原因がある。

肥料が足りなくなつたのも亦これと同様で歐洲戦争のため海外よりの輸入が困難になつたり、未曾有の旱害に基く電力不足によるもので、このやうに少し慎重に考へればすぐ合點の行くことであるから、よくものゝ真相を把握

資金の減少したことがその主なる原因であつたが、大體昨年度に於いては計畫の八割程度の成績を収めることが出来た。この中自給自足の出来るものは石炭、鐵礦、輕金屬、自動車等その他枚擧に遑がない。海外よりの輸入に俟たねばならぬものは數種の非鐵金屬油、羊毛、棉花等である。この他飛躍的増産を遂げたものゝ中には船舶があり、その増加噸數は事變以後百萬噸を遙に突破し、これだけを取つてみても全體としてわが國の富が如何に増大したかを知ることが出来るであらう。

戦争は破壊と同時に建設を行ひ新しい創造を爲すとは從來屢々言はれて來たことであるが、以上によつて見れば戦争は消耗であると同時に蓄積を行ふ。否消耗以上に蓄積が行はれてゐるのである。もし今度の事變が生じなかつたならば、これだけの生産力の擴充は到底短時間に行はれ得なかつたらうし、また上述のやうな物資の自給自足すら、行ひ得なかつたであらう。た

し、何によらず總て事變による原因を誇大視することは避けねばならない。

軍は現地に於て自給を行つてゐる

それだけではない。今日、軍としては所謂現地自給の見地より、糧秣は勿論のこと、押収した被服武器彈藥を初め、馬匹に到るまで少しでも現地で間に合ふものは悉くこれを利用し、出来るだけ内地の負擔を軽減するやうに努力してゐる。のみならず、また軍は率先して代用品の利用に努め第一線の將兵で綿製の代用冬服、青年訓練用の地下足袋を使用するものも相當多數に上つてゐる。その他各種軍需品に互り、出來得る限り代用品を活用してゐるのである。現在獨逸に於いて、食糧衣服ともに最も豊富に支給されてゐるのは國防軍であると云はれてゐるが、國民としては、國防の第一線に立つ將兵に對しては、たとへ日常の食糧に不足を來しても出来るだけ節約して、これを前線に送ることはその責務である。

成る程、吾々の生活は次第に窮屈になつてゐるとは云ふものゝ、まだ餘裕があり、吾々の捨てゝ顧みないものゝ中にも工夫次第では大いに役に立つものが少くない。

ドイツはかくの如く物資を補給する

これを歐洲交戦國に於ける物資の補給状態と比較してみよう。ドイツは既に赫々たる戰果を収めてゐるに拘らずパン、肉類、牛乳、ジャム、砂糖等を始めその他各種の食糧品に對しそれぞれ購入切符が發給され、且つ一週間の購入許可量は嚴重に規定されてゐる。このやうに食糧品だけではなく、洋服シャツなどの衣服、靴その他の皮革類石鹼に亘つても亦切符制度が實施された。これにも亦一人當りの標準使用量が定められて、これ以上は賣らぬことになつてゐる。一方現在所持してゐるものは洋服ならボロ／＼になり、靴下なら穴だらけになり、所持品が標準數量以下になるまで新品の購入は出來な

い。その上、新品を購入する時には警察へ出頭して許可を得た後切符を手にする。手にした衣類は勿論ス・フである。(尤も食糧の補給は最近になつて占領地よりの移入により餘程潤澤になつた模様である。)

イギリスの物資補給は困難を極める

これにも増して食糧不足に悩んでゐるのはイギリスであつて、ベーコンは統制され、マーメイドは殆んど手に入らず、卵は非常に高價なため、これも手が出せず、レモン一個八十錢、玉葱一磅に付約一圓四十錢もする。その他果實、野菜は海外よりの輸入が困難なため、出廻りは非常に悪く、イギリス人の朝食は僅かに雜穀類と代用珈琲によつて濟ますと云つた有様である。その上、肉類の割當は一人當り一週一志乃至一志六片の間を上下してゐる。その上料理も魚なら魚、肉なら肉、チーズと卵ならチーズと卵といふ風に一種類一皿きりに限られ、魚と肉と二種

類以上の料理を齎ることを禁じられてゐる。特に英本國は島國であるため野菜、果實の大部分はこれを海外植民地より仰がねばならない状態にあるが、ドイツの通商破壊戰によつて船腹が不足し、これを入手するのに少からぬ困難を感じ、乾燥野菜すら充分でなく、僅かに空閑地の耕作によつて辛うじて間に合はせてゐる。

かういふ風に見て來るならば、物資の不足といふことは、戰爭を行つてゐる國には多少とも免れない現象であつて、獨英兩國に較べればわが國の如きは各方面に互り寧ろ潤澤であると云はなければならぬ。

日本は將來立派に自給自足が出来るのだ

これを資源の點から云つてもわが國の前途は極めて洋々たるものがあり、日滿支を一丸とした互助連環の經濟關係が打ち立てられるならば、充分に自給自足が出来る。世界を相手にして戦つても決して恐れるには當らない。例

を滿洲に取らう。一昨年に行はれた調査に於いてすら地下埋藏資源は石炭が二百億噸、鐵礦石は三十億噸を下らない。その外の金屬に於いてもアルミニウム、マグネシウム、銅、鉛、亜鉛等その有望なことは何人も疑を抱いてはゐない。滿洲一國でさへこの通りである。これに支那、南洋方面を加へるならば、その寶庫は恐らく想像以上のものがあらう。しかしながら、この埋藏資源を開發し完全なる自給自足體制を確立するには數十年の長年月を要するのであつて、資源が埋藏されてゐるといふことだけで樂觀してはならない。これを開發せんがためには充分なる資金と卓拔せる技術を養はねばならない。

物資が窮屈になるのは國防力を強化するため

かく考へれば、物資の需給が窮屈になり、その不足を招いてゐるといふことも、軍備の充實、生産力の擴充、大陸の建設に當つて、莫大なる物資を必

要とするからであり、しかも吾々が生活の不自由さに堪へることによつて、それに數倍、數十倍した蓄積が行はれてゐることを思へば、この苦しい生活も畢竟は自給自足の經濟を確立し、また國際的危機に處するための國防力を強化せんがために行はねばならぬのであつて、數年或ひは十數年後に於けるわが國力の飛躍的發展を思ふならば、現在の苦しさ位は、寧ろ甘んじて忍ばねばならない。

然らばこの生活上の困難は如何にして突破出来るか、未曾有の窮迫時代に當つて、吾々は如何なる心構へを持つてこれに堪へて行くべきであらうか。

吾々は生活を如何に考ふべきか

これに就いて第一に思ひ當ることは吾々はこれまで「生活」といふことを如何に考へてゐたかといふ點である。「吾々の生活」といふ場合、其處に知らず識らずの間に、一定の生活標準といふものを考へてはゐなかつたらう

か。特に一部知識人の間で云々される生活文化とか文化生活とかと云つたものの中には、極く表面的な上ずつた生活の觀念が滲み込んでゐるはしないか。かういふ人々は今までの安易な生活――それは寧ろ享樂生活と云つたものに近いのだが――に慣れきつて、それを自分の生活標準とし、それ以下に生活程度を切り下げるのを何だか生活の文化性を失ふかのやうに考へるのである。映畫館や劇場、デパートに日参したり、銀座をブラ付いたり、安價な文學を口にしたたりすることが、所謂生活文化であるならば、生活が苦しくなり享樂機關が減少すれば彼等のいふ生活の文化性は失はれて行くわけである。だが眞の意味での生活文化、精神生活といふものは、たとへこれらの娛樂機關が絶て無くなつてしまつても、決して失はれるものではない。否、寧ろ生活が苦しくなればなる程その内面生活は益々豊富になるものである。極端に云ふならば古人が云つたやうに肘を曲

げてこれを枕とし、水を飲んでこれを食糧とする生活であつても、樂しみはまたその中にある。生活に徹するとは恐らくこの謂であらう。

これは個人の生活であるが、民族に就いても、同じことが云へる。天然の物資に恵まれてゐる地方の民族は一つとして偉大なものはない。この意味から云つて生活標準を如何に切り下げやうとも、その民族の文化性がそれとともに消滅するものでは斷じてない。

生活標準を切り下げることが必要だ

かう考へて來ると、生活が苦しいといふのも、現在の生活標準を中心とするからの話であつて生活環境が變ずるに従つてこの標準をどしどし切り下げて行くことが必要である。尤も一度高まつた生活程度を低めることは非常に困難なことには相違ないが、これなくして、わが國力の發展が期し得られないことを思へば、吾々は自ら進んでこの困難な生活をやり終せねばなら

ぬ。「最低の生活、最高の名譽」これこそわが國民生活の標語である。

第三章 我國を建てる國體

前章に於いて述べたやうに東亞經濟ブロックが成立するならば、物資生産の自給自足を計ることが出来、これが完成の曉には、たとへ戦争が何十年續かうが、全世界を相手にして戦争をしやうが決して恐れる必要はない。云ひ換へればこの東亞經濟ブロックの確立、東亞に於ける自給自足國の建設こそ、現在に於いて何を措いても先づ行はねばならぬ急務である。こゝで東亞經濟ブロックと云つたのは、經濟關係から云つたまでであつてこれを政治的に見るならば、大東亞共榮圈の地盤の上に築き上げられる新體制即ち東亞新秩序の建設である。この東亞新秩序の建設こそ、今事變の目標であり、國防國家體制の建設も生産力の擴充もその他凡ゆる國策は總

てこの線に従つて處理されて行かねばならない。また事實、精神物質兩面に互り國家の總力は擧げてこの一點に集中されてゐるのである。従つて事變處理を眼目とする外交方針もこの方向に従つて推し進められて行くべきことは今更云ふまでもない。このやうに東亞新秩序建設を目指す帝國外交の現れとして、特に記憶せらるべきものは、最近に於いては日支基本條約を初めとして日獨伊三國同盟の締結、日ソ中立條約の成立、これに日佛印經濟協定及び日佛・日泰間兩協定の締結がある。

日支基本條約と日滿華共同宣言

日支基本條約の成立並びに日滿華共同宣言によつて、わが國は南京政府を以つて支那に於ける正統唯一の政府であることを承認し、また滿支は相互に承認し合ふことになつた。この條約は近衛聲明の大原則に基き、善隣友好、共同防共、經濟提携の實を具現し、東

亞民族解放と支那の光輝ある獨立を確保する重大要求を確立したものである。また新國民政府の承認と滿支の相互承認は絶対の條件であつて、かくして東亞新秩序建設の礎石は大盤石の重きを加え、東亞諸民族の共存共榮の理想を實現するものとして世界歴史に一時代を劃する重大事實にして、抗戰の迷夢にあがく重慶政權に對して一大鐵鎚を與へたものである。

日獨伊三國同盟の精神は何

日獨伊三國同盟の精神は既に幾度か繰返し述べられた通り、日本は獨伊の歐洲に於ける新秩序建設に關し、また獨伊は日本の大東亞に於ける新秩序建設に關し夫々互に指導的地位を認め且此を尊重するといふ點にあり、これに就いてこの三國が現在歐洲戰爭に参加してゐない國から攻撃を受けた場合には經濟上、軍事上の凡ゆる手段を盡して相互に援助するといふのである。これによつて明かであるやうに、この三

國同盟締結の趣旨といふものは、決して第三國に對して侵略を行ふとか或ひは共同してこれを擧げしやうといふのでなく、飽くまでも建設的であり、防衛的な立場を採つてゐるのである。云ひ換へるならば、日獨伊三國が亞歐兩面に於いて相携へて新秩序建設に邁進しようとするのであつて、たとへこの新秩序建設の途上、他の無理難な國からこの事業の達成に妨害を受けた場合に於いてのみ、相提携してこれに對抗するといふのである。

元來、限りある世界の資源を分有するにあつて、一方に於いてあり剩る程の富と資源とを有し他方に於いて、人力はあり、國民の性質も亦勤勉であるにも拘らず、只充分な資源を持たないがため、その國民が存分に發展出來ないとするならば、かうした状態にあること自身が既に不合理なわけであるのみならず、新興國が當然の權利たる生存權を主張するにも拘らず、種々の束縛規定を設けて、これを抑へ付けや